ナチス勞働法

財團法人 協調會

昭和十一年九月

ナチス勞働法

財團法人 協調會

序

ナチスの政權掌握はクーデターに依らず、形式的にもせよ合法的形態に於て行はれた。授權法、等制法、統官法等に依り、ナチスの獨裁制がその體制を整へると共に、所謂國民社會主義的世界觀に基く諸般の改革のための立法が、陸續と制定公布を見たのである。一九三四年一月の國民勞働統制法も亦、勞働關係を國民社會主義的見地より規制せんとするものであり、大戰後着々整備し來たれる集團主義的勞働法體系を廢棄し、新たに全體主義的勞働法體系の形成を企圖するものである。同法に於ける根幹的規定と目すべきものは、生産に於ける協同、信任協議會、勞働管理官、社會的名譽裁判所等に關するものであるが、それはその後に於ける幾多の關係法規の制定公布と相俟つて、勞働關係に於ける劃期的立法事業を完成した。

本書は、國民勞働統制法より勞働手帳の實施に關する法律に至る一聯のナチス勞働立法を紹介し、かくてナチス勞働政策の內容を明かにせんと試みたものであり、それら諸立法の現實的效果、その批判等はこれを他日に期した。本書の內容は之を二部に分ち、その第一部をナチス勞働法の解說に、第二部を勞働法條文の飜譯とし、更に附錄としてドイツ勞働戰線加盟員に對する方針書竝にドイツ國勞働奉仕に關する法律及命令を加へた。

本書は主として本會調査部員稻葉秀三の執筆にかゝり、解說及び條文の飜譯等に就ては、內閣調査局囑託文學士佐藤莊一郎氏竝に本會元參事商學士吉田巍氏の協力、指導に負ふところ大であつた。記して謝意を表明す

る次第である。

昭和十一年九月

協調會調査部

ナチス勞働法

目次

第一部　ナチス勞働法解説

第二部 ナチス勞働法

附錄

統計表目次

第一部　ナチス勞働法解說

第一編　大正八年ノ萬歳騷擾

第一　ナチス勞働法の特色

一九三六年初頭を以て、ドイツに於けるヒットラー氏の獨裁は第四年度を迎へることゝなつた。幾度か顚落を豫言せられ、危機を傳へられたにも拘らず、ナチスはよくその王座を保持し、全ドイツにその獨裁權力を振ひ、今やその繁榮を謳歌しつゝある。一九三五年一月三十日ヒットラー總統は、組閣二週年紀念日の演說『ドイツ國民に對する詔示に於いて、四年前その首相就任に際し、全ドイツ國民に誓約したドイツ國窮狀打開四ヶ年計畫が該期間の中半に達せる今日その豫定計畫の四分の三以上を成功裡に完成したと報告した。又同年三月二十六日から同三月三十一日までザクセンの古都ライプチッヒに開催せられたドイツ勞働戰線の大會に際し、同じくヒットラー氏は「余が自己の生涯の終りに於いてドイツ國民、特にドイツ勞働階級のために戰つたのだと斷言し得るであらうと云ふことは大なる誇りはない。」と述べ、公然とその勞働政策を自負してゐるのである。勿論これらの事項は冷靜に事態を觀察せんとするものにとつて、そのまゝ妥當なものとして承認することは不可能なことであらうが、少くとも、ドイツ國民社會主義勞働者黨（Die Nationalsozialistische Deutsche Arbeiterpartei）たるナチスが、その名稱の示すごとく、勞働者の黨として誕生し、その國民社會主義的なる形態に於いて從來の社會主義、共產主義勞働運動に挑戰し、それらを克服して一の新たな分野を開拓し、發展せしめたと言ふことは、何人も否定すべからざる事實として認めざるを得ないであらう。これはドイツ勞働運動に於ける一大轉換であり、延いては

本論の對象たるドイツ勞働法の領域に對する廣汎なる變革を意味する。

ナチス國家の理想とするところは、職業身分秩序の建設、國民協同體組織の確立にありと云はれ、ヒットラー氏はその演說に於いて絕えず舊ドイツ共和國の基礎をなすワイマール憲法を階級的、非國家的法律なりと攻擊しこれに代つて新しい國家秩序の下に於ける法律の制定の急務なることを力說した。勿論これによつて意圖せられるところは、單に勞働法の改革の範圍にのみとゞまらず、汎く民法、商法、刑法等の基本法の改革たることは論するまでもないことであるが、一九三四年一月の國民勞働統制法の制定は、この企圖遂行に對する先鞭をなせるものであり、續いて恐慌下に喘ぐ失業者に對する勞働の給與、勞働力の配分等を目的とする失業救濟法、(1)統制經濟法(2)等の諸法制の發布を見るに至つたのである。しかもナチス勞働法は單に從業勞働者の賃銀、就業時間並に解雇の場合等に於ける保護にのみとゞまらず、進んで失業者の就業機會の增進、家內工業勞働者の保護、經營協同體の建設、勞働統制組織の確立等を通じての資本、產業、勞働の三者の協力一致を目的としたものであり、從來の勞働法の分野に對する一の擴大、發展を意味するものと思惟せられる。以下ナチス勞働法の特色を究めるに當り、一應從來のドイツ共和國の勞働法と對比してその特質を明かならしめよう。

(1)　國民勞働統制法制定以前の一九三三年六月及び九月に公布せられた第一次失業緩和法竝に第二次失業緩和法は、建設的立法と認めることを得ない。三四年五月の勞働配置の取締に關する法律、同年八月の勞働力配分法令に於いて始めて全體的見地に立つて勞働機會增進のための措置がとられたと見ることが出來る

(2)　Gesetz zur Vorbereitung des organischn Aufbaues der Deutschen Wirtschaft vom 27. 2. 1934 竝びに一九三四年十一月の第一施行令

一　ナチス勞働法と舊ドイツ共和國勞働法

周知の如く、一九一八年十一月三日のキールに於ける水兵の叛亂を契機として革命の波が全ドイツに高潮するに至り、社會民主黨のエーベルト氏、シャイデマン氏等はこの情勢に際して、治安維持の名の下にカイゼルの退位を要求し、共和國の成立を宣言したのである。このドイツ帝國より、ドイツ共和國への變革の方向についてはそれが市民的革命としてとどまるか、更にそれを乘越えて社會主義的、共産主義的革命にまで進展するに至るかは、啻にドイツ國内のみならず、國際的重要問題として注視の的となつてゐたのであるが、ノスケ氏によるスパルタカス團の鎭壓は、社會民主主義者をして革命を前者に停止することに成功せしめ、こゝにドイツ共和國の建設を見るに至つた。

この新しい共和國の法的基礎確立のためにワイマール憲法が制定せられたのは一九一九年であるが、ワイマール憲法は一舊ドイツ帝國に於ける勢力の支配的地位を覆しつゝもこれらの舊勢力に代つて新勢力を支配的地位に置くことなく、政治的、經濟的、社會的權力を新舊兩勢力の間に分配したのであるが、斯くしてブルジョアジーと被傭者としての勞働階級との間に生ぜしめられた一時的な均勢關係は、勞働法的規範の生成及びその基底をなすイデオロギーに反映して現はれ、ドイツ勞働法をして集團主義的體系と云ふ新たな體系を採らしめた」(1)のであつた。ワイマール憲法に基くドイツ勞働法の體系は、現在ナチス指導者達によつて屢々指摘せられる樣に、被傭者の結合體としての被傭者團體と雇傭主の結合體としての雇傭主團體との對立の承認にその基本を置くのであつ

て[2]被傭者と雇傭主もこゝでは單に個人としてではなく、對等の法律的權利を有する集團として把握せられる「集團的に組織せられた被傭者團體と集團的に組織せられた雇傭主團體との間に於ける社會鬪爭の成果を法律として承認し、又その前提として――團體をして自由に構成せられた集團としての性質を失はしめざる程度に於いて團體の構成に就ても、頒布に就ても、活動に就ても助力を與ふる等要するに勞働法を靜態的に一の狀態としてでなく、動態的に一の過程として把握し、この社會的過程に對して、能ふる限りの可能性を與へ、且つこれを承認する。」[3]ここに舊ドイツ共和國勞働法の根柢が存在してゐたのであつた。

ヴエ・マタイ氏はその勞働法原論の中でこの過程について以下の如き說明を加へてゐる。

先づ初に現はれ、ドイツに於ける資本主義の勃興に對してその法的基礎を提供したものは、「個々の雇傭主と個個の被傭者との間の關係は、原則として自由なる勞働契約による」と云ふフランス風の自由・平等の原則の上に立つ個人主義的な自由契約の思想であつた。物品の取引に於いて賣買が賣主と買主との間に於ける自由な合意によつて成立すると同じく、人の勞働力も亦物品視せられて、一方の當事者が自由にこれを賣り、他方の當事者が自由にこれを買つたのである。法律上では何人と雖も勞務契約を締結せねばならぬ義務を負ふものはなく、又勞務契約の締結に當つてその自ら適當と考へない條件に從はねばならぬものはなかつたのであるが、經濟上の理由から生きんがために被傭せられんとする者の大多數は、勞務契約を締結せざるを得ず、生產手段の所有主たる雇傭主が課する條件に服從せねばならなかつた。從つてこの不平等な權力關係の分配を平均せんがために、被傭者は團體を組織し、或る產業部門又は或る產業全體に屬する者が自己の利益を同じくする團體に加入結合するに至つ

た。被傭者團體の目的は、或る職業の被傭者のために社會的生活條件、就中賃銀及び勞働條件を有利に形成するにある。その結果として被傭主側に於ても亦之に對抗すべく團體を組織したのである。

しかるに立法上に於いてはこの團結自由の原則が一般に認められる樣になつたのは極めて徐々のことであつて、營業の自由が認められ、自由な勞務契約が行はれる樣になつて團結はこれによつてその禁止の理由の本來消滅したにも不拘、政治上の考察と企業家側の利益とはその結成を妨げた。始めて團結の自由が認められたのは、一八六九年の營業條令(Gewerbeordnung)であつて、しかもなほ營業條令の適用を受けるのは、工業勞働者並に鑛山勞働者に局限せられて居り、工業勞働者については、營業條令第百五十二條、第百五十三條の規定によつて經營に於ける使用人、職工がより有利な勞働條件を獲得せんがためになす協約又は團結が認められ、解雇その他によつて企業主のなさんとする禁止、罰則が廢止せられたのであつた。右の如く、團結の自由は漸くこゝに認められることゝなつたが、この團結に對しては、營業條令理由書の明言する樣に、積極的な國家の保護は何等與へられて居らなかつたのである。

營業條令第百五十三條は戰時中一九一八年五月の法律によつて廢止せられたが、一九一八年十一月の國民代表者會議の宣言は、團結權竝に結社權に對する一切の制限を削除し、ここに合法的に團結の認められるとともに、その結成について國家の保護が講じられることとなつた。右宣言の第二號は更に結社竝に集會權は何等の制限をうけず、官吏竝に國營事業勞働者についても、亦然るべき旨を規定するところあり、第八號は僕婢條令竝に農業勞働者に對する例外規定はその效力を失ふべき旨を定め、更に一九一九年八月の新憲法によつて勞働條件の維持

竝に改善の爲にする團結の自由は、すべての者に對し、且つすべての職業に對して與へられ、この自由を制限又は妨害せんとする處置はすべて違法となし、斯くして營業條令第百五十二條は擴張せられて、團結の自由は雇傭主竝に被傭者に平等に附與せられることとなり、ここに集團主義的勞働法の樹立を見るに至つたのである。

この集團主義的勞働法の趣旨は、新憲法自體の中にも明瞭に表現せられてゐるのであつて、ワイマール憲法第五十九條及び第六十五條第一項、第二項、第三項は次の如く謂ふ。

第百五十九條　勞働條件及ビ經濟條件ノ維持及ビ改善ノタメニスル結合ハ何人ニ對シテモ又如何ナル職業ニ對シテモソノ自由ヲ保障ス、コノ自由ヲ制限シ又ハ妨害セントスル約定及ビ處置ハ違法ナリ

第百六十五條　(一)勞働者及ビ使用人ハ企業者ト同等ノ權利ヲ以テ相協同シテ賃銀、勞働條件ノ規制竝ニ生產力ノ全經濟的發展ニ與ルベキモノトス、雇傭主側及ビ被傭者側ノ團體竝ニコレラノ協定ヲ承認ス

(二)勞働者及ビ使用人ハ社會上及ビ經濟上ノ利益ヲ擁護スルタメニ經營勞働者協議會(Betriebsarbeiterräte)竝ニ經濟區ニ依リテ分チタル地方勞働者協議會(Bezirksarbeiterräte)及ビ國勞働者協議會(Reichsarbeiterräte)ヲ以テソノ法律上ノ代表者トス

(三)地方勞働者協議會及ビ國勞働者協議會ハ企業者及ビソノ他ノ關係アル國民ノ代表者ト相共同シテ全經濟的任務ヲ遂行シ及ビ社會政策法ノ施行ニ協力スルタメニ地方經濟會議(Bezirkswirtschaftsräte)及ビ國經濟會議(Reichswirtschaftsrat)ヲ組織ス、地方經濟會議及ビ國經濟會議ノ構成ハスベテノ重要ナル職業團體ガソノ經濟上及ビ社會上ノ地位ニ相當スル代表ヲ有スルモノタラシムルコトヲ要ス

しかも單に憲法の條文の中にとどまらず、新勞働法の趣旨は、又賃率協約、勞働者及び使用人委員會、勞働爭議仲裁に關する命令（Verordnung über Tarifvevträge, Arbeiter-und Angestelltenausschüsse und Schlichtung von Arbeitsstreitigkeiten—一九一八年十二月二十三日付公布）、經營協議會法（Betriebsrätegesetz—一九二〇年二月四日付公布、一九二八年二月二十八日付改正）、勞働裁判所法（Arbeitsgerichtigesetz—一九二六年十二月二十三日付公布）等の條文に於いてそれぞれの事態と關係してより明確に表現せられてゐる。我々はこれらの法令によつて更にその具體的內容を看取し得る次第である。

以上の敍述によつて、略々ドイツ共和國の勞働法の輪廓が明らかにせられると思ふ。民族的統一をモットーとし、階級鬪爭を煽り、國民を分裂せしめた社會民主主義、或は共產主義のマルキシズム的世界觀を排擊せんとするナチスより觀れば、この階級鬪爭是認の立場の上に確立せられた集團主義的勞働法の體系は、その最も忌み嫌ふべき對蹠物なることも自明の理と云はねばならぬ。ナチスはその綱領にも觀らるゝ如く、「階級イデオロギーの打破」、「企業者竝に勞働者の單一協同戰線の樹立」と云ふ立場から資本と勞働とは生產のために協同すべきこと、生產は又國民全體の利益に奉仕すべきことを强調する。

『經濟生活の領域に於いては、一つの法則がすべての行動を規定するであらう。それは「國民は經濟のために生產するものではなく、又經濟は資本のために存在するものではない。寧ろ資本は經濟に、而して經濟は國民に奉仕するものである。」と云ふ法則である……一方に於いては生產的意志、他方に於いては生產的活動、この兩者の間に正當な調整が作り出されねばならぬ。(4)』

とヒットラー首相は云ふ。この資本と經濟との相關關係は同時に資本と勞働との關係にも妥當するのであつて、經濟、資本、勞働、この三者はナチスの統制、支配する社會にあつては、一の融合的、統一的聯關に立ち、三位一體を形成することとなる。したがつてナチス勞働法と目さるべきものもこの統一的聯關より出發し、單一的、融合的國民協同的要素を包含しなければならぬものであつて、階級是認の立場にある集團主義的勞働法とは凡そ異なる內容を包括すべきことは、ここに改めて明言するを要しないところである。

(1) 日本評論社版「ナチスの法律」二九四頁

(2) Mannsfeld-Pohl "Die Ordnung der nationalen Arbeit" S.1 並に „Erlass des Führers und Reichskanzlers vom 21 März 1935 參照

(3) 後藤淸氏「ナチス政府に於けるドイツ勞働法の轉向」（社會政策時報　昭和八年七月號）

(4) 一九三三年三月二十三日のヒットラー首相のドイツ國會に於ける演說

二　ナチス內閣の成立と在來の勞働運動の崩壞

右の如き前提に立脚するナチスの勞働對策は、從來の勞働運動の徹底的破壞掃蕩であつた。以下本論に入るに先だつてこの破壞掃蕩の跡を簡單に辿つてみよう。先づ前內閣たるフォン・シュライヘル內閣が國會解散と土地分割案に對する要請をヒンデンブルグ大統領によつて拒絕せられた結果、總辭職した跡をうけてヒットラー氏を主班とするナチス內閣が成立したのは一九三三年一月三十日であつた。而して新內閣の顏觸れは次の如くである。

首相　アドルフ・ヒットラー
副首相兼プロイセン統監　フランツ・フォン・パーペン
外相　コンスタンチン・フォン・ノイラート男
內相　ウィルヘルム・フリック
陸相　ヴェルネル・フォン・ブロンベルグ大將
財政相　ルッフ・シュヴェリン・フォン・クロジク伯
農業相　アルフレッド・フーゲンベルグ博士
勞働相　フランツ・ゼルデ
遞相　パウル・フォン・エルツリューベナハ男
無任所相，航空相　ヘルマン・ゲーリング大佐
宣傳教化相　パウル・ヨセフ・ゲッベルス博士

右の顏觸れによつても明らかな樣に、新內閣は必ずしも、ナチス黨員を以て占められたのではなかつた。當時ヒットラー內閣の成立は內外に一大衝動を與へたものであり、パーペン氏等のナチス以外の勢力の介在は、よくヒットラー派を牽制して甚しき過激の方策に出づるのを抑制するものと一般に信ぜられてゐたのであつたが、內閣就任と同時に全國的にユダヤ人に對する迫害は開始せられ、二月一日議會は解散となり、これと殆んど同時にヒットラー氏のドイツ復興四ケ年計畫の大綱が發表せられたが、政情極めて險惡、民心不安に戰く有樣であつ

た。しかもこの間ナチスと共產黨の衝突は各地に劇甚なるものがあり、政府は共產派の屋外集會を嚴重に取締り、又社會民主主義系統の諸團體に對する彈壓も漸く峻嚴を極め、二月三日社會黨機關紙「フォルベルツ」が總選擧に對する政見を發表せるに對し、三日間の發行停止を命ずるに至つたほどであつた。

二月二十七日は全世界の耳目を聳動せしめたかの國會放火事件の突發した日であるが、三月一日ゲーリング空相は該犯罪が共產黨の陰謀なる旨を發表し、右と殆んど同時に大統領は個人の自由、信書の秘密、言論、集會及結社の自由等の憲法上の保障を停止し、且つ中央政府に對して苟くも「國法秩序の恢復に必要なる手段」を講ぜざる各州政府を罷免占領すべき權能を附與せる法令を發布するとともに全國の共產黨及び社會民主黨の新聞をば總選擧後まで發行停止せしめ、勞働團體幹部を收監し、こゝに中央政府は殆んど獨裁制度に等しい絕大の權限を掌握することとなつた。

ヒットラー政府の彈壓は無產政黨のみならず、又勞働組合にも及んだ。ドイツ勞働總同盟（ＡＤＧＢ）は、ヒットラー政權の成立するとともに三月初旬以來その反政府的態度を淸算して非政治的方針を聲明し、五月一日國民勞働祭の擧行せられた時には、加盟組合員に之に參加することを勸誘する等極力彈壓を回避せんとする策に出でたのであるが、皮肉にも國民勞働祭の翌日全國各地の總同盟事務所は一齊に警官及び突擊隊の占據するところとなり、ライパルト、グラストン、ヴィッセル氏等の最高幹部五十餘名は逮捕せられた。同夜政府の放送するところによれば、勞働組合の占有、その財產の沒收は勞働階級の利益を目的としたもので勞働組合と組合資金の外國搬出の證據歷然たる結果が右の措置となつて現はれたとのことであつた。その後間もなくキリスト敎勞働組合、ドイ

ツ使用人、勞働者、官公吏組合總同盟も續々ナチスに恭順の意を表し、斯くて一切の勞働組合はナチスの劃一的支配の下に立ち、ナチス黨以外の政黨、組合はその存在を否認せらるるに至つたのである(註)。

註 五月二日の總同盟襲撃に後るること八日の五月十日政府は社會民主黨の不動産及び資金の沒收を命ずるとともにその附屬機關たる國旗團も機關新聞、雜誌その他凡ゆる機關を禁止した。之は黨幹部間の不正行爲が發覺した結果と稱せられ、沒收財産は勞働階級に復歸せしめるとのことであつた。國會放火事件以來その合法制を剝奪せられた共産黨とともにこにドイツの二大無産政黨はその表面的活動力を奪はれ地下運動に追ひやられたこととなる。その後七月までに中央黨、國權黨始めその他の政黨は解散を命ぜらるるか、或は自ら解消するかの何れかの途を選び、七月十五日には、政黨新設禁止令」が發布せられ、今後ナチス黨以外の他の政黨の組織的結合を維持せんと企つる者或は新政黨を組織せんと企つる者は嚴罰に處せらるることとなつた。

三 新勞働政策の建設と勞働法

斯くドイツの勞働運動はナチスの一擊の下に脆くも崩壞したのであるが、その後にナチスの建設せる最初の勞働政策は國民勞働記念日の創設(註)とドイツ勞働戰線の結成であつた。就中ドイツ勞働戰線の結成はナチス勞働政策に於ける最も特筆すべきものに屬し、從來突擊隊(SA)以外には勞働大衆を組織せる機關を持たず、僅かに「國民社會主義經營細胞團」(NSBO)を組織して總同盟その他の勞働組合に對抗しつつあつたナチスはこれによつて商業、工業、手工業に亘る勞働者、使用人並に企業家等の一切を含む一大勞働團體を有することとなつた。ナチスの根幹的勞働法たる國民勞働統制法も實にその地盤の上に成立せるものである。

註　一九三三年五月一日の最初の國民勞働紀念日に於けるヒットラー首相の演說に曰く「今年のメーデー祝賀はドイツ國民復活の象徵たるべく階級鬪爭の旗幟はこゝに變じて擧國一致の表象とすべきである。吾人がこの日を選んだのは今や萬物更生の季節たるこの日こそ將來永くドイツ國民復活の日として紀念さるべきためである。」

扨以上の傳統的勞働運動の崩壞、新勞働運動の建設に際してドイツ勞働法は如何に轉化したのであらうか。この舊勞働法から新勞働法への轉化に對する契機をなしたものは一九三三年三月二十四日付公布の「國民及び國家の艱難を排除するための法律」(Gesetz zur Behebung der Not von Volk und Reich)であつた。この法律は同年三月五日の國會總選擧(右選擧に於てナチスは六四八中二八八の議席を獲得するに至つた)後の第一回國會に於いて四百四十一對九十四票の壓倒的多數を以て可決せられたもので次の如き條文よりなる。

第一條　全國立法ハ憲法第八十五條第二項(豫算ノ決定ハ立法手續ニヨル規定)及ビ第八十七條(借款ニ關スル政府ノ權能ハ立法ニヨツテ附與サルベキ規定)ヲ含ム憲法ノ手續ニヨラズシテ政府之ヲ制定スルコトヲ得

第二條　政府ノ制定スル法律ハ國會及ビ參議院ノ制度ニ抵觸セザル限リハ憲法ノ規定ト相異スルモ差支ヘナシ、但シ大統領ノ權限ニ觸ルルコトヲ得ズ

第三條　政府ノ制定スベキ法律ハ內閣ニ於テ作成セラレ官報ニヨリ公告セラル、而シテ特ニ定メラレザル場合ハ法律ハ公布ノ翌日ヨリソノ效力ヲ發生ス、憲法第四十八條乃至第七十二條(立法ノ公布ニ關スル規定)ハ政府ノ制定セル法律ニハ之ヲ適用セズ

第四條　國ノ立法上ノ權能ニ關スル事項ニ付キ外國ト締結セル條約ニハ本法施行期間ハ立法機關ノ承認ヲ要

セズ

第五條　本法ハ公布ノ日ヨリ施行シ一九三七年四月一日マデ有效トス、本法ハ現政府ノ更迭セル場合ニハソノ效力ヲ失フ

ヒットラー政府が「國民及び國家の艱難を排除するための法律」によつてその地位を確立した後に於いて從來の勞働法體系に加へた破壞として擧ぐべきものに　一　經營代表委員會の構成に關するもの、二　反民族的分子の經營外への驅逐に關するもの、三　勞働組合の特權的地位の剝奪に關するもの等がある。(1) これについて以下簡單に說明を加へれば、四月四日「經營代表委員會及び經濟的團體に關する法律」(Gesetz über Betriebsvertretungen und über wirschaftliche Vereinigungen) が制定せられ、同法第一條によつて經營代表委員會の改選延期を命じ、又は反民族的分子を經營代表委員會より驅逐する權限が政府に附與せられることとなつた。即ち改選延期の前提として公共の安寧上の必要を掲げ、これによつて旣存の勞働組合の勢力振はざる經營に於いてはその改選を妨げず、侮るべからざる勢力を有する經營にあつては改選を延期して勞働組合の策動の餘地なからしめ、他方に於いては反民族的分子の經營代表委員會よりの驅逐、任命せられたる代議員による經營代表委員會委員の補充、委員會定員數の實質的減少、行政官廳の處分に對する救濟の拒否によつて右の改選を延期せられた經營代表委員會の漸次的切崩し乃至變更が策された。(2) 更に同法第四條は勞働裁判所法第十一條に新たに規定を挿入し、國勞働大臣は國經濟大臣及び國司法大臣の同意を得て命令によつて訴訟代理について從來の雇傭主團體竝に被傭者團體に代つて他の團體を所謂經濟團體と同等の地位に置換へる途を開き、これによつてナチス經營細胞團、シュタールヘ

ルム自治團を始め、數多のナチス團體に訴訟代理權を取得せしめるに至つた。

次に反民族的分子の經營外への驅逐のため制定せられた法律は一九三三年四月七日の官公吏整理法（Gesetz zum Wiederherstellung des Berufsbeamtentums)であつた。これによつて官公吏の他に國、州、自治體、自治聯合體及びその他の公法團體の行政及び經營に於いて必要なる素養を有せず、アーリアン人種の系統に屬せず、一九一四年八月以前に勞務に服せず、戰線に於いて戰爭に從事せず、若くは父又は子息を失ひたることなく或は從來の政治行動に於いて國民社會主義運動支持のため充分の活動をなすことなき勞働者、使用人はその地位を失ふべく、又凡ゆる被傭者は勞務關係上必要と認められたるときは、低く且つ收入少き地位に移ることに甘んじなければならぬこととなつた。

しかしながらこれらの法令はそれ自體極めて重要なる意味を有するものであるが、ナチス本來の立場よりすれば、過渡的、臨時的なるものと云ふを憚らぬ。ナチス勞働法は一九三四年一月の國民勞働統制法の制定を俟つて始めてその積極的體制を示すに至つたのであるが、その間なほ二、三の過渡的法制の制定を見なければならなかつた。特にこの過渡的期間に於ける勞働關係の規制について、政府は注意をはらひ、これに對し先づ國勞働大臣は一九三三年四月六日その囘章に於いて「經濟生活及び勞働生活の複雜なるにより從來の賃銀條件及び勞働條件の效力をそのまゝ保たしむる外に途なきこと、故に現在の勞務契約の規制もその改廢が必要已むを得ざるものならざる限りそのまゝ差置かるべきこと」を告示し、續いて五月十七日ドイツ勞働戰線指導者ライ氏と國經濟統監(Reichskomissar für die Wirtschaft)ワーゲナー氏とは經濟の職業身分的構成が勞働爭議により煩はさるることな

くして遂行せしめんがため、それぞれ形式的に被傭者及び雇傭主を代表して、八週間の休戰を協定し、その間は賃銀引下げ、同盟罷業、工場閉鎖等の問題の起らざる樣勞資双方責任者を以て、戒むべきことを約定し、双方より休戰期間中に於ける經濟及び勞働の平和の確保のため、「經濟及び勞働の地方監督者」(Bezirksleiter der Wirtschaft und der Arbeit) を任命した。

しかし乍ら五月十七日の右の協定は單に私的性質のものに過ぎず、從つて地方監督者も私的制度たらざるを得ない。故にこれによつては政府の政策がそのまゝ實現され得る保障は何等與へ得られず、保障の與へ得られるためには政府の政策に應じて行ふべき何らかの機關が必要とせられる。この必要を充たさんがためにヒットラー内閣のとつた手段は一九三三年五月十九日の「勞働管理官に關する法律」及び六月十三日の同法施行令であつた。

(1) "Zwei Jahre nationalsozialistisches Arbeitsrecht" (Wirtschaft, Tenhnik, Verkehr Nr. 5 1935) 及び日本評論社「ナチスの法律」三一六頁

(2) 「ナチスの法律」三二一頁

四 勞働管理官法

本法によつて過渡期に於ける勞働關係の規制者としての勞働管理官の地位、職務等について規定が加へられることとなつた。卽ち勞働管理官は國總理大臣によつて當該政府と協議の上、州政府の推薦した人物中より任命せられ、大經濟區 (Grössere Wirtschaftsgebiete) についてそれぞれ一名づゝ配置せられる(第一條第一項)。右によつて勞働管理官は州政府に拘束さるることなく國機關に所屬し、その活動に當つては國政府の方針及び指圖に從は

ねばならぬ（第四條）。且つ國勞働大臣は勞働管理官の活動地域の配分を準備し、又その活動地域內にある州政府と協議してこれを州政府の一又は州官廳の一に配置する（第一條第二項）。これによつて勞働管理官と州官廳との間に事務所の共同關係が形成せらるるのである。

勞働管理官の構成とその法定地位は右の如くであるが、勞働管理官の任務については第二條に於いて規定せられてゐる。即ち勞働管理官の第一の任務は「新社會秩序の成立を見るに至る日まで被傭者の團體及び個々の雇傭主若くは雇傭主團體に代つて法律的拘束力を以て（Rechtsverbindlich）勞働協約締結の條件を規制する」にある（第二條第一項）。而して「こゝに所謂協約當事者たる被傭者の團體及び個々の雇傭主又は雇傭主の團體に代るとは單に協約當事者を代理すること（代理たるならば當事者の利益を尊重せねばならぬ）を指すものではなく、協約當事者にとつて全く獨立的立場から、從つて勞働團體の內容の集團的規制と云ふ勞務契約本來の目的に拘束さるゝことなくして從來當事者のなし來つたものを行ふことを意味する。從つて端的に云へば、勞働管理官は勞働協約當事者の地位の掠奪者となる。」(1)

勞働管理官の第二の任務は「勞働平和の維持のために配慮する」にある（第二條第二項）。而して勞働管理官はこれらの任務に基きなしたる命令又は處分の實現のために國又は州の管轄官廳の助力を求めることが出來る（第三條）。なほ本法の條文は左記の如くである。

第一條　(一)　國總理大臣ハ當該州政府ト協議シ、州政府ノ推薦シタル者ヨリ勞働管理官ヲ任命シ之ヲ大經濟區ニ配置ス

(二) 國勞働大臣ハ當該州政府ト協議シ勞働管理官ヲ州政府ノ一若クハ州官廳ノ一ニ配置ス

第二條 (一) 新社會秩序ノ成立ヲ見ルニ至ルマデ勞働管理官ハ被傭者ノ團體、個々ノ雇傭主若クハ雇傭主團體ニ代リ法律的拘束力ヲ以テ當該人員ニ對シ勞働協約提結ノ條件ヲ規制ス、一般拘束力ニ關スル規定(一九二八年五月一日付勞働協約第二條)ハ之ヲ存續セシム

(二) 勞働管理官ハ勞働平和ノ維持ノタメニ配慮スルモノトス

(三) 勞働管理官ハ新社會秩序ノ建設ニ際シ協力スルコトヲ要ス

第三條 勞働管理官ハソノ任務ニ基キナシタル命令若クハ處分ノ施行ノタメ當該國及ビ州官廳ニ助力ヲ求ムルコトヲ得、勞働管理官ハソノ處置ニ付キ州政府若クハソノ指定スル官廳ト連絡ヲ保ツベシ、但シ猶豫スルコトノ危險ナル場合ハ此限ニ在ラズ

第四條 勞働管理官ハ國政府ノ方針及ビ指示ニ從フコトヲ要ス

第五條 國勞働大臣ハ國經濟大臣ノ同意ヲ得テ必要ナル施行規定ヲ公布ス

(1) 日本評論社版「ナチスの法律」三三三頁

五 ナチス勞働法の特色

以上によつて根幹的勞働法が制定せらるるに至るまでのナチス勞働法の過渡的經過についてその輪廓が明かにせられたことと思ふ。勞働法の積極的建設への意圖は勞働管理官法に後るること半ケ年、一九三四年一月二十日

の國民勞働統制法によつて達成せられた。國民勞働統制法はナチスの世界觀たる國民協同體の精神に則して制定せられた勞働法であり、同法制定以降に於いても種々なる勞働法の制定公布を見るに至つたが、これらは何れも國民勞働統制法を基礎としてゐる。その中特に注目すべきものとして左記の法令を列擧し得る。

一　公の行政及び經營に於ける勞働統制法（一九三四年三月二十三日）
一　家内勞働法（一九三四年三月二十三日）
一　勞働裁判所法（一九三四年四月二十六日）
一　勞働配置の取締に關する法律（一九三四年五月十五日）
一　勞働力の配分に關する命令（一九三四年八月十日）
一　勞働時間法令の更新に關する命令（一九三四年六月二十六日）
一　勞働手帳實施に關する法律（一九三五年二月二十六日）

國民勞働統制法竝にその公布後現在に至るまでのナチス勞働法は、これを大別して勞働保護法と失業對策法の二つに分類することが出來る。而して右の諸法令の中國民勞働統制法、公の行政及び經營に於ける勞働統制法、家内勞働法、勞働裁判所法等は勞働保護法と稱し得べきものであり、勞働配置の取締に關する法律、勞働力配分法令、勞働手帖實施に關する法律等は之を失業對策法の中に編入し得べきものである。たゞ勞働時間令は最近勞働時間の問題が失業對策と關聯して論議せられ、又この觀點よりして勞働時間の統一、短縮等が云々せられてゐる現況に照し、これを勞働保護法と失業對策法の兩者の色彩を備へてゐるものと見ることが出來よう。

斯くナチス政府の治下に於いて幾多の失業對策法令の制定公布をみたことは、一九二九年以降の世界不況の影響を被つてドイツ經濟の危機に瀕し、未曾有の失業者の發生を見るに至つたと云ふ事實はさることながら、如何にナチスがその出現以來失業克服をその最大任務の一に數へ、それに向つて努力を集中せんとしたかを物語る。一九三三年以來の大規模の公共事業計畫の遂行、建築業、建築材料業その他の經濟部門の振興等は、これに伴ふ當該部門に於ける失業者數の減少の事實と照してその成功を我々に示してゐる。しかも注目すべきは、これらの失業者數の量的克服の措置と並んで失業狀態の整理緩和とも目すべき質的措置に對してもその勢力が費されたことであつて、假令一定數の失業の生起の避くべからざるものとするも失業の狀態を整理改善し、失業者の一定地域或は一定產業部門に集中することを緩和し、勞働力の缺乏せる、或は比較的勞働力の吸收の餘地ある部門に對しては、たとひ他部門の勞働力なりともこれを移動吸收せしめんとし、又失業者中に於いても比較的年長の家族的扶養義務ある失業者は優先して雇傭せしめんとする等の策が講ぜられたのであつた。斯くしてこれらの政策を規定せるナチスの失業對策法令は、單にドイツにとゞまらず、各國に於ける失業對策の將來に一の新たなる示唆を與へることとなつた。

ナチスの勞働政策は、その政治活動に於ける國民協同體の創設と相俟つて經營協同體(Betriebsgemeinschaft)と稱せらるべき國家を媒介とせる勞資の共存共榮のための組織の建設にその最大の目標が置かれ、國民勞働統制法はためにその第一章に於いて信任協議會について規定するところがあつた。現實の信任協議會に於いてこのナチスの意圖が果して實現せられてゐるか否かの論議は別として、信任協議會の結成、信任委員の任命、經營指導者の

任務の規定等は、經營の發展、促進、經營內の秩序維持を從來の經濟中心主義の見方より解放して國家的道義觀を導入することによつて倫理的に之を規定し、經濟と道德の合一の立場より產業平和を維持促進せんとすることを示すものである。こゝにドイツに於ける從前の經營協議會と新しき信任協議會の差異が存する。このことは國民勞働統制法の社會的名譽裁判權の規定の中に特に顯著に表現せられてゐる。

國民勞働統制法に亞いで制定せられだ公の行政及び經營に於ける勞働統制法、家內勞働法、勞働裁判所法等の保護法規のうち家內勞働法、勞働裁判所法はナチス政府によつて新に制定せられたものでなく、從來より既に制定せられてゐたものであつたが、ナチス政府の成立とともに新しい觀點に立つて改正を加へたものであり、公の行政及び經營に於ける勞働統制法は、一般企業經營に對し國民勞働統制法の制定を見たるに對し、公企業に特に重要なる意味を認めて制定したものであり、その內容に於いては殆んど國民勞働統制法と相異するところはない。

扨これらの法制はさきに述べた「國民及び國家の艱難を排除するための法律」によつてドイツ國會の審議協贊を得ることなしにナチス政府より制定公布せられたのであつた。法律そのものの目的とするところは一般國民の安寧福祉の維持增進であつて、必ずしも一黨一派の獨裁强化ではないが、獨裁政府による獨裁法制の特色として比較的獨裁、卽ちナチス獨裁のためにするところの因子が多分に含まれてゐることは否めないと思ふ。信任委員のドイツ勞働戰線加盟員たることの必要、ナチス黨員、ナチス系諸團體員に對する勞働力配分法令の適用の除外等はその一例であつて、ナチス勞働法を理解するためにはこの點についても充分考慮する必要がある。

以下各個の勞働法制につき、その制定の理由、特色及び效果等について解說を加へよう。

第二　國民勞働統制法

一　國民勞働統制法の特色

一九三三年五月の勞働管理官法は、上述せる如く、豫てより暫定的なるものとして發布せられたのであつたが一九三四年一月二十日國民勞働統制法（Gesetz zur Ordnung der nationalen Arbeit）の創定せらるるに至つてここにナチス的面目を現はせる全く新しい社會立法の實現を見ることとなつた。

ナチス政權の成立した一九三三年一月三十日とこの國民勞働統制法の制定せられた一九三四年一月二十日とはその間未だ一ケ年を經過してゐない。斯くの如き極めて短期の過渡的期間を經て、ここに將來の勞働行政の法的基礎をなすべき基本法が制定せられ、それに續いて幾多の新しい勞働立法の公布を見たことは、本法の內容についての法的妥當性、本法適用の現實的效果等に對する考察、批判を度外視して考へるならば、ナチスにとつて極めて慶賀すべきこととなりと言はなければならない。クラウゼ氏はこの根幹的勞働立法としての國民勞働統制法の斯くも早く制定せられた理由として次の二點を擧げてゐる。(1)

一、一九三三年十一月十二日の國民投票に於いて國民が指導者ヒットラー氏に對する一致的信賴と國民社會主義的思想の承認とを表明したること。

二、一九三三年十一月の「全生產的ドイツ國民に對する告示」（Aufruf an alle schaffenden Deutschen）によつ

てドイツ勞働戰線の發展が確認せられ、勞働協約の基礎は全くその影を沒することに新立法に對する要望が益々切實となり來つたこと。

本法の出現とともにドイツに於ける世界大戰後の最も重要な社會立法たる經營協議會法、勞働協約令及び勞働爭議調停制度に關する法令等も全く廢止せられ、從來の社會秩序の根底をなしてゐた階級鬪爭の思想も克服せられ、これに代つて支配的地位に登場したのは、全體主義的國家理念の上に立脚した國民協同體の觀念であつた。

國民勞働統制法第一條は謂ふ。

第一條　經營ニ於テハ企業者ハソノ指導者トシテ使用人及ビ勞働者ハソノ從屬者トシテトモニソノ經營ノ目的促進竝ニ國民及ビ國家ノ共同利益ノタメニ働クモノトス

この經營內部に對する國家觀念の導入、經營倫理の創成、普及として或は賞讃せられ或は排擊せられてゐる有名な章句は、前述せる舊共和國憲法中の「勞働者及ビ使用人ハ企業者ト同等ノ權利ヲ以テ、相協同シテ賃銀、勞働條件ノ規制竝ニ生産力ノ全經濟的發展ニ與ルベキモノトス、雇傭主側及ビ被傭者側ノ團體竝ニコレラノ團體ノ協定ヲ承認ス」(ワイマール憲法第百六十五條)の章句と對比するとき、そこに著しい相違を看取せずにはゐられない。

本法は七章、七十三條よりなる廣汎な立法であるが、各編に入るに先だつて、その特色と看做すべき點を列擧して見よう。先づ第一に本法にあつては、勞務關係の基準をなす雇傭主と被傭者の團體が、階級關係としてでなく、機能的に分類せられた職業身分的關係として把握せられてゐることである。雇傭主と被傭者とは本來相對立するところのものではなく、統一的、協同的なるものであり、國民及び國家の共同利益のために協力すべきもの

たるを要するのであつて、このことは嚢の第一條の章句に照すも明瞭である。
この點について注目すべき事象の一は、國家をこれを構成せる個人若くは集團よりも、より卓越せる目的、生活及び活動方法を具有する絶對的なものとして把へんとする國家觀の上に於いては、大した相違を認め得ないにも拘らず、ファッシスト・イタリアとナチス・ドイツとが勞働關係の規則に於いて異つた見解を有してゐると云ふことである。一九二六年のイタリア勞働憲章第四條は謂ふ。

第四條　生産ノ各種要素間ノ連帶ヲ具體的ニ表現スルモノハ雇傭主及ビ勞働者ノ相反スル利益ヲ協調シ、彼等ヲ生産ナル高次ノ利益ニ從屬セシムルコトニヨツテ達成セラルル團體協約ナリ(傍點は筆者)

右に示さるる如く、ファッシストが勞働に對する階級イデオロギーの殘滓を有するに比し、勞働者と企業者、資本家の對立を對立としてでなく、本來統一的協同的なものとして把握せんとするナチスの態度は、この點正に一歩を進めたものと見ることを得よう。然しながら現實に於てナチスの意圖するところのものが十分達成せられ得るか否かと云ふことは、自らこの問題とは別個である(註)。

註　イタリアに於ける職業組合が雇傭主組合と被傭者組合に二大別せらるゝに反し、職業組合に比すべきドイツ勞働戰線が勞働者、使用人並に企業者の單一組織なる點についても亦このことが認め得られる。

次に國民勞働統制法の第二の特色は、法に對する道德的基礎の確立である。この點に關し、カール・アンドレー氏は、次ぎの樣に述べてゐる『他の協同體と同樣に、經營協同體（Betriebsgemeinschaft）は、現實には道德的基礎の上に立つて始めてその存立が可能なのである　從來の觀念によれば、勞働契約の特殊性は賃銀に對する勞

働力の財產法的交換と云ふことにあつた。かかる唯物論的觀察方法は、經營內の連帶性による見解よりも企業者、使用人及び勞働者側の相反する狀態を一層强めることは必然の勢である。從つて本法に於いては、經營內の勞務關係について、先づ本來の勞働協約に屬すべき規定を設くるとともに「忠實」(Treue) 及び「社會的名譽」(soziale Ehre) なる道德的概念に基く嚴格な人格法的規定を加味した。……本法の主要部分に於いて、法律及び道德を一層緊密に融合せしめ、古代ドイツの法益（忠誠勤務契約 Treudienstvertrag）に復歸せんとする國民社會主義的要求が實現せられたのである。」(2)と。

第三に特に注目すべき點は、先の「勞働管理官法」に於いても、その一端が示されてゐる樣に、勞働組合の解消による必然の結果として、從來の勞働條件に關する超經營的集團的規制が廢止せられ、勞働條件が原則として經營內に於いて規制せられることとなつて來たと云ふ點である。これに關してもカール・アンドレー氏は次の如く指摘してゐる「各經營を以て經濟生活の單位細胞及び企業者竝に從屬者の協同作業場と見、之によつて新社會秩序の建設を全うすることとなるのである。そのために、從來は、勞働協約を繞つて多くの勞働條件が定型的な融通性の少ない規律の下に在つたが、將來は之に對し、各經營の自然的差別性を考慮し、絕えず經濟的發展に適應する樣彈力性を附與することが必要となつて來る。特に協同的勞働を遂行するためには、企業者、使用人及び勞働者が均しくその繁榮を願つてゐる各個の經營に於いて行ふのが、最も容易である。」(3)と。その具體的の現れは、各經營に於ける信任協議會の結成、經營指導者及び信任委員の任命である。

以上の三特色の綜合せらるることによつて、新たな勞働法の體制が組立てられたのであつて、斯くの如き前提

の上に成立した勞働法が從來のそれと異なる内容を包括すべきことは、當然自明のことなりと云はなければならない。

(1) Krause "Rundschau" (Deutsches Arbeitsrecht, 1934, Heft 2, S. 50)

(2) Karl Andres "Das Gesetz zur Ordnung der nationalen Arbeit. Einblick über die Grundgedanken" (Reichsarbeitsblatt 1934 Nr. 4)

(3) Karl Andres a. a. O.

二　國民勞働統制法制定の前後に於けるドイツ勞働者の狀態の概觀

以下國民勞働統制法の各論に入るに先だつて、本法に關聯して本法制定の前後に於けるドイツ勞働者の狀態について、一瞥を加へたい。もとより經濟現象の進展は複雜であり、勞働狀態の推移も亦それに伴つて迂餘曲折多く、到底その全般に亙つて正確な認識を與へることは、困難なことであるが、こゝではイ、經濟活動一般、ロ、經營數及び從業者數、ハ、勞働所得に分つてその各々について大體の動向を示したい。

イ　經濟活動一般

世界大戰により未曾有の打撃を蒙り、ドイツ工業は萎靡衰退その極に達したが、ドイツ國民の努力は、よくその困難を克服し戰債その他の重壓に抗して、復興に全精力を傾倒し、ために一九二七年には、生產額、從業者數等に於いて略々戰前の水準を恢復することを得たのである。しかるに幾許もなくして世界不況の嵐の中に捲きこ

まれ、不況の第三年度たる一九三二年末に於いては、ドイツ工業生産は一九二七年度の水準から四〇%も減退し又失業者は六百萬人に達する有様となつた。戰後のインフレーションに苦い經驗を嘗めたドイツ政府は、爲替管理の實施、短資据置協定の締結等により極力事態の好轉に努力したが、世界は擧げて不況の渦中にあり、剩へ爲替下落國の續出や通商障碍の增加のため、世界市場に於ける壓迫は益々甚しきを加へ、內にあつては國家財政は極度に窮迫し、終に賠償金支拂の不能を聲明せざるを得ざる事態に立至つたのである。

かくの如き經濟事態の窮迫は、その打開のために、より根本的な對策と對策を遂行すべき强力な政治機構を必要とするものであつた。ブリューニング、パーペン、シュライヘル等の短命內閣を經て、ヒットラー內閣への途は何等かの形式に於いて、斯かる努力の行はれんとして失敗に歸した課程であり、一九三三年一月以降のヒットラー內閣の繼續的存在は、兎にも角にも現在のドイツにとつて、その不況の深淵から、望み求め來りしものに到達したことを現はしてゐる。ヒットラー氏出現以來のドイツ經濟界の好轉は、或は一般國際景氣の立直りなりと稱せられ、或はナチス景氣振興策の成功なり、或は何等實質を伴はざる空景氣なりと云々せられるにもせよ、經濟事態の窮迫が聊少なりとも緩和せられた事實は、否みがたいのであつて、景氣硏究所の指數によれば、一九三四年に於いては、前年度に比べて工業生產は六九・〇から八三・三に、卸賣物價は九三・三から九八・四に上昇した。工業生產指數（生產財竝に消費財）、卸賣物價指數、從業者數、株價指數、鐵道貨車運轉數等によつて一九三一年より一九三四年に至るナチス內閣成立前後の經濟活動推移の狀況を示すならば第一表の如くである。

第一表　經濟活動推移一覽表

	1931年	1932年	1933年	1934年
工業生產指數 (1928=100)	73.6	61.2	69.0	83.3
生產財工業生產指數 (1928=100)	65.4	50.2	58.5	77.2
消費財工業生產指數 (1928=100)	85.7	78.1	82.9	92.6
卸賣物價指數 (1928=100)	110.6	96.5	93.3	98.4
從業者數(單位=1000)	14,337	12,518	13,016	15,041
株價指數 (1924年—1926年=100)	—	—	67.3	77.5
鐵道貨車運轉數 (一日常單位 1000臺)	112.6	99.8	104.9	117.5

註　ワーゲマン研究所の統計による。

ロ　經營數及び從業者數

現在に至るまでドイツに於いて職業調査(Berufszählung)の施行せられたのは、一八八二年、一八九五年、一九〇七年、一九二五年、一九三三年の五回であるが、今職業を農業及林業、工業及手工業、商業及交通業、官公吏及自由職業、家事從業に五大別して、その推移を辿ると大體に於いて次のごとき傾向を觀取し得ると思ふ。

先づ第一に擧ぐべきは、一八八二年から一九三三年に至る五十年間に於ける農業の地位の變化である。本業者について觀るにその全體の中に占める比率は、四二・二%から、二八・九%に下降した。しかも一八八二年から一九二五年までは比率の低下に拘らず、その絶對數に於いては各調査年度に於いて七百十三萬(四二・二%)、七百十八萬(三六・四%)、八百五十五萬(三四・〇%)、九百七十六萬(三〇・五%)と増加を示してゐたのであるが、一九

三三年にあつては、九百三十四萬(二八・九%)とその率に於いても、數に於いても低下したのである。現在のドイツにあつて、我國と同じ様に農村振興と云ふことが、積極的に唱道せられる具體的な根據の一つはこゝに存すると觀なければならぬ(註)。

註　ドイツ農業に關しては第六節失業對策法中の勞働配置の取締に關する法律及び勞働力配分法令の項參照。

次に工業について觀るに、農業の沈滯に對し、この間に於いて最も目覺しい進出を示したのは工業であつた。資本主義上昇期にあつては、從前の經濟體制に於いて支配的であつた農業は、豐富な資本と機械力を背景とする工業に、徐々にその地位を讓ると云ふことは、一般に經濟常識の一として稱へられてゐることであるが、我々はドイツに於いて、その典型的な形態を見るのである。統計上明かにし得ないが、ドイツ工業が一應の發展をとげたと看做し得る一八八二年に於いては工業及手工業は本業者にあつては五百七十萬、職業從屬者にあつては一千三百九十萬であつた。更に發展をとげたその後の經過を辿れば、一八九五年に於いては本業者は七百四十五萬となつて、農業の水準を超へ、大戰前の一九〇七年にあつては一千萬、大戰後の一九二五年に於いては一千三百四十八萬となり、遙かに農業を凌駕して名實共にドイツの主要產業たる地位を克ち得たのである。

工業に亞いで商業及交通業も亦この間著しい發展をとげた。今各調査年度に現れた職業人口の變遷を示せば第二表の如くである。

第二表　ドイツ職業人口調

(單位 1000)

職業部門	1882年		1895年		1907年		1925年		1933年	
	本業者	從屬者	本業者	從屬者	本業者	從屬者	本業者	從屬者	本業者	從屬者
農業及林業	7,134	15,937	7,182	15,442	8,556	14,918	9,763	14,373	9,343	13,661
工業及手工業	5,702	13,947	7,458	17,848	10,061	23,175	13,486	26,207	13,053	25,328
商業及交通業	1,444	3,877	2,152	5,207	3,266	7,409	5,235	10,503	5,932	11,042
官公吏及自由職業	958	1,909	1,327	2,527	1,651	3,122	2,131	4,180	2,699	5,063
家事從業	1,647	2,251	1,637	2,080	1,621	1,927	1,394	1,482	1,269	1,317
計	16,885	37,983	19,756	43,104	25,155	50,551	32,009	56,748	32,296	56,411
職業なき者	1,224	1,851	1,937	2,820	3,078	4,440	3,844	5,662	5,821	8,807
總計	18,110	39,834	21,693	45,925	28,233	54,992	35,953	62,410	38,117	65,218

註 本表の統計は 1882年、1895年、1907年の調査については、Woytinsky "Zehn Jahre neues Deutschland" S. 20, 1925年、1933年の調査については "Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich" 1935, S. 17 による。

次に右の各職業部門のうち本論の對象たる勞働法に最も深い關係のある工業及手工業の經營竝に從業者について概述を試みよう。ドイツに於ける工業及手工業の經營數は一九二五年度の調査に於いては一、九〇九、四八八であつて、その中被服業の五七七、三八四が首位を占め、食料嗜好品業の二九三、三七三、建築業の二二〇、一八三、板鐵加工業の一五〇、三九二、纖維工業の一二二、九八七等がこれに亞いでゐたのである。一九三三年の調査に於いては不況の結果、經營數は〇・四%を減少して一、九〇一、二二一となつた。特にこの減少の傾向の顯著であつ

たのは鑛業の五五・六%、樂器及玩具業の四五・三%、織維工業の四五・一%、金屬精錬業の二六・九%等であるが、衞生業（五八・五%）、ゴム及アスベスト業（四三・六%）電氣機械器具業（二五・六%）等は何れもこれと反對に、その經營數は增加を示してゐる。

不況の影響を最も深刻に反映したのは、從業者數であつた。工業及手工業に於ける從業者數は、一九二五年の一二、九一〇、三四一名から、一九三三年の八、九四一、三五〇名へ三〇・七%も減少した。特にこの傾向の著しかつたのは、大企業であり、ドイツ工業の中核をなす重工業部門であつて、機械製作業（五三・二%）、金屬精錬業（五一・〇%）、鐵鋼業（三七・九%）等は、何れもその三分の一以上の從業者を失はなければならなかつた。電氣機械器具業、板鐵加工業等はその經營數に於いては二五・六%、三・六%方增加したるにも拘らず、その從業者數にあつては、それぐ〵四四・八%、三三・五%も減少してゐる有樣であつて、これによつてもドイツ重工業が不況によつて如何に甚大な打擊を被つたかが、類推せられる次第である（第三表參照）。

第三表　ドイツ工業及手工業に於ける經營數並に從業者數

	經營數			從業者數		
	1925年	1933年	增減百分比	1925年	1933年	增減百分比
鑛業	2,942	1,035	− 55.6	808,824	442,583	− 45.3
石材業	34,923	34,186	− 2.1	687,071	402,578	− 41.4
金屬精錬業	1,996	1,458	− 26.9	481,227	235,616	− 51.0
鐵鋼業	1,382	1,184	− 14.3	76,771	47,666	− 37.9

板鐵加工業	150,392	155,833	+ 3.6	880,834	585,646	− 33.5
機械製作業	41,388	41,961	+ 1.4	1,293,678	605,029	− 53.2
電氣機械器具業	21,932	27,551	+ 25.6	448,190	242,190	− 44.8
光學機及精密機械業	24,510	22,570	− 7.9	151,214	101,194	− 33.1
化學工業	8,770	7,699	− 12.2	320,486	246,429	− 23.1
纖維工業	122,987	67,579	− 45.1	1,214,190	846,831	− 30.3
製紙業	14,130	10,886	− 23.0	271,898	181,107	− 33.4
印刷業	21,877	24,872	+ 13.7	306,894	254,307	− 17.1
皮革業	33,627	34,551	+ 2.7	167,008	119,848	− 28.2
ゴム、アスベスト業	1,357	1,948	+ 43.6	68,329	48,294	− 29.3
製材及木材加工業	219,179	214,640	− 2.1	969,154	607,817	− 37.3
樂器及玩具業	20,131	11,009	− 45.3	119,743	38,236	− 68.1
食料嗜好品業	293,373	302,593	+ 3.1	1,386,954	1,417,191	+ 2.2
被服業	577,384	535,266	− 7.3	1,368,117	1,045,301	− 23.6
建築業	220,183	260,435	+ 18.3	1,530,050	1,008,625	− 34.1
水道、ガス、電氣業	11,426	8,058	− 29.5	152,814	142,495	− 6.8
衞生業	85,600	135,638	+ 58.5	206,865	317,367	+ 53.4
計	1,909,488	1,901,222	− 0.4	12,910,341	8,941,350	− 30.7

註　本表は "Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich" 1934, S. 104, S. 105 による。

第三表に示される一九三三年度のドイツ職業調査の施行せられたのは、一九三三年六月十五日であるから、これによつてナチス政權確立當初の狀態が明らかになると思ふ。しからばナチス政權成立後ドイツ產業狀態は如何に推移したか、又工業及手工業經營數竝に從業者數は如何に變化したのであらうか。

一九三三年以降現在に至るまで、ドイツに於いては職業調査が行はれてゐないので、全工業及手工業についての推移を把握することは不可能であるが、一九二八年以來主として大工場を中心に月々その從業者、勞働能率、勞働時間、勞働所得等を集計發表してゐるドイツ工業調査報告（"Industrieberichtstattung"）によつて、その趨勢を觀ると、一九三三年一月のナチス內閣出現とともに產業狀態は再び好轉を示し、失業者克服策はその效を現はし、從業者數は季節的變動を除外すれば、絕えず增加し、一九三三年一月末の三百七十萬は三四年十一月末には約二百萬を增加して五百六十萬となつた（註）。この傾向は一九三五年度に於いても持續し、五月には前年度の最高たる前記十一月の水準を突破するに至つた。今生產財工業部門と消費財工業部門とに區別して一九二九年から三四年に至る從業者の變遷を示せば第四表の如くである。

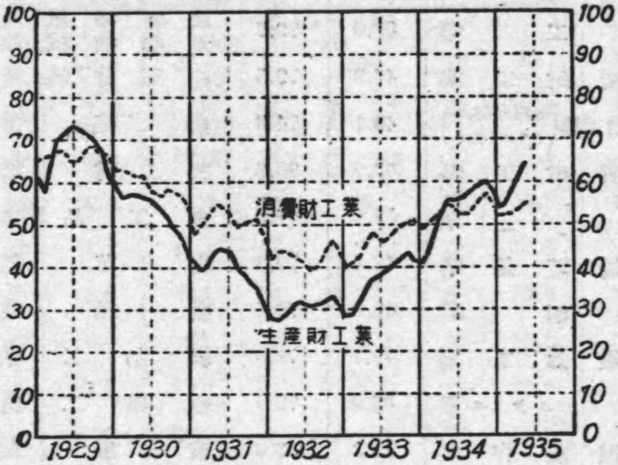
註　工業調査報告の數字に基く。本調査に於ては從業者數は、職業調査に於ける職業人口よりも遙かに過少に評價せられてゐる。

個々の工業部門について觀れば、この期間に從業者數に於いて最も上昇を示したのは車輛製造業、建築材料業、機械製造業、金屬精錬業、電氣業等であつた。車輛製造業は殆んど一九二九年の水準に到達した。失業對策としての自動車道路建設計畫の實施は、自動車工業に活況を與へ、自動車工業は不況前の水準を遙かに突破した。但

し建築業、建築材料業等にあつては、その恢復の著しいにも拘らず、未だ一九二九年の水準に達してゐない。以

第四表　生産財工業と消費財工業に於けるドイツ工業勞働者從業調

（全能力に對する勞働者從業時間數の割合による）



"Beschäftigung, Arbeitszeit und Arbeitereinkommen in der Deutschen Industrie" (Sonderbeilage zu Wirtschaft und Statistik) S. 3

上の生産財工業部門に對し、消費財工業部門に於いては、從業者數の下降並に上昇がより緩慢に行はれたのであつて、この部面は不況の打撃を蒙ること生産財工業部門ほど著しくなかつたが、それと同樣にその恢復もそれほど急速ではなかつた。一九三二年と一九三四年とを比較すれば生産財工業部門が四四・九から七九・五（一九二九年＝一〇〇）と約三五％方上昇したのに對し、消費財工業では六三・九から八〇・二に約一七％しか上つてゐない。三四年度に於いて兩者が殆んど同じ割合に恢復し、その均衡を保持し得たことは注目に値する（第五表參照）。

次に現在ナチス政府の治下にあつて女子從業者の制限が盛んに唱へられてゐるに鑑み、從業者を男女別に觀察して見よう。世界大戰後ドイツ工業に於ける婦人勞働者の割合は著しく增大した。大戰前の一八七五年と一九〇七年に於ける職業調査の結果によれば、工業及び手工業に於ける婦人從業者の全從業者に對する割合は、それぞ

第五表　勞働者從業時間總數調

勞働者從業時間總數 1929年＝100	1932年	1934年	勞働者從業時間總數 1929年＝100	1932年	1934年
全工業	53.0	79.7	精密機械及光學機械業	53.2	78.2
生產財工業	44.9	79.5	建築材料業	40.0	85.9
投資財工業（季節的變動あるものを除く）	40.1	74.8	建築業	24.9	90.9
消費財工業	63.9	80.2	製材業	50.6	88.1
鑛業	55.0	64.0	木工品業	50.5	73.9
金屬精鍊業	43.4	79.3	皮革業	58.8	74.5
鐵鋼業	43.3	70.6	製紙業	69.3	85.1
板鐵加工業	45.1	70.0	紙加工業	61.8	71.7
ニッケル、エナメル業	49.9	72.0	纖維工業	70.0	86.4
機械製作業	43.8	83.0	被服業	59.9	78.6
車輛製造業	38.1	94.9	食料品業	83.1	65,9
電氣機械器具業	40.3	74.3	嗜好品業	96.0	53.5

れ一五・七％、一七・七％であつたが、一九二五年には二一・二％、一九三三年に於いて二三・七％を示すに至つた。この婦人從業者の增加について は、その理由として戰後のインフレーシヨンが擧げられねばならぬ。インフレーシヨンによる財產の喪失は已むなく從來家庭に閉ぢこもつてゐた多くの婦人を、パンのために街頭に驅りたてたのであつた。インフレーシヨンに續いて產業の合理化はその生產費低下のために男子勞働者よりも婦人勞働者を要求したのである。しかるにナチス政府はその出現以來、この男子勞働力に對する婦人勞働力の優越化に對抗せんとし、又實際この意圖は實行に移されたのであつた。これは國民社會主義人口原則から由來してゐるのであつて、一九三三年以來の勞働力の追加には專ら男子勞働者、特に家族的扶養義務を

第六表　全勞働者中に於ける婦人勞働者の割合

經濟部門	百分比		經濟部門	百分比	
	1933年	1934年		1933年	1934年
全工業[1]	28.7	26.3	皮革業	32.7	32.5
金屬精錬業	1.9	1.8	化學工業	21.2	20.8
鐵鋼業	20.4	19.2	ガラス業	21.6	20.9
板鐵加工業	20.4	18.2	製紙業	15.8	15.1
ニッケル、エナメル業	41.2	41.3	紙加工業	58.1	57.0
機械製作業	3.5	3.2	纖維工業	52.8	52.6
車輛製造業	8.4	6.7	被服業	68.2	68.3
電氣機械器具業	32.8	34,9	玩具業	56.0	53.3
精密機械竝に光學機業	24.9	21.0	食料並に嗜好品業	38.6	38.2
建築材料業	7.6	7.6	ゴム業	47.1	43.6
製材業	4.3	4.0	陶器業	43.0	41.0
木工品業	9.4	8.6			

1)　この中には鑛業及び建築業を含む。

有する失業者を充てんことに努力が費された。これに次いでは將來家庭を營み得べき男子獨身者の就職であつて婦人勞働者、特に既婚婦人勞働者はこれを極力勞働市場から驅逐せんとしたのである。一九三三年六月一日の第一次失業緩和法は、婦人勞働者の結婚によるその勞働市場よりの退去の場合には、結婚貸付金を交付する事を規定したが、この貸付金は一九三三年末では一億五千萬ライヒス・マルク、一九三四年末には七億五千萬ライヒス・マルクに達した。唯家事手傳、卽ち女中、小間使等による家庭勞働力の充實に對してのみは婦人勞働力の雇傭が積極的に奬勵せられた。これ等の措置の結果は全工業勞働者中に於ける婦人勞働者

の割合を一九三二年の三六・七%から一九三四年の三二・四%に低下せしめた。しかしながらこれらの努力にも拘らず、婦人從業者の數はその絶對數の上では減少しなかつた。婦人從業者は一九三二年の百十萬に對し、一九三四年の百四十萬に約三十萬の絶對的增加を示してゐる(第六表參照)。

ハ　勞働所得

ドイツ工業從業者の支拂はれる賃銀所得は、一九二九年の不況以來從業者の減少し、失業者數の增加するにつれて次第に低下を示し、一九三三年の初頭までこの傾向は持續するに至つた。即ち景氣硏究所の發表する一時間當り男子賃銀額は專門熟練工についていては一九二九年の平均は一〇一・一フエニッヒであつて一九三〇年に於いては一〇二・八フエニッヒと約一・五フエニッヒ上向したが、それより次第に低下し、一九三二年九七・八フエニッヒ、一九三二年八一・六フエニッヒ、一九三三年にあつては、一月より三月の平均は七八・四フエニッヒと一九二九年に比べて約二割六分の値下りを示した(第七表參照)。

第七表

ドイツ工業勞働者(男子)

1. 時間當り賃銀額調

	專門熟練工	補助工
	フエニッヒ	フエニッヒ
1929年	101.1	79.4
1930〃	102.8	80.7
1931〃	97.8	76.7
1932〃	81.6	62.3
1933〃	78.5	62.3

この時間當り賃銀所得は、ナチス政權の成立後と雖も餘り大した上昇を示さなかつたのであるが、一九三三年初頭よりの景氣恢復に伴ふ從業者數の增加、勞働時間の延長の結果、工業勞働者全體の支拂はれる賃銀總額は著しく上向し、前述工業調査報告によれば、一九三四年十一月に於いては前年度の四月―六月の平均に對し、約七〇%を加へるに至つたとのことである(第八表參照)。

第八表

ドイツ工業勞働者に對する總支拂賃銀及び一人當り平均月收調

(1932年6—9月＝100)

	總支拂賃銀	1人當り平均月收
1932年 9月	98.9	99.7
12月	98.5	98.6
1933年 3月	103.2	103.3
6月	119.5	108.3
9月	124.3	105.2
12月	132.1	111.9
1934年 3月	145.8	112.1
6月	160.0	112.1
9月	166.8	112.5
12月	174.7	118.7

"Beschäftigung, Arbeitszeit und Arbeitereinkommen in der Deutschen Industrie" S. 14

第九表　總支拂賃銀百分比

(1934年平均)

經濟部門	百分比	經濟部門	百分比
鑛業	9.8	皮革業	1.2
金屬精錬業	8.1	化學工業	4.2
鐵鋼業、板鐵業	3.0	ゴム業	0.9
ニッケル、エナメル業	2.1	製陶業	1.0
機械製作業	9.3	ガラス業	0.9
車輛製造業	4.6	製紙業	1.7
電氣機械器具業	3.7	紙加工業	1.2
精密機械及光學機業	0.9	印刷業	4.3
建築材料業	4.2	纖維工業	11.6
建築業	11.2	被服業	4.1
製材業	1.1	玩具樂器業	0.3
木工品業	2.9	食料嗜好品業	7.7

一九三四年度に於ける支拂賃銀の總額は、約八、〇〇〇百萬ライヒス・マルクと評價せられてゐる。これは前年度に比べて約二、〇〇〇百萬ライヒス・マルク、即ち三六%の増加である。而して個々の工業部門の中支拂賃銀總額の一番多いのは、建築業及び纖維工業であつて各々全體の一一%余を占め、機械製作業の九・三%、金屬精錬業の八・一%、食料嗜好品業の七・七%がこれに亞ぎ、ゴム工業、玩具樂器業、皮革業等は何れも二%に達してゐない（第九表參照）。

次に勞働者一人當りの賃銀所得について觀ると、工業勞働者の平均月收は、一九三四年十一月に於いては、一九三二年四月—

六月の平均に比べて約一八%の高額を示した。これは主として景氣の恢復に伴ふ勞働時間延長の結果であつて、この傾向の一番著しいのは、機械製作業、精密機械業、金屬精錬業等の勞働者であつて、鑛業、鐵鋼業、車輛製造業、製鋼業等に於いても一九三四年度にあつては前年度に比べて一〇%餘の増加であつた。消費財工業部門、特に食料嗜好品業、皮革業等に於いては、この度合は少く、纖維工業に於いては、時間短縮の結果、一九三四年末には却つて減少したのである。

第十表　工業勞働者平均月收調

(1934年=100)

		全工業	金屬精錬業	機械製作業	車輛業	精密機械業	皮革業	製陶業	纖維業	被服業	食料嗜好品業
1933年	9月	93	88	88	89	88	96	95	100	98	94
	10	94	90	88	90	92	97	95	98	95	96
	11	97	93	90	88	95	99	97	100	94	101
	12	99	94	95	95	96	101	99	103	96	104
1934年	1	96	94	95	94	92	99	94	102	95	99
	2	97	96	95	96	94	99	95	103	101	97
	3	99	98	98	101	97	101	99	104	104	99
	4	100	100	98	100	99	100	103	104	101	102
	5	103	105	102	107	99	103	107	102	105	106
	6	99	100	100	103	99	99	99	103	97	98
	7	99	100	99	103	98	98	99	99	93	96
	8	98	99	99	103	99	98	96	92	100	98
	9	99	100	101	98	102	98	99	94	105	99
	10	101	101	102	97	106	100	101	96	102	98
	11	104	101	105	99	106	102	103	99	101	103
	12	105	106	108	100	110	104	104	101	97	105

"Beschäftigung, Arbeitszeit und Arbeitereinkommen"
S. 16

ナチス政權確立以後の各工業部門(纖維工業を除く)に於いても平均月收の増加を見たことについては、勞働時間の延長の他に尙ほ二つその原因と目さるべきものを擧げることが出來る。即ち一は男子從業者に對する婦人從業者の比率の減少であり、他は景氣上昇に基く專門熟練工の就業の増加である。

一九三三年以來婦人從業者の比率の低下したことは、前項經營數及從業者數の中で明らかなことと思はれるが、婦人勞働者の比率が減少し、これに伴つて平均所得の增大したことは特に製陶業に於いて看取せられ(第十表參照)、その反對に婦人勞働者數が增大することによつて、平均所得が低下した事實は、電氣業、印刷業等に於いて明らかにせられた。

次に一般職工に比べて比較的高給の專門熟練工の增加することによつて、平均賃銀の上昇することは、何よりも建築業に於いて見られる。一九三四年九月から十一月までの期間に建築業では、前年同期に比べて、その平均賃銀が八%增加したが、その主要原因は地下工事勞働者よりも專門熟練工と看做され得る地上工事勞働者數の增加である。即ち地下工事勞働者が一九三三年九月—十一月の七四・五%から、三四年同期に六七・一%に低下したに對し、地上工事勞働者は二五・五%から三二・九%に約七%の增加を示したのである(第十一表參照)。

第十一表　建築業勞働者比率調

時期	地上工事勞働者	地下工事勞働者	計
1932年 9月—11月	32.2	67.8	100
1933 〃	25.5	74.5	100
1934 〃	32.9	67.1	100

以上によつてナチス政府が成立してから勞働所得が一般に向上するに至つたことが、統計的に基礎づけられたのであるが、しからば、勞働者階級の眞の所得は增大したのであらうか。今それを測定すべき三要素たる生計費、勞働時間及び勞働所得について、その各々の指數を示すならば、第十二表の如くである。

第十二表に依れば生計費指數は一九三二年一月の一〇五・〇より徐々に下り、同

年末には九九・二、三三年四月には九七・三となり、それより又上向して三三年末に於いては一〇一・三、三四年度にあつては三月一〇〇・七、九月一〇二・一、十二月一〇二・六となつたが、概して云へば、一九三二年と三四年とには殆んど大差は見られない。

勞働時間の指數は、一九三三年にあつては、一月の九六・六より十二月の一〇五・四へと約一〇%の上向を示し、三四年度に於いては大した變化は見られないが、三四年十二月の一〇八・四は三二年同期に比べて約二〇%弱の高騰である。一人當り平均月收はこれらに對し、同期間に約二〇%以上も上昇したのであるから、これを以てすれば、ナチス政府治下のドイツ勞働者の實際の所得は増加したと結論することを得よう。

第十二表 生計費、勞働時間、勞働所得調

(1932年7月—12月＝100)

	生計費			平均1日勞働時間			1人當り月收		
	1932年	1933年	1934年	1932年	1933年	1934年	1932年	1933年	1934年
1月	105.0	98.4	101.1	93.1	96.6	103.1	—	93.9	108.9
2	102.9	97.8	100.9	96.7	68.1	104.6	—	101.1	109.9
3	102.6	97.5	100.7	99.0	100.1	106.4	—	103.3	112.1
4	101.8	97.3	100.6	98.7	103.0	107.3	—	107.5	113.3
5	101.3	98.7	100.4	99.6	106.0	109.3	—	110.8	116.4
6	101.2	99.1	101.2	99.3	103.9	106.3	—	108.3	112.1
7	101.3	99.1	102.3	97.3	101.6	104.7	93.9	105.2	111.4
8	100.3	98.9	102.7	98.3	102.0	104.6	99.3	104.9	110.8
9	99.9	99.5	102.1	90.7	102.7	105.6	99.7	105.2	112.5
10	99.7	100.3	102.4	101.6	103.9	106.9	151.2	106.6	113.9
11	99.5	100.9	102.7	103.4	105.3	108.9	102.8	109.4	118.2
12	99.2	101.3	102.6	99.9	105.4	108.4	98.6	111.9	11.87

"Beschäftigung, Arbeitszeit und Arbeitereinkommen" S. 16

右の資料は主として大工業勞働者を中心とした調査の結果に基くものであり、この他には、最近に於ける工業勞働狀態の推移を把握すべき適當な資料を缺くのであるから、中小工業、手工業等の從業者の場合に果して同じ結論が得られるか否かは豫測し難い。要之ナチス政府の成立後ドイツ勞働階級は經濟不況に伴ふ苦境のドン底から浮び上りつつあるが、未だその苦境を完全に離脱するに至るまでには前途尙遠しとの觀をいだかざるを得ない。

三　國民勞働統制法各論

國民勞働統制法は七章、七十三條よりなつてゐる。各章の標題は次の如くである。

第一章　經營の指導者（Führer des Betriebs）及び信任協議會（Vertrauensrat）
第二章　勞働管理官（Treuhänder der Arbeit）
第三章　經營規則（Betriebsordnung）及賃率規則（Tarifordnung）
第四章　社會的名譽裁判權（Soziale Ehrengerichtsbarkeit）
第五章　解約告知保護（Kündigungsschutz）
第六章　官公營事業に於ける勞働（Arbeit im öffentlichen Dienst）
第七章　終結竝經過規定

以下最後の二章を除いて、各章の内容について簡單に解説を加へよう。

イ　經營の指導者及び信任協議會

先に國民勞働統制法の特色の第三項に於いて、本法制定の結果、從來の勞働條件に關する超經營的集團的規制が廢止せられ、勞働條件が原則として、經營內に於いて規制せられることとなつてきたと云ふ點につき觸れるところがあつたが、この經營の內部に於ける規制の中心體とも目すべきものが信任協議會である。而してナチスの指導者原則の立場より、經營指導のために經營の企業者に對し、その指導の全權を委ね、經營の目的の促進及び國民竝に國家の利益のために全力を致すことを要請したるによつて(第一條)、この信任協議會は經營の指導者に對し、從屬的な地位に立ち、その諸問機關となることとなつた。

第二條　(一)　經營ノ指導者ハ本法ノ定ムルトコロニ從ヒソノ從屬者ニ對シ經營內ノ凡テノ事項ニ付キ決定ヲナスモノトス

(二)　經營ノ指導者ハ從屬者ノ福祉ヲ圖リ、從屬者ハ經營ノ指導者ニ對シ經營協同體ニ基ク忠誠ヲ持スベキモノトス

法人竝に法人に非ざる團體にあつては經營指導者たり得るものは法定代理人若くはその受任者である(第三條)。斯やうに勞働關係の新規制に於いて最も困難な任務が企業者に課せられた。企業者は單に經營の利益を圖るために全力を盡し、又從業員に對して最善のものを獻すために努力をはらふことを要するばかりでなく、「勞働の尊嚴」に關する新國家の解釋に適合する樣に勞働條件をこれに合致せしめるべき責任を負はされることとなつた。

而して經營の指導者の諮問機關として信任協議會が組織せられ、そのために信任委員(Vertrauensmann)が選擧せられるのは、常時從業員二十名以上の經營であつて(第五條)、この信任議協會の任務は、以下の如きものであ

る。

第六條（一）信任協議會ハソノ經營協同體ノ相互ノ信賴ヲ增加セシムベキ義務ヲ有ス

（二）信任協議會ハ勞働給付ノ改善、一般的勞働條件、特ニ經營規則ノ作成竝ニ履行、經營保護ノ實施竝ニ改善、經營從業員相互竝ニ經營トノ結合ノ增大及ビ經營協同體全員ノ福祉ノタメニスル一切ノ處置ニ付キ評議ヲ行フモノトス、又更ニ經營協同體內部ニ於ケル一切ノ紛議ノ解決ヲ圖ルベシ、經營規則ニヨル賠償金ノ決定ニ付テモ諸問ニ應ズベキモノトス

（三）信任協議會ハソノ個々ノ任務ヲソノ特定ノ信任委員ニ委任スルコトヲ得

信任協議會の任務については右の如くであるが、信任協議會を構成すべき信任委員の數は、各經營に於ける從業員の總數により異なり、從業員總數二十名以上四十九名までの經營にあつては二名、五十名以上九十九名までの經營にあつては三名、百名以上百九十九名までの經營にあつては四名、二百名以上三百九十九名までの經營にあつては五名となつてをり、四百名以上の經營については三百名を增すごとに一名を增加し、最高十名を以て限度としてゐる（第七條）。而して信任委員たる資格を有するものは年齡滿二十歲以上に達し、少くとも一ケ年間一經營又は企業に所屬し、且つ少くとも二ケ年間同一又は類似の職業又は產業部門に從業したるものに限られ、更に公民權を有し、ドイツ勞働戰線に所屬し、模範的人格を以て顯はれ、常に國民、國家のために働くことを躊躇せざる旨誓ふものなることを要するのである（第八條）。

この信任協議會が從來の經營協議會に代つて設置せられたものであることは、ここで改めて指摘するまでもな

い。經營協議會については先に觸れたが、この機會に繰返へし、稍々詳細に申述べよう。本協議會は、一九二〇年二月四日の經營協議會法（Betriebesrätegesetz）によつてその法的基礎が與へられたもので、同法は經營代表委員會（Betrieb.svertr.tung）の意思構成及び活動を原則として勞働組合の下に立たしめるに至つたものであつた。これによつて勞働組合は經營の內部關係へ、その勢力を伸張せしめる法律的保障を與へられたのであつて、換言すれば經營協議會は企業者の利益に對しそれと對立的な從業員の利益を代表すべき機關として設けられたのであつた。この點は左記の各項によるも明瞭である。

一、經營代表委員會委員の四分の一以上の要求あるときは、經營代表委員會に於いて代表せらるゝ被傭者の經濟的團體は各々一名の代表者を會議に派して討議を加はらしむることを得る（第三十一條）。

二、經營被傭者の大會に於いては經營に於いて代表せらるゝ被傭者の經濟的團體は、各々一名の代表者を派して討議に加はらしむることを得る（第四十七條）。

三、國、州、自治聯合體の企業及び行政について特別經營代表委員會を設置するに當つては、國又は州政府の關係ある被傭者團體と協議することを要する（第六十一條）。

四、經營代表委員會は當該經營に於いて適用ある勞働協約の實施を監視し、經營內の被傭者團體の團結の自由を擁護する責任を負ふ。又勞働協約の存せざる場合には關係ある被傭者團體と協議して賃銀及びその他の勞働條件の規制に與ることを要する（第六十六條、第七十八條）。

經營協議會が企業者の利益と經營又は企業の從業員の利益とを本來對立的なるものと認め、その上に立つて從

業員の利益を保護せんとするものなるに對し、信任協議會にあつては、兩者の利益は本來相共通するところのものなりとして、兩者協同してそれを確保せんとするところに、この二つの協議會の本質的な相異が覗はれる。

この樣に國民勞働統制法第一章は、指導者原則の立場に立脚して從來の超經營的、集團的規制に代つて企業者と從屬者の相互の信賴を基礎として飽くまで對內的に經營內部の事件を處理することを命ずるところのものであつた。しかしながらここに閑却すべからざることは、その裏に潛むナチスの意圖である。既に信任委員たらんとする者の資格としてドイツ勞働戰線加盟員たることを要すべしと言はれてゐるのもその一つの現れであるが、信任委員の選任せられる手續をみると殆んどナチス經營細胞の一方的意思に制約せられるものであつて、經營の指導者たる企業者は、唯その命令の忠實な履行者たるにすぎず、斯くして信任協議會を通じて具體的に工場內部にナチス獨裁權が確立せられる仕組みとなつてゐる（註一）。右に關して第九條は次ぎの如き規定を有してゐる。

第九條（一）經營ノ指導者ハ每年三月ナチス經營細胞組織責任者ノ同意ヲ得テ信任委員及ビ同代理人ノ名簿ヲ作成ス、

尙ほ信任委員及びその代理人たる資格は名譽職とせられてをり、信任委員及び代理人たることによつて特に報酬を伴ふことはない（註二）。

註一　信任委員選任の具體的手續きについては、後の國民勞働統制法第二施行令參照。

註二　信任委員の選擧は第一回は一九三四年五月、第二回は一九三五年四月ドイツ全國一齊に施行せられた。第二回の選擧では二十三縣に於いて平均八三・八％の名簿に對する贊成投票がなされたとのことである（"Völkische Beobachter" 18. Apr. 1935)。

ロ　勞働管理官

勞働管理官の制度は、前述せる如く、一九三三年五月十九日の勞働管理官法によつて創設せられ、新勞働秩序の成立の日まで過渡的制度として制定せられたものであつたが、新法律はこれを恒久的な制度として重要な役割を之に擔當せしめるに至つた。

本法に於ける勞働管理官の設置並にその任務等に關する規定は、さきの勞働管理官法のそれと比べて殆んど變化を示してゐない。勞働管理官は大經濟區に配置せられ、その區域は國勞働大臣が國內務大臣及び國經濟大臣の同意を得て決定するのである。勞働管理官は國官吏であつて、國勞働大臣の管轄に屬し、その所在地は國經濟大臣の同意を得て國勞働大臣によつて定められる(第十八條)。勞働管理官の任務は以下の如くである。

一、信任協議會の構成及び事務の遂行を監督し、紛議につき決定をなすこと、法律の命する處に從ひ、信任委員を選任又は罷免すること。

二、經營規則に關する規定の實施を監督すること。

三、第三十二條の條件の下に規準(Richtlinie)並に賃率規則を決定し、且つ監督すること。

四、社會的名譽裁判權の行使に當つて協力すること。

五、國勞働大臣及び國經濟大臣の詳細な指令に從つて、常に社會政策的發展に關し、國政府に報告すること。

特に本法に於いて新たなりと思惟せられる點は、勞働管理官と經營との間を緊密ならしめ、又勞働管理官を輔佐すべき機關をして、專門家委員輔佐會議(Sachverständigenbeirat)の設けられたことである。勞働管理官は、

その職務の一般的又は基本的問題を專門家委員輔佐會議をして議せしめることを得る。專門家委員輔佐會議の委員は勞働管理官の區內に於ける各種の經濟部門から召集せられるもので、その四分の三はドイツ勞働戰線の推薦人名簿より採用することを要し、ドイツ勞働戰線は、先づ當該勞働管理官所在地區の信任協議會所屬者中より適當な人物を職業の種類竝に經濟部門を考慮して推薦するのである。殘餘の四分の一については、勞働管理官が自ら適當な人物を選任することが出來る(第二十三條)。

右の常設的專門家委員輔佐會議の他に個々の場合にあつては、專門家委員會(Sachverständigenausschuss)が招集せられる。

以上によつて勞働管理官は次の如き二重の任務を有することが明かとなつた。卽ち「一は法律によつて命ぜられるところの個々の經營に於ける社會的事項の自己管理(Selbstverwaltung)が不可能になつた場合には、仲裁竝に干涉を行ふものであり、二はドイツの如き複雜な經濟事情の下に於て、經濟指導者若くは經營協同體の自由裁決に對し、原理的にも、實踐的にも、限界が與へられねばならない場合には一般に國家及び全體の重要性を考慮の上これに對する處置を採る」(1)のである。

ハ　經營規則及び賃率規則

次ぎに國民勞働統制法は、從業員保護の立場から、常時二十名以上の從業員を使用する經營に對して、經營の指導者に經營規則の作成を命じてゐる。經營規則とは云ふまでもなく、各經營に於いて、その日常に於ける事業遂行のために遵守すべき規則である。本法の定むるところによれば、經營規則は書面による形式を執り、その中

には少くとも左記の勞働條件を記載することが必要とせられる(第二十六條、第二十七條)。

一、一日の規定勞働時間及び休憩時間の終始

二、勞働報酬支拂の時及び方法

三、當該經營に於いて出來高若くは步增制度により勞働する限り、出來高若くは步增制の計算の原則

四、賠償金の定めある時はその種類、額及び取立に關する規定

五、告知期間を設けることなくして爲し得べき勞務關係の解約告知の理由

又經營規則には法律に定むるものの外、勞働報酬の高及びその他の勞働條件に關する規定及び經營の秩序、經營內に於ける從業者の態度並に災害事故の豫防に關する規定等を記載することが出來る。

この經營規則に揭げられた規定は最低條件として經營の從業員に對し、法的拘束力を有するのであるから當該規則は、常に經營の從業員の見易き場所に揭示することを要する。しかしながらこの經營規則に關しても經營の指導者、若くは信任協議會は、その內容決定に對する完全な自由を與へられてゐるのではない。實際上の要求に應じては經營に於ける勞働條件規制の原理を破り得ることも亦條文に於いて認められてゐるのである。卽ち第三十二條の規定によれば、勞働管理官は專門家委員會に於ける協議の後に經營規則並に個別勞働契約の內容に對する規準を制定することを得る。又勞働管理官はその管轄區內の同一部類の經營の從業員の保護のため、勞務關係規律の最低條件の制定について、特に必要なときには專門家委員會の協議を經て、書面による賃率規則(Tarifordnu-ng)を定めることを得るのである。この賃率規則は經營規則よりも優位にあり、從つて經營規則中にこれと相汉

する規定を設くるも無效となる。

尙ほ大量解雇の場合に從業員保護のために次の如き規定が設けられてゐる。

第二十條（一）經營ノ企業者ハ左ノ場合ニ於テハ勞働管理官ニ對シ、豫メ文書ニヨル申告ヲナスコトヲ要ス

（イ）常時九十九名以下ノ從業員ヲ有スル經營ニ於テ九名以上ノ從業員ヲ解雇セントスルトキ

（ロ）常時百名以上ノ從業員ヲ有スル經營ニ於テ通常從業者數ノ百分ノ十若クハ五十名以上ヲ四週間以內ニ解雇セントスルトキ

（二）第一項ニヨル解雇ニ付キ豫メ申告スベキトキハ申告ガ勞働管理官ニ到達ノ後四週間以內ニアツテハ唯勞働管理官ノ許可ヲ得テ解雇スルコトヲ得、勞働管理官ハソノ許可ヲ遡及セシムルコトヲ得、又申告ノ後二ケ月以上ノ期間ヲ經ルニ非ザレバ解雇シ得ザル旨ノ規定ヲ設クルコトヲ得、前段ノ規定ニ從ヒ解雇シ得ル時ヨリ四週間以內ニソノ履行ナキトキハ申告ナカリシモノト看做ス、期間ヲ定メズシテ爲シ得ル解雇ニ付テハコノ限リニアラズ

二　社會的名譽裁判權

法に對する道德的基礎の確立の問題は、本法第四章の社會的名譽裁判權（Soziale Ehrengerichtsbarkeit）の規定の中に實現せられてゐる。社會的名譽裁判權の規定は「社會的名譽に關する民族精神」の表現である。卽ち本法第三十五條に於いては

第三十五條　經營協同體ノ各從屬者ハソノ經營協同體內ニ於テ有スル地位ニ基ク義務ヲ良心的ニ遂行スベキ

責任ヲ有ス、各從屬者ハソノ行爲ニヨツテ經營協同體內ニ於ケルソノ地位ニ基キテ受クル尊敬ニ相應スルコトヲ示スベシ、常ニ自己ノ責任ヲ顧ミ全力ヲ擧ゲテ經營ノタメニ働キソノ共同福祉ノタメニ己ヲ致スベキモノトス

と規定せられ、更に第三十六條は右の趣意に從つて、經營協同體に於ける社會的義務の著しい違反は、社會的名譽に反するものとして名譽裁判所の訴追を受くるものとする旨定めるところがあつた。斯かる著しい違反の存する場合として次の四つの場合が揭げられた。

一、企業者、經營の指導者、若くは其他の監督者がその權力を濫用して故意に從屬者の勞働力を費消し、又はその名譽を傷けたるとき

二、經營の從業員が他の從業員を故意に煽動して經營の勞働平和を攪亂し、殊に信任委員としての經營の指導について故意に不法侵害を行ひ、又は經營協同體の精神を毀損したるとき

三、經營協同體所屬者が繰返して勞働管理官に對し、輕卒にして根據なき不服を唱へ、又は申出をなし、或は管理官の書面による指示に對して故意に違反したるとき

四、信任委員がその任務の執行について知了し、且つ秘密に附せられたる事項、經營竝に事務の祕密を權限なくして公表したるとき

名譽裁判所の手續は大體辯護士の名譽裁判手續に準據して制定されて居るが、勞働管理官は起訴官廳をしてこの手續に參加するのである。而して名譽裁判所は戒告、譴責、罰金（一萬ライヒス・マルクまで）を科する他に經

營の指導者たり得る資格又は信任委員の職務を遂行し得る資格を剝奪、從業者に對し、從來の勞勢場から他の場所への轉所を命ずる等の刑罰を科することが出來る(第三十八條)。名譽裁判所の判決に對しては、勞働管理官又は被告よりベルリンの國名譽裁判所(Reichsehrengerichtshof)に上訴し得る。

次に名譽裁判所の構成について一言すれば、名譽裁判所は國司法大臣が國勞働大臣の同意を得て任命する司法官の裁判長と經營の指導者竝に信任委員各々一名の陪席員よりなつてゐる。經營指導者竝に信任委員の陪席員はドイツ勞働戰線の作成する推薦名簿から名譽裁判長が之を選任するのであつて、その選任に當つては、名簿の順序に從ひ、被告人と同一の職業部門に屬し、最も有能な人物を選ぶことを要する。

國名譽裁判所は國勞働大臣の同意を得て國司法大臣の任命する二名の上級司法官と經營の指導者、信任委員及び政府の定めた各々一名の陪席員よりなる。上級司法官の中一名は裁判長として他の一名は陪席員として裁判に列席しなければならない(第五十條)。

ホ　解約告知保護

國民勞働統制法第五章解約告知保護の規定は經營に於ける從業員の不當に解雇せられんとする場合の保護法規である。卽ち常時十名以上の從業員を使用する同一の經營又は企業に一ヶ年以上從業した後、解約の告知を得けた場合、右經營に於ける勞働者又は使用人は、その告知が不當に重く、且つその理由が經營狀態に基くものでない際には、告知到達の日から二週間以內に勞働裁判所に對し、解約告知の取消を申請することが出來るのである。信任協議會の設置せられてゐる經營にあつては、先づその信任協議會に於いてその就業繼續の可否を協議しなけ

ればならない。その協議に於いて決定を見るに至らなかつた場合、その旨の證明書を添附して提訴することを要する(第五十六條)。

而して勞働裁判所が右解約告知の取消を宣告した場合には、企業者はこの判決の送達を受けた日から三日以内に被解約告知者に對して解約告知を取消すか、或は損害賠償をなすか、その中一を選ぶべき義務を有する。又判決に對し、控訴することも出來る。

解約告知の取消を選んだときは企業者は被解約告知者に對し、解約に至るまでの繼續勞働に對する賃銀、或は俸給を支拂ふことを要し、損害賠償を選んだときは、企業者は經營の經濟狀態、給付能力を考慮して最終年度の報酬の十二分の四を超えない限度に於いて、定められた賠償金を支拂はねばならない(第五十八條、第五十九條)。

又被解約告知者が別に新たに雇傭契約を締結した場合に於ては前企業者の下に働くことを拒むことも出來る。この際には解約せられた期日と新勞働關係に入つた日との間の賃銀、或は俸給を請求し得るのである(第六十條)。

(1) 磯崎俊次氏「ナチスの新勞働憲章に就いて」(社會政策時報　昭和九年四月號)

四　國民勞働統制法施行令、特に第二施行令

以上が一九三四年一月二十日公布の國民勞働統制法の大要である。本法は同年五月一日の國民勞働記念日を期して施行することに決定せられ、之に伴つて從來の經營協議會法、團體協約令、經營廢止竝に休止に對する處置に關する命令、勞働裁判所法、勞働時間に關する改正命令、營業條令、臨時農業統制に關する命令、商法等は廢止若

くは改正せられることとなつた。

尙ほ本法公布後その施行のために公布せられた施行命令は、一九三五年十月十五日の第十四施行令(Vierzehnte Verordnung zur Durchführung des Gesetzes zur Ordnung der nationalen Arbeit)を以て十四を數へることとなつた。これらの施行令の中、特に詳細な規定を含み、且つ重要と認められるものは、一九三四年三月十日付第二施行令である。したがつてここでは第二施行令に示される規定について聊か詳細に觸れてみたい。

第二施行令は七節、二十六條からなり、信任委員の選拔、信任委員の名簿に對する投票、勞働管理官に對する提訴、告知義務ある解雇、專門家委員輔佐會議、專門家委員會、賠償金の使途、賃率規則、經營規則及び各個の勞務契約の內容に對する基準の公告等に關する施行規定を含んでゐる。今その各々の大要を示せば、左記のごとくである。

イ　信任委員の選拔

國民勞働統制法第九條第一項による經營從業員の贊否を諮ふべき信任委員及びその代理人の名簿は、經營の指導者が企業、若くは經營に於けるナチス經營細胞責任者の同意を得て作成するのであるが、兩者の間に協定の成立しなかつた場合には、勞働管理官が所定數の信任委員及び代理人を任命する(第一條)。

ロ　信任委員の名簿に對する投票

名簿に對して投票資格を有する者は、公民權ある二十一歲以上の男女であつて、經營の指導者はこの投票を主宰し、投票は祕密投票とする。投票は投票用紙の差出を以て之を行ひ、現狀のままの投票用紙は贊成、橫線を引

には、勞働管理官は所定數の信任委員及び代理人を指名することが出來る（第二條―第十四條）。いた投票用紙は不贊成と看做される。投票の結果、豫定の信任委員及び代理人の何人も多數を占めなかつた場合

ハ　勞働管理官への提訴

一般的勞働條件、特に經營秩序の要件に關する經營の指導者の決定に對し、從業員が勞働管理官に提訴せんとするときには、不服の點を豫め信任協議會に於いて討議することを要する。討議の結果に對して、經營の指導者がこれを認容しなかつた場合に於いてのみ、その理由を呈示して勞働管理官に控訴することを得るのである（第十五條）。

ニ　專門家委員輔佐會議

專門家委員輔佐會議の委員を選任せんとするときには、勞働管理官は先づその管轄區にある經濟部門の名簿を作成しなければならない。この際國法律によつてその職業身分的編制の實施せられてゐる經濟部門は、特に重視することを要する。次にドイツ勞働戰線は、右の名簿に記載せられてゐる經濟部門の中から、專門家として認むべきものを十名指命するのである。この十名の中、五名は企業者たる經營の指導者、他の五名は經營に於ける信任委員たることを要する。この他にドイツ勞働戰線は、職業身分に屬するものの同意を得て若干の委員を推薦することも出來る。但し專門家委員輔佐會議の委員數は、十六名を超過することを得ない（第十七條）。

ホ　專門家委員會

專門家委員輔佐會議に於いては、勞働管理官を中心として、その管轄區に於ける全般の事項について討議が行は

れるのであるが、その個々の事項について討議をなすべき專門家委員會にあつては、その委員の任命は主として直接勞働管理官によつて行はれる。この專門家委員會の委員數は、八名以下であつて、委員は同數の經營の指導者と信任委員たることを要し、且つ審議すべき事項が勞働者に關する問題である場合には、信任委員たる專門家委員は、勞働者の集團から、又使用人に關する問題である場合には、使用人の集團からなるべく多く選任することを要する(第十八條)。

へ　賠償金の使途

本施行令第二十八條第一項及び第三項で規定せられてゐる賠償金は、「歡喜の力團」(註)の用に供せられることとなつた。

註　「歡喜の力團」(NS=Gemeinschaft "Kraft durch Freude") は歡喜を通じての力團、歡喜の力行團、或は慰安の力團とも稱せられ、一九三三年十一月に設立せられた團體であつて、團員數は現に二千八百萬人に及び、スポーツ、旅行、映畫、觀劇等によつて汎く獨逸國民特に產業從事者の自由時間を活用して娛樂、慰安を與ふることを目的とし、ドイツ勞働戰線と密接不可分の關係に立つてゐる。團の組織は、ナチスの黨組織に準じ、全國民は地區別、地域別及地方別に統括せられ、全國の統率には、ドイツ勞働戰線指導者ライ博士が之に當り、本部は出版宣傳局、旅行局、拓殖局、民俗鄕土局、勞働美化局、競技局等に別れてゐる。

以上が國民勞働統制法第二施行令の大要である。その他の施行令も大體之に準じ、主として條文の變更、施行の細則等について規定せられたものである。

五　國民勞働統制法の意義

最後に本法の意義竝に特質を今一應回顧檢討して見よう。本法公布と同時に當面の責任者たる國勞働大臣フランツ・ゼルデ氏は、その演說に於いて本法に關し、次ぎの樣に述べるところがあつた。

『……この國民勞働統制法によつて、始めてドイツ國民に新ドイツ國の世界觀の根本思想を表現してゐるところの一の偉大な社會立法が與へられたのである。これによつてドイツ經濟に於ける指導者原則の高揚、階級對立の排除、社會的名譽の普及徹底と云ふ三要因の織込まれてゐるところの新たな社會的建造物が打ち立てられた。ここに於いては、企業者は經營の指導者として責任ある地位をナチス世界觀の原理に基いて保持するのである。また企業者に與へられた自由が使用せられるやう、又與へられた權利から經營に於ける恣意的支配が生ぜざるやう、社會的名譽裁判權が配慮するのである。社會的名譽裁判權が法律化されたのは、これを以て嚆矢とする。政府の社會政策に關する最高代表者たる勞働管理官も、亦法律が正當に運用せられるための保證を與へるのである。……全體の福利のために協同せんとする希望と意志とから、新法律を運用すべき新精神が生ずるであらう。本法はその根本に於いて凡ての創造的國民が相互に密接に結合し、道德の上に於いても、又實際の上に於いても平等の權利が附與されることを認めてゐる。それ故、これはドイツ國民の社會平和の基本となるであらう。』

この勞働大臣の演說によつても知り得る如く、「社會的名譽」なる概念が本法の指導精神となり、各經營協同體

所屬者の行動の基準を形成してゐる。而してその具體的な表現は、勞働管理官の任命であり、信任協議會、專門家委員輔佐會議の結成であり、社會的名譽裁判權の行使なのである。しかも既に指摘した樣に、本法の中樞機關たる勞働管理官がナチス政府の直屬者たることは勿論であるが、各經營に於ける信任協議會の委員、專門家委員輔佐會議の委員も亦ドイツ勞働戰線所屬者中より任命すべきことが法文に堂々と記載されてゐるのであつて、このことは企業主の經營指導者たることとともに、ナチスの獨裁權の工場經營內部に於ける確立及び資本家竝に企業主の保護を意味し、ナチス以外の勞働者の結束の機會を根本的に奪ひ去るべきものであり、政府の獨裁力を强化することには役立つけれども果してこれによつて當初に勞働大臣の宣言期待したるが如き社會平和の基礎が確立せられるか否かはそこに十分疑問の余地の存することは否みがたい。

本法公布の前後に於いて一部勞働者階級の中から、これに對する疑惑と非難の聲が熾烈となつたことも、右の事情に照して自然なことであつた。國宣傳大臣ゲッベルス博士は、新法律の制定を機として、ベルリンで行はれたドイツ勞働戰線及びナチス經營細胞組織のデモンストレーションに於いて『ナチスがドイツ勞働者を資本主義の恣意に委ねるために、階級鬪爭の組織を破壞したと云はれることは、眞に慨嘆すべき誤謬である。我々はドイツ革命が權力者や富者にとつてではなくて、權力なき者、貧しき者によつて遂行せられたことを想起すべきである。ドイツ革命は國民の革命であつた。故に今や國民は革命の成果を享受すべきである』と述べ、ナチス勞働政策を辯護すると同時に革命の成果を欺かんとする凡ゆる反動を嚴重に取締るべき旨を强調した。

しかしながらこの國民の革命が、果してその全生產者に對し、その成果として彼等の享受すべきものを十分享

受せしめ得るか、或は從來の集團的・超經營的勞働條件の規制によつて、企業家の恣意から僅かに解放せられた勞働者階級の手足を、再び完全に奪ひ去り、從來の勞働協約制に滿足しなかつた反動的企業者團の祭壇に犧牲に供せんとするものであるかは、本法律のみによつてではなくして、寧ろ今後のナチス勞働政策の具體的推移の中から判斷しなければならぬ問題である。

第三　公の行政及び經營に於ける勞働統制法

一　公の行政及び經營に於ける勞働統制法制定の趣意

國民勞働統制法第六章第六十三條は「公の行政及び經營の勞働者竝に使用人に對してはこれを適用せず、右に關しては特に別法を設ける」旨規定するところがあつた。この規定に從つて私的經營に於ける勞働統制のための國民勞働統制法に對し、公的行政(公營管理事業)及び經營の從業者の勞働統制のための「公の行政及び經營に於ける勞働統制法」が國民勞働統制法に後るること二ケ月、一九三四年三月二十三日に公布せられることとなつた。何が故に公の行政及び經營のために特別規制を行ふ必要があるか。これに關し政府參事官ロイス氏は次ぎの樣に述べてゐる。

「官業勞働に於ける勞働關係を特に統制する必要は、先づその從事者の仕事が廣範圍に於いて、官吏の仕事に類似してゐることであり、又官公營事業に於ける指導者の地位は、民間事業者の地位と根本的に異つて居り、且つ賃銀その他勞働條件の調整が民間事業と異つた見地に立つて行はるべき部分が多いからである」(1)

即ち本法は右の必要によつて制定せられたものであり、しかも實質上又外觀上、國民勞働統制法に依存するところ多く、唯官業の特殊的任務及びその國家、國民に對して占むる特殊地位に鑑み、必要なるものについての

み別個の規定を設けてゐる。左に本法の概要につき解說を加へよう。

(1) Dr. Reuss "Das Gesetz zur Ordnung der Arbeit in öffentlichen Verwaltungen und Betrieben" (Reichsarbeitsblatt Nr. 12, 1934)

二　公の行政及び經營に於ける勞働統制法の內容

イ　適用範圍

本法の適用範圍については、第一條第一項に於いて次の如く規定せられてゐる。

第一條（一）本法及ビ一九三四年一月二十日國民勞働統制法第六十三條ニ公ノ行政及ビ經營ト稱スルトコロノモノハ左ニ記載シタルモノヲ謂フ

イ、國、州、自治體（自治聯合體）ソノ他ノ公法上ノ團體及ビドイツ國立鐵道株式會社、國自動車軌道會社、國立銀行ノ行政

ロ　前項行政ノ一ニヨツテ管理セラルル經營及ビ公ノ行政ノ總括的經營監視ノ下ニアル經營ガ經濟的目的ノ充足ニ從事スル際ハ、ソノ經濟的目的ノ遂行ガ法律若クハ公的手段ニヨル事實的遂行ニヨツテ全ク或ハ大部分ナサルル場合ニ於テノミ公的經營ト認メラルルモノトス

ハ　獨立ノ法人資格ノ經營、卽チ（イ）ニ記載シタル公ノ行政ノ一若クハ多數ガ直接或ハ間接ニ半バ以上ノ資本ヲ占有スル場合（公共經營或ハ公私合辨經營）、又ハ機關ニ於ケル多數決乃至ソノ他ノ方法ニヨツ

テ經營管理ヲ決定的ニ左右シ得ル場合、但シカカル經營ガ經濟的目的ヲ遂行スル場合ニ際シテハ（ロ）ノ

但シ書ノ條件ヲ備フル限リ公經營ト看做ス

右に規定せられる經營に關して疑義の生じた場合には、國勞働大臣は國財政大臣、國內務大臣その他關係國務大臣の同意を得て之を決定するのである。

次に本法の人的適用範圍について注意すべき點は、本法の適用が勞働者及び使用人に限られ、一般官公吏には及ばないと云ふことである。官公吏で本法の適用を受けるものは、唯公の行政及び經營の指導者たる場合であるが、それも指導者としての限りに於いてである。

ロ　公の行政及び經營の指導者並に信任協議會

國民勞働統制法の場合と同樣に、本法も亦新國家の基調たる責任ある指導者原則（Verantwortliches Führertum）に立脚してゐる。唯公の行政及び經營に於いては、正に純粹に又無制限に之が表明されなければならないのである。從つて公の行政及び經營の指導者は、その從屬者に對して、本法に定むる凡ての問題の決定權を有し、從屬者の福祉をはかり、從屬者は又指導者に對し、信義を守り、忠誠を致すのみならず、公職にある自己の地位に鑑み、自覺して全國民の模範たるべきことを要する（第二條第二項）。

經營協同體內部の信賴の强化並に指導者の諸問のために、公の行政及び經營に於いても亦二十名以上の從業員を有するものに對しては、信任委員を從屬者中より選び、指導者をして又その指導の下に、信任協議會を組織せしめる。宗主權限（Hoheitsbefugnis）の行使ある行政及び經營にあつては、信任協議會は結成せられない。各國

務大臣及び州大臣はその管轄の下にある行政のうち宗主權限を行使するもの竝に行政及び經營のうち信任協議會を設けないものを決定する(第三條)。信任協議會の構成、規模及び任務は、大牛國民勞働統制法のそれに準じて規定せられてゐる。信任協議會に關する同法の補充細則も亦これに準用せられる。

ハ　服務規則、賃率規則及び特別勞働管理官

國民勞働統制法によれば、常時二十名以上の從業員を有する經營の指導者は、經營規則を制定することを强制せられてゐたが、公の行政及び經營に於いては、經營の指導者が右の經營規則に相當する服務規則(Dienstordnung)を制定するや否やはその自由裁量に屬する。

第十六條　(一)　行政若クハ經營ノ指導者ハソノ行政若クハ經營ノ使用人及ビ勞働者ニ對シ服務規則ヲ施行スルコトヲ得、該服務規則ニハ從業員ノ勤務秩序及ビ態度ニ關スル規定ヲモ包含スルコトヲ得、經營規則施行ノ場合ハ特別勞働給付ニ應ジ適當ナル報酬ヲ與フルノ途ヲ講ズルヤウ考慮スルコトヲ要ス

服務規則の規定は公の行政及び經營の從業員に對して最低條件として法律的拘束力を有し、その內容には右に示される如く、經營規則と同じく從業者の服務中の秩序及び行動に關する規定の外に、勞働報酬の額及びその他の法定範圍內の勞働條件に關する規定を定めることが出來るのである。又行政及び經營の一團が一行政の下にあるときには、指導者は共通の服務規則を定めることも出來る(第十六條第二項)。例へばドイツ鐵道株式會社の總裁は本法によつて共同服務規則を定める權限を與へられるのである。

本法は更に統一的規律を可能ならしめ、且つ統一的賃銀政策の實行を確保する第二の手段として公務特別勞働管理官をして事務を調整せしめてゐる。特別勞働管理官（Sondertreuhänder）は、國勞働大臣により國財政大臣及び必要ある場合は、管轄國務大臣の同意を得て任命せられるものであつて（第十八條第一項）、政府の指示及び基準に從ふことを要する。

特別勞働管理官の任務は

一、信任委員に對し、その人物を物的或は人的に不適當と認めるときはこれを解任すること（第十二條第二項）

二、信任委員の辭任し、或は故障のある場合、代理人なきときは信任委員會の殘餘期間これを補充すること（第十三條）

三、信任協議會の構成並にその執務事項について紛議の生じたる場合に裁定を下すこと（第十四條）

四、公の行政及び經營の一群又はその各々に對し、服務規則の內容及び個々の勞務契約締結に對する基準を專門家委員會の協議を經て決定すること（第十八條第一項）

五、法定範圍內に於いて使用人及び勞働者の服務關係につき、專門家委員の協議を經て賃率規則を定めること（第十八條第二項）

である。この中特別勞働管理官による賃率規則の制定について云へば、該規則は法令の性質を有し、その目的とする職業圏內の凡べての勞務關係を規制し、かくして一般的拘束力の宣言ある勞働協約の效力を持つ點に於いて從來の勞働協約と異なり、それ以上の效果を有するものである。賃率規則中に服務規則のそれと異なる性質の規

定のあるときは、服務規則の適用は除外せられることになつてゐる。

尙ほ特別勞働管理官は賃率規則の中に國民勞働統制法第三十二條第二項第四段の規定に準じて勞働裁判權を排除することを得る。

次ぎに特別勞働管理官が基準竝に賃率規則を設定せんとするときには、必ず專門家委員會に諮問することを要する。專門家委員は、國勞働大臣が關係國務大臣の同意を得て任命するものであつて、委員中四名はドイツ勞働戰線の推薦する信任委員を之に當て、特別勞働管理官は更に二名の專門家委員を之に加へる。專門家委員會は代議制度でなく、採決及び多數決は之を行はれない。單に諮問に應答する任務を有するのみである。

二　社會的名譽裁判權、解約告知保護及終結規定

國民勞働統制法中の社會的名譽裁判に關する規定は、公の行政及び經營の從業員に對しても適用せられる。唯注意を要する點は、官吏又は軍人として懲戒裁判に服する者は、名譽裁判に服しないことである。從つて公の行政及び經營に於いて官吏の身分を有する指導者に對する名譽裁判所の審理の開始には監督官廳の承認を要する(第二十條)。

國民勞働統制法中の解約告知保護の規定も亦公の行政及び經營の從業員に適用せられる。但し行政及び經營竝にその集團に於いて服務規則又は賃率規則によつて同等に解約告知保護が保證せられてゐるときには、國勞働大臣は管轄國務大臣の同意を得て右行政或は經營に對し、同法の規定の適用を除外することが出來る(第二十二條)。

尙ほ本法は特別勞働管理官の任務中、信任協議會の組織及び名譽裁判の遂行については、各個々の場合に特別

勞働管理官の任命せられない限り一般の勞働管理官が之を行ふ旨を定めてゐる(第二十一條)。但し基準及び賃率規則は特別勞働管理官のみが之を定め得る。

海上、內海及び航空船舶竝にその乘組員に對しては、本法は特別勞働管理官による基準及び賃率規則を專門家委員會に諮問して制定する規定についてのみ適用を認め、その他の場合は之を適用しない(第二十三條)。

因みに本法は國民勞働統制法と同じく一九三四年五月一日より施行せられた。

第四　家內勞働法

一　ドイツに於ける中小工業の地位

資本主義制度の發展するとともに、大工業は發達し、中小企業は沒落すると云はれ、近世に於ける產業發達史の成果を見るも、その妥當なることが肯定せられるのであるが、英、米、獨等の世界に於ける最も資本主義化されたと云はれてゐる諸國に於いても現在尙小企業存續の範圍は極めて大きい。

ゾムバルト氏は一九〇七年のドイツに於いて農業を除き、全經營の半ば以上は手工業或は手工業的生產部門によつて占められてゐることを指摘したが、このことは一九二五年に於いても正しい指摘であつた。卽ち一九二五年六月に於けるドイツ職業調査の結果によれば、手工業に屬する企業經營數は約百六十萬、同從業者數は約二百八十萬を占め、工業、家內工業、手工業を含む全企業經營數、同從業者數に對し、企業經營數に於いては八七・一%、從業者數に於いては二二・三%となつてゐる。最近の職業調査である一九三三年の結果を觀るも一名―五名、六名―十名等の小經營が壓倒的に多數を占めてゐることを知るのである。今一九三三年の工業調査並びに一八八二年より一九二五年に至る工業調査に於ける大中小經營の推移を示せば第十三表及び第十四表の如くである。

此の統計によれば、小企業(五名以下)は一八八二年から一九〇七年までは相對的にも絕對的にも中企業、大企業

の擡頭の結果、減少を示しつゝあつたが、一九〇七年よりは殆んど企業經營數竝に從業者數に於いて不變であること、之に反し中企業（六名―五十名）竝に大企業は（五十名以上）その間徐々に増加を示し、殊にその傾向は後者に著しいことを認識することが出來る。小企業の全企業經營に於いて占める地位は一八八二年と一九二五年とを對比して企業經營數に於いて九五％より八七％に、同從業者數に於いては五五％より三二％に半減したのであるが、一九二五年に於いても尙ほ百六十萬の企業經營（中單獨企業七十五萬餘）と二百八十萬の同從業者を有し、依然としてそれがドイツ工業に於いて極めて重要なる地位を獲得しつゝあることには變化はないと思はれる。

最近我國に於ける經濟危機と關聯して中小工業問題が重要視せられ、その存續性、卓越性等が主張せらるるに至つたのであるが、歐米先進經濟諸國に於いてはこの點は夙に認識せられ、或程度までは既に對策も實施せられ

第十三表　1933年6月ドイツ工業經營調査（工業、手工業、鑛業を含む）

	企業數	%	從業者數	%
從業員 1—5名	1,731,086	90.95	3,049,362	33.89
〃 6—10名	92,418	4.85	673,692	7.49
〃 11—50名	60,485	3.18	1,280,119	14,22
〃 51—200名	14,932	0.78	1,417,113	15.75
〃 200—	4,499	0.24	2,578,467	28.65
合計	1,903,420	(100.00)	8,998,753	(100.00)

註　Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich 1935. S. 118—119 による。

第十四表　ドイツ工業調査　(工業、家內工業、手工業、鑛業を含む)

	1882		1895		1907		1907		1925	
	舊領土						新領土			
	企業數									
	實數	%	實數	%	實數	%	實數	%	實數	%
小企業	2,175,857	95.84	1,989,572	92.67	1,759,545	89.74	1,618,781	89.74	1,614,080	87.12
中企業	85,001	3.74	139,459	6.49	174,012	8.87	160,091	8.87	205,911	11.11
大企業	9,481	0.42	17,941	0.84	27,167	1.39	24,994	1.39	32,761	1.77
計	2,270,339	100.00	2,146,972	100.00	1,960,724	100.00	1,803,866	100.00	1,852,752	100.00
	從業者數									
小企業	3,270,404	55.12	3,191,125	39.89	3,018,465	28.40	2,804,588	28.67	2,837,327	22.35
中企業	1,109,128	18.69	1,902,049	23.77	2,505,451	23.35	2,305,015	23.56	2,898,756	22.84
大企業	1,554,131	26.19	2,907,329	36.34	5,177,367	48.25	4,673,177	47.77	6,958,190	54.81
註	5,933,663	100.00	8,000,503	100.00	10,731,283	100.00	9,782,780	100.00	12,694,273	100.00

註　Woyzinsky "Zehn Jahre neues Deutschland" S. 55. の表による

てゐた有様である。特に極めて複雜多岐の部門に亘るその生産の統制、又大工業從業者に比し、動もすれば劣惡な勞働條件に晒されがちな中小工業從業者の保護は、各國政府にとつて極めて緊要な課題であつた。本稿に於いては、主としてこの後者に屬する從業者の保護法について觸れてみたいと思ふ。

二　ナチス政府の中小工業對策

ファシズム運動の基礎が中間階級にあるとは屢々述べられるところである。このことはナチスの運動に於いても恐らく例外ではないであらう。中間階級なる概念は勿論極めて曖昧であり、それが如何なる經濟層に立脚するかは議論の餘地の存するところである。ともあれフランクフルター・ツァイツングが一九三〇年の總選擧の結果についてナチスの華々しい躍進を報道し、その中心勢力が中小商工業者、使用人竝に農民にあることを指摘し、又ハンス・イエーガー氏が同選擧に於けるナチス得票數六百三十四萬の中、最も多かつたのは中小商工業者よりの得票百七十九萬であることを述べてゐるのを見ても、ナチス運動が中間階級、就中中小商工業者と極めて緊密な關係の存在することは首肯出來得ることである。(1)

ナチス理論家ゴッドフリード・フェーダー氏は「吾々はドイツ中産階級に於いてドイツ國民の最も價値ある部分を認め、且つ國家、地方團體が中産階級を維持するために凡ゆる力を惜まざらんことを要求する」と云つた。又ナチス綱領第十六項には「吾々は健全なる中産階級の創設とその維持、百貨店の卽時公有化及び小營業者に對するその低廉なる貸與竝に國家、州、市町村に對する販賣の際に一切の小營業者に優先權を與ふべきことを要求す」と

規定せられてゐる。然らば健全なる中產階級の創設及びその維持と云ふことは何であらうか。

ナチス經濟理論の教へるところによれば、ナチスにとつて經濟の目的とするところは最大利潤の獲得ではなく、圓滿なる國民全體の需要の充足である。而して國民全體の需要の充足は資本主義によつても共產主義によつても約束せられるものでなく、唯國民社會主義に於てのみそれが保證せられる。「資本主義はその魂なき構造に於て滅び、自由主義は濫用せられたる自由の惡業の中に死せねばならぬ。マルキシズムはその唯物的なる憎惡思想より何の生活活動をも發展せしめるものではない。唯國民社會主義のみが自由なる國民に於ける人間性の眞の自由を保證することが出來る。」(2)と

然るに我々は現在我々の眼前にかゝる理想に對する一の障害、國民福祉に對する一の冒瀆の事例を見る。獨占企業の存在がそれである。集中化され、獨占化された企業は大なる資本と多數機械の使用等の武器を以て國民福祉に對立し、優秀にして廉價なる財貨の提供による國民生活の安定には何の顧慮を拂ふことなく、却つて消費者に對し、專斷に商品の質、量、價額を決定し、一部少數者の利益追求機關と化してゐる。中小營業者は生產者としては獨占企業に壓迫され、自己の販路を失ひ、沒落し、消費者としては獨占化された不當な價額に於ける財貨の購入を餘儀なくせしめられてゐる狀態である。斯かる最早全體の利益に役立たざる企業の獨占化を徹廢し、「經濟を中小企業者の自由な存在たらしめること」こそ必要である。ナチス綱領第十三項の「我々は一切の既に社會化されたる企業(トラスト)の國營を要求す」もかかる意味のもとに存在してゐるのである。

フェーダー氏によれば、「國民經濟生活は大、中、小經營の適度の混合に存してゐる。」(3)即ちこのことは現實的に

大企業に對する事業制限、その分散化、中小企業の保護並にその秩序の維持、大資本によるその侵害の回復、曾ての華々しいドイツ手工業、家內工業の復活を意味する。

「國民社會主義に於いては中產階級的小企業家は資本の侵略に對して保護を見出すのみではない。手工業自體は今では工業化の故に徐々に萎微して來たが、その曾ては世界に喧傳せられた藝術精巧性を國民社會主義によつて再び新たに發展せしめることが出來るのである。若しも國民社會主義がその際唯その道案內者たるのみにとどまり、同時に獨立手工業の完成とその確實なる存在の基礎を創造することに何等着手しなかつたとするならば、それは唯空語であり、中途半端な仕事に過ぎなかつたであらう。」(4)

さればこそ中小工業對策はナチス經濟政策の根本策の一である。一九三三年一月のナチス政權成立以後の事績を見ると、ナチス經濟綱領中の大企業の國有化なる方面については、未だ積極的に何等の對策を講じられて居らず、このことは諸外國に於けるナチス反對者によつて、屢々ナチス攻擊の合言葉の一に使用せられてゐる有樣であるが、中小工業並に中小商業に對しては、幾多の對策が實施せられ、又實施せられんとしつゝあるのであつて、本論の家內勞働法もまたその一であるが、その外にも小工業信用保證法、葉卷煙草製造に於ける機械使用制限法、百貨店制限法、手工業臨時組成法等の重要法律が制定、公布せられてゐるのである。これらの法律の中手工業臨時組成法は特に重要と思惟せられるので、本論に先だつてこれにつき簡單に觸れてみたい(註)。

註　手工業臨時組成法並に中小工業統制の詳細については協調會勞働年鑑（昭和十年版）三七一頁以下　ドイツ手工業統制の項參照。

ドイツ手工業臨時組成法（Gesetz über den vorläufigen Aufbau des deutschen Handwerks）が公布せられたのは、國民勞働統制法の公布に先だつて一九三三年十一月であつた。本法によつて國經濟大臣竝に國勞働大臣は、手工業者に對し、組合を組織せしめる權限を附與せられ、從來のドイツ營業條令によつて州政府に與へられた權限は經濟大臣の手に歸するところとなり、ドイツ手工業の公法上及びその他の職業團體、從業者の組合等は國經濟大臣の要求に從つて本法施行に助力しなければならぬこととなり、こゝに新しき統制の道が開かれたのであつた。

本法制定後約半ヶ年一九三四年六月十五日の手工業臨時組成法第一命令は、手工業者の團體としての手工業者組合（Handwerkersinnungen）郡手工業者協議會（Kreishandwerkerschaften）手工業會議所（Handwerkskammer）等について規定し、又手工業に於ける親方―職人―徒弟間の共同精神の涵養、手工業從業者の技術的、職業的、道德的教育の促進、職人檢査の施行、業者間の統制等についても觸れるところがあつた。更に一九三五年一月十八日の第二命令及び第三命令に於いては手工業會議所の組織構成、獨立手工業者たり得る者の資格、右の證明書としての手工業者名簿、同登錄手續、屆出義務等について規定せられた。又これに先だつて一九三四年十一月公布のドイツ產業統制法第一施行令に於いても、手工業を產業統制の第二部門とし、手工業者團體の中心をなす手工業會議所が當該地方に於ける經濟統制組織、商工會議所とともに經濟會議所を構成し、更にドイツ產業統制の中央機關たる國經濟會議所に對し、その代表者を選出し、各產業部門に於ける事件の處理、部員の監督、對策の樹立に盡力すべきことが定められた。本論の家內勞働法は、これらの經營統制政策と反對に手工業、家內工業等の小經營に於ける從業員の統制、保護を目的として制定せられたものである。

(1) Hans Jäger "Der Rote Aufbau" III Jg. 1930, Heft 10, 529/35.
(2) Rolf Fritzsche" Aufbau der Wirtschaft im dritten Reich" S. 17.
(3) Gottfried Feder" National sozialistische Programm" S. 11. 38.
(4) Rolf Fritzsche" Aufbau der Wirtschaft im dritten Reich" S. 48.

三 家內勞働法の內容

家內工業が社會的には他の職業への轉向の可能性なき數十萬の人間を包容し、それ等の人々に生計の道を與へ、經濟的には家內工業特に輸出向家內工業がその各々の部門に於いて廉價な生產費を以てその販路を維持しつゝある今日、家內勞働の一般的禁止の要求は家內勞働の諸條件及びその構成上の差異に關する認識不足より來たるものと云はなければならない。

家內勞働に於ける諸事情は個々の部門、場所竝にその他の生活條件によつて非常に異つてゐる。中には組織的計畫を有する本業的性質のものもあり、高價な商品を生產し、販路の組織化によつて保證されてゐるものもあり、又中には副業的勞働として僅に生活を支へてゐる如きものもあり、或は作業場又は工場に於ける勞働によつてはその勞働力を換算することを得ない樣な勞働、外聞を恥ぢる貧困者の勞働、手仕事に苦しむインテリの勞働等もある。現在日本に於て見られる家內工業の態容はたとへそのまゝならずとも現今のドイツにも見られる態容でもある。

從つて家内勞働に對する種々なる保護、又その從業者の勞働給付に對する適正な報酬を確保することは、極めて重要なることと云はなければならない。從來ドイツには一九一一年十二月二十日に制定せられた家内勞働法があり、家内勞働に對する賃銀保護の叫びは最近二回に亘り（一九二三年六月二十七日及一九三三年六月八日）、之を改正せしめた。一九二三年の改正に於いては家内勞働に於ける報酬決定の爲め特別機關として家内勞働審査委員會が設けられることとなり、一九三三年の改正に於いては更に賃銀保護の擴張のため種々の手續上の改正が行はれたのであるが、國民勞働統制法第六十七條により、家内勞働法第十八條乃至第四十八條が廢止せられ、家内勞働審査委員會の廢止とともに家内勞働に於ける勞働關係の規制が全く勞働管理官の手によつて行はれることとなつた。舊家内勞働法が全く空文化した結果　今回新たに包括的に家内勞働の保護が規定せられることとなつたのである。

新家内勞働法（Gesetz über die Heimarbeit）は家内勞働の保護にあたり、家内勞働の行はれる作業場より出發し、同時に間接的に作業場で使用せられる者に保護規定を設けたのである。法律は家内勞働者竝に通常單獨に又はその家族若くは二名以下の家族外の補助者と共に勞働する家内工業者（Hausgewerbetreibende）を直接にその適用範圍に入れてゐる。

第二條　人的適用範圍

（一）家内勞働ニ從事スルモノトハ左ノ者ヲ謂フ

イ　家内勞働者（Heimarbeiter）

ロ　家內工業者ニシテ通常單獨ニ又ハソノ家族若クハ二名以下ノ家族外ノ補助者トトモニ働ク者

即ち二名の家族外の補助者を使用する家內工業者が最小規模の家內工業者として單獨に若くは家族のみと勞働するものと同一の取扱を受けることとなつたのである。而してここに云ふところの家內勞働者とは、事業經營者ではなくて自己の住居又は自ら選擇した作業場に於いて單獨に又はその家族と共に事業經營者若くは仲介者の委託を受けて勞働する者を指し、家內工業者とは事業經營者として自己の住居又は作業場に於いて自己の手工勞働を以て自ら商品を製造若くは加工し、出來高賃銀勞働を爲す者を指す[1](第三條)。三名以上の補助者を有する家內工業者、仲介者及びその他の類似勞働者もその委託者に對する關係について一般的保護規定竝に報酬保護の規定に關し、前記の者と同一の取扱を受けることが出來る(第二條第二項)。

イ　一般的保護規定

本法に於ける一般的保護規定は名簿の作成、勞働票の制定、第一回の家內勞働提供の屆出、報酬表の公示及び報酬證明書の作成である。

1　名簿の作成……家內勞働を提供し、又はその仲介をなす者は、その家內勞働又は家內勞働の仲介に使用する者を名簿に明示することを要し、右名簿は家內勞働提供場の見易き場所に之を備付け、營業監督官(Gewerbeaufsichtsbeamten)又は勞働管理官の請求ある時はその閱覽に供し、或は之を送付しなければならない(第四條)。

2　勞働票(Arbeitskarte)の制定……國勞働大臣は個々の職業部門に對し、一般的に若くは地域を限り當該

勞働公署の發行する勞働票を所持する者に對してのみ、家內勞働を提供すべき旨の規定を定めることを得る(第五條)。

3　第一回の家內勞働提供の屆出……國勞働大臣は家內勞働のため人を使用せんとする者に對し、國勞働大臣の指定する官署に屆出をなすべき旨の規定を定めることが出來る(第六條)。

4　報酬表(Entgeltverzeichnisse)の公示……家內勞働を提供し、又は之を引受けんとする者は、提供又は引受の場所に於いて報酬表を明示し、關係者をして委託せられた個々の勞働に對する報酬の額を明瞭に知らしめなければならない。報酬表には個々の勞働に對する報酬を記載すると同時に交付せらるべき原料竝に補助材料の價額を明示することを要する。又報酬が賃率規則により定められてゐるときは賃率規則を明示しなければならない(第七條)。

5　報酬證明書(Entgeltbelege)……家內勞働を提供し、又はその仲介をなす者は、自己の費用を以て家內勞働を引受けたる者に報酬帳を交付することを要し、報酬帳には勞働の提供又は引受の際、その種類、範圍、報酬額竝に提供及び引渡の日を記入しなければならない。報酬證明書は營業監督官竝に勞働管理官の請求があれば之を提示することを要する(第八條)。

即ち名簿作成によつて家內勞働を提供し、又その仲介をなす者竝に家內勞働に從事する者が明かにせられ、勞働県の制定により勞働大臣は家內勞働從業者を全部知り得ることとなり、第一回家內勞働提供の屆出義務によつて家內勞働委託者をも詳細に確認することが出來る。又報酬表の公示によつて家內勞働に從事する者に個々の手

間に對して支拂はるべき報酬を詳細に知らしめ、勞働の種類、範圍及び引受、引渡の時期竝に支拂はれた報酬を示すべき報酬證明書の交付によつて家內勞働者竝に監督官廳は何時なりともその再審査をなすことを得るのである。これ等の保護規定は、從來の法律よりもその適用範圍が擴張せられて居り、例へば仲介者も亦名簿作成の義務を負ひ、又報酬表の公示竝に報酬證明書の作成に對する規律に關しても實際の經驗に鑑みて同時に引渡さるべき原料竝に補助材料の價額を明示しなければならないことになつてゐるのである。勞働票の制定及び第一回家內勞働提供の屆出は本法に於いて新たに設けられたものである(註)。

註　一九三五年二月二十六日の勞働手帖實施に關する法律及び五月十六日付同施行令によつて、この名簿作成義務が單に家內工業者のみにとゞまらず、全工業從業者に適用せられることとなつたことは注目に値する。

ロ　勞働時間の保護、危險防止竝に報酬の保護

家內勞働に於ける勞働時間の保護は本法に於いては、國民勞働統制法の規定に從ひ、勞働管理官が從來の家內勞働審査委員會に代り權限を有することとなつた。勞働管理官は家內勞働の一樣ならざる分配から生ずる弊害除去のため、個々の部門又は各種家內勞働に對し、一定期間その勞働量を規定することが出來、斯くして二三の例外の場合を除いては、家內勞働者又は家內工業者に對し、所定量を超過する勞働量を與へることが禁じられたのである(第十條)。

又舊家內勞働法の危險防止に關する規定は、非常に錯雜したものであつたが、新法は之を簡明ならしめ、災害豫防竝に一般の衞生の原則を設け、細目に亙つては、國勞働大臣の命令及び營業監督官の指令に讓つてゐる。災

害豫防竝に一般衞生の指導的原理は、作業場を從事者の生命健康若くは風紀又は一般の衞生に對する危險なき樣設備するにある(第十二條—第十八條)。

勞働時間の保護、危險防止竝に報酬の保護の中、本法に於いて特に重要なのは報酬の保護(Entgeltschutz)である。家內勞働に於ける報酬關係の規制に關しては、既に國民勞働統制法は本法に先だつて、一九三四年五月一日を以て審査委員會を廢止し、報酬規定の權限を勞働管理官の手に移した。國民勞働統制法第三章に於ける賃率規則制定のための條件は本法第二十條に於いて繰返され、從來廣く家內勞働審査委員會によりなされてゐた最低賃率の決定が今後は賃率規則により行はれることとなつた。卽ち、

第二十條　報酬ノ規定

家內勞働ノ報酬ノ決定ハ國民勞働統制法ニヨル、報酬ノ決定ハ左ノ方法ニヨルコトヲ得

イ　個々ノ協定

ロ　經營規則

主トシテ同一事業ノタメ單獨ニ又ハソノ家族トトモニ勞働スル家內勞働者竝ニ家內工業者ガ常時二十名以上ノ使用人及ビ勞働者ヲ使用スル事業ニ屬スルトキ(國民勞働統制法第五條、第二十七條第三項)

ハ　賃率規則

最低條件ノ決定ガ家內勞働ノ規律ノタメ緊要缺クベカラザルトキ(國民勞働統制法第三十二條第二項)

第二十一條　賃率規則ニヨル報酬ノ規定

(一) 一事業内ニ於ケル家内勞働ノ報酬ノ賃率規則ニヨル決定ハ家内勞働ガ相當ノ範圍ニテ行ハレ且ツ明カニ不充分ナル報酬ノ支拂ハルルトキハ之ヲ行フベキモノトス

報酬の種類、仲介者に對する報酬の規定竝に委託者の共同責任、報酬の監督、報酬に對する報告義務等も本法に於いて規定せられてゐる。家内勞働に對する報酬は出來高によつて決定せられなければならない。その不可能な場合には、個々の場合に出來高拂の基礎となり得る時間拂により決定されなければならない(第二十二條)。又家内勞働者竝に家内工業者と同一の取扱を受ける仲介者に對しては、その委託者に對する關係に於いて、賃率規則によりその增加分を決定することが出來、委託者が仲介者に對して、家内勞働者又は家内工業者に對する賃率規則に定められてゐる報酬支拂に不充分な報酬を支拂つた場合には、委託者は仲介者とともに家内工業者に對して賃率規則所定の報酬支拂の責に任ずる(第二十三條)。斯くして仲介者の報酬の低下を防ぎ、又委託者をして仲介者の選擇に特別の注意を拂はしめることとともに、家内勞働者、家内工業者を搾取する信賴し得ざる仲介者を家内工業より排除せんとするのである。

報酬の監督は勞働管理官により營業監督官との協力によつて行はれ、企業主、事業經營者、仲介者、家内工業者竝に家内勞働者は報酬決定の凡ての問題について、勞働管理官、營業監督官竝にその代理人に報告をなす義務を負ふ(第二十四條、第二十五條)。報酬確保の中心は舊家内勞働法に於ては罰金手續にあつた。此手續はより簡明化され、報酬低下防止のための有力な手段を形成してゐる。即ち罰金手續は期間(不足報酬竝に抗告期間)の短縮により迅速を圖り(第二十六條、第二十八條第一項)、不足報酬の支拂はれた時より經過し得る期間の延長によりその嚴重

化を圖つてゐる(第二十八條第二項)。この罰金は委託者が支拂の責ある報酬の一部を支拂不足により遲延したるものなるため他の法律に定められてゐる罰金と區別して遲延罰金(Verzugsbusse)と云はれる。遲延罰金は勞働管理官により徵收せられ、國庫に支拂はれ、その使途は國勞働大臣により定められるのである。

經營協同體の觀念に基く社會的名譽裁判に關する國民勞働統制の規定は家內勞働に從事する者に對し遲延罰金については適用せられない。

八　罰　則

家內勞働法違反に對する罰則には、反則、違反の二種類がある。

反則(Übertretung)に對しては、百五十ライヒス・マルク以下の罰金が、違反(Vergehen)に對しては六箇月以下の禁錮又は罰金が課せられる。例へば一般的保護規定を履行しない場合、作業場が災害豫防又は公共衞生に關する命令に定められたる要件を具備しない場合には反則が、兒童使用に關する指令を實行せず、禁止せられた家內勞働を提供した場合等には、違反が課せられる。又繰返して是等の規定に違反し又は遲延罰金を課せられた者に對しては、勞働管理官は家內勞働の提供又はその仲介を禁止せしめることが出來るのである。

因みに新家內勞働法は「公の行政及び經營に於ける勞働統制法」と同日の一九三四年三月二十三日公布、同年五月一日より施行せられた。

(1) Haus Haftler "Grundriss des deutschen Arbeitsrecht" S. 57.

第五　勞働裁判所法

一　勞働裁判所法とその改正

國民勞働統制法第六章經過竝に終結規定中の第六十六條第九項に於いて國勞働大臣及び國司法大臣は、國民勞働統制法及び從來の法令によつて變更を加へられた勞働裁判所法を新たにその法文の不備を除いて法律公報(Reichsgesetzblatt)に公告すること、竝にその際勞働裁判所の陪席員に對する規定及び國民勞働統制法第三十二條第二項に基く勞働裁判權の排除に關する規定を設定するを得る旨定められるところがあつた。勞働裁判所法は一九二六年十二月二十六日に公布せられ、その後局部的に條文の修正を加へられたものであるが、ナチス獨裁の出現に伴ひ、國民勞働統制法の制定と俟つて新たなる基礎の下に改造を加へられ、一九三四年四月二十六日付を以て公布せられるに至つた。

この勞働裁判所法の沿革を辿つてみると、勞働關係に基く種々の係爭の處理のために、特別の構成を有し、又特別の手續の下にその活動をなすべき特殊の裁判所を通常裁判所以外に設置せんとせられたことは、ドイツにあつては、これを古く中世のギルド裁判(Zunftgericht)或は職人裁判(Gesellengericht)等に見受けるところであるが、近世に於いて新しい產業組織の下に生起する勞働關係の係爭解決のために、この努力のはらはれたのは、同業組

合仲裁裁判所（Innungsgeschiedsgericht）、營業裁判所（Gewerbegericht）、商業裁判所（Kaufmannsgericht）の設置を以て嚆矢とするのである。[1] 今簡單にこれらの裁判所の機能を眺めよう。

同業組合仲裁裁判所　一八六九年の營業條令第八十一條第四號に基き設置せられたものであつて同業組合員とその職人或は勞働者との間の紛爭の解決を圖らんとするものである。仲裁裁判所は一名の委員長と二名の陪席員を以て構成せらるるを要し、陪席員の中一名は同業組合員より、他の一名は職人或は徒弟より之を採る。

營業裁判所　一九〇一年の營業裁判所法に基く。營業裁判所の設置は一市町村、多數の市町村又は地方團體の地域に對して行はれ、これが設置竝に維持に對する費用は、市町村或は地方團體に於いて支辨することを要する。各營業裁判所には、一名の裁判長及びその代理人と必要なる數の陪席員とを置き、裁判長及びその代理人は雇傭主たることも被傭者たることも許されない。陪席員はその半數は雇傭主から、他の半數は被傭者から直接秘密投票で選擧せられる。營業裁判所の所管に屬するのは、雇傭主と被傭者間に於ける營業上の紛爭であつて左の如き事件に關するものたることを要する。

1　勞働關係の開始、繼續若くは解消に關するもの
2　勞働關係に基く給付
3　勞働關係に基き交付せられたものの返還
4　損害賠償若くは違約金の支拂
5　勞働者が負擔すべき健康保險金の計算

6　同一雇傭主に屬する勞働者が共同の勞働を爲したるに基いて相互に提起したる請求

7　勞働關係の終了した後の期間に於いて勞働者の營業的行動を制限する合意から生ずる請求

商業裁判所　一九〇四年の商業裁判所法に基く。商業裁判所は一方に於いては商人、他方に於いては商業使用人又は商業徒弟間に於ける雇傭又は徒弟關係から生ずる係爭を解決する權限を有する。但し賃銀、又は給料によるその勞働所得が年收十萬マルクの額を超過する商業使用人はその管轄に屬さない。商業裁判所の管轄に屬する係爭は、主として左の事項に關するものたることを要する。

1　雇傭若くは徒弟關係の開始、繼續又は解消に關するもの

2　雇傭又は徒弟關係に基く給付

3　雇傭又は徒弟關係に基いて交付せられた擔保、證明書その他の物の返還

4　損害賠償若くは違約金の支拂

5　商業使用人又は徒弟が負擔すべき健康保險金の計算

6　雇傭又は徒弟關係の終了した後の期間に於いて商業使用人、又は徒弟の營業的行動を制限する合意から生ずる請求(2)

この同業組合仲裁裁判所、營業裁判所、商業裁判所は、今世紀の初頭から約二十年間に亘つて勞働關係の係爭に對し、それ〲の立場を代表してその解決に當つたのであるが、大戰後、經濟關係ます〲錯綜をきはめ、これに伴ひ勞働關係の係爭に於いても種々樣々な新事實の發生するにつれて、雇傭主と被傭者間に於ける一切の勞

働關係の係爭の裁決のためにはこれらを以ては到底不十分であり、より統一的、獨立的な勞働裁判權を確立せんとする主張の現れたことは、自然の勢ひのしからしむるところと云はなければならない。しかも農業經濟的係爭、家内經濟的係爭及び國家及び地方團體の勞働者並に使用人に關する係爭等については、この間未だ勞働裁判權が認められてゐなかつたのであつて、これらに對しても統一的に勞働裁判權を附與せんとする叫びは、一九一九年にドイツ政府をして勞働法典の編纂のために組織せられた勞働法委員會に對し、勞働裁判所法草案の起草を委託せしめるに至つた。

しかしながらドイツ勞働裁判所法がドイツ國會を通過し、現實に施行せられるためには、一九二六年まで經過しなければならなかつた。一九二六年十一月ドイツ國會が召集せられるに及んで勞働裁判所法草案は第三讀會を經て國會の協賛を受け、十二月二十三日公布せられるに至つた、こゝに久しきに亘る勞働關係の係爭に對する獨立裁判權確立への要求が貫徹せらるゝこととなつたのである。(3)

以上がドイツに於ける勞働裁判所法の制定せらるゝに至るまでの大體の事情である。ナチス政府による一九三四年四月二十六日の本法の改正に當つても、勞働裁判所の組織、その手續等に關しては、この一九二六年の法律に對して殆んど變更を加へられなかつた。(4) 唯改正法に於いて注目すべき點は國民勞働統制法に基いて社會的名譽裁判所が創設せられた結果、社會的義務の毀損に對する一切の措置が名譽裁判所の管掌するところとなり、ために勞働裁判所の管轄事項が實質的民事事項に局限せられるに至つた點であると云はれてゐる。

(1)　後藤清氏「獨逸勞働裁判所法」(社會政策時報　昭和二年五月號)參照

(2) マタイ氏「獨逸勞働法原論」二八二頁

(3) ピック氏「勞働法」下卷　四七七頁以下

(4) "Arbeitsgerichtsgesetz" (Reclam Nr. 7258) 中の Vorbemerkung 參照

二　勞働裁判所の組織及び管轄

以下改正法の內容について解說を加へよう。

改正法はその第一條に於いて勞働裁判所を區勞働裁判所、州勞働裁判所並に國勞働裁判所に分ち、その機能について次の如く規定してゐる。

第一條　勞働裁判所 (Arbeitsgerichtsbehörden)

(一)勞働事件ノ裁判ハ勞働裁判所ノ掌ルベキモノトス

(二)勞働裁判所ヲ分チテ

一　區勞働裁判所 (Arbeitsgerichte)

二　州勞働裁判所 (Landesarbeitsgerichte)

三　國勞働裁判所 (Reichsarbeitsgericht)

トス。

而してこの勞働裁判所の管轄に屬するのは、主として企業者及び從業員(被傭者)間の民事裁判事件にして、勞

働關係又は徒弟關係に基くもの、勞働契約又は徒弟契約の成否に關するもの、勞働關係又は徒弟關係の締結についての商議に基くもの及び勞働關係又は徒弟關係の爾後效力に基くもの竝に不法行爲に基く民事訴訟事件にして勞働關係又は徒弟關係と關聯あるもの竝に被傭者相互間の民事訴訟事件にして失業に基くもの及び不法行爲に基くものにして勞働關係又は徒弟關係と關聯あるもの（第二條）と規定せられてをり、その他に勞働裁判所の管轄の擴張せられる場合として、企業者又は從業員に對する訴へ竝に之等の者より第三者に對し、提起したる訴にして第二條による民事事件に類似し、既に區勞働裁判所に繫屬せるもの、或はその主張について排他的管轄の存せざるもの（第三條）が擧げられてゐる。

次に勞働裁判の當事者たる從業員（Beschäftigte）について次ぎの條文によりその概念を明白ならしめてゐる。

第五條　從業員ノ概念

（一）本法ニ於テ從業員トハ勞働者及ビ使用人ヲ指シ且ツ徒弟ヲ含ムモノトス、家內勞働法第二條ノ報酬保護ヲ受クル者及ビソノ他家內工業ヲ業トセザル者ニシテ勞務契約關係ニ立タズシテ特定ノ他人ノ委託ニ基キ且ツソノ計算ノタメニ勞務ヲ給付シ、經濟的ニ獨立セザル故ヲ以テ從屬者ト看做スベキモノハ勞働者及ビ使用人ト同樣ニ取扱フ

（二）公法上及ビ私法上ノ法人及ビ社團ノ法律上ノ代理人、竝ニ公務員及ビ陸海軍々人軍屬タルノ資格ヲ有スル者ハ從業員ニ非ザルモノトス

勞働裁判所は學識ある裁判官、企業者及び從業員の双方から選出せられたる陪席員（Beisitzer）を以て構成せら

れ、この陪席員は區勞働裁判所に於いては、區勞働裁判所判事（Arbeitsrichter）なる職名を、州勞働裁判所に於いては、州勞働裁判所判事（Landesarbeitsrichter）なる職名を、又國勞働裁判所に於いては國勞働裁判所判事（Reichsarbeitsrichter）なる職名を有する（第六條）。

次に區勞働裁判所、州勞働裁判所竝に國勞働裁判所についてその組織の大要を示せば左の如くである。

イ　區勞働裁判所

區勞働裁判所は獨立裁判所として州司法省が州最高社會行政官廳の同意を得て通常區裁判所の管轄區域に設置するところのものである。裁判長（Vorsitzenden）、裁判長代理及び陪席員の必要數を以て組織せられ、陪席員は各半數を企業者と從業員側よりそれ〲選出せしめることを要する。

區勞働裁判所には部（Kammer）を設ける。部の數は州司法省が之を定め、勞働者の訴訟事件及び使用人の保證事件については、各別の部に於いてその審議に當り、又必要な場合には、特定の職業及び營業竝に勞働者竝に使用人の特定の部類の訴訟事件につき、それぞれ專門部（Fachkammer）を設けることが出來る。

區勞働裁判所の陪席員は、州上級行政官廳が州裁判所長の同意を得て三年間の任期を以て任命するものであり、陪席員に任命せられ得るものは、ドイツの國籍を有し、滿二十五歳以上の男女にして區勞働裁判所の管轄區域内に引續き一ケ年以上企業者又は從業員として活動し來りしことを要し、その任命はドイツ勞働戰線竝に公私法團體の提出した推薦名簿に準據し、各經營に於ける信任委員の任命と殆んど同じ形式を執るのである（第二十條—第二十二條）。陪席員は名譽職であつて、報酬を支給せられず、唯その職務の執行に基く事業上の損失に對する補償

をうけ、又旅費を支給せられるにとどまる。

尙ほ二つ以上の部を有する區勞働裁判所に於いては州裁判所長は、三名の企業者陪席員及び三名の勞働者若くは使用人陪席員の任命による陪席員委員會を組織する。この委員會は區裁判所の監督裁判長（Aufsichtsführender Vorsitzende）又は最古參裁判長（Dienstältester Vorsitzende）の指導の下に協議を行ひ、部の形成、事務の分配、陪席員の各部への配屬等について其の意見を具申することになつてゐる（第二十九條）。

ロ　州勞働裁判所

州勞働裁判所は州司法省が州最高行政官廳の同意を得て原則的に州裁判所内に設置するものであつて、必要と認められる場合には別個に設置することも許容せられ、その行政及び監督は州司法省が之に當る。

州勞働裁判所も裁判長、裁判長代理及び企業者並に從業員より同數を以て選出せられた陪席員よりなる點については、區勞働裁判所と同樣であるが、州勞働裁判所の陪席員は滿三十歲以上たること、最少三ケ年間區勞働裁判所の陪席員たりしことを要する（第三十三條—第三十九條）。

ハ　國勞働裁判所

國勞働裁判所は國裁判所內に設置せられ、裁判長として國裁判所部長、裁判長代理として國裁判所部長又は判事、裁判官の陪席員として國裁判所判事並に裁判官ならざる陪席員の必要數を以て組織せられる。且つその部の數は國司法大臣が國勞働大臣の同意を得て之を決定し、各部は一名の裁判長、二名の陪席判事及び各一名の企業者及び從業員側の陪席員を以て職務執行上の定員數とする。

國勞働裁判所の裁判官たらざる陪席員は、三ケ年の任期を以て國司法大臣の同意を得て任命せられ、その資格としては滿三十五歳以上の者として長くドイツ國內に於いて企業者若くは從業員たりしことを要し、その任免は國裁判所長の權限に屬する。

國勞働裁判所の部の組織及び事務は、事務年度の初めに於いて國裁判所長によつて國勞働裁判所の各部に分配せられる。裁判長、裁判長代理、陪席判事及び裁判官たらざる陪席員の各部への配屬も亦同樣の方法によつて職務期間の初めに之を行ふ。裁判官たらざる陪席員は、裁判長が事務年度及び陪席員の新職務期間の初めに作成した表の順序に從つて法廷に出廷することを要する。

尙ほ勞働問題に關する國裁判所の民事聯合部又は民刑聯合部の裁判に際しては國勞働裁判所は各部より各一名の企業者側及び被傭者側陪席員を之に關與せしむることを要する（第四十條―第四十五條）。

三　勞働裁判所の手續

勞働裁判所の手續は第一審、控訴審、上告審に區別せられる。

イ　第一審

第一審の判決手續は原則として區裁判所の手續に關する民事訴訟法の規定により、先づ訴を提起するに當つては訴狀を區勞働裁判所に提出するか、又は區勞働裁判所の事務所に於いて口頭を以て之を爲すを要する。但し訴は民事訴訟法第四百九十六條第三項の規定に拘らず。被告に送達せられたとき始めて提起せられたものと看做され

るのである(第四十七條)。

裁判に當つては、裁判長は訴訟の如何なる程度にあるを問はず、當事者自らの出頭を命ずることを得る。當事者自ら出頭せず、その結果裁判の目的を不成功ならしめる處ある場合には、裁判長は訴訟代理人の認許を拒むことを得る。又裁判に當つてはその辯論、證據調及び判決の言渡は之を公開することを要し、公開の結果、公の秩序、特に國家の安寧の毀損せらるるか、又は善良の風俗の害せらるるか、若くはその處あるとき、或は辯論又は證據調の目的が營業上・事業上・又は發明上の秘密なるによつて當事者の一方が公開の禁止を申請したときには全部又は一部の公開を禁止することを得る(第五十二條)。

次に和解手續について云へば、裁判長は和解手續の成就のため、自由判斷に基き、一切の抗爭すべき内容を當事者をして説明せしむることを要し、事實を明確ならしめるため、即時に各種の行爲をなすことを得る(第五十四條)。且つ審理は出來得るかぎりこれを一日にて終結せしめる樣にしなければならない(第五十六條)。

判決の内容については次の諸點が留意せられなければならない。

一　費用の額は、その卽時に算定し得るものに限り、之を判決中に確定すること

二　訴訟物の價格については、區勞働裁判所がその判決中に確定すること

三　訴訟物が價格上控訴し得ざる場合に於いても訴訟が特に重要な意義を有する場合は、區勞働裁判所は判決中に之を許すこと

四　判決の結果・行爲を爲すべき義務が宣告せられた場合には、區勞働裁判所は原告の請求に基いて同時に

行爲が特定の期間内になさるる場合に對し、その自由裁量によつて確定した賠償額の支拂を被告に命ずるを得ること

五　請求の原因について爲された中間判決は控訴に對して終局判決と看做されない(第六十一條)。

ロ　控訴審

區勞働裁判所の判決に對しては、訴訟物の價額が三〇〇ライヒス・マルク以上なるとき、又は區勞働裁判所に於いて特に重要な意義を有するものとして控訴を許した場合は、州勞働裁判所に控訴を提起することが出來る。而してその手續は別段の定めのない限り第一審と同樣に民事訴訟法中の控訴に關する規定が準用せられ、裁判所職員の忌避、送還、當事者自らの出頭、公開、證據調、判決の內容、判決の言渡等についても區勞働裁判所の場合と同樣の規定に從ふのである。但し控訴に際しては、陪席員の任命手續の瑕疵を理由として又は陪席員を任命し職に就かしめることを妨ぐる事由の存することを理由としてこれを提起することは許されない。

第一審後新たな事實及び證據方法の出た場合には、民事訴訟法第五百二十九條第一項及び第二項に從つて控訴人は之を控訴理由中に掲げ、又被控訴人は遲くとも第一回の口頭辯論に於いて之を提出することを要する。その遲れて提出せられたる場合には、州勞働裁判所の自由裁量となる(第六十四條―第七十一條)。

ハ　上告審

州勞働裁判所の控訴審に對する判決に對しては、區勞働裁判所又は州勞働裁判所により確定せられた訴訟物の價格が通常民事裁判權に關する上告の局限を超過するとき、又は州勞働裁判所が訴訟の重要な意義を有すること

を理由として上告を許したるときには國勞働裁判所に對し、上告を爲すことを得る。但し上告は州勞働裁判所の判決が法律又は個々の勞働契約の制定に關する賃率規則の規定を適用せざりしこと、若くは不當に適用したることを理由とする場合にのみ認められるのであつて、その他の場合、例へば地域的管轄を不當に認めたること、陪席員の任命の手續に瑕疵ありたること等を理由として上告することは許されないのである。

上告は通常州勞働裁判所の判決に對して爲されるものであるが、本法第七十六條は區勞働裁判所より直接上告(Sprungrevision)をなすことをも認めた。即ち區勞働裁判所の判決に對しては、訴訟物の價額が上告限度を超過し、且つ相手方の同意を得たるか、又は國勞働大臣が國勞働裁判所に訴訟の即時の判決を公共の利益のため必要と認むる旨表示した場合には、國勞働裁判所に對する直接上告を爲すことを得る(第七十六條)。

四　勞働裁判權の排除

本法第四章勞働裁判權の排除に關する項は、勞働訴訟事件に於ける仲裁契約、和解文言(Güteklausel)、仲裁的評定契約(Schiedsgutachtenklausel)の三節よりなつてゐる。右の中第一の勞働訴訟事件に於ける仲裁契約によつて勞働裁判權の排除が原則的に認められるのは次の場合である。

一　賃率規則による勞働關係又は徒弟關係に基く民事訴訟事件については、勞働管理官は賃率規則中に於いて裁判は仲裁裁判所によつて爲さるる旨の明文を以て勞働裁判權を排除することを得る。

二　訴訟法律關係の當事者は關係被傭人又は使用人にしてその收入年額が使用人保險法に於いて保險義務に

ついて定められた限界を超える場合に於いては、一般的又は個別的に且つ豫め第二條第一號の民事訴訟事件に對して第一項と同じ仲裁文句を協定することを得る(第九十一條第一項及び第二項)。

この勞働裁判權の排除の行はれる仲裁裁判所 (Schiedsgericht)は、同數の企業者及び從業員と中立の第三者よりなることを要し、公權又は公務員たり得る資格又は經營の指導者となり、若くは信任委員の任務を行使する資格を剝奪せられたものは之に屬することを許されない。仲裁裁判の判決を下すに先だつて當事者を訊問するを要すること、その許された證據方法の範圍内で證據調をなすことを得ること、仲裁裁決は別段の定めなき限り仲裁裁判所の構成員の單純多數を以て之を爲すこと、仲裁裁判の裁決は當事者間に於いて確定した區勞働裁判所の判決と同一の效力を有すること等が規定せられてゐる(第九十三條―第九十八條)。

次に和解文言とは、右の仲裁契約を締結するに當り、それに先だつて當事者の協定した和解所 (Gütestelle) に於いて調停手續をせんとする協定であつて、この和解所の構成は和解文言の上に協定することを要し、その手續は訴訟當事者が自ら出頭した場合に於いてのみなされるのである(第百一條―第百五條)。

更に第三の仲裁的評定契約とは、同じく仲裁契約を締結するに先だつて訴訟の裁判につき重大な意義を有する事實問題を仲裁的評定を以てなさんとする協定であつて、この仲裁的評定所 (Schiedsgutachterstelle) の構成、手續等は、仲裁的評定契約中に之を協定することを要するのである(第百六條、第百七條)。

以上が勞働裁判權の排除に關する規定の大要である。尙ほ施行規定並に經過規定に關しても一九二六年の原法律に對して殆んど變更を加へられてゐない。

第六　失業對策法

一　ドイツに於ける失業とナチス失業對策の基本概念

資本主義上昇期に於いては、累年增加すべき勞働可能の人口は、資本の擴大集中、設備の增大化等による產業組織の擴大に伴つて吸收せられるものであり、そこには顯著な失業の發生の事實なく、而して失業對策と云はるべきものも槪ね局部的、臨時的な性質を有してゐたものであつた。しかるに大戰後歐米に於ける經濟先進諸國にあつては產業の發展は停止し、しかのみならず、不況の襲來は更にこれを低下せしめ、そこに著しい失業の發生を見、失業對策をして各國家に於ける社會政策の最大重要問題たるの要素を具備せしむるに至つた。

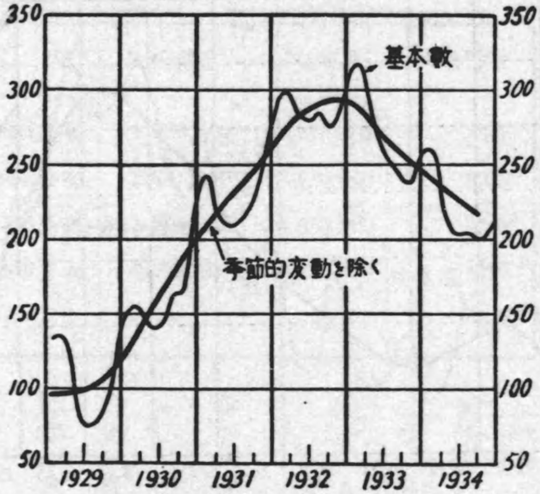
ドイツに於ける失業は、世界大戰前に於いては極めて微々たるものであつた。一般失業者よりも遙に高いと云はれてゐる勞働組合員の失業率の一九〇八年より一九一三年に至る平均は、僅かに二・四％に過ぎなかつた。大戰中に於いては殆んど失業はなかつた。唯大戰の開始によつて產業界に混亂を與へた一九一四年に於いては一時的に失業の發生を觀たと云はれてゐる。(1) 戰後と雖もその當初にあつては、この事情には大して變化は見られなかつたのであるが、一九二三年に於いては突如として失業率は一〇・二％の高率を示し、爾來一九二八年までは一高一低したが――一九二六年には周期的と云はれる不況があつた――一九二九年よりは先に述べたドイツの經濟事

情を如實に反映して、未曾有の急激な増加を示し、一九三二年に於ては失業者數は六百萬を突破するに至つた。

即ちドイツ職業紹介失業保險局の統計によれば一九二九年六月末のドイツ工業從業者數は一千八百九十萬であつたが、一年後の三〇年六月末には一千七百二十萬に、三二年六月末には一千二百七十萬に、ヒットラー内閣の成立した三三年一月末には一千百五十萬に下降し、之と反對に失業者數は三〇年六月末の二百六十四萬から、三一年六月末の三百九十五萬へ、三二年三月末には六百十二萬へと加速度的に増大した。三三年一月に於いてもこの形勢は殆んど變らなかつた。三分の一の失業、二人の就業勞働者に一人の失業者、飢餓行進、失業デモ、これが苦節十有四年にしてナチスが全ドイツにその獨裁權を振舞ふことを許された當時の情勢であつた(第十六表參照)。

第十五表　失業の國際指數

(1929＝100)



註　1935年度國際勞働局局長年報による。

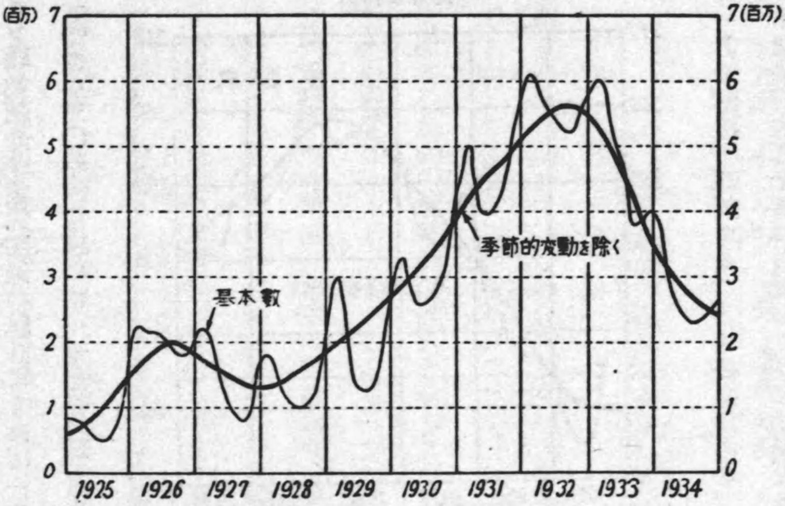
　ヒットラー首相はこの當時の事態について以下の如き說明を加へてゐる。

「昨年一月の狀況を想起することは必要である、その當時ドイツ農民階級は、沒落するために放任されてゐた。中流階級は、大部分既に破滅してゐた。租稅負擔は耐え得ざるまでに重く。破産の數は益々増加する一方であつた。……だが就中最も脅威的な危險として暴威を振つてゐたのは、窮乏の鞭、營利喪失の鞭であつた。ドイ

ツ人にして何等の收入なき者の數は六百萬人を超えてゐた。之を實際的、具體的に云ひ表はせば、勞働に從事

第十六表　1925年より1934年に至るドイツ失業者調

（百萬單位）



註　景氣研究所四季年報による。

する各々二人のドイツ人が一人のドイツ人を養はねばならなかつたと云ふことになる。その上最も悪いことは斯かる狀態の一掃は望みなきことゝして何人もそれに毫末の信頼すら置かなかつたのだ。(2)」

然らば斯かる夥しい失業軍の生起に對し、ドイツ政府は如何なる措置を執つたのであらうか。ナチス以前の政府の政策をみると、先づ一九三二年五月就任したパーペン內閣は、失業救濟手段としての勞働振興政策を施行し、更に進んで租稅信用證券制度による經濟界の負擔輕減等廣く國民經濟の匡救乃至振興に關する政策を實施した。これらの措置がドイツに於ける景氣轉換の先驅をなしたことは事實であるが、ドイツが眞に效果的に失業の克服、景氣恢復政策の樹立に乘り出し得るためには、シュライヘル內閣（一九三二年十二月成立）を經て、ヒットラー內閣の誕生を待たねばならなかつたのである。ヒットラー首相は組閣早々の二月一日のラヂオ演說「ドイツ國民に告ぐ」の

中に於いて「不穩なる本能の代りに國民的訓練を高唱し、眞に國力の涵養を保護すべき施設を講ぜんとする」と述べ、又五月一日の國民勞働紀念日の演說では所謂四ヶ年計畫の第一年度の計畫を發表したが、その中に於いて失業對策は個人企業の奬勵、公共事業の振興、高率利子の撤廢等によつてなさるべき旨を高調した。更に同年九月のニュルンベルグのナチス全國大會の席上に於いても、「我々の解決すべき任務の中最も重要なるものは失業問題なり」とのことを指摘するところがあつた。これらの言葉は失業對策がナチス政府の下にあつては他の何ものよりも重要關心の的たることを物語るものである。

ナチス出現以後のドイツに於ける失業の狀況をみると、この失業克服に對するナチスの積極的態度は、それに基く諸對策の實行に伴つて、一九三三年初頭以來ドイツの失業數を著しく減少せしめた。官廳統計によれば一九三三年當初に於ける失業者數は六百十一萬であつたが、同年六月末には四百八十五萬に、三四年三月末には二百七十九萬に、十二月末には二百六十萬に、而して三五年三月末には二百四十萬に激減した。之に反し從業勞働者數は三三年一月末の千百七十萬から、三四年六月末の千五百五十三萬へ、更に三五年三月末の千五百二十七萬へと驚異的躍進を示した(第十八表參照)。この統計に示される事實は假令全部が全部承認するに足らずとするも、少くともドイツにあつては失業者は再びその識

第十七表　ナチス政府就任以前のドイツに於ける失業者數調

時期	失業者數	就業者數	就業指數
1929年6月末	1,260,000	18,910,000	72.4
1930年6月末	2,641,000	17,140,000	62.9
1931年6月末	3,954,000	15,250,000	53.0
1932年6月末	5,476,000	12,780,000	41.8
1933年1月末	6,118,000	11,490,000	40.3

第十八表　ナチス政府就任後のドイツに於ける失業者數調

(單位 1,000)

	1932年12月	1933年3月	6月	9月	12月	1934年3月	6月	9月	12月	1935年3月
失業者總數	5,772	5,598	4,856	3,849	4,059	2,798	2,480	2,281	2,604	2,401
男	4,680	4,509	3,894	3,068	3,341	2,223	2,015	1,889	2,210	2,029
女	1,092	1,089	962	780	717	575	465	392	394	372
求職者總數	5,921	5,769	5,062	4,224	4,517	3,609	3,083	2,736	3,065	2,954
男	4,815	4,666	4,086	3,420	3,751	2,951	2,547	2,273	2,598	2,509
女	1,106	1,103	976	804	766	658	536	463	467	445
從業者總數	11,983	12,193	13,307	13,921	13,287	14,687	15,530	15,621	14,873	15,279
男	7,576	7,793	8,610	9,171	8,704	10,006	10,512	10,565	10,023	10,385
女	4,405	4,400	4,697	4,750	4,583	4,681	5,018	5,056	4,850	4,894

場を獲得し、失業の緩和は行はれ、この點についてはナチスの失業對策は成功したと云ひ得ると思ふ。しからば、ナチス失業對策の根本精神、或は根本態度と云はるべきものは、何處に存するのであらうか。多少冗慢ではあるが、ヒットラー首相自らの言葉を通じて、これを聞こう。

『我々は失業の危險を純物質的なるものに認めない。……消極的意味に於いて、絶えず實現せられ得るものは仕事に從事してゐるものの犠牲に於いて、仕事を有してゐない一部國民を物質的に保持すると云ふ方法である。働き得ないものを維持するために國民中の働くものから、絶えずその肉の成果の一部を奪ひ去ることは、假令如何なる理由に基こうとも、論理的にも道徳的にも許されないことであり、寧ろ仕事の成果を奪ひ去る代りに、仕事自身を分配することが論

理的に正しいであらう。自ら働く必要のないために他人の働くことを要求するが如き、道德的權利は何人も有してゐない。寧ろ各人は國家機關が各人に職を與へるための手段方法を講ずることを要求する權利のみを有する。此の問題を理性的に有效な方法で解決するためには、協力的な努力を必要とする。我々が國民全體をして强制的にこの協力的仕事に關與せしめ得るならば、これは成功するであらう。我々は未曾有の困難な道を歩みつゝあるのである。(3)」

「我々は權力引繼の第一日から、斯うした窮乏を克服しなければならぬことを確信した。而して我々はこの窮乏克服の鬪爭のためには、他の一切のものを躊躇なく犧牲とするの覺悟を固めた……。一國民に於いて幾十億の勞働時間が無益に浪費されると云ふ思考それ自體が既に怖るべきことである。幾百萬の人達は着物や家屋や食物に缺乏を來してゐる。又他の幾百萬人は勞働し、産出したい氣持に充ちてゐる。……神は我々を理智的國民たるべく創造せられた。我々は最大限の困難な問題を解決するの能力を有してゐるのである。我が國民は勤勉にして喜び勇んで如何なる勤勞にも服せんとするのものである。ドイツの工學者及び技術家や物理學者及び化學者は、此の世に於ける開拓者である。ドイツの勞働者は如何なる他國の勞働者によつても凌駕され得ない程優秀である。斯かる條件の下に於いて一方の人達の窮乏を解決するために、他方の人達に勤勞を救與、世話することは、果して不可能であらうか。斷じて然らず。我々はこの問題を解決しなければならぬ故にこの問題を解決するであらう(4)」

このヒットラー首相の言葉、それは極めて抽象的ではあるが、その中から我々は失業克服と云ふ問題が、未だ

曾てない重要性に於いて把握せられたることを知るとともに、その解決に際しては國民的協力を必要とせらるること、且つ失業對策として積極的勞働機會振興策の强調せられ、その遂行上强制的方法を採用することの力說せられてゐることを看取し得るのである。

一九三三年八月のラインの全國勞働會議に於けるシユミツト經濟相の演說も亦右のヒツトラー首相の言葉とともにナチス失業對策の根本態度を認識するだめに必要と考へられる。曰く

『我々は失業を現實的に排除すると云ふ大問題を强力的な干涉によつてのみ達し得ると信ずべきではない。我々は先づ經濟機構を根本的に把握し、それによつて失業の由つて來たるところを檢討しなければならない。そしてドイツ經濟を衰退に導くところの諸原因を現實的に除去しなければならない。我々は失業の克服、即ち經濟恐慌の克服をば、眞摯な理性的方法によつて計畫的、目的意識的にそれの根源に於いて把握しなければならない。そしてこれによつて、失業の大減退が生じ得ることを確信してゐる。我々は今日勞働機會振興プログラムなしには濟まされないし、又政府がこの問題に對し、力の及ぶかぎりのことをなし來つたのを了知してゐる。

しかしながら此の勞働機會振興プログラムは、假令それが如何に徹底的に行はれようとも、常に單なる點火に過ぎないのである。それは從來の不況狀態を打開し、運行せしめ、一般經濟界活動の前提條件を創り出すことに寄與し得るに過ぎない。……經濟の建設に際しては、經濟自體が何よりも協力せねばならない。我々は數十年來發達し來つたドイツ經濟がその個々の部分に於いて單に出來るだけ自己管理を行ふばかりでな

く、又自由市場を通じて外國と競爭し得るやうな給付能力あり、且つ競爭能力を有する經濟となるやう育て上げねばならない。』と。

これによつて失業對策と經濟復興との關係、卽ち失業對策の最終目標が、經濟の復興によつて失業者を再び正規的仕事に就かしめることにあること、從つて勞働機會振興プログラムなるものも經濟復興との關聯に於いてその端初的形態として施行せられなければならぬと云ふことを了知し得るのである。

(1) F. Wunderliche "Die Bekämpfung der Arbeitslosigkeit in Deutschland seit Beendigung des Kriegs"
(2) 一九三四年一月のヒットラー首相の演說
(3) 一九三三年九月のヒットラー首相の演說
(4) 一九三四年一月のヒットラー首相の演說

二　第一次及び第二次失業緩和法

失業對策の歷史は他の經濟政策、社會政策のそれと比べては極めて短かいものであらう。しかしその中にも何等の轉化なしとは云ひ得ない。高度の機械化、資本の集中、不況の進行、これらの事情に伴ふ失業軍の簇生と云ふ事實、この事實に對して最初に執られた措置は、困窮せる失業者に對して金錢或は物品の給與によつてその窮境を緩和せんとする試みであつた。この失業救濟の慈善事業的行爲の遂行は、それが道義的分野から離れてより完備した、より合理的な基礎の上に持ち來らされるときには失業保險制度と云ふ形態を執るのである。しかしながら給付は、これによつて失業者が現實の飢餓を避け得たとしても、道義上にもせよ、財政上にもせよ、この措

置自體が失業者の全體に對して長期に亘つて滿足な給付をなし得ないと云ふことは明かであつて、失業が永びく場合には個人又はその家族に對して榮養不良や意氣沮喪を招來する。特に失業者が年少の場合には、彼等がその生涯に於ける成長期にあつて、仕事に熟練し、その精力を何等かの積極的な、生產的な目的に向つて振向けんとする氣力をその根底から奪ひ去ることとなる。

從つて深刻な不況の重壓の下にあつて景氣の回復して來るまで、公共の費用若くは一部有產者の慈善によつて失業者の生活を支へることは、對策として不充分なりとの反動の起ることは自然と云はなければならない。アメリカのルーズヴェルト大統領は云ふ。『これらの給與は人間精神の巧妙な魔醉的破壞者である。……我々は多數の失業者の窮乏を防ぐだけではなく、彼等の自尊心、自恃心、勇氣と決意を失はしめない樣にしなければならない』(1)。この態度は何よりもヒットラー總統の次の言葉の中に明瞭に表現せられてゐる。『將來のドイツ國民はその公民中の誰に對しても無爲徒食するための年金を與へるべきではなくして、寧ろ一切の者に實直な勤勞によつて彼自らのパンを稼ぎ、斯くして國民總員の生活基準を高めるために協力し、貢獻するの可能性を與ふべきである』(2)。

從つて失業救濟對策は、單なる慈善的行爲でなく、より高次の政策へと發展すべきである。不況の度が深刻となり、失業の度が高まるにつれて益々このことは、切實の問題として要求せられる。かの一九二九年以來の打續く世界不況の嵐は、諸國に於いて未曾有の失業を生起せしめ、各國政府をして單に失業者に對する金錢給付、慈善事業の施行にのみ止まることを許さしめず、より一步を進めて積極的な失業克服の活動に向はしめ、斯かる課程に於いて政府の干與力は增大强化し、幾多の新しい、且つ大規模な失業對策の施行せらるるを見るに至つた。

NRA治下のアメリカに於ける三十三億弗の公共事業遂行、市民事業局の設定、イギリスに於ける失業保險法の改正、フランスに於ける公共事業計畫の施行、ベルギーに於ける勞働大臣の權限の擴大化、アメリカ、フランスに於ける勞働キャンプ制度、スエーデン、フィンランドの失業救濟金庫法令等はこの事實を雄辯に論證する。しかも大戰の結果全植民地を失ひ、原料資源に乏しく、戰債の重壓の下に呻吟するドイツにあつては、不況いよいよ甚しく、失業の度はいよいよ深まるばかりであつて、これらの窮境打開のためには、國民協力の下に經濟打開に進出すべきは勿論のこと、失業對策の樹立、施行に當つても、組織的、强制的に之を行ふべきことを特に必要とせられたのである。黑色勞働の掃蕩、二重稼徹廢、冬季救濟事業の施行、勞働奉仕團の創設、結婚奬勵による婦人勞働者の制限、二十五歲未滿の獨身勞働者の勞働場よりの驅逐、勞働場及び勞働者の配分等の措置は、ナチスの獨裁を背景としての右の積極的、組織的な失業對策であつて、從來の失業保險による失業者に對する給付、公共事業の施行、勞働時間切下げ等の措置と相俟つて幾多の新しい問題を提起し、又一九三三年五月のドイツ勞働戰線の創立、三四年二月の產業統制法によるドイツ產業統制組織の創成は失業救濟と經濟復興、國民勞働統制との緊急なる關係を指示し、ヒットラー總統の所謂產業と勞働との協力による國家的艱難の排除を規定し、如上の試により重要意義を附與したものと云ひ得る。

ナチス內閣の出現後、失業救濟のために出された法令の數は夥しい多數に上るものであるが、その中特に重要意義あると思はれるものは左の三つであつた。

一　第一次及び第二次失業緩和法

二　勞働配置の取締に關する法律

三　勞働力配分法令

右の中第一の第一次及び第二次失業緩和法は、國民統制法制定以前の一九三三年六月及び九月に公布せられたものであつて、ヒットラー政權確立直後の失業情勢に際し、應急的に失業緩和のために制定せられたもので、主として公共事業の振興に關する規定よりなる。

以下簡單に第一次及び第二次失業緩和法の解說を試みよう。

第一次失業緩和法（Gesetz zur Verminderung der Arbeitslosigkeit）

第一次失業緩和法は一九三三年六月一日の制定にかかり、勞働機會振興と租稅負擔の輕減、結婚奬勵等による失業緩和に對する直接的竝に間接的對策を含んで居り、五章よりなる。以下各章順にその大略を紹介しよう。

一　勞働機會振興　國財政大臣に對し、國民的勞働助長のため總額十億ライヒス・マルクを限度として勞働國庫證劵（Arbeitsschatzanweisung）を發行する權限を與へ（註）、右によつて事業として

1　州、自治體、自治聯合體、その他の公法團體の廳舍、官公舍、橋梁、その他の建築、修繕竝びに補完工事

2　農業用建物及び住宅の修繕、住宅の分割

3　郊外小移住地建築工事

4　農村移住地に於ける建築工事

5　河川治水工事

6　ガス、水道、電氣供給設備工事

7　土木工事

8　要救護者に對する實物給付を行ふ。

二　機械取替に對する免稅　一九三三年六月三十日以降三四年十二月三十一日までに農業用及び工業用の機械器具その他の企業施設の購入に費された投下資本は一、內國產たること。二、當該經營に於いて從來使用せられてゐたものと同種の物品に代替すること。三、當該經營內に於ける被傭者の減少を來さざること等の條件を具備する限り、收入稅の計算の際にこれを控除し、これによつて機械器具類の註文の激增及び農工業の規模の擴張を促し、間接的に失業者の救濟を圖る。

三　任意的寄附基金　任意的寄附基金制度を創設し、その募集手續を規定し、現金によつてなされた寄附金の收入は、國の特別財產となり、この中より公法團體の新工事に對する貸付金が交付される。この特別財產はドイツ公共事業株式會社がこれを管理する。

四　婦人勞働者の家庭への移入　一般勞働市場にある婦女子を家庭勞働に移して男子失業者に勞働機會を與へる。このために家庭に於いて雇傭せられる婦人勞働者に對しては、失業救濟金の支拂義務を免じ、又雇主はその雇傭する婦人勞働者三名に至るまでは稅金の基礎たる收入の計算の際に減額を許容せられる等の特典を與へられる。

五　結婚奬勵　前項に同一趣旨の男子失業者に從業の機會を與へんとするもので本法施行後結婚をなすドイツ國民に對しては、申請に基き、一千ライヒス・マルクを限度として無利子にて結婚資金を貸付けることとし、その條件として左の規定を設けた。

一、妻たるべき者は、一九三一年六月一日より、一九三三年五月三十一日までの間に少くとも六ヶ月間國内に於いて雇傭關係にありたること。

二、妻たるべき者は、遲くとも婚姻締結の時期に被傭者たることを止むるか、又は申請提出の時期までに既に止めたること。

三、夫たるべき男子が月收一二五ライヒス・マルク以上を所得し、且つ結婚貸付金が完濟せられざる限り、妻たるべきものは義務として再び雇傭關係に入らざること。

註　勞働國庫證券は、これを一九三四年から、一九三八年に至る五ヶ年間に按分し、每會計年度その五分の一づゝを償還し、且つ國財政大臣は、必要な金額を右年度の國家豫算に編入する權限を有し、且つその償還を確實ならしめんがため國の特別財産として償却基金を設置し、その財源として次のものを繰入れることになつてゐる。

一　州、自治體、自治聯合體及びその他の公法上の團體が、國民的事業施行のため、供給を受けた借入金に對し、國庫に償還すべき年賦金

二　國民的事業の助成寄附基金として醵出せられた、國庫證券、公債證書竝に登錄公債

三　國民的事業助成寄附基金から交附した、貸付金の利子及び償還金

四　結婚貸付金に對する償還金

第二次失業緩和法（Zweites Gesetz zur Verminderung der Arbeitslosigkeit）

第二次失業緩和法は、第一次失業緩和法の追加と見るべきであつて、冬期の季節的失業增加に備へるため、第一次失業緩和法の目的をより徹底せしめたものである。一九三三年九月二十一日の制定にかかる。本法によつて失業克服のために執られた手段は左の如くである。

一　建物の修繕、補完工事に對する補助　國財政大臣は建物の修繕、補完工事の促進、住宅の分割、改築の促進のため、總額五億ライヒス・マルクを限度として補助金を支出することが出來る。

二　農業地租の引下げ　農業、林業、園藝地の地租は、一九三三年十月一日以降の年額一億ライヒス・マルクに達するまで引下げることを得る。

三　農業の賣上税の引下げ　國内の農家によつて生産せられた農産物を農家自身が提供する場合に限り、十月一日以降その賣上税が二%から一%に引下げられる。穀物、穀粉、碾割糠及びパンは右の條件に合致せずとも一%に引下げられる。

四　新築小住宅及び自宅の免税　一九三四年から一九三五年までに竣成する小住宅に對しては、一九三八年まで、又一九三四年から一九三八年までに竣成する自宅に對しては一定の制限の下に所得税、財産税、地租の全額及び地方税の半額を免除する。

五　新家屋所有者に對する地租の引下げ　一九二四年から一九三〇年までに竣成した家屋に對しては、地租が引下げられる。

從來ドイツに於いては勞働力吸收の季節的變化のため、夏期、秋期に比して冬期にあつては、失業者の增加す

る傾向があつた。第二次失業緩和法は農業負擔を輕減し、建築業に對して事業の助成をなすことによつて景氣を振興せしめ、勞働機會の減少を防止せんとするものであり、その目的のために冬期の季節的失業の最も多い產業を助長せんとするものである。

この樣にナチス政府によつて失業克服のために最初に採擇せられた措置は、一般住宅の建設、改造、修理に對する補助を主とする住宅政策、竝に開墾治水工事、道路建設、結婚の奬勵等よりなつてゐる。卽ち一言を以て表現すれば大規模な公共事業計畫の遂行と女子勞働の制限である。これらの措置は各々その後も種々樣々な法令の制定によつて發展强化せられたものであるので、この機會にこれらの事業の實蹟を簡單に紹介して見よう。

1　住宅政策

失業對策として住宅政策の施行せられたのは、ナチス政府成立以前のことであつて、パーペン內閣の當時の一九三二年九月四日の法令によつて、住宅向ビルディングの修理、改築竝にその小住宅への區分の奬勵のため、五千萬ライヒス・マルクの信用が計上せられ、これに基いて、ビルディングの建設者は、事業費の二〇%乃至五〇%の補助金を交附せられることとなつたのであるが、ナチス政府はこの方面に力を注ぎ、三三年一月末の雇傭助成プログラムに於いて更に五千萬ライヒス・マルクの信用支出を規定、同じく六月の第一次失業緩和法は、總額十億ライヒス・マルクの中から公共建物の修理及び改築に對して二億ライヒス・マルク、個人住宅、工業及び農業用建物の修理、改造、區分竝に擴張に六億ライヒス・マルク、市町村による無宿の家族のための臨時宿泊所及びバラックの建造に對して千二百萬ライヒス・マルクの信用給與の道を開いた。同じく第二次失業緩和法は、五億ライヒス・

マルクの補償を制定したのであるが、住宅政策に對し、第一次及び第二次失業緩和法は、住宅向ビルディングの建築及びその分割、修理事業の他に住宅向建物、農業用建物の利用價値を高むべき修理及び改築の一切の事業を含めて居り、又空襲避難所についても考慮するところがあつた。補助額はその性質によつて異なるが、大體一九三二年九月の法令の場合と同じく經費總額の二〇%乃至五〇%であつた。(三)

これらの措置によつて、いかほどの建築業に關係する失業者が救濟せられ、又いかほどの住宅が建築、改造、修理せられたか。先づ建築關係の從業者についてみるに、景氣研究所の統計は、地下工事の從業者に於いて一九三二年三月の十五萬から三四年十二月の四十五萬五千人への約四倍の增加を示し、國統計局の就業指數は、建築業に於いて一九三二年の二四・九から三四年の九〇・九への飛躍的上昇を物語つてゐる。住宅數に於いては新築並に改築せられた住宅は、景氣研究所の評價によれば、一九三三年度に於いては約三十萬とのことであり、(4) 統計局の統計は一九三三年と三四年とを對比して、住宅建設が十萬以上の都市に於いては、一九三四年では前年に比べて五二%、五萬より十萬までの都市に於いては八三%、一萬より五萬までの市町村に於いては六四%、一萬以下の町村に於いては三九%增加したことを報告してゐる。(五)

建築業の斯樣に殷賑化するとともに、建築材料業、製材業等の關係工業が好況に向つたことは、指摘するまでもなからう。例へば國統計局の推計によれば、建築材料業の從業指數は一九三二年の四〇・〇より一九三四年の八五・九に、製材業は同じく五〇・六より八八・一に向上したのである。

2 土木工事

土木工事、特に州、自治體、自治聯合體の土木工事についてはその事業が國民經濟上價値あるものたること、遲くとも一九三三年八月一日に開始せらるべきこと、不當に工費の騰貴を來さざる限り出來得るだけ勞働者を使用すること、已むを得ざる場合の他は失業者を採用すること等の條件が定められてゐる。而してこれに使用せられた失業者には勞働法の意味するところの雇傭關係は適用せられず、從前どほりの失業手當が支給せられ、その他に四週間繼續して勞働に從事するごとに國庫から、二十五ライヒス・マルクを必需品購買券の形式に於いて交附せられ、これによつて指定販賣所に於いて食料被服等の生活必需品を購入することが出來、その他每作業日には一回の暖かい食事又は之に相當した手當が支給せられる。

3　道路建設

土木工事の中最も主要なのは、道路建設工事であり、道路建設工事中ナチス政府の最も力を注いだものは、自動車道路建設工事であつた。本事業は主として一九三四年度から施行せられたものであり、トット道路事業統監の報告によれば、一九三四年十月末現在に於いて豫定の七千粁の中、一千粁が完成し、七萬八千名の勞働者が直接使役され、更に十一萬名が間接にこの事業から生ずる仕事に從事したとのことである。この自動車道路はヒットラー總統の名に因んでヒットラー道路（Hitler Strasse）と呼ばれる。景氣研究所の發表によれば、一九三四年中に於いて自動車道路の建設に交附せられた金額は三億五千萬ライヒス・マルク、中五千萬ライヒス・マルクは國鐵道會社の補助によるとのことである。(6) 政府は一九三五年春期には國自動車道路の建設工事によつて二十二萬人に授職する計畫を立て、大いに之を宣傳したのであるが、三五年一月末現在に於ける實蹟をみると從業勞働者の

數は三萬九千七百名で、前年十月末に比べて却つて半減する有樣であつた。その主因は一九三四—三五年冬期に於ける天候不良によるとのことであつた。尤も三五年八月末に於いては從業勞働者は本工事以來最高を示して十一萬五千六百名に達した。(7)

4 開墾、灌漑、植林、治水工事

政府の雇傭助成プログラムに從へば、開墾、灌漑、植林、治水工事並にガス、水道の改良事業は、主として任意勞務制によつて施行されなければならない。卽ち事業の主體たるものは、勞働奉仕團、農業扶助團等であり、參加する失業者は一般勞働者と異り、團體協約所定の賃率よりも遙かに低率に於いて雇傭せられるのである。これらの事業は主として農林業の振興を目的とするものであり、勞働奉仕團、農業扶助團はこの意圖をより組織的に、より全體的に、より經濟的に達成せんために活動せんとするものである。

始めドイツ政府は、貸付金を交付し、失業者をして大都市郊外に小所有地を保有せしめ、食糧品を自作せしめることによつて、失業救濟を圖らんとするの案を立て、一九三三年五千萬ライヒス・マルクを計上支出した。これによつて一九三四年度に於いて約三萬人の失業者が小土地所有者として更生したのであるが、この措置は一人當り比較的多額の費用を伴ひ、且つ貸付金の償還も充分ならず、その後失業救濟的性質を除々に喪失して殆んど不成功に終つたとのことである。

5 結婚奬勵

第一次失業緩和法第四章及第五章に於いて示されるこの措置は、直接的には勞働市場から婦人勞働者を驅逐

し、男子失業者をこれに交換せんとすることを目的としたものであるが、この他にナチスの全體主義の立場に立つ勞働そのものに對する倫理觀の高潮、又具體的には貸付金による家具工業等の振興等を目的としたものであつて、從つて貸付金も現金では支給せられず、當該婦人が自由に家具を購入し得るやうな證書の形で交付せられるのである。貸付金の交付額は、一九三三年度には一億五千萬ライヒス・マルク、三四年度に於いては七億五千萬ライヒス・マルクと發表せられてゐるのを見ても比較的この措置が豫期する效果を擧げ得たことは事實であらう。この結婚貸付金制度の好評は已むなくドイツ政府をして一九三五年一月の法令を以て、貸付條件をより制限せしめるに至つたと云はれてゐる。

6　冬季救濟事業

第二次失業緩和法に含まれてゐる冬季に於ける失業の季節的增加に對する克服の趣意は、本法律の公布直後、冬季救濟事業計畫(Winterhilfe)の名の下にドイツ全國に亘り、大々的に實現施行せられ、更に一九三四年―三五年の冬季、一九三五年―三六年の冬季に際しても第二回並に第三回事業計畫が遂行せられた。

この冬季救濟事業は、失業者の救濟並に失業者たらずと雖も一般細民の救濟をも目的とするもので、ゲッペルス宣傳相自らその總指揮に當り、救濟本部を宣傳省內に置き、十月から翌年の三月までを冬季救濟期間として、この間に於いて救濟支部を通じて現金及び物品の寄附を募り、これら救濟を要するものに配布するのである。第一回冬季救濟寄附の成績は三億五千八百萬ライヒス・マルク(中現金收入は一億八千四百萬ライヒス・マルク)、第二回の成績は三億五千萬ライヒス・マルク(中現金收入二億一千萬ライヒス・マルク)と報ぜられて居り、その殆んど

第十九表　ナチス政府勞働供給計畫調

（1935年3月末までに直接勞働供給計畫にふりむけられたる資金、單位百萬マルク）

勞　働　供　給　計　畫	交　付	貸　付	合　計
I　中央政府による施設			
A　信用手段によるもの			
パーペン計畫（1932年6月14日の緊急命令）	—	288	288
緊　急　計　畫　（1933年1月）	—	500	500
緊急計畫の擴張　（1933年7月）	—	100	100
第一回　ラインハルト計畫　（1933年6月1日）	70	930	1,000
計	70	1,818	1,888
B　國庫より投資したるもの			
1933年1月末日以前の諸計畫	102	93	195
同日期日以後の諸計畫	930	10	940
（第一回　ラインハルト計畫分	70	—	70
第二回　ラインハルト計畫分）	860	—	860
計	1,032	103	1,135
II　その他の機關による施設			
鐵道會社事業計畫　1)			991
遞信局の事業計畫　2)			111
自動車道路建設　3)			350
職業紹介失業保險局			
1932年以後の國民勞働促進費			568
自己住宅建設貸付金			7
計			2,027
總　計			5,050

註　Virteljahresheft zur Konjunkturforschung 10 Jahgang Heft I. Teil A, S. 50 による。 1) 鐵道會社事業計畫總計は 1,068 百萬ライヒス・マルク　2) その中34百萬マルクは遞信局自身の負擔　3) 1934年度分のみ、中50百萬マルクは鐵道會社の負擔。

大部分は食料品、衣服等として當該救濟支部を通じて配布せられた(註)。

註　ナチス冬季救濟事業計畫の實蹟の詳細については、昭和十一年一月「社會政策時報」資料欄、「ナチスの冬季救濟事業計畫」參照。

(1) 一九三五年一月の議會に送つたルーズヴェルト大統領の教書
(2) 一九三四年一月のヒットラー首相の演説
(3) Industrial and Labour Information, Vol XLVIII, No. 6
(4) Vierteljahreshefte zur Konjunkturforschung. 9 Jahrgang, Heft 4 Teil B, S. 5
(5) "Beschäftigung, Arbeitszeit und Arbeitseinkommen in der deutschen Industrie" Sonderbeilage zu "Wirtschaft und Statistik" 10 Jahrg. 1935. Nr. 13.
(6) Vierteljahreshefte zur Konjunkturforschung, 10 Jahrgang, Heft 1, Teil A. S. 50
(7) "Der Bau der Reichsautobaunen" (Wirtschaft und Statistik 1935. 1-Nov-Heft)

三　勞働配置の取締に關する法律

前項に示された第一次及び第二次失業緩和法に基く失業克服の措置は、ドイツに於いては未だ曾てない大規模なものであり、失業克服に大いに效果のあつたことは、ここに改めて指摘するまでもなからう。しかしながらこれらの措置も、云はば應急的、過渡的性質を有するものであつて、その意圖するところをドイツ産業狀態の現狀に則し、更に效果的に追求し、勞働力の均分を確保せんとするためには、より積極的な、より組織的な政策を必要とせられるものであつた。而して一九三四年五月十五日の勞働配置の取締に關する法律(Gesetz zur Regelung des

Arbeitseinsatzes)(註)は、この試みに對する最初の且つ基礎的な立法である。

註　本法は勞働規制法とも呼ばれる。

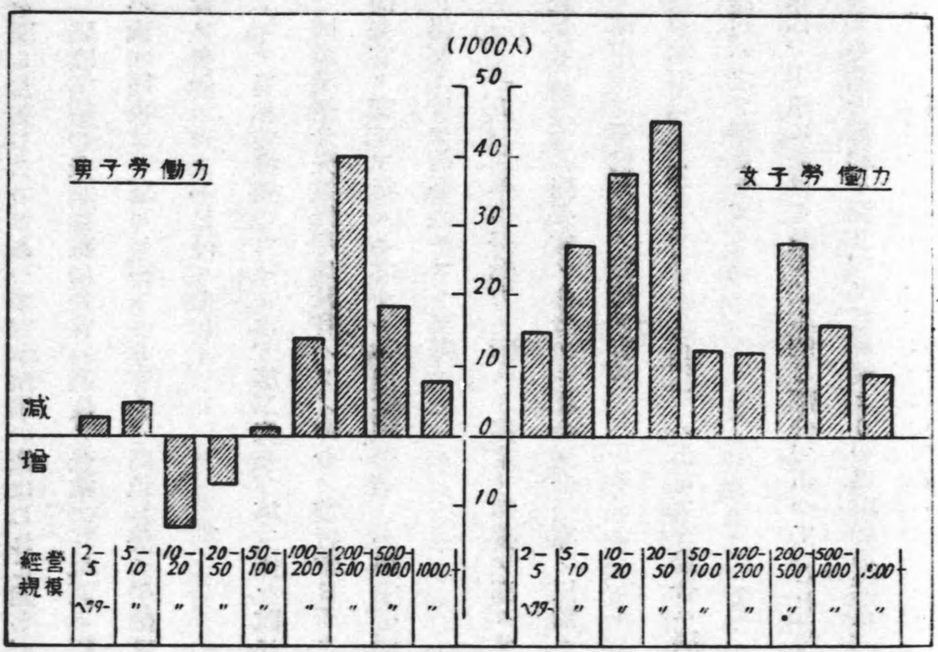
「失業問題は職業問題なり」とは、既に三十年以前にベヴァリッチ卿その他によつて喝破せられたところであつて、この觀點の下に失業對策は、單に失業者に對する給與を以て足れりとせず、汎く産業の改造、職業の統制等の部面より着手すべきものなりとせられて來たのであるが、最近に於ける世界不況の襲來、これに基く未曾有の失業軍の簇生の事實に直面し、その解決について考慮すれば、右の論據の妥當なりしことが現實的に痛感せられる次第であつた。凡そ失業克服に對する政府の役割は、さきに引用したシュミット經濟相の演說の中にもあつた樣に、産業の圓滿なる發達による失業者なき狀態（それは常に理想狀態として夢想せられるものであるが）と景氣變動、産業機構の缺陷に基く現在に於ける失業軍の存在との一の連結帶たる點に存してゐるのである。現存せる失業軍を失業無き狀態に近づかしめれば、近づかしめるほど、その政府の失業對策は價値あるものとなる。而して最近に於ける不況の襲來とともに、失業者は續出し、兩者間の距離は擴大したのであるから、失業者の減少を圖り、これを、不況前の失業狀態にまで恢復せしめるためにすら各政府は、その統制干涉力を增大せしめ、より高次の失業對策を實施しなければならぬ必要に迫られたのであつた。

次に注意すべきことは、假令一定數の失業の存在が不可欠なりとするも、その失業を出來得るかぎり整備せられたる狀態にとどまらしむるが如き失業對策が採擇せられなければならないと云ふことである。例へば一産業或は一地方にのみ失業者の過度に集中することは避けられねばならない。又都市と農村とに失業狀態の過度の不均

分のある場合等に對しては、これに對して出來得る限り適當な對策を講じなければならない。失業對策がより完全ならんとするためには、この點に關しても十分考慮すべきは勿論である。

扨、この積極的對策への第一步を占める勞働配置の取締に關する法律の目標とするのは、ドイツに於ける失業狀態の地域的不均衡、特に失業者の都市集中と工業方面に對する勞働力移行の反對現象として農林業に於ける勞働力の缺乏、この二つの事實に着目して失業者の都市集中を緩和し、且つ失業者を出來得るだけ農村に移動せしめることによつて農林業に對して勞働力を補給せんとするところにある。失業者が如何に都市に集中してゐるかは、一九三四年三月末現在の次の統計の明かにするところである。卽ちドイツの都市に於いて人口十萬以上を有するものにあつては、人口千につき、失業率は八一・〇なるに對して、それ以下の市町村については二三・六となる。(1)又農林業についてみると、工業化に伴ふドツ人口の素晴しい增加にも拘らず、最近五十年間に於けるドイツ農業(林業を含む)人口は、舊態依然として增加を示さず、却つて減少してゐるのであつて、一八八二年の千五百九十萬は五十年後の一九三三年に於いては千三百六十萬に減退した。このことは全人口に對する比率に於いて農業人口が四〇%から一四・四%に甚しく下降したことを物語る(註)。しかも最近の農業人口中には、ドイツ人でない外國人の農業勞働者の數が相當に上つてゐるのであつて、右によつてもドイツに於ける資本主義發達の過程に於いて工業の進出とともに、農業は漸次その存立の意義を失ひ、特に最近に於ける世界農業恐慌の進展は、ドイツ農林業者に致命的打擊を與へ、農業者、林業者が利潤の少ない農林業部門を棄て、より多い所得を目指して他の部門に移動し、ドイツ農林業が今や破局に直面せんとするの情勢にあることを知り得るのである。第二十表は最

第二十表　1925年及び1933年のドイツ職業調査に基くドイツ農業經營に於ける經營規模別常時雇傭勞力の增減調



註　本表は1933年の職業調査に基き1925年と比較してその雇傭勞働力（家族勞力に非る勞働力）の增減を示せるものである。

近に於ける農業不況に伴ふ農家雇傭勞力の減少を示す。

註　一九世紀末以降のドイツ職業人口の變遷については、本編第二中の「經營數及從業者數」の項參照。

しからば勞働配置の取締に關する法律は、如何にしてこの調整に對する效果をあげんとするのであるか。本法は、失業の都市集中緩和のためにする勞働力の調整に對する統制權を國職業紹介失業保險局長官（Präsident des Reichsanstalt für Arbeitsvermittelung und Arbeitslosenversicherung）に與へ、同長官の指導の下に統一的に失業

問題の解決を圖らんとしたのであつて、本法第一條はこれに關し、次の如く規定するところがあつた。

第一條　國職業紹介失業保險局長官ハ高度ノ失業アル地區ニ對シ右地區ニ於テ命令施行ノ當日住所ヲ有セザル者ハ豫メ同長官ノ認可ヲ得ルニ非ザレバ同地ニ於テ勞働者若クハ使用人トシテ之ヲ採用スルコトヲ許サザル旨ヲ命令スルコトヲ得

と。同じくドイツ農林業振興のためには、第二條及び第三條を設け次の如く定めた。

第二條　國職業紹介失業保險局長官ハソノ命令ノ施行當日若クハソノ以前三ケ年間ニ農業ニ從事シタル者ハ豫メ同長官ノ認可ヲ得ルニ非ザレバ農業經營若クハ農業勞働ニ對スル職業以外ノ職業ニ於テ之ヲ採用スルコトヲ得ザル旨ヲ命令スルコトヲ得

第三條　(一)　一九三四年中勞働力ニ對スル農業ノ需要ヲ滿タサンガタメ第二條ニヨル命令ノ適用ヲ受クル經營ノ企業者(雇主)ハ同長官ノ命令アル場合同令公布ノ以前ニ於ケル最近三ケ年間ニ農業ニ從事シタル勞働者及ビ使用人ヲ解約スルノ義務ヲ有ス

(二)　救濟本部(Die Hauptfürsorgestelle)　ノ認可アル場合ニ限リ解約告知ヲ爲スコトヲ得ル旨ヲ規定スル凡テノ法規ハ之ヲ變更セズ

この三ケ條は、本法に於ける最も基本的な部分であつて、これによつて國職業紹介失業保險局長官は、高度の失業ある地區より失業の緩和を圖り、又農林業よりの出稼者の禁止、農林業出身の勞働者に農林業部門に復歸することを命ずる權能を附與せられることとなつたのである。

更にこの取締の效果をより顯著ならしめるため、國職業紹介失業保險局長官は失業者に對し、移動のために貸付金、補助金を給與し得ること、又これと反對に給與することを承認した場合に於いても、同長官は右の處置を見合はせ、若くはその繼續を一時停止せしめ得ること、その一部をのみ實行し得ること、經營に於ける從業員の數を變更し得ること、勞働者及び使用人を高度の失業ある地域より呼寄せ就職せしめ得ること等に關しても規定せられるところがあり(第四條)、又同長官はこれらの權限を下級官廳たる州勞働局(Landesarbeitsämter＝州職業紹介事務局)及び勞働公署(Arbeitsämter＝職業紹介所)の局長及び署長に委任することが出來るのである(第五條)。

以上は本法に於ける基本的部分であるが、この他にも種々規定が加へられた。その中特に重要なりと認められるものを擧ぐれば左の如くである。

一　第一條若くは第二條による必要な認可を得ることなくして雇傭せられたる者が就職禁止命令の效力發生以後に至つてその就職を禁止せられてゐる地方に轉住したときは同地を管轄する勞働公署から失業扶助を受けることが出來ない(第七條)。

二　第一條若くは第二條による必要な認可を有してゐない要救助者に對しては本人の轉住せんとする目的地に於いて就職口のあることを證明するか、若くは他の方法によつて救助の必要が除去せられ、若くは著しい減少を期待し得ることを證明するならば、その遮斷地退去のため、地區の救濟團體(Bezirksfürsorgeverband)から一定の扶助金が與へられる(第八條第二項)。

三　故意又は怠慢によつて第一條若くは第二條に反して從業員を雇傭した企業者は、地區救濟團體の負擔と

なる送還費用の全部又は一部を支辨しなければならない（第九條）。又故意に第一條乃至第三條に違反した者は、雇傭者、被傭者ともに罰金、若くは三ケ月以下の禁錮に處せられ、怠慢の故を以て違反した者は一五〇ライヒス・マルク以下の罰金に處せられる（第十三條）。

以上が一九三四年五月十五日の「勞働配置の取締に關する法律」の概要である。本法公布に後るること二日の一九三四年五月十七日國職業紹介失業保險局シルプ長官は、本法に基いて失業調整の具體的措置施行のため二つの法令を公布した。「ベルリンに於ける勞働配置の取締に關する命令」(Anordnung über die Regelung des Arbeitseinsatzes in der Stadtgemeinde Berlin) 及び「非農業的經營竝に職業に於ける農業勞働力の配置の制限に關する命令」(Anordnung über die Beschränkung des Einsatzes landwirtschaftlicher Arbeitskräfte in nichtlandwirtschaftlichen Betrieben und Berufen) がこれである。(2) 二法令の大要は以下の如くである。

ベルリンに於ける勞働配置の取締に關する命令

本命令によれば、一九三四年五月十八日當日ベルリンにその住居を有してゐない者は、豫めその所屬勞働公署（＝職業紹介所）の許可を得なければ、爾後勞働者或は使用人として雇傭せらるることは出來ない。但し年報酬三、六〇〇ライヒス・マルク以上の職業を有し、且つその仕事が少くとも六ケ月間繼續することを文書によつて證明し得るか、又その住所がベルリン郊外の一定地域にあることを證明し得るものは許可を必要としない。又次の條件に適合するものは、特にベルリン滯在を許可せられる。

一、ベルリン竝にその近郊に住することによつて家庭を營み、生計を維持し得る見込あるもの。

二、一定の必要とせられる職業部門に屬してゐるもの

三、勞働者或は使用人として採用せられた場合に、從來の職業に比して、新知識を得る見込が多く、それによつて右人物の使用價値の高めらるることの豫想せられる場合

四、文化運動に從事するもの

本命令はこれによつて一九三四年四月末にベルリンで救濟を受けつつあつた失業者四十萬六千人を二十萬未滿に減少せしめんことを意圖したものである。

非農業的經營並に職業に於ける農業勞働力の配置の制限に關する命令

本命令によつて、その施行の當日若くはその以前三ヶ年の中五十二週間以上農業的經營にあつて農業勞働者、家婢、刈取人、搾乳者、家族使用人として農業勞働に從事したものは、爾後鑛山、精錬場及び建築業、建築從屬業、製煉業、廣軌並に狹軌鐵道の經營に雇傭せられんとするときには、豫め當該勞働公署の許可を要することとなつた。

更に婦人勞働者に對しては、この規定の適用は嚴格であつて、婦人勞働者は右の職業部門の外に果實野菜業の經營に勤務せんとする場合、給仕人、コック、室付女中として若くは接客飲食店に勤務せんとする場合には、これ又豫め許可を求めなければならない。

この二法令、特にベルリンに於ける勞働配置の取締に關する命令は成功を收め、管理官リッペルト氏の報告によれば、本措置の結果、本命令施行後の最初の二週間に於いて六千五百名の失業者を就職せしめ、三千五百名の

少年を近隣の諸州に、三千名の少女を家庭奉公人としてベルリン市内の家庭に就業せしめるに至り、(3)國職業紹介失業保險局長官はこの成功に鑑みて本法の適用を啻にベルリンのみに止まらず、その他の地方にも及ぼすこととし、一九三四年八月三十日にはハンブルグ、アルトナ、ヴァンデスベック等の諸都市竝にブレーメン州に擴張することを命令したとのことである。

(1) Dr. Syrup "Die Entstehungsgeschichte des Gesetz zur Regelung des Arbeitseinsatzes" (Arbeitslosenhilfe Heft 5 1934.)
(2) Arbeitsloenhilbe Heft 4 1934.
(3) Völkische Beofachten, 21 Juni 1934

四　勞働力配分法令

失業者の地域的不均衡の緩和、ドイツ農林業に對する勞働力の供給等の問題は、前節「勞働配置の取締に關する法律」の中心課題であつた。更にその趣旨を徹底し、同時に失業者の年齡的不均衡を緩和せんとの意圖の下に制定せられたのが、この勞働力配分法令である。

勞働配置の取締に關する法律に後るること、約三ケ月の一九三四年八月十日の「勞働力の配分に關する命令」(Verordung über die Verteilung von Arbeitskräften) は、失業救濟、更に進んで勞働統制に對する國職業紹介失業保險局長官の地位を明確に規定した。本令第一條―第四條は次の如き章句よりなる。

第一條　國職業紹介失業保險局長官ニ勞働力ノ配分、特ニソノ交換ヲ統括スベキ權限ヲ附與ス

第二條　勞働力ノ配分ニ對スル他ノ部署ヨリノ干渉ハコレヲ禁ズ、措置ニ對スル希望、特ニ質問紙ニ基ク希望モ亦干渉ト看做ス

第三條　職業紹介失業保險局長官ハ國經濟大臣及ビ國勞働大臣ノ同意ヲ得テ勞働力ノ配分ニ關スル必要ナリト認ムル訓令ヲ發シ、又方針ヲ定ムルコトヲ得

第四條　以上ノ規定及ビ第三條ニ基ク訓令ニ違反シタルモノハ一九三四年七月三日ノ經濟處置ニ關スル法律第二條ニヨル懲罰ニ處ス

右の第一條及び第三條の規定によつて、國職業紹介失業保險局長官は、勞働力の配分に對して自由に自己の權限を行使し得ることとなつた。言はばドイツに於ける勞働統制の獨裁權がシルプ長官に附與せられることとなつたのである。

この權限に基いて發せられたのが八月二十六日の「勞働力の配分に關する訓令」(Anordnung über die Verteilung von Arbeitskräften)であつた。本訓令はこれを要約すれば、年長の扶養者の多い失業者に、就職に對する優先權を與へ、二十五歳未滿の獨身勞働者及び使用人は出來得るかぎり、これをその勞務場より驅逐して農林業部門に轉ぜしめ、以て勞働力の均勢化を圖り、併せてドイツ農林業を振興せしめんとするものであつて、その大綱は、次の如くである。

イ　適用範圍

本訓令の適用範圍は、勞働者並に使用人の仕事に從事してゐる經營並に行政(官公營企業を指す)である。即ち

商工業を含む大小經營はもとより、たとひ一人のみの徒弟を有してゐるに過ぎない手工業の經營も本訓令に服さなければならない。但し農林業に屬する企業經營、家計世帶竝に國內國外航路の船舶及び航空機は除外せられてゐる(第一條)。

ロ　勞務場の交換

本令に基く勞務場の交換の措置は、次の如くにして行はれる。企業經營(行政)の指導者は國職業紹介失業保險局長官より指定せられた時日までに、自己に從屬する勞働者竝に使用人の構成を當該勞働公署(＝職業紹介所)に調査報告しなければならない。この調査は勞働者竝に使用人の年齡構成がその經營或は部門の經營技術的及び經濟的要求に於いて、國家政策の觀點に適合してゐるか否か、更に二十五歲未滿の勞働者及び使用人の代りに年長の家族扶養者の多い失業者を交代せしめ得るか否かに關して行はれるのであつて、交換可能の場合には、その人數を記して提出するのである(第二條)。第一回の調査報告は一九三四年九月三十日までに經營(行政)の指導者から當該勞働公署に提出することに決定せられた。

斯くして二十五歲以下の勞働者竝に使用人は、原則的に自己の職場を失はねばならぬこととなつた。しかし右には例外がある。本命令から除外せられる二十五歲以下の勞働者及び使用人は次の如くである。

一　旣婚男性勞働者及び使用人

二　勞働所得によつて家族の扶養に重要な貢獻を爲すことを要する勞働者及び使用人

三　現に徒弟關係にあり、若くは徒弟關係終了後一ヶ年に滿たない勞働者及び使用人

四　名譽勤務を終了して、國防軍から除隊した勞働者及び使用人
五　少くとも一年間自發的勞働奉仕團に參加した勞働者及び使用人
六　少くとも一年間農業扶助に參加した勞働者及び使用人
七　特別行動隊に屬する勞働者及び使用人
イ　突擊隊（SA）、親衞隊（SS）及び國民社會主義ドイツ從軍者同盟（鐵兜團）の從屬者であつて一九三三年一月三十日以前に此等の團體に所屬したもの
ロ　黨員番號一—五〇〇、〇〇〇までのナチス黨員
ハ　役員（政治指導者）にして既に一九三三年一月三十日以前に役員（政治指導者）として勤勞したもの

（第四條）。

右の所屬者は男女を問はず、二十五歲未滿と雖も當該勞働官廳の許可を得て從前通り仕事を續けることが出來る。この際には經營の指導者は右勞働者及び使用人の存在が先の調査の原則に照して必要なることを責任を以て調査報告しなければならない。

指導者の調査報告の結果に基いて當該勞働官廳は勞働者及び使用人の交換を遂行するのであるが、勞働官廳が指導者の報告に對して勞働力交換に對する滿足な結果を見出さない場合には、指導者と懇談し、より多くの交換の行はれる樣にするのである。この際兩者の意見に一致をみない場合には、勞働官廳は兩者の意見を附して州勞働官廳に提出し、州勞働官廳の長官は、それに基いて勞務場交換の範圍竝に時期を決定する。更にこの決定に對

して不服の場合には、經營の指導者は二週間以內に國職業紹介失業保險局長官に抗告し、同長官が最終の決定を與へるのである（第五條）。

交換の結果、空位を生じた勞務場は失業した年長勞働者及び使用人を以て補充せられる。交換措置によつて從業員の減少、若くは解傭せられ、勞働力をして不本位の失業を生ぜしめることは許されない。この際特に次の點に留意する必要がある。

第八條　（一）　交換ニヨリ空位トナリタル職場ハ失業年長勞働者及ビ使用人ニシテ、原則トシテ家族ノ父特ニ子女多キ父ヲ以テ之ヲ滿タスベシ、子女ノ扶育者タル母ハ之ヲ父ト同視ス、長キニ亘リ失業セル勞働者及ビ使用人竝ニ公共ノ扶助ヲ受クベキ勞働者及ビ使用人ハ特ニ之ヲ考慮スルコトヲ要ス

（二）　經營（行政）ハ空位トナリタル職場ノ補塡ニ必要ナル勞働力ヲ所轄勞働公署（＝職業紹介所）ニ請求ス、勞働公署ハ各職場ニ對シ、當該經營（行政）ノ需要ニ適應スベキ勞働力ヲ之ニ紹介スルコトヲ要ス、被紹介者ノ選拔ハ當該經營（行政）ノ任意トス、經營（行政）ハ又特ニ失業者ヲ勞働公署ニ請求スルコトヲ妨ゲズ但シ勞働公署ハ紹介ニ先ダチ斯クノ如ク特ニ請求セラレタル失業者ガ果シテ特別ナル條件ニ適合スルカ否カニ付キ檢査スルコトヲ要ス

（三）　勞働公署ガ請求受付ノ後三日間以內ニ勞働力ヲ紹介セザルトキハ當該經營（行政）ハ直接採用ヲ爲スコトヲ得、コノ際經營（行政）ハ勞働公署ニ宛テ遲滯ナク採用ノ旨ヲ屆出デ且ツ被採用者ガ諸般ノ條件ニ適合スルコトヲ明示スルコトヲ要ス

ハ　年長使用人に對する給付補償

従來二十五歳未滿の使用人を以て充たしてゐた勞務場に對し、專門的に敎育せられた四十歳以上の失業男子使用人で採用以前の最後の三ケ年のうち、二ケ年間以上、公共資金から失業扶助を受けてゐたものが經營（行政）に於いて雇傭せられたときは、經營（行政）の申請に基いて經營（行政）に對し新規に採用せられる者の給付額の增額補償のため國庫の補助金を與へることが出來る（第十六條）。

但し右の給付補償は公の行政に於ける採用、特別請求に基く採用、季節的經營及び定時的經營に於ける採用には適用せられない、その給付補償額は新規に採用した子女のない四十歳以上の使用人一名について一ケ月最高五〇ライヒス・マルクとせられ、勞務報酬の月額が一〇〇ライヒス・マルクに達しない場合には、その給付補償額は減額せられ又十六歳未滿の子女一名を增すごとに五ライヒス・マルクを增加する。

右の給付補償の期間は六ケ月と限定せられ、それ以上については支給せられないこととなつてゐる。

ニ　勞務場の交換によるドイツ農林業の振興

勞務場の交換の結果、自己の地位を失つた二十五歳未滿の勞働者及び使用人に對し、勞働公署はその代償としてドイツ農林業、勞働奉仕團、農業扶助等に於いてその職場を與へるべく全努力を拂はなければならない。第七條及び第十七條は、これに關し次の如く規定してゐる。

第七條（一）經營（行政）ノ指導者ハ交換スベキ勞働者及ビ使用人ニ對シ經濟界特ニ農業、自發的勞働奉仕團若クハ農業扶助ニ於テ、又女性勞働力ニアリテハ右ノ外更ニ家政ニ於ケル他ノ勞務ヲ提供シ得ル方策及ビ

時期ニ付キ諒解ヲ遂グルコトヲ要ス

第十七條（一）勞働公署ハ農業及ビ林業ニ於ケル勞働者ノ空位ガ農業及ビ林業ノ空位ヲ以テ充タスヲ要セザル限リ非農業的經營ヨリ退職スル二十五歲以下ノ勞働者及ビ使用人ノ收容ノタメ之ヲ利用スルコトヲ要ス

（二）二十五歲以下ノ從業者ノ農業及ビ林業ヘノ紹介ハ非營利的職業紹介施設若クハ他ノ機關ニヨリ專ラ國職業紹介失業保險局長官ノ委託ニ基キ且ツソノ指令ニ從ヒコレヲナスコトヲ要ス

前述したごとく、最近數年間引續いてドイツ農林業を襲つた不況の嵐は、農林業勞働者及び使用人の生活を脅かし、特に結婚して扶養者の多い者にとつては、その生計を立てることを困難ならしめ、その結果は他產業部門に比して農林業には甚しい勞働力の缺乏を見るに至つた。二十五歲未滿の獨身勞働者及び使用人の農林業への吸收は、それによつてドイツ農林業の復興、更にその發展を期せんとするにある。又既婚者に對してもこれを極力農林業部門に停止せしめんとする策をとり、ために住宅の新築、引續き、改造等の場合には、政府から補助金を與へ、又農業經營者が配偶者ある農業及び林業勞働者を多數採用するため、住宅を新築せんとするときには、國職業紹介失業保險局の資金から六ケ年間を限り、建築費の利拂ひ及び償却のため、年次補助金を與へる等種々便宜をはかつてゐる。

五　ナチス失業對策の效果

以上が本勞働力配分法令の大要である。

この法令竝にその基本法としての勞働配置の取締に關する法律に含まれてゐる趣旨、及びその趣旨に基く失業救濟の措置は、必ずしも、これらの法律、命令等の公布を俟つて企てられたものではなかつた。例へば一九三三年九月の國職業紹介失業保險局長官の命令は、四十歳以上の失業者であつて、少額の資金を給與するとき、それを資本として獨立の生計を維持し得る見込のある者に對しては、低利で貸付金を交付することを規定した。又一九三四年六月ドイツ雇傭主聯合會のケスラー會長と國職業紹介失業保險局シルプ長官とは、共同訴狀を發し、ドイツ商工業に於ける一切の雇傭主に對し、年少の就業者の代りに、年長の失業者或は家族的に扶養の義務ある失業者を雇傭すべきことを要請した。又三四年五月に於いてはマインツ職業紹介所の職員及び同地域の主要な雇傭主の會議は、年少の勞働者に對し、その職を退いて、勞務制(勞働奉仕團)又は農業扶助に參加すべきことの要求を可決したと云ふことである。しかしながら、この種の企てが本法令の制定、公布によつてより積極的、組織的に進められることとなつた效果は、否定し得られない。

この勞働力の交換、配分と云ふことは、從來の自由主義經濟の上に立つ企業中心の雇傭制度を根本的に變革すべき立場に立脚するものであり、從つて獨裁政治の治下に於いてのみ可能なるものたることは、ここで改めて論ずるまでもない。しかしながら如何に獨裁政治の下なりとは云へ、この樣な強行手段を急激に遂行することは、その產業、勞働、經濟界に與へる影響が餘りに甚大な事情に鑑みて、到底許されないことである。勞働力配分法令がその制定の當初に豫想せられたほど強行的には遂行せられなかつたと云ふ定評、それを裏書く論證としての現在に至るまで配分措置の統計が國職業紹介失業保險局から發表せられてゐないと云ふこと、この事實はドイツ

の現狀に照して半ば同情的に、半ば批判的に解される必要がある。政府の聲明によれば、勞働力配分の措置は一九三四年度に於いては經營の指導者各自の良心的な調査報告に基いて極めて愼重に實行せられ、一九三五年二月各地方の指導擔當者がベルリンに會合して各自の體驗に基く覺書を比較對照すると同時に將來この問題について踏襲すべき規準の作成について討議を行ひ、成年失業者を就職せしめるため、その職を放棄した靑少年を出來得るかぎり、勞務制の組織內に吸收するために、當該勞働公署責任者と勞働奉仕團地區指導者の間に協定を行はしめること、從來行はれてゐたこの種の交換は主として被傭者二十名以上の經營についてであつたが、將來は二十名以下の經營についても十分考慮をはらふこと、三四年を準備期間と認め、三五年よりは出來得るかぎり大規模に交換措置を行ふこと等を決定したとのことである。

右によつても明かな樣に、この交換措置の結果に對する統計が發表せられてゐないから、本法令の實蹟についてて知ることは困難であるが、從來發表せられてゐた失業者統計の中から農業及び林業關係の失業者を摘出して、最近に於ける農林業振興措置の結果、如何に失業者が減少したかを示し、倂せて本法令の間接的效果を推論して見よう。國職業紹介失業保險局の發表によれば、農業勞働者中失業者は一九三四年七月の四九、六四五から徐々に增加し、三五年一月に於いて九六・〇八四に達したが、再び減少し、三五年七月には二七、八三七となり、前年同月に比して約二萬の下降を示してゐる。又林業勞働者中失業者も略々同じ傾向を示し、三五年七月の實數は九、二三二で前年同月に比し、約六千の減少である。一九三三年度の職業調査によれば、農林業に於ける雇傭勞働力の實數は二、〇五一、七三九、中日傭人・勞働者は八八九、九〇五であるから、これと對比すれば右の失業者はその實數に

第二十一表　ドイツ農林業に於ける失業者調

	失業者數	
	農業牧畜業	林業漁業
1934年 7月	49,645	15,441
〃 8	53,505	13,644
〃 9	47,440	11,709
〃 10	50,022	9,671
〃 11	62,790	8,551
〃 12	79,941	9,691
1935年 1月	96,084	13,699
〃 2	86,288	13,734
〃 3	64,356	11,205
〃 4	50,419	9,850
〃 5	47,660	10,693
〃 6	37,528	10,278
〃 7	27,837	9,232

註　國職業紹介失業保險局の統計に依る。

於いても、その比率に於いても、他部門に於ける失業者に比して極めて少いことが察知せられるとともに、最近に於いてそこに些かの改善の跡が見受けられる次第である。

要するに勞働力配分法令は、言はばその施行の過渡期にあるのであつて、その成否は今後の推移の上にかかると云はなければならない。

第七　勞働時間法令の更新に關する命令

一　最近の勞働時間の動向と勞働時間規制の意義

就業勞働時間の制限と云ふことは、これを沿革的に見れば主として從業勞働者の保護を目的としたものであつた。從つて勞働行政の發達するとともに、一般勞働者に比して婦女子或は幼少年工、又一般職業部門に比して危險率の多い或は不衞生と目されてゐる職業部門に於いては、より嚴重に、より短かく勞働時間の規制せられる必要のあることが叫ばれ、又實行せられるに至つたことも此の事情に照して誠に自然の成行と云はなければならない。しかしながら現在に於いては、この勞働時間の規制は就業勞働者の保護と云ふ觀點の他に、失業對策と聯關させて考察せられる必要があるのであつて、既に國際勞働會議にはこの觀點から屢々勞働時間短縮問題が提出、論議せられ、最近にあつても一九三二年の總會に提出せられた週四十時間勞働制が、三二年、三三年、三四年の總會を經て、去る一九三五年度の總會に於いて波瀾萬丈の後採擇せられたことは、今尙ほ世人の記憶に新なるところである。

しからば失業の克服と從業勞働時間の切下げと云ふこととは、如何なる關係に立つものであらうか。先づ就業勞働時間の切下げによつて或る程度の失業數の減少を圖り得るがためには、豫め次の前提が成立してゐなければ

ならない。

「一定量の生産は、一定量の勞働從業者(B)が一定の時日(T)生産に從事することによつて得られる。この樣に生産はBとTの積によつて成立するものであり、BとTとは反比例の關係に立つものであるから、たとひ生産の總量に增加を來さずともTが減少することによつて、それだけBが增加することが可能である。」

同じ前提の下に於いては、又同時に從業勞働時間數を增加せしめることによつて、從業者數を減少せしめることも可能であらう。しかしながらこのBとTとの相反關係は決して無制限に適用せられ得るものではないのであつて、現實的には勞働時間を二時間或は四時間に短縮することによつて、現在の二倍或はそれ以上の從業者數にまで擴大せんとするが如き企圖は決して成立しない。何故なれば從業勞働者數の增加は必然的にそれに伴ふ設備の增設を要求する。又この際特に注意すべきことは、勞働に對して支拂はれてゐる賃銀は、その從業者(家族を含む)の生計を維持して行くべきものであつて、この限界を越えてまで賃銀、從つて勞働時間を切下げることは出來ないし、又賃銀引下げを行はずに勞働時間を短縮せしめることは、それだけ生産費を高めることになるから現在の產業機構の下にあつてはこれ又殆んど不可能である。[1]

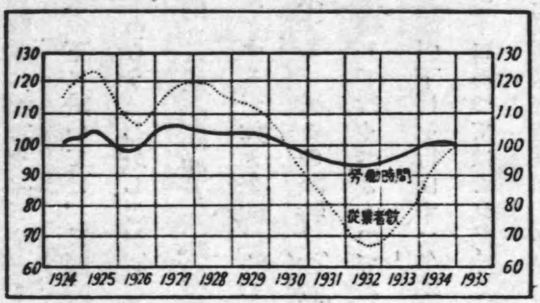
この樣に從業勞働時間の引下げによる失業者の吸收も、實際的には種々樣々な制限を被らなければならない。しからばドイツに於いて右の事情は如何に推移したのであらうか。以下簡單にこれについて觸れてみよう。

工業生産活動の總量は、これを勞働從業者數の大小、或は平均從業時間數の長短によつて推量するよりも全工業勞働者從業時間總數とも云はるべきこの兩者の積によつて推量する方が適確である。景氣硏究所の推計によれ

ば、景氣の上昇點にありと云はれた一九二七—二八年度に於いては全工業勞働者從業時間總數は月平均一、一八七百萬勞働時間であり、景氣の下向點にありと云はれた一九三二年度に於いては六一六百萬勞働時間であつた。而して一日平均勞働時間は前者に於いては七・七九時間であり、後者に於いては六・九三時間であるから、もしこの

第二十二表

工業に於ける勞働時間と從業者調



註　景氣研究所の調査による。

間に於いて從業時間數の切下げが行はれなかつたとすれば、失業者數は實際の二百六十五萬を突破して三百五萬を算したこととなる。

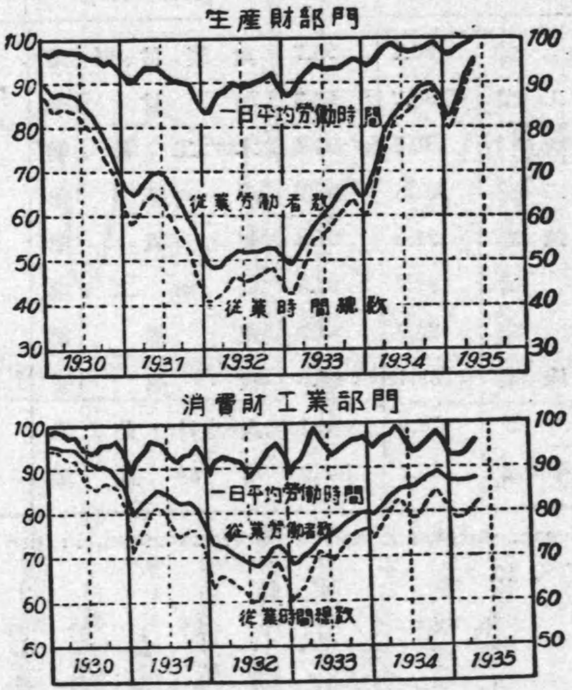
右によつても明かな樣に不況の襲來による工業生產の減退は勞働者の大量解雇、失業者の激增を招來したばかりでなく、從業勞働者に對しても亦その勞働時間の短縮化を齎した。從業勞働時間の短縮は平日勞働時間の切下げ或は平日勞働時間は切下げずして、週勞働日數を制限する等の手段によつて遂行せられた。この課程に於いて注目さるべきことは、不況の進行とともに、企業主側によつて最初に執られた處置は、勞働者の解雇であつて、勞働時間數の切下げはその後に行はれたものであり、これも前述の理由によつて勞働者の解雇ほど甚しくは行はれ得なかつたと云ふことである。一九三二年に於いては全工業勞働者從業時間總數は一九二七—二八年度に比べて殆んど半減するに至つたのであるが、勞働時間數の切下げは約十分の一に過ぎなかつた。之を產業部門についてみれば、金屬精錬業、鐵鋼業、機械業等には勞働時間の切下げの傾向最も強く、皮革業、被服業、食料品

業等には概して薄弱であつて、その理由としては、前者に於いては専門熟練工を企業主が解雇するのを出來得るかぎり見合はせた點が指摘せられる。

一九三三年初頭以來の景氣恢復と相俟つて勞働時間も亦上昇を示した。一九三五年四月—六月の月平均工業勞

第二十三表

工業に於ける從業數、勞働時間數調



註 "Beschäftigung, Arbeitszeit und Arbeitereinkommen in der deutschen Industrie" (Sonderbeilage zu "Wirtschaft und Statistik") S. 10

働者從業時間總數は九七八百萬勞働時間を示し、一日平均勞働時間も七・四〇時間となつてその著しい恢復を物語つてゐる。景氣上向の場合には下降の場合と反對に勞働時間の上昇は、先づ最初にそして敏感に起る。最も急速に上昇したのは一九三三年の初頭であつた。これは企業主が先づ自らの經營に於ける勞働者の優待を圖らんとしたること、不況中に於ける工場の設備の縮少の緩和を圖るよりも、勞働時間の延長によつて能率增進を圖らんとしたること等に基くのである。一九三四年に於いては勞働時間の上昇はより緩慢となつた。三四年に於いて全勞働者從業時間總數が最高を示した三月及び四月には勞働時間の增加は殆んど停止し、之

第二十四表　平均一日勞働時間調

平均1日勞働時間 (1929＝100)	1932	1934	平均1日勞働時間 (1929＝100)	1932	1934
全工業	90.1	96.7	建築材料業	90.2	97.9
生產財工業	88.7	97.3	製材業	93.4	96.1
投資財工業（季節的變動あるものは除く）	81.5	95.4	木工品業	89.6	86.8
消費財工業	91.6	95.9	皮革業	96.0	99.3
金屬精鍊業	81.6	94.8	製紙業	89.7	86.9
鐵鋼業	82.6	97.5	紙加工業	88.5	93.8
機械業	82.0	86.3	纖維業	91.6	96.0
車輛製造業	88.1	98.0	被服業	83.1	96.2
電氣業	78.9	98.1	食料品業	93.6	95.5
精密機械、光學機業	86.1	108.9	嗜好品業	89.8	96.0

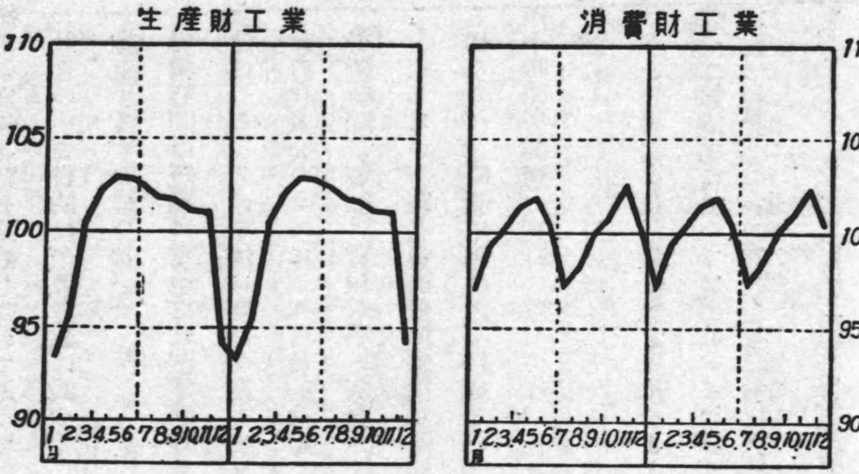
註 "Beschäftigung, Arbeitszeit und Arbeitereinkommen in der deutschen Industrie" S. 10.

に反して從業者數が增加したのであつた。之を生產財工業部門と消費財工業部門とに區別すれば、前者に於いては後者よりも不況の影響によつてその勞働時間數が低下したが、一九三三年以降に於ける景氣上向によつてその恢復も著しかつた。特に電氣業、機械業、車輛製造業等に於いてはこの傾向が顯著であつた。

ドイツに於ける工業勞働時間の動向を知るには、この他に勞働時間の季節的變動について注意しなければならない。一日平均勞働時間は季節的變動によつて左右せられること多く、ドイツ工業全體についてみれば、次の如き特質を有してゐる。

一、一日平均勞働時間は、常に年の終りに於て最も短縮される。冬期の十二月より二月までは徐々に上騰するが、一般にこの期間には勞働時間が短い。特に建築業、建築材

第二十五表　勞働時間の季節的變動調



註　1929—34年の平均による。

料業等若干の消費財工業部門にはこの傾向が著しい。

二、春とともに一日平均勞働時間は上昇する。概して四月、若干産業に於いては、三月に年中の最高點に到達する。

三、夏期の六月、七月、時には八月に於いて再び低下する。消費財工業部門には春と秋との間に勞働時間の低下を示すものが多い。この期間には勞働者の從業總時間數も低下する。

四、秋期に勞働時間は第二の最高點に到達する。この傾向は特に消費財工業部門に著しい。これは主としてクリスマスのための生産增加に基く。

卽ち一日平均勞働時間は消費財工業部門に於いては、年二回の波動を示すに反し、生産財工業部門に於いては一回しかないと云ふことになる。

以上が最近のドイツ工業に於ける勞働時間の趨勢である。

ナチス政府はその出現以來勞働時間の短縮、特に四十時間勞

働週の採用の宣傳運動を開始したのであつて、この運動の主要なる特色は次の點に存してゐたと云はれてゐる。(2)

一　計畫の主要目的は失業者數の減少化にある。それは現在の不況に基く過渡的施設であつて、將來の發展を拘束するものではない。

二　勞働時間の短縮に當つては產業全般に對し、劃一的に規制を行ふことを避け、各經濟部門、各地方乃至各企業につき、その事情に應じて最も完全な融通性をもつて適用される樣留意する。短縮の方法も企業家及び政府代表間の交涉により自發的決定によつて行はれる。

三　勞働時間の短縮は賃銀水準と關聯させて考慮されねばならないが、この點について嚴格な原則を設けることはしない。現在の一般的傾向から云へば、若しその結果が生活水準を生活最低限度以下にまで引下げる樣ならば、時間短縮は之を行はない。

この四十時間勞働週の實行に際しては、色々の方策が試みられたのであるが、その中心原則と云ふのは、總支拂賃銀を減らしてはならぬと云ふことであつた。卽ち賃銀總額をなるべく多數の人に振當てることによつて、出來るだけ多くの人間に生活最低限を保障せよと云ふのが、その目標であつた。

右に伴つて鐵鋼業に於いては西北ドイツ雇傭主聯合會が、その會員に週勞働時間を四十時間に短縮すべきことを奬めた。その他にも纖維工業、印刷業に於いて同樣の處置が講ぜられ、又その一部は實行に移されたのであつた。しかしながらこれらの措置が現實の勞働時間の短縮に大して貢獻したものでないことは、前期の勞働時間の統計が示すところである。たゞ一九三四年十月から纖維工場(外國の原料を加工するもの)に於いて勞働時間が週三

十六時間以下に制限せられたこと、石油及びマルガリン工場に對しても後に同様の處置が講ぜられたことは注目に値ひする（註）。

註 本論と關聯させて今國際的に勞働時間の規制が如何に行はれてゐるか。これについて國際勞働局の報告によつてその概況を眺めよう。

「先づ勞働時間に關し、從來國際的基準となつた四十八時間制が如何なる程度まで行き亙つてゐたかを調べて見ると、既に四十八時間制を廣汎に施行してゐたフランスでは更に交通業、建築業などの部門にも之を實施し始め、ブラジル、イギリス及びポーランドは法律乃至團體協約によつて道路運輸業に適用することになつた。インドの如きすら、實はワシントン條約の例外規定のおかげを以て法定制限は一週六十時間で足りる所を、進んで一切の非季節的工場の勞働時間は五十四時間に短縮した。キューバ及びニカラガは共に工業に於ける四十八時間のワシントン條約を批准したし、更にメキシコとニカラガとは時間制を商業に適用すべき條約をさへ批准した。また興味あることはフランスが織維工業、鋼鐵業、機械工業、皮革工業及び建築業等の大工業に於ける時間外勞働を禁じ、さらにある限度の例外を認めて一般には工業、商業に於ける時間外就業を禁止する主旨の法律案をつくり、議會の協賛を求めてゐることである。

尙ほ法理學的にも注目すべき展開がカナダに於いて行はれた。從來勞働立法は各州の權限に置かれてゐたカナダの聯邦政府は聯邦の條約締結權の發動によつて勞働時間短縮を全領土的に施行するに至つた。

以上は十五年前第一回國際勞働會議總會に於いて締結せられた四十八時間制の普及程度であるが、更に進んで四十時間制はどうであるかと云ふに、先づその最も顯著なる例は合衆國である。同國では今年の初めまでに全工業被傭者の九五％が五百四十一の公正競爭コードの適用を受けてゐた。そしてそれらのコードの約八五％は工業勞働者の大部分については四十時間乃至それ以下の勞働週を規定してゐる。此等のコードによる時間短縮の結果、一九三三年六月から翌年四月までに失業者が約二百三十二萬人減少し得たと報告してゐる。之に對する合衆國の輿論は如何と云ふに各州知事を

第七　勞働時間法令の更新に關する命令

集めた一九三四年二月のワシントンに於ける勞働立法會議に於いてはコードの領域から百尺竿頭一歩を進めて、法律を以て四十時間制を規定すべき勸告を採決した。他方勞働者側では短兵急な進み方であつて、微温的或は反動的とかの批評をされる米國勞働總同盟に於いてすら一週三十時間制を要求する法案を出してゐる。斯かる甚しい時間短縮は生産費の昂騰を伴ひはせぬかとの懸念について三十時間への短縮を斷行すれば一千萬人の失業者が復職し得るものと推定せられ、それ等の復職者の復舊によつて生産費の增大は相殺され問題とならぬと云ふ見込である。

N・R・A計畫經濟下にある合衆國と對比してヨーロッパに於ける顯著な例としては、先づ第一にファッショの統制經濟下にあるイタリアとソウエートの計畫經濟下に於けるロシアとを一瞥する必要がある。イタリアに於いては一九三四年十月以來製造業者及び工業勞働者の全國ファッシスト同盟によつて四十時間制が確立せられた。時間短縮に作つて賃銀は減じたが、家族あるものには補給手當があり、殘業も一般には禁じてゐるが、例外の場合に許される。更にロシアに於ける狀態は最も進んでゐるのであつてソウエート聯邦政府代表マルクス氏が國際勞働總會に於いて行つた解明によれば、革命前の工業勞働時間は平均九時間五十五分であつたが、一九三三年九月には成年工の勞働時間が殘業を含み、平均六時間五十九分に減じたのみならず、多くの勞働者は五日の勞働に對して一日、または五日目に一日の休日を持つてゐる。時間短縮はロシアに於いては合理化と賃銀增加を伴つて生産の增大と能率の向上とを招來したが、現に工業勞働者の能率は一九二八年に比し、一九三四年に於いては六十八％の向上を示した。

次に勞働立法に特殊の努力を拂ふチェッコスロヴァキアに於いては、一九三四年九月七萬人の職工を傭使する七百五十二工場に四十時間制を施行した。そして一切の工業に四十時間制を强制すべしとする法律案がまさに議會に提出されんとしてゐる。更に海峽を超えてイギリスの産業には團體協約等によつて四十八時間乃至それ以下の勞働時間が汎く行はれてゐることは周知の事實であるが、今は四十時間への進出を研究中であり、勞働大臣自身が大童になつて各産業別に時間短縮の可能性を研究するため勞資協議會が催されてゐる。要之以上摘記した主要工業國に於ける動行を概觀すれば、そこに若干の共通的特徴のあることに氣付くのである。」（國際勞働局局長年報一九三五年版、鮎澤巖氏「本年の國際勞

働會議を通じて觀たる國際經濟の動向」、社會政策時報、昭和十年九月號による」。

(1) Wagemann "Steigende Kapitalintensität — abnehmende Elastizität der Arbeitszeit" S. 158 (Vierteljahreshefte zur Konjunkturforschung, 10 Jahrgang Heft 2. Teil A

(2) "The Reduction of the Working Week in Germany" (International Labour Review, gune 1934.)

二　勞働時間令の內容

從來ドイツに於いては、一般勞働者竝に使用人の勞働時間取締の規定として多くの法令が制定公布せられたのであるが、その中特に重要なりと思惟せられるのは左記の法令である。

一　一八六九年のドイツ營業條令中の勞働時間に關する規定

二　一九一八年十一月の「營業勞働者の勞働時間取締に關する訓令」(Anordnung über die Regelung der Arbeitszeit gewerblicher Arbeiter)

三　一九一九年三月の「使用人の勤務時間取締に關する命令」(Verordnung über die Regelung der Arbeitszeit der Angestellten)

四　一九二三年十二月の「勞働時間法令」(Verordnung über die Arbeitszeit)

五　一九二七年四月の「勞働時間法令」(Verdnung über die Arbeitszeit)

法令による勞働時間の制限は、世界大戰前に於いては工場衞生、工場內風紀取締の趣旨に基き、戰後に於いて

は産業復興（一九二三年の勞働時間法令はこの點に重點を置く）、危險を伴ふ職業部門に於ける時間制限（一九二七年の勞働時間法令はこの點に重點を置く）、時間制限による失業者救濟等がその中心目標を形成してゐた。

これらの諸種の法令は、統一的基礎の下に綜合せられる必要があり、國民勞働統制法に於いても第六十八條第一項及び第二項は勞働時間法令の改正について觸れ、又同法第六十四條第二項に於いては

第六十四條（二）國勞働大臣ハ經濟大臣ノ同意ヲ得テ第六章ニ疑義ヲ生ジタルトキハ倂セテ國財政大臣及ビ國內務大臣ノ同意ヲ得テ本法ノ施行竝ニ補足ノタメ命令及ビ一般行政規則ヲ發布スルコトヲ得、且ツ本法ノ規定ニ例外ヲ設クルコトヲ得

る旨規定せられてゐるのであつて、この趣旨に基いて又前項に於ける失業救濟との關係を考慮して、勞働時間法令の更新が企てられ、「勞働時間法令の更新に關する命令」の名の下に、一九三四年七月二十六日制定、公布せられることとなつたのである。

本令は四章、三十二條に亘る極めて詳細なる規定を含み、この種立法中の模範的なるものと云ふを憚らぬ。以下その主要なる點を摘出して見よう。

イ　適用範圍

一般勞働者、使用人に對する勞働時間令の適用範圍は之を物的適用範圍（sachliche Geltungsbereich）と人的適用範圍（persönliche Geltungsbereich）に區別することが出來る。本令の物的適用範圍は交通業（海上航行及び空中航行を除く）及び鑛業を含む營業に於ける勞働者、營業的な農業上の副業に於ける勞働者、國、州、自治體及び

自治聯合體の經營に於ける勞働者竝に營利の目的を以て經營せられるものなると否とを問はす、凡ての經營及び行政に於いて商業的若くは技術的勤務若くは書寫、計算又は之に類する勞働に從事する使用人である。但し使用人については農業及び林業の經營及びその營利的副業に於ける使用人竝に藥局に於ける助手及び徒弟は除外せられる。又經營については菓子パン製造所竝に之に類する設備に對しては本令によらす、一九一八年十一月の「パン製造所及び菓子製造所に於ける勞働時間に關する命令」が適用せられるのである（第一條）。

次に人的適用範圍は徒弟竝に事務所のために、簡單な若くは機械的勤務をなす事務員も之を勞働者若くは使用人と同等に看做して本令の規定の中に包含するのである。尙ほ一企業の總代理人、商業登記簿若くは同業組合登記簿に登錄せられてゐる代理人竝に指導的地位にある使用人に對しては、本令の規定は之を適用せられない（第二條）。

ロ　正規勞働時間

右によつてその適用範圍を規定せられた勞働者竝に使用人の正規勞働時間は、平日に於いては休憩時間を除いて八時間を超過することは許されない。炭坑にあつては交替に要する時間もこの正規勞働時間の中に含ましめなければならない。但し次の場合に於いてはその變更が許可せられる。

一　個々の作業日に於いて經營又は經營の一部に生じた勞働時間の損失は同週又は次週の他の作業日に補充することが出來る（第五條）。

二　定期に且つ顯著な範圍に於いて勞働準備の必要のある營業部門に對しては、雇傭契約法によつて別に就

業時間の規定を定めることが出來る(第六條)。

三　自己若くは他人の經營の規則正しい進行のために必要とせられる勞働、經營の再開若くは經營技術上必要と認められる勞働、港灣に於ける船舶の荷物積卸竝に鐵道車輛の荷物積卸の際に必要と認められる勞働の場合に於いては、一日二時間を限度として正規勞働時間の延長が許可せられる(第六條)。

四　每年三十日を限度として企業主に對して一日二時間以內の餘剩勞働が許可せられる(第七條)。

五　賃率規則に別段の規定のあるときはその適用を受くべき從業員に對しては賃率規則を適用する(第八條)。

六　賃率規則の定めのないときは、企業主より申請のある場合、已むを得ざると認められる限り、營業監督官若くは鑛山監督官は取消し得べき勞働時間に對する別則を制定することを得る(第九條)。

七　公の行政及び經營竝に公法上の團體に對しては、別段の單獨規定を制定することが許可せられる(第十條)。

八　關係者の意思に繫屬せずして發生し、他の方法によつてはその結果を除去し得ない緊急狀態及び非常の場合に於ける臨時勞働、特に原料又は食料品の破損若くは勞働生產の失敗の惧のある場合の臨時の勞働に對しては、正規勞働時間は適用せられない(第十一條)。

ハ　勞働時間の延長竝に繼續勞働の許可

勞働時間の延長竝に繼續して作業をなすことが許可せられるためには、次の場合に該當することを要する。

一　仕事の性質上中止を許されない經營、若くは日曜無休勞働が公共の利益のため必要と認められる場合に

あつては、規則正しい週次交替を實現するため、十六歳以上の男子勞働者を三週間内に一回、最大限度十六時間を限り(休憩を含む)繼續して勞働に從事せしめることを得る。但し右三週間中に連續二十四時間づつの休息を二回與へなければならない(第十二條)。

二、公安の緊急な理由に基く例外の場合にのみ、十時間以上の勞働が許可せられる。この場合には所轄勞働公署の許可を必要とする(第十三條)。

三、正規勞働時間を超過して勞働した場合には、從業員は正規勞働時間に對する賃銀の外、適當な賠償を受ける請求權を有する。別段の定めの無い場合にあつては百分の二十五の附加を以て適當と看做す(第十四條)。

二　幼少年工及び婦人從業員の勞働時間保護

新勞働時間令は、幼少年工及び婦人從業員に對しては、第二章に於いてその勞働時間に對し、特別の保護を與へるべきことを規定した。

先づ常時十名以上の勞働者を雇傭する經營にあつては、十三歳以下の幼年工を勞働者として雇傭することは許されない。この規定は煉瓦製造所、露天堀採石場及び採炭場にあつては五名以上、鑛山、製鹽所、選鑛場、地下堀採石場、熔鑛場、大工作業場その他の建築場、造船所、煙草工場、元素的動力(蒸氣、風、水、ガス、空氣、電氣その他)による原動機關を常時使用する經營にあつては五名以下と雖も之を適用し、又婦人勞働者に對しては鑛山、製鹽所、選鑛場、地下に作業する採石場及び採炭場に於ける地下掘に於いて、竝に選鑛以外の採鑛、運搬及び積卸にあつては露天作業に於いても之を雇傭することを禁止した。更に「健康上若くは風紀上特別に危險を伴ふ

倶のある若干の部門に對しては、國勞働大臣の命令によつて十六歲未滿の幼少年工及び婦人の雇傭には時間上の制限を附し、或は之を禁止することを得る」(第十六條)旨規定し、その適用範圍を擴大することを認めたのである。

幼少年工及び婦人從業員に對する勞働時間の保護のために、本令第十七條は婦人勞働者並に使用人にはその妊娠中、勞働時間を短縮することを得、又幼少年工、婦人從業員に對しては準備作業、結末作業の際その勞働時間を一時間以上超過せしめることを得ない旨定めた。更に十四歲以下の小學校卒業の幼年工の勞働時間は六時間以上、十四歲から十六歲までの幼年工は異常の場合(第十三條—第十五條)と雖も十時間以上之を就業せしめることを禁じ、婦人從業員にあつては、第四條乃至第十一條の場合と雖も、一日十時間以上、日曜及び祭日の前日に於いては、一日八時間以上從業せしめることは許されない(第十七條)。

次に幼少年工及び婦人從業員に對しては、經營に於いて正規の勞働に從事したときには、歸宅後の追加勞働は之を禁止し、唯正規勞働時間の短縮せられた際にのみ、その短縮時間を限度として之を許可すること(第十八條)、又幼少年工及び婦人從業員は午後八時から午前六時に至る夜間に從業せしめることを得ないこと等を定め、ただ十六歲以上の婦人從業員に對しては、十六時間の連續せる休息時間を與へる場合に限り、數交替の經營にあつては午後十時まで就業せしめ得ることを認めたのである(第十九條)。

ホ　商店に於ける勞働時間の規制

一般工業從業員の勞働時間、幼少年工並に婦人從業員に對する勞働時間の規定の外に、勞働時間令第三章は、特に商店の勞働時間について特別規定を設けるに至つた。

即ち消費組合及びその他の組合の賣店をも含む一切の公開の販賣所は、藥局を例外として午後七時から午前七時に至る時間に於いては、その營業上の取引に對しては之を閉鎖しなければならない。但し一ヶ年二十日間を限り、午後九時までその營業を許可せられる。食料品店は例外として管轄勞働公署の認可を得て午前五時から開店することを得る(第二十四條)。

公共の道路、廣場又はその他の場所に於ける物品販賣業若くは豫め注文を受けることなくしてなす物品の行商は、その定所營業なると移動營業なるとを問はず、午後七時以後午前五時までは禁止せられる。但し管轄警察官廳は之に對して除外規定を設けることが出來る(第二十五條)。

右によつて商店の營業時間が全國的に統制せられることゝなつた。

第八　勞働手帳の實施に關する法律

一　勞働手帳制度實施の意義

ナチス內閣出現以來、失業對策が當面の重要問題として提起せられ、種々方策の講じ來られたことは、前節竝に前々節に於いて述べたところである。しかしながらこれらの方策によつて失業對策は決して足れりとせられ得るものではなく、失業の現存する限り、そこに新たな方策の講じられることによつて失業緩和の企圖せられ、而してこの新たな方策も失業の現況に則し、從來の對策に呼應して立案、遂行せられることの必要なのは、ここに贅言するを要しないところである。

ナチス失業對策の中には、失業狀態の量的改善竝に質的改善とも表現し得べき二方面の存することは、先にも指摘したごとくであるが、この觀點に立つて從前の失業對策を區別するとき、失業緩和法に於ける公共事業計畫の遂行による直接的失業克服政策、公の手段による經濟界の振興、租稅負擔の輕減等による一般國民に對する購買力の附與等の間接的失業克服政策は、前者の量的改善の中に含ましめるべき政策であり、勞働配置の取締に關する法律による失業者の都市集中の緩和、農林業の振興、勞働力配分法令による年長失業者の保護、農林業の振興等の措置は、後者の質的改善の中に包含せらるべき政策なることは、殆んど異議なくして承認せられうるこ

とと思ふ。(1)

本項の對象たる一九三五年二月二十六日付「勞働手帳實施に關する法律」は、之を右の分類に從って區分すれば、質的改善措置の中に挿入せらるべきものである。本法はその第一條に於いて規定せられてゐる如く「ドイツ經濟に於ける適切な勞働力の配分を確保」せんとする主旨に基いて制定せられたものであり、ために全勞働者竝に使用人に對して勞働手帳を所持せしめ、企業者及び所轄勞働官廳をして勞働者竝に使用人の人格、經歷竝に職業を明瞭に知悉せしめ、これによつて勞働力の適切な配分を確保し、併せてドイツに於ける勞働統制を確立せんとするものである。

國職業紹介失業保險局書記官ティム博士は、本法について次の如く述べてゐる。

「勞働手帳制度の實施とともに、國政府は計畫的な勞働配置の取締に更に一歩を踏出すこととなつた。勞働配置の取締を確保せんとするには、勞働者及び使用人の職業教育の程度、職業活動の經歷及び勞働條件等を知ることは、その第一要件である。從來勞働公署は、その管轄區內にある一部の勞働者及び使用人について個別的にこの種の努力を拂ひつゝあつたが、本法の出現とともに全國的に統括せられ、十分な效果が達成せられることゝなつた。」(2)

本法はその第二條に本法の施行について定められた時期(一九三五年四月一日)以後に於いては、本法の適用を受ける勞働者竝に使用人は、勞働手帳を所有することとなしには、經營、行政或は世帶に雇傭せられ得ないことを規定し、第三條に於いては勞働手帳は所轄勞働公署(=職業紹介所)から發行せらるるものであつて、他の部署より

の發行は、法律によつて認められた場合の外は之を禁じ、第四條に於いては本法の違反に對する罰則について規定し、その他の詳細は本法施行の前に公布せらるべき施行令に之を讓つてゐる。

(1) Dr. Timm "Zur Einführung des Arbeitsbuch" (Arbeitslosenhilfe 10 Juni. 1935)

(2) Dr. Timm, a. a. O.

二　勞働手帳制度の內容

一九三五年二月二十六日の勞働手帳の實施に關する法律は、右によつても判明する如く、極めて概括的のものであつて、到底これのみによつては本制度が具體的に如何なる形態をとるべきかを察知することは殆んど不可能であつた。本法は一九三五年四月一日から施行せられることとなつてゐたが、それに先だつて公布せらるべき施行令出でず、五月十五日付を以て漸く第一施行令の公布を見、二ケ月の遲延の後六月一日から施行せられることとなつたのである。以下第一施行令に基いて、本制度の內容を明にし併せてその特長を尋ねたい。

イ　適用範圍

第一施行令第一條は本法の適用範圍につき、徒弟竝に見習店員を含めて全勞働者及び使用人を包含してゐる。從つて勞働者及び使用人はその私經營にあると公經營にあるとを問はず、又農業に屬すると、工業、手工業、商業、自由職業、或は一般家庭に家事使用人として雇傭せられると否とに拘らず、その勞働者及び使用人たる限りに於いて本法の適用を受けなければならない。從つて一般に本法から除外せられるのは、官公吏、軍人竝に勞働者及

び使用人として勤務に從事してゐない人間である。但し左の場合に限り勞働者及び使用人に對してもその除外が認められることとなつた。

一　一ヶ月千ライヒス・マルク以上の報酬を締約せられてゐる勞働者及び使用人

二　海洋航行船舶の乘組員

三　外國に居住地を有する勞働者及び使用人

四　一九三四年三月二十三日付家内勞働法第八條による報酬證明書の適用を受けてゐる家内工業從事者

五　國民教育を受けつつある幼年工

六　國勞働大臣の同意を得て國職業紹介失業保險局長官の指定する者

公式の推計によれば、本法の適用をうける勞働者及び使用人の數は約二千百萬に達するとのことである。而してドイツ政府はこれらの適用者に對する勞働手帳交付の最終期日を一九三六年五月末とし、勞働者及び使用人はこれを三部門に區別して、一部門につき四ヶ月を限りこの期間中に於いてその部門に屬する勞働者及び使用人に勞働手帳を交付することとし、本令施行直後の國職業紹介失業保險局長官の訓令によれば、先づその第一部門として左記の業種が指定せられた。

一　鑛業及び石材業
二　鐵鋼業
三　金屬精錬業
四　鐵、鋼及び金屬加工業
五　機械製作、車輛業
六　電氣機械器具業

七　光學機械及び精密機械業
八　化學工業
九　製紙業
一〇　皮革及びリノリューム業
一一　ゴム及びアスベスト業
一二　建築業及び建築材料業
一三　百貨店
一四　小賣店
一五　問屋、卸賣店
一六　銀行、取引所及び保險業

これらの業種に屬する勞働者及び使用人に對しては(失業者を含む)、一九三五年九月末日までに勞働手帳の交付を終了し、十月からは第二部門たる農業に、續いてその他の業務の勞働者及び使用人に手帳交付をなさんとのことであつた(註)。

註　これらの個々の業種に對して、如何なる組合を含ましむべきかに關しては、大體一九三三年六月のドイツ職業調査の分類が基礎として採擇せられたとのことである。

手帳交付を俟つて、國勞働大臣は個々の業種或は部門に對し、時期を指定し、この時期以後、その業種或は部門に於ける勞働者及び使用人並に雇主は、勞働手帳制度の實施に伴ふ種々の義務を履行しなければならぬこととなつたのである。

ロ　勞働手帳

以上によつて少數の例外を除いてドイツに於ける勞働者並に使用人は、本法施行の日から勞働手帳を所持しなければならぬこととなつた。しからば勞働手帳とは如何なるものであらうか。

先づ勞働手帳の發行について申述べてみると、勞働手帳は勞働者又は使用人の申請によつて、所轄勞働公署(=職業紹介所)から發行せられる。發行を申請せんとする際には、勞働者竝に使用人はそれに先だつて所轄警察署の證明書を受けることを要し(第二條)、又勞働公署に出頭した場合には、發行せられるに先だつて自己の人格及び職業、經歷等を係官に對して陳述しなければならない(第三條)。

次に勞働手帳は、之を全國一律的に國職業紹介失業保險局長官の定める雛形によつて統一標準化される。而してその發行は無料である。又全勞働者及び使用人に對して同時に之を交付することが不可能なために、一定期間を定めて假證明書(vorläufige Anweis)を發行することについても規定せられるところがあつた(第四條)。

勞働手帳には自己の生年月日、住所、經歷竝に職歷を記入しなければならない。勞働者又は使用人が新たに雇傭せられた際、又現に雇傭關係にある勞働者及び使用人は勞働手帳の交付せられるとともに直ちにこれを企業者に手交し、企業者は右勞働者又は使用人の雇傭中はこれを保存し、且つ手帳の中に雇傭開始の日時及び正確な種別を記入し、又別に國職業紹介失業保險局長官の定める用紙に同様の記入をして之を所轄勞働公署に提出することを要するものである(第六條、第十四條第三項)。又雇傭に變更を來した際にも同様の報告をなし、雇傭の終了した際には、その時日を記入して手帳を當該勞働者又は使用人に返還しなければならない。

勞働手帳の保管者は、その企業者、勞働者或は使用人たるを問はず、保管中充分の注意を拂ふことを要する。勞働手帳を喪失した時には、その旨を所轄勞働公署に申請することを要し、その申請に基いて新たに勞働手帳を交付せられるが、この場合には手數料を徵收することが出來る。

勞働公署は、その必要ありと認める場合には、何時でも勞働手帳の差出を請求することが出來る(第十一條)。又勞働手帳の中に不當、不完全又は許容し難い記入のなされてゐるのを發見したときには注意を與へ、その訂正を行はしめることが出來る(第八條)。而して勞働公署は管轄下の勞働者及び使用人の勞働手帳についてこれをカードに記入して保存して置かなければならない。これに關しては國職業紹介失業保險局長官が細則を定めることになつてゐる(第十二條)。

八　罰　則

本法に對する違反は、他の刑事法規によつて一層重い刑に處せられる場合を除いて之を二種に區別し、重い違反に對しては一ヶ年以下の禁錮、輕い違反に對しては百五十ライヒス・マルク以下の罰金を課することとなつた。

一ヶ年以下の禁錮に處せられるのは、左の場合である(第十六條)。

一　他人のため發行せられた勞働手帳を故意に自己のために發行せられたるものとして使用した場合

二　自己のために發行せられた勞働手帳を他人の使用に供した場合

三　權限なく、多數の勞働手帳を發行し、又は發行せしめた場合

次に左の場合に對しては、百五十ライヒス・マルク以下の罰金が課せられる。

一　勞働公署(＝職業紹介所)が請求する人格及び職業經歷に關して不正に又は不充分に陳述をなした場合

二　企業者として勞働手帳に不正の記入をなし、又は勞働手帳に遲滯なく行ふべき所定の記入を怠り、若くは所定の勞働公署への屆出を怠つた場合

三　企業者として勞働手帳又はその記入について注意を怠り、記入すべき特色を看抑した場合
四　企業者としての權限なく、勞働者又は使用人に對してその手帳を抑留した場合
五　權限なく勞働手帳に記入を行つた場合
六　自己のために發行せられた勞働手帳を故意に破毀し、又は使用に堪へざるに至らしめた場合
右の中罰金は行政上の强制手續によつて之を徵收し、國職業紹介失業保險局に收納することになつてゐる。
以上が勞働手帳制度實施に關する法律及びその第一施行令の大要である。本法の制定によつてドイツ國內に於ける勞働力の配分を確保すべき具體的根據が與へられることとなつたのである。既に述べた樣に本法に基く勞働手帳制度が實施せられるためには、約一ヶ年の日子を要するのであるが、一九三六年五月末日を以てこの準備期間を終了し、六月一日からはいよいよ實際的に本制度が運用せられることとなるのである。これによつて國職業紹介失業保險局は現實に於いて如何に勞働力の配置せられてゐるか、又この配置が如何に變化しつつあるかに關し、正確な認識を得ることとなり、その意圖する失業者の都市集中の緩和、農林業部門に對する勞働力の供給、年長失業者の保護等の諸政策を今後は現實の正確な認識の基礎に立脚して效果的に遂行し得ることとならう。
しかしながら本法の施行は未だその準備期間中にある。この準備期間が果してその豫期のごとく三六年五月末日を以て終了するか否か、又終了後果してその豫想せらるるが如き效果を上げ得るか否かについては未だ疑問の狀態にあると云はなければならない。唯本法がナチス勞働法制に於いて一の劃紀的意義あるものであり、ナチス失業對策、延いてはドイツ勞働統制に稗益するところ極めて大なるものであることは否めないと思ふ。

第二部　ナチス勞働法

第一　國民勞働統制法

(Gesetz zur Ordnung der nationalen Arbeit)

一九三四年一月二十日

政府ハ左ノ法律ヲ制定シ茲ニ之ヲ公布セシム

國民勞働統制法

第一章　經營ノ指導者及ビ信任協議會　(Führer des Betriebes und Vertrauensrat)

第一條　經營ニ於テハ企業者ハ經營ノ指導者トシテ又使用人及ビ勞働者ハソノ從屬者トシテ共ニソノ經營ノ目的ノ促進竝ニ國民及ビ國家ノ共同利益ノタメニ働クモノトス

第二條　(一)　經營ノ指導者ハ本法ノ定ムルトコロニ從ヒ從屬者ニ對シテハソノ經營內ノ事件ノ凡テニ付テ決定ヲ下ス

(二)　經營ノ指導者ハ從屬者ノ福祉ヲ圖リ、從屬者ハ指導者ニ對シ經營協同體(Betriebsgemeinschaft)ニ基ク忠誠ヲ持スベキモノトス

第三條（一）法人及ビ其ノ他ノ人的集團（Personengesamtheiten）ニ於テハソノ法的代表ヲ經營ノ指導者トス

（二）企業者又ハ法人及ビソノ他ノ人的集團ノ法的代表ハ經營ノ指導ヲ之ニ對シ責任ヲ有スルモノニ委任スルコトヲ得、但シソノ委任ハ本人自ラ經營ノ指導ヲナサザルトキニ限ル、ソノ他ノ重要ナラザル事件ノ生起スル場合ニ於テハ之ヲ他ノ者ニ委任スルコトヲ得

（三）經營ノ指導者ガ第三十八條ノ定ムルトコロニ從ヒ名譽裁判ニヨリ指導者タル資格ヲ剝奪セラレタル場合ニハ別ニ指導者ヲ定ムルモノトス

第四條（一）行政（Verwaltungen 譯註、公的管理事業）モ亦本法ニ於テハ之ヲ經營ト看做ス

（二）同一ノ指導ニヨリ主タル經營ト關係アル附屬的經營及ビ經營ノ一部ガ主タル經營ヨリ遠隔ノ地ニアルトキハ獨立ノ經營ト看做ス

（三）本法ノ規定ハ第三十二條及ビ第三十三條ノ場合ヲ除キ海上、河川竝ニ航空運輸ノ船舶及ビ航空機ニハ之ヲ適用セズ

第五條（一）常時二十名以上ノ從業員ヲ有スル經營ニ於テハ從屬者中ヨリ信任委員（Vertrauensmänner）ヲ設ケ指導者ノ諮問ニ應ゼシム、信任委員ハ指導者トトモニ竝ニソノ指導ノ下ニ信任協議會ヲ構成ス

（二）他ノ同一經營ノタメ單獨ニ又ハソノ家族トトモニ就業スルコトヲ主タル業務トスル家內工業者モ亦本法ノ規定ニ於テ從屬者ニ屬スルモノトス

第六條（一）信任協議會ハソノ經營協同體ニ於ケル相互ノ信賴ヲ增進セシムベキ義務ヲ有ス

（二）信任協議會ハ勞働給付ノ改善、一般的勞働條件、特ニ經營規則ノ設定竝ニ實施、經營保護ノ實施竝ニ改善、經營從業員相互竝ニ經營トノ結合ノ强化及ビソノ他經營協同體全員ノ福祉ノタメニスル一切ノ處置ニ付キ評議ヲ行フ、信任協議會ハ經營協同體內ニ於ケル一切ノ紛議ノ解決ヲ圖リ、經營規則ニヨル賠償金ノ決定ニ付テモ諮問ニ應ズベキモノトス

（三）信任協議會ハソノ個々ノ任務ヲソノ特定ノ信任委員ニ委任スルコトヲ得

第七條　（一）信任委員ノ數ハ左ノ如ク定ム

從業員二〇名以上四九名以下ノ經營…………二名

從業員五〇名以上九九名以下ノ經營…………三名

從業員一〇〇名以上一九九名以下ノ經營……四名

從業員二〇〇名以上三九九名以下ノ經營……五名

（二）前項ノ數ハ更ニ從業員三百名ヲ增ス每ニ信任委員一名ヲ增シ十名ヲ以テ最高數トス

（三）信任委員ト同數ノ代理人ヲ設クルコトヲ要ス

（四）信任委員ノ選任ニ際シテハ之ヲ使用人、勞働者及ビ家內工業者ニ按分スベキモノトス

第八條　信任委員ハ滿十五歲以上ニ達シタルモノニシテ一ケ年以上當該經營若クハ企業ニ所屬シ且ツ二ケ年以上同種若クハ類似ノ職業又ハ經營ニ從事シタル者タルベシ、信任委員ハ公民權ヲ有シドイツ勞働戰線ニ所屬シ模範的人格ヲ以テ秀レ常ニ國民國家ノタメニ働クコトヲ躊躇セザル旨誓フ者タルコトヲ要ス、本法施行後ノ最初

ノ信任委員ニ付テハ一ケ年以上經營ニ屬シタルモノタルベシトノ條件ヲ適用セズ

第九條（一）經營ノ指導者ハ毎年三月ナチス經營細胞組織（Die nationalsozialistische Betriebszellen-Organisation）責任者ノ同意ヲ得テ信任委員及ビ同代理人ノ名簿ヲ作成ス、從屬者ハ名簿ニ付キ直チニ秘密投票ニヨリ贊否ヲ決定スベキモノトス

（二）信任委員及ビソノ代理人ノ推薦ニ付キ經營ノ指導者トナチス經營細胞組織責任者トノ間ニ協定ノ調ハザル場合若クハ信任協議會ガソノ他ノ理由ニヨッテ成立セザル場合、特ニ經營從業者ガ名簿ニ同意セザル場合ハ勞働管理官ハ必要員數ノ信任委員及ビ同代理人ヲ任命スルモノトス

第十條（一）信任委員ハ國民勞働記念日（Tag der nationalen Arbeit）（五月一日）ニ從屬者ノ面前ニ於テ自己ノ利益ヲ後ニシ唯經營及ビ全國民ノ福祉ノタメニソノ職務ニ盡シ生活及ビ勤務ニ付キ經營從屬者ノ模範タルベキコトヲ儀式ヲ以テ宣誓スベキモノトス

（二）第九條第一項ニ定メラレタル時ヲ經タル後ニ經營ニ於テ信任協議會設立ノ條件ヲ具備スルニ至ルトキハ信任委員ノ任命（第九條）及ビ信任協議會ノ義務ヲ直チニ施行スルコトヲ要ス

第十一條　信任協議會ノ職務ハ義務ノ賦與ニヨッテ始マリ―通常五月一日―四月三十日ヲ以テ終了ス

第十二條　信任協議會ハ必要ニ應ジテ經營ノ指導者之ヲ召集ス、信任委員ノ半數ノ申請アリタル時ハ之ヲ召集スベキモノトス

第十三條（一）信任委員ノ職務ハ名譽職トシ、ソノ職務ノ執行ニ付テハ報酬ヲ支拂フヲ要セズ、ソノ任務遂行ノ

タメ已ムヲ得ズ缺勤シタル勞働時間ニ對シテハ通常ノ賃銀ヲ支拂フベシ、信任委員ノソノ職務遂行ニ必要ナル費用ハ經營指導者側之ヲ支辨ス

（二）信任協議會ノ職務ノ秩序的遂行ノタメニ必要ナル準備及ビ事務上ノ必要品ハ經營ノ指導者側之ヲ提供スルコトヲ要ス、經營ノ指導者ハ信任委員ノ任務遂行ニ付キ必要ナル手段ヲ與フベキモノトス

第十四條　（一）信任委員ノ職務ハ任意ノ辭任ノ外ソノ經營ヨリ脫退シタルトキニ終了ス、信任委員ノ職務關係ニ付テハ解約ヲナスヲ得ズ、但シ解約告知ガ經營ノ休止若クハ經營分割ノタメ已ムヲ得ザルトキ又ハ告知期間ニ依ラズシテ解約ヲナスコトヲ得ル事由アルトキハ此ノ限リニアラズ

（二）勞働管理官ハ信任委員ヲ事項又ハ人格ニ付キ不適任ノ故ヲ以テ解任スルコトヲ得、解任セラレタル信任委員ノ職務ハ信任協議會ニ對スル勞働管理官ノ書面ノ到達ニヨリ終了ス

（三）信任委員ノ職務ハ亦第三十八條第二號乃至第五號ノ罰ニ付キ名譽裁判所ノ判決確定シタルトキニ終了ス

第十五條　退任シ若クハ一時的ニ障害アル信任委員ノ補充ハ被推薦者名簿ノ記載順ニ從ヒソノ代理人ヲ以テ之ヲ行フ、補充スベキモノナキトキハソノ信任協議會ノ殘存期間ニ付キ勞働管理官之ヲ任命ス

第十六條　一般的勞働條件特ニ經營規則（第六條第二項）ニ對スル經營ノ指導者ノ決定ガ經營ノ經濟的若クハ社會的事情ニ適セザルトキハ信任委員ノ過半數ヲ以テ直チニ勞働管理官ニ訴ヲ提起スルコトヲ得、經營ノ指導者ノ決定ハ訴ノ提起ニヨツテソノ效力ヲ妨ゲラルルコトナシ

第十七條　經濟上若クハ技術上種類ヲ同ジクスル數個ノ經營又ハ經營ノ目的ヲ同ジクスル數個ノ經營ガ同一ノ企

業者ノ管理ニ屬スルトキ企業者、又ハ企業者ガ自ラ經營ノ指導ヲ行ハザル場合ハソノ任命シタル經營ノ指導者ハ社會的事項ノ協議ノタメ各經營ノ信任協議會ヨリ一名ヅツノ顧問(Beirat)ヲ任命ス

第二章　勞働管理官　(Treuhänder der Arbeit)

第十八條　(一)　國勞働大臣ハ國內務大臣及ビ國經濟大臣ノ同意ヲ得テ決定シタル大經濟區ニ勞働管理官ヲ置ク、勞働管理官ハ國官吏ニシテ國勞働大臣ノ監督ニ屬ス、勞働管理官ノ所在地ハ國經濟大臣ノ同意ヲ得テ國勞働大臣之ヲ定ム

(二)　勞働管理官ハ國政府ノ方針及ビ指導ニ服從スベキモノトス

第十九條　(一)　勞働管理官ハ勞働平和ノ維持ニ努ムベシ、ソノ職務遂行ノタメ左ノ權限ヲ有ス

一　信任協議會ノ設立及ビ事務ノ遂行ヲ監督シ紛議ニ付キ決定ヲ行フ

二　第九條第二項、第十四條第二項及ビ第十五條ニ從ヒ經營ノ信任委員ノ任免ヲ行フ

三　第十六條ニヨル信任委員ノ訴ニ付キ決定ヲ行フ、勞働管理官ハ經營ノ指導者ノ決定ヲ破毀シ必要ナル規律ヲ設クルコトヲ得

四　第二十條ニヨル解散ニ付キ決定ヲ行フ

五　經營規則(第二十六條以下)ニ關スル規定ノ履行ヲ監督ス

六　第三十二條ニ定ムル條件ニヨリ方針及ビ賃率規則(Tariferordnung)ヲ決定シソノ履行ヲ監視ス

七　第三十五條以下ニヨル社會的名譽裁判權ノ施行ニ協力ス
八　國勞働大臣及ビ國經濟大臣ノ細則ニ關スル訓令ニ從ヒ常ニ社會政策的發展ニ付キ政府ヲ先導ス
(二)　國勞働大臣及ビ國經濟大臣ハ法律ノ定ムル範圍ヲ超エザル限リ勞働管理官ニ對シ前項ニ定ムルモノノ外他ノ任務ヲ委任スルコトヲ得
(三)　勞働管理官ハ第一項第三號ニ定ムル事項ニ付キソノ審理ヲ專門家委員會（Sachverständigenausschuss—第二十三條第三項）—ニ委任スルコトヲ得、但シソノ決定ハ勞働管理官之ヲ行フ

第二十條　(一)　經營ノ企業者ハ左ノ場合ニ於テハ勞働管理官ニ對シ豫メ文書ニヨル申告ヲナスコトヲ要ス

イ　常時百名未滿ノ從業員ヲ有スル經營ニ於テ九名以上ノ從業員ヲ解雇セントスルトキ

ロ　常時百名以上ノ從業員ヲ有スル經營ニ於テ通常從業員數ノ百分ノ十若クハ五十人以上ヲ四週間以內ニ解雇セントスルトキ

(二)　第一項ニヨリ解雇ニ付キ豫メ申告スベキトキハ申告ガ勞働管理官ニ到達シタル後四週間以內ニ於テハ勞働管理官ノ許可ヲ得タルトキニノミ解雇スルコトヲ得、勞働管理官ハソノ許可ヲ溯及セシムルコトヲ得、勞働管理官ハ申告ノ後二ケ月ヲ限度トシソノ期間ヲ經ルニ非ザレバ解雇シ得ザル旨ノ規定ヲ設クルコトヲ得、前段ニ從ヒ解雇シ得ルトキヨリ四週間以內ニソノ履行ナキトキハ申告ナカリシモノト看做ス、期間ヲ定メズシテナシ得ル解雇ニ付テハコノ限リニアラズ

(三)　企業者ガ第二項ニ定ムル時ニ至ルマデ從業員ヲ全時間勞働セシムルコトヲ得ザル狀態ニアルトキハ、管理

官ハ企業者ヲシテソノ間ソノ經營內ノ勞働時間ヲ短縮（勞働ノ延長 Streckung der Arbeit）セシムルコトヲ得、但シ一從業員ニ付キ一週間二十四時間ヲ下ルコトヲ得ズ、企業者ガ勞働延長ヲ行フ場合ニ於テハ勞働時間ヲ短縮セラレタル從業員ノ賃銀若クハ俸給ヲ適當ニ引下グルコトヲ得、ソノ引下ハ一般ノ法律又ハ契約ノ定ムルトコロニ從ヒソノ勞務關係ノ終了シタル時ヨリ有效ナルモノトス

（四）通常特定ノ時期ニ於テ勞働ノ繁忙トナリ（季節的經營 Saisonbetriebe）又ハ通常一ケ年ニ於テ三ケ月以下ノ勞働ヲナス經營（一定期製造業經營 Kampagnebetriebe）ニ於テハソノ經營ノ特殊性ニヨル解雇ニ付テハ第一項乃至第三項ノ規定ヲ適用セズ

第二十一條　國勞働大臣ハ經濟區ノ範圍及ビソノ特殊ノ經濟事情ノタメ必要アルトキハ勞働管理官ノタメニ受任者（Beauftragte）ヲ置キ、國勞働大臣又ハ勞働管理官ハ特定ノ地區若クハ特定ノ經營部門又ハ一定ノ任務ニ付キソノ全部若クハ一部ヲ之ニ委任スルコトヲ得、受任者ハ國勞働大臣及ビ勞働管理官ノ指示ニ從フベキモノトス

第二十二條　（一）勞働管理官ガソノ任務執行ノタメニ發シタル書面ニヨル一般的訓令ニ對シテ繰返シ故意ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス、ソノ罪特ニ重キ者ハ罰金又ハ罰金ノ外禁錮刑ニ處スルコトヲ得、刑ノ訴追ハ勞働管理官ノ告訴ヲ待ッテ之ヲ行フ

（二）社會的名譽ノ毀損トシテ公刑ニ處セラレタル行爲ハソノ判決アリタルトキト雖モ訴追スルコトヲ妨ゲズ

第二十三條　（一）勞働管理官ハソノ職務範圍ノ一般的又ハ基本的問題ヲ諸問スルタメソノ管轄內ノ各種ノ經營部門ヨリ專門家委員輔佐會議（Sachverständigenbeirat）ヲ召集スルコトヲ得、專門家委員輔佐會議委員ハソノ總

數ノ四分ノ三ハ之ヲドイツ勞働戰線ノ推薦名簿ヨリ選出スベキモノトス、該委員ハ諸種ノ職業團體竝ニ經濟部門ヲ考慮シ管理官ノ管轄區內ノ信任協議會所屬者中適當ナル人物ニシテ且ツ過半數ヲ以テ推薦セラレタル者タルコトヲ要ス、經營ノ指導者及ビ信任委員ハ略々同數ヲ名簿ニ記載スルコトヲ要ス、管理官ハ委員總數中四分ノ一ヲソノ管轄區內ノソノ他ノ適當ナルモノヨリ任命スルコトヲ得

(二) 國政府ノ法律ニヨツテ經濟上ノ職業身分（Ständische Gliederung）ヲ定メタルトキハドイツ勞働戰線ハソノ指名セントスル委員ヲ當該職業身分ノ同意ヲ得テ推薦スベシ

(三) 勞働管理官ハ個々ノ場合ニ付キソノ協議ノタメ專門家委員會(Sachverständigenausschuss)ヲ召集スルコトヲ得

第二十四條 專門家委員輔佐會議委員ハソノ就任ニ先ダチ勞働管理官之ヲ宣誓セシムルコトヲ要ス、委員ハ善良ナル智識ト良心ヲ以テ公平ニソノ職務ヲ行ヒ特殊利益ヲ求メズ唯國民協同體ノ福祉ノタメ盡スベキコトヲ宣誓スベシ、宣誓ニ付テハ民事訴訟法第四百八十一條ヲ準用ス

第二十五條 管理官及ビソノ他ノ國官廳ハソノ管轄ノ範圍內ニ於テ本法遂行ノタメ助力ヲ與フルコトヲ要ス

第三章　經營規則（Betriebsordnung）及ビ賃率規則（Tarifordnung）

第二十六條 常時二十名以上ノ使用人及ビ勞働者ヲ有スル經營ニ於テハソノ經營ノ指導者ハ從屬者ノタメニ書面ヲ以テ經營規則ヲ設定スルコトヲ要ス

第二十七條 (一) 經營規則中ニハ左ノ勞働條件ヲ規定スルコトヲ要ス

一　一日ノ正常勞働時間及ビ休憩ノ開始及ビ終了
二　勞働報酬支給ノ時及ビ種類
三　出來高制及ビ歩增制（Akkord-oder Gedingearbeit）ニヨル經營ニ於テハソノ勞働ニ對スル支拂ノ基礎
四　賠償金ノ定メアルトキハソノ種類、額及ビ取立ニ關スル規定
五　告知期間ヲ設ケルコトナクシテナシ得ベキ勞務關係ノ解約告知ノ事由、但シ法定ノ事由ニヨルモノハコノ限リニアラズ
六　法律ニ定ムル經營規則若クハ勞務契約ノ範圍內ニ於テ勞務關係ノ違法的解廢ニヨル賠償金ノ定メヲナシタルトキハソノ賠償金額ノ利用方法

（二）勞働規則ニ付キ他ノ法令ニ第一項ノ規定ヲ超ユル强行規定アルトキハソノ規定ハ有效ナルモノトス
（三）經營規則ハ法定規定ノ外勞働報酬ノ額及ビソノ他ノ勞働條件及ビ經營ノ統制、經營從業員ノ行動及ビ災害保護ニ關スル規定ヲ設クルコトヲ得

第二十八條（一）從業員ニ對スル賠償ハ經營ノ統制竝ニ安全ニ反シタルトキノ外之ニ課スルヲ得ズ、金錢ニヨル賠償ハ勞働賃銀平均日額ノ二分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ、但シ特ニ重大ナル違反ニ對シテハ勞働賃銀平均日額マデ之ヲ課スルコトヲ得、賠償金額ノ使途ハ國勞働大臣之ヲ定ム
（二）賠償ヲ課スベキトキハ信任協議會ノ評議（第六條）ヲ經テ經營ノ指導者又ハソノ受任者之ヲ行フ
（三）第一項及ビ第二項ノ規定ハ勞務契約ニヨル賠償ニ付キ經營規則ニソノ定メナキモノニ付テモ亦之ヲ準用ス

(四)經營規則ノ定メアル經營ニ於テハ期間ノ定メナキ解約告知ノ法定事由ヲ勞務契約ヲ以テ擴張シ又ハ増加スルコトヲ得

第二十九條　經營規則ヲ以テ勞働者竝ニ使用人ニ對スル報酬ヲ定メントスルトキハ各經營從業員ノ勞働給付ニ應ジ報酬ヲ與ヘ得ル餘地ノ存スル最低額ヲ定ムルコトヲ要ス、ソノ他ノ特別勞働給付ニ對シテモ亦適當ナル報酬ノ支給ヲ可能ナラシムルガタメ考慮スルコトヲ要ス

第三十條　經營規則ノ規定ハ經營從屬者ノタメニ最低條件トシテ法律的拘束力ヲ有ス

第三十一條　(一)經營規則ノ印刷物及ビソノ經營ニ賃率規則アルトキハソノ印刷物ハ經營從業員ノ見易キ適當ナル場所ニ掲示スルコトヲ要ス

(二)經營規則ハソノ中ニ他ノ時日ヲ定メザル限リ、ソノ掲示ノ日ヨリ有效ナリトス、請求アルトキハソノ從業員ニ經營規則ノ印刷物ヲ交付スルコトヲ要ス

第三十二條　(一)勞働管理官ハ專門家委員會ノ協議(第二十三條第三項)ヲ經テ經營規則竝ニ各個ノ勞務契約ノ內容ニ對スル基準ヲ定ムルコトヲ得

(二)勞働管理官ハソノ管轄區內ノ同一部類ノ經營ノ從業員保護ノタメ勞務關係法律ト最低條件ノ制定ニ付キ特ニ必要アルトキハ專門家委員會ノ協議(第二十三條第三項)ヲ經テ書面ニヨル賃率規則ヲ定ムルコトヲ得

前段ニ付テハ第二十九條ヲ準用ス、賃率規則ハソノ目的トスル勞務關係ニ對シ法律的拘束力ヲ有ス、之ニ反スル經營規則ノ規定ハ無效トス・勞働管理官ハ賃率規則ニ從ヒ規定セル勞務關係竝ニ徒弟關係ニ基キ發生スル民

事訴訟事件ニ付キ勞働裁判所法ニヨリ勞働裁判權ヲ排除スルコトヲ得

（三）基準及ビ賃率規則ハ勞働管理官之ヲ公示スベシ

第三十三條　（一）管理官ノ管轄區ヲ離ルル地域ニ第三十二條第一項ニヨル基準又ハ賃率規則ヲ制定スル必要アルトキハ國勞働大臣ハソノ規制ノタメニ特別勞働管理官ヲ任命ス、國勞働大臣ハ特定ノ任務ノ處理ノタメ特別管理官（Sondertreuhänder）ヲ置クコトヲ得

（二）特別勞働管理官ニ付テハ第十八條第二項、第二十二條、第二十三條第三項、第二十四條、第二十五條及ビ第三十二條ヲ準用ス

（三）勞働管理官ハソノ管轄區内ノ特別管理官ノ定メタル基準竝ニ賃率規則ノ施行ニ付キ特ニ國勞働大臣ガソノ監視ヲ特別管理官ニ委任シタルモノノ外之ヲ監視スベシ

第三十四條　通常本人又ハソノ家族及ビ二名以内ノ家族外ノ助手トトモニ勞働スル家内工業者ニ付テハソノ注文主ニ對スル關係ニ付キ第三十二條第二項同第三項及ビ第三十三條ノ規定ヲ準用ス、國勞働大臣及ビ勞働管理官ハソノ他ノ家内工業者、仲介者及ビソノ他ノ被傭者類似ノモノニ付キ經濟的ニ獨立セザル故ヲ以テ前段ノ家内工業者ト同一ニ之ヲ取扱フコトヲ得

第四章　社會的名譽裁判權（Soziale Ehrengerichtsbarkeit）

第三十五條　經營協同體ノ各從屬者ハソノ經營協同體ニ於テ有スル地位ニ基キ良心ヲ以テ義務ヲ遂行スベキ責任

ヲ有ス、經營協同體內ニ於ケルソノ地位ニ基キテ受クル尊敬ニ相應スルコトヲ示スベシ、常ニ自己ノ責任ヲ顧ミ全力ヲ擧ゲテ經營ノタメニ盡シ、ソノ共同福祉ノタメニ己ヲ致スベキモノトス

第三十六條（一）經營協同體ニ基ク社會的義務ニ對シ重大ナル違反アリタルトキハ社會的名譽ノ違反トシテ名譽裁判所之ヲ處罰ス、左ノ場合ニハ義務違反アリタルモノトス

一　企業者、經營ノ指導者若クハソノ他ノ監督者ガソノ經營上ノ權力ヲ濫用シテ故意ニ從屬者ノ勞働力ヲ虐使シ又ハソノ名譽ヲ傷ケタルトキ

二　從屬者ガ從屬者ヲ故意ニ煽動シテ經營ノ勞働平和ヲ攪亂シ殊ニ信任委員トシテノ經營指導ニ付キ故意ニ不法侵害ヲ行ヒ又ハ經營協同體ノ協同體精神ニ反シテ故意ニ違反シタルトキ

三　經營協同體所屬者ガ繰返シ勞働管理官ニ對シ輕卒ニシテ根據ナキ不服ヲ唱ヘ又ハ申出ヲナシ若クハ管理官ノ書面ニヨル指示ニ對シ故意ニ違反シタルトキ

四　信任委員ガソノ任務執行ニ付キ知リ且ツ秘密ニ附サレタル機密、經營竝ニ事務ノ秘密ヲ權限ナク公表シタルトキ

（二）官吏及ビ軍人ハ社會的名譽裁判權ニ服サザルモノトス

第三十七條　前條ニ定ムル社會的名譽毀損ノ名譽裁判ニヨル訴追ノ時效ハ一ケ年ヲ以テ完成ス、時效ハ名譽毀損ノ行ハレタル日ヨリ始マル

第三十八條　名譽裁判ニヨル刑罰ハ左ノ如ク定ム

一　戒告
二　譴責
三　一萬ライヒス・マルク以下ノ罰金
四　經營ノ指導者(第一條乃至第三條)タルノ資格若クハ信任委員(第五條)ノ職務行使ノ資格ノ剝奪
五　ソノ勞務場（Arbeitsplatz）ヨリノ轉所、但シ名譽裁判所ハ法定若クハ協定豫告期間ト異リタル期間ノ定メヲナスコトヲ得

第三十九條　(一)　經營從屬者ニ對シ罰スベキ行爲ニ付キ告訴アリタルトキハ同一事實ニヨル名譽裁判手續ハ之ヲ中止ス

(二)　刑事訴訟手續ニ於テ無罪ノ言渡シアリタルトキハソノ手續ニ於テ審理シタル事實ガ刑法ニ定ムル事實ト獨立シテ名譽裁判ノ目的トナルトキハ名譽裁判手續ヲ行フ

(三)　刑事訴訟手續ニ關シ刑ノ言渡シアリタルトキハ名譽裁判長ハ名譽裁判手續ヲ施行スルヤ否ヤニ付キ決定スベシ

第四十條　次條以下ニ別段ノ定メナキトキハ名譽裁判ニ付テハ州裁判所ノ管轄ニ屬スル刑事訴訟事件ノ手續ニ關スル刑事訴訟法ノ規定及ビ裁判所構成法第百五十五條第二號、第百七十六條、第百八十四條乃至第百九十八條ノ規定ヲ準用ス、辯護士ノ共助ハコレヲ行ハザルモノトス

第四十一條　(一)　社會的名譽ノ毀損ニ付テハ勞働管理官ノ申請ニ基キソノ各管轄區ニ置カルベキ名譽裁判所之ヲ

管轄ス

（二）名譽裁判所ハ國司法大臣ガ國勞働大臣ノ同意ヲ得テ任命スル司法官ノ裁判長及ビ經營ノ指導者竝ニ信任委員各々一名ノ陪席員ヲ以テ構成ス、經營ノ指導者及ビ信任委員ハ第三十三條ニヨリドイツ勞働戰線ノ作成スル推薦名簿ヨリ名譽裁判長之ヲ選任ス、選任ハ名簿ノ記載順序ニ從フ、但シ被告人ト同一ノ營業部門ニ屬スル者ニシテ最モ有爲ナル人物ヲ選ブコトヲ要ス

第四十二條　陪席員ハソノ任務遂行ニ先チ職務上ノ責務ヲ誠意ヲ以テ遂行スルコトヲ裁判長ニ宣誓スベキモノトス

第四十三條　社會的名譽ノ毀損ニ對スル經營從屬者ノ告發ハソノ經營所在地ヲ管轄スル勞働管理官ニ證據物ヲ添ヘ書面ヲ以テ之ヲナスコトヲ要ス、勞働管理官ガ告發ソノ他ノ方法ニヨリ社會的名譽ノ重大ナル毀損ノ事實ヲ知リタルトキハ遲滯ナク事實ヲ確ムルコトヲ要ス、特ニ被疑者ヲ訊問シ名譽裁判所ニ對スル告訴ノ提起ヲ決定スベシ、勞働管理官ノ名譽裁判手續開始ノ請求ハ管理官ノ調査シタル結果ヲ添ヘテ之ヲナスベシ

第四十四條　名譽裁判長ハ必要アルトキハ更ニ調査ヲ自ラ行ヒ又ハ命令スベシ

第四十五條　名譽裁判長ハ名譽裁判手續開始ノ請求ヲ理由不備ノ故ヲ以テ却下スルコトヲ得、請求ノ却下アリタルトキハ勞働管理官ハ却下ノ決定送達ノ日ヨリ一週間以內ニ名譽裁判所ニ本案ノ審理ヲ請求スルコトヲ得

第四十六條　（一）名譽裁判長ガ勞働管理官ノ申立ヲ理由アリト認ムルトキハ戒告、譴責若クハ百ライヒス・マルク以下ノ罰金ノ判決ヲナスコトヲ得、被疑者及ビ勞働管理官ハ判決ニ對シ判決送達ノ日ヨリ一週間以內ニ名譽裁判所ニ書面ヲ以テ又ハ書記課（Geschäftsstelle）ニ記錄シテ異議ヲ申立ツルコトヲ得

（二）正規ノ期間内ニ異議ノ申立アリタルトキハ名譽裁判ノ公判ヲ開始ス、但シ開始前ニ異議ノ取下アリタルトキハコノ限リニアラズ

第四十七條　（一）名譽裁判長自ラ判決ヲ行ハザルトキハ（第四十六條第一項第一段）名譽裁判所ノ口頭辯論マデノ期限ヲ定ムベシ

（二）名譽裁判所ハ公開口頭辯論ノ結果ニ基キ自由裁量ヲ以テ判決ヲ行フ、裁判所ハ申請及ビ職權ヲ以テ證人及ビ鑑定人ヲ宣誓ノ上訊問シソノ他ノ證據方法ノ蒐集ヲ命ズルコトヲ得、審理ノ公開ハ名譽裁判長之ヲ禁止スルコトヲ得

第四十八條　（一）勞働管理官ハ本案ノ審理ニ立會ヒ意見ヲ提出スル權限ヲ有ス

（二）被告人ハ本案ノ審理ニ際シ書面ニヨル委任ヲ以テ辯護士ニ代理セシムルコトヲ得

第四十九條　（一）名譽裁判所ノ判決ニ對シテハ勞働管理官ハ常ニ被告人ガ百ライヒス・マルク以上ノ罰金又ハ第三十八條第四號及ビ第五號ノ刑ノ一ヲ以テ處斷セラレタルトキニ限リ控訴ヲ提起スルコトヲ得、控訴裁判ハ國名譽裁判所之ヲ行フ

（二）控訴ハ判決送達ノ日ヨリ二週間以内ニ名譽裁判所ニ書面ヲ以テ又ハ書記課ニ記錄シテ之ヲ爲ス、控訴ノ提起アリタルトキハ刑ノ執行ヲ停止ス

第五十條　國名譽裁判所ハベルリンニ置ク、國名譽裁判所ハ國勞働大臣ノ同意ヲ得テ國司法大臣ノ任命スル二名ノ上級司法官ニシテソノ一名ハ裁判長トシ、他ノ一名ハ陪席員トシ、更ニ經營ノ指導者、信任委員及ビ政府ノ定

メタル者各一名ヲ陪席員トシテ之ヲ構成ス、第四十一條第二項第二段ノ規定ハ之ヲ準用ス

第五十一條（一）國名譽裁判所ハ名譽裁判所ノ判決ノ凡テニ付テ再審査ヲ行フ、國名譽裁判所ハソノ決定ニ拘束サルルコトナク異議申立アリタル判決ヲ自由裁量ヲ以テ變更スルコトヲ得

（二）國名譽裁判所ノ手續ハ第四十二條、第四十四條、第四十七條第二項及ビ第四十八條ヲ準用ス

第五十二條 勞働管理官ハ名譽裁判所ニ對スルソノ申請ヲ名譽裁判長ノ決定又ハ第一審ノ判決言渡アル前ニ取下グルコトヲ得

第五十三條（一）金錢ニヨル罰ニ基ク收入ハ國勞働大臣ガ別段ノ定メヲナサザルトキハ國庫ニ收納スベキモノトス

（二）金錢ニヨル罰ノ宣告アリタル決定ノ執行ハ宣告裁判所ノ書記ノ交付スル執行文ニヨル判決ノ謄本ニ基キ勞働管理官ニヨリ民事訴訟事件ニ於ケル判決ノ執行ニ關スル規定ニ從ツテ之ヲ行フ

第五十四條 經營ノ指導者若クハ信任委員ノ資格ノ剝奪又ハ勞務場ヨリノ轉所ノ言渡シアリタルトキハ勞働管理官ハソノ判決ノ遂行ヲ監視スベシ

第五十五條（一）名譽裁判所竝ニ國名譽裁判所ノ物的竝ニ人的費用ハ國ノ負擔トス

（二）手續ノ費用ハ全部又ハ一部ヲ被宣告者ニ負擔セシムルコトヲ得

第五章　解約告知保護（Kündigungsschutz）

第五十六條（一）使用人又ハ勞働者ニシテ常時十名以上ノ從業員ヲ使用スル同一ノ經營又ハ企業ニ一ケ年以上從

業シタル後解約告知ヲ受ケタル者ハソノ告知ガ不當ニ苛酷ニシテ且ツ經營狀態ニ基カザルモノナルトキハ告知到達ノ日ヨリ二週間以内ニ勞働裁判所ニ告知ノ取消ヲ申立ツルコトヲ得

（二）前項ノ申立ハソノ經營ニ信任協議會ノ設ケアルトキハ之ガ就業繼續ノ可否ニ關シ協議セル證明書ヲ添付スルコトヲ要ス、解約告知ヲ受ケタル者ガソノ到達ノ日ヨリ五日以内ニ信任協議會ニ訴ヘ信任協議會ガソノ日ヨリ五日以内ニ前段ノ證明書ヲ與ヘザリシトキハ之ヲ添付スルコトヲ要セズ

第五十七條（一）裁判所ガ解約告知ノ取消ヲ認メタルトキハ職權ヲ以テ企業者ガソノ取消ヲ拒ミタル場合ニ對スル損害賠償ヲ判決ノ中ニ定ムルコトヲ要ス

（二）企業者ハ勞働裁判所法第六十二條第一項第二段ニ基キテ判決ノ假執行ヲ排除サルル場合ノ外判決送達ノ日ヨリ三日以内ニ被解約告知者ニ對シ、解約告知ノ取消又ハ損害賠償ノ選擇ヲ申渡スベシ、前段ノ期間内ニ選擇ヲナサザリシトキハ損害賠償ヲ選ビタルモノト看做ス、ソノ期間ハソノ滿了前郵便函ニ投函シタルコトヲ以テ足ル、企業者ガ解約告知ノ取消ヲ選ビタルトキト雖モ判決ニ對シ、控訴ノ權利ヲ失ハズ、控訴ニヨリ訴ノ棄却アリタルトキハ直チニ解約告知ノ取消ハソノ效力ヲ失フ

（三）控訴審ノ判決ニ於テ外ニ損害賠償ヲ定メタルトキハ第二項ノ期間ハ控訴判決到達ノ日ヨリ新タニ始マルモノトス

第五十八條　損害賠償ノ決定ハ先ヅ受領者ノ經營狀態及ビ經營ノ經濟的給付能力ヲ適當ニ考慮スベシ、損害賠償ハ勞務關係ノ繼續期間ニ從ツテ算定ス、但シ最終年度ノ勞働報酬ノ十二分ノ四ヲ超過スルコトヲ得ズ

第五十九條　解約告知ヲ取消シタルトキハ企業者ハ被解約告知者ニ對シ解約ニ至ルマデノ繼續勞働ニ對スル賃銀若クハ俸給ヲ支拂フベキモノトス、民法第六百十五條第二段ノ規定ヲ準用ス、企業者ハ被解約告知者ガソノ中間期間中失業救濟費若クハ公共保護費ヨリ受クル公法上ノ給付アルトキハ之ヲ通算シソノ相當額ヲ給付機關ニ返付スルコトヲ要ス

第六十條　被解約告知者ガ新タニ雇傭契約ニ入リタルトキハ前企業者ノ下ニ繼續シテ働クコトヲ拒ムコトヲ得、前段ノ場合ハ被解約告知者ハ第五十七條第二項、及ビ第三項ノ規定ニヨル企業者ノ申渡ヲ受領シタル後遲滯ナク若シ遲レタルトキト雖モ三日以內ニ口頭若クハ郵便ニヨリ企業者ニ之ヲ表示スルコトヲ要ス、表示セザリシトキハ拒否ノ權利ヲ喪フ、拒否權ヲ行使シタルトキハ賃銀若クハ俸給ハ解約ヨリ新勞働關係ニ入リタル日マデノ期間ニ對スルモノヲ與フルモノトス、第五十九條第二段及ビ第三段ヲ準用ス

第六十一條　(一)　告知期間ニヨラズシテ解約ノ告知ヲ受ケタル勞働者若クハ使用人ハ告知ガ次ノ有效ナル告知アリタルトキハ效力ヲ有スルモノト看做サルル場合ト雖モソノ告知ヲ無效ナラシムベキ手續ヲ以テ第五十六條ニヨル告知ノ取消ヲ請求スルコトヲ得、請求ハ第一審ノ口頭辯論ノ終結前ニ限リ之ヲナスコトヲ得、告知ノ日ヨリ二週間以內ニ訴ノ提起アリタルトキハ第五十三條第一項ニ定ムル期間ニヨリタルモノト看做ス、但シ第五十六條第二項ノ規定ハ之ヲ適用セズ

(二)　前條ニ於テ告知取消ノ申立勝訴トナリタルトキハ第五十七條ニ定ムル損害賠償ニハ告知ノ效力發生ニ至ルマデノ期間ニ對スル賃銀ノ請求權ヲ含マズ

第六十二條　第五十六條乃至第六十一條ハ法令若クハ賃率規則ニ基ク責任ニヨル解約告知ニハ之ヲ適用セズ

第六章　官公營事業ノ勞働（Arbeit in öffentlichen Dienst）

第六十三條　國、州、國立銀行、ドイツ國鐵道株式會社、國自動車軌道會社、自治體（自治聯合體）及ビソノ他ノ社團、財團竝ニ公法上ノ機關ノ管理事業及ビ經營ノ使用人竝ニ勞働者ニハ本法第一章乃至第五章ノ規定ヲ適用セズ、前段ノ事項ニ關シテハ特別法ヲ以テ之ヲ定ム

第七章　終結竝ニ經過規則（Schluss=und Übergangsvorschriften）

第六十四條　（一）國民勞働統制法ハソノ施行ニ對スル措置及ビ第六十四條、第七十條及ビ第七十二條ノ終結竝ニ經過規定ハ公布ノ日ヨリ、第七十三條ノ規定ハ一九三四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス、ソノ他ノ規定ハ第六十五條乃至第六十九條ニ定ムル法令ノ變更トトモニ國勞働大臣ガ國經濟大臣ノ同意ヲ得テ別段ノ定メヲナサザル限リ一九三四年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

（二）國勞働大臣ハ國經濟大臣ノ同意ヲ得テ第六章ニ疑義ヲ生ジタルトキハ併セテ國財政大臣及ビ國內務大臣ノ同意ヲ得テ本法ノ施行竝ニ補足ノタメ命令及ビ一般行政規則ヲ發布スルコトヲ得、且ツ本法ノ規定ニ例外ヲ設クルコトヲ得

第六十五條　左ノ法律竝ニ命令ハ之ヲ廢止ス

一　經營協議會法及ビ之ニ伴フ命令竝ニ規則
二　一九二一年二月五日付經營貸借對照表(Betriebsbilanz)及ビ經營利益竝ニ損失計算ニ關スル法律
三　一九二二年二月十五日付經營協議會委員ノ監督會議ヘノ派遣ニ關スル法律
四　一九三三年四月四日付經營代表及ビ經濟團體ニ關スル法律、但シ第三編竝ニ第五編及ビ之ニ關スル命令ハ除ク
五　一九三三年九月二十六日付經營代表及ビ經濟團體ノ變更ニ關スル法律
六　賃率協約令竝ニ之ニ伴フ規定
七　一九二三年十月三十日付調停制度ニ關スル命令及ビ同年十二月二十九日付調停制度ニ關スル命令第二施行令
八　一九三三年五月十九日付勞働管理官ニ關スル法律竝ニ同年六月十三日付同法施行令及ビ同年七月二十日付調停官ノ殘務ノ管理官ヘノ移管ニ關スル法律
九　一九三三年五月十八日付家内勞働ニ對スル勞働裁判所ノ調停官廳及ビ專門家委員會ノ陪席員ニ關スル法律、但シ第一篇第四篇第四條ハコノ限リニアラズ
十　一九二〇年十一月八日付經營廢止竝ニ休止ニ對スル措置ニ關スル命令、一九二三年十月十五日付經營休止竝ニ勞働擴張ニ關スル命令及ビソノ命令ニ伴フ規定
十一　一九二〇年十一月十日ノ瓦斯、水道、電氣供給事業ノ休止ニ關スル命令

第六十六條　（一）　勞働裁判所法第二條第一項第一號、第四號及ビ第五號ニ記載スル民事事件ニ對シ、勞働裁判所ハ繫屬中ノ手續ノ外ソノ管轄ヲ失フ、前段ニ定ムルトコロニ從ヒ勞働裁判所法中第十條ノ當事者能力ニ關スル規定、第六十三條竝ニ第七十一條ノ特別ノ事件ニ於ケル手續ニ關スル規定及ビ第八十條乃至第九十條ノ決定手續ニ關スル規定ハソノ效力ヲ失フ

（二）　勞働裁判所法ノ陪席員ノ召集ニ關スル規定中雇傭主若クハ被傭者ノ經濟團體又ハソノ聯合體（親團體 Spitzenverbäude）ハドイツ勞働戰線ヲ以テ之ニ代フ、本法第二十三條第一項第三段及ビ第二項ノ規定ヲ準用ス

（三）　勞働裁判所法第十一條ヲ左ノ如ク改ム

「ドイツ勞働戰線ヲ離レテ一ハ企業者ノタメニ他ハ勞働者若クハ使用人ノタメニ行フベキ法律相談機關ノ指導者及ビ使用人ニシテカカル代理行爲ノ外別ニ裁判所ニ於ケル法律事件ノ處理ヲ營業トシテ行ハザル者及ビ辯護士ニシテ各事件毎ニ勞働戰線ヨリソノ代理ヲ委託セラレタル者ハ勞働裁判所ニ於テ訴訟代理人若クハ訴訟輔佐人タルコトヲ得、ソノ他別ニ裁判所ニ於ケル法律事件ノ處理ヲ營業トシテ行フ者ハ訴訟代理人若クハ輔佐人タルコトヲ得ズ

州勞働裁判所及ビ國勞働裁判所ニ於テハ當事者ハ辯護士ヲ訴訟代理人トシテ之ニ代理セシムルコトヲ要ス、ドイツ裁判所ニ於テ認メラレタル辯護士ハスベテ代理ノ資格ヲ有ス

國勞働大臣ハ國經濟大臣及ビ國司法大臣ノ同意ヲ得テ命令ニヨリソノ他ノ機關（團體及ビ社團）ヲソノ構成員ノ代理ニ付キ第一項ニ定ムルドイツ勞働戰線ノ法律相談機關ト同一ニ扱フコトヲ得」

（四）第三項ノ規定施行ノトキ既ニ繫屬セル手續アルトキハソノ訴訟代理人ハ從來ノ規定ニ從ヒ引續キソノ權限ヲ有ス

（五）本法ニヨル州勞働裁判所ノ陪席員ノ第一回ノ召集ニ付テハ勞働裁判所ニ三ケ年陪席員タリシ者タルコトヲ要セズ

（六）勞働管理官ハ賃率規則ノ中ニ勞働裁判所法第四十八條第二項ニ記載スル訴訟事件ニ付キソノ土地ノ管轄ノ不明瞭ナル勞働裁判所ノ管轄ヲ規定スルコトヲ得

（七）本法第五十六條以下ニ定ムル事件ニ付テハ被解約告知者ハ企業者ガ告知ノ取消ヲ拒ミ又ハ本法第五十七條第二項竝ニ第三項ニ定ムル期間内ニ表示ヲナサザリシコトヲ證明シタルトキニ限リソノ訴ニ對スル判決ノ執行力アル正本ヲ被告知者ニ交付ス、證明ハ宣誓ノタメ保證ヲナスコトヲ得

（八）本法第五十六條以下ニ定ムル事件ニ付テハ國勞働裁判所ニ對スル上訴ヲ認メズ

（九）國勞働大臣及ビ國司法大臣ハ本法及ビ從來ノ法令ニヨリ變更シタル改正勞働裁判所法ノ不備ヲ除キテソノ法文ヲ法律公報ニ公告スル權限ヲ有ス、國勞働大臣及ビ國司法大臣ハ又陪席員ニ關スル規定（第二十九條、第三十八條）及ビ本法第三十二條第二項ノ規定ニ從ヒ勞働裁判權排除（勞働裁判所法第四篇）ニ關スル規定ヲ設クルコトヲ得

第六十七條（一）一九二三年六月二十七日付家内勞働法第十八條乃至第四十八條ノ規定、一九二三年六月八日付家内勞働ニ於ケル賃銀保護ニ關スル法律中專門家委員會ノ設立竝ニ任務ニ關スル規定及ビ一九二四年十一月二十八日付家内勞働ニ對スル專門家委員會ニ關スル命令ハ之ヲ廢止ス

(二)　國勞働大臣ハ左ノ權限ヲ有ス

一　一九二三年六月二十七日付家內勞働法及ビ一九三三年六月八日付家內勞働ニ於ケル賃銀保護ニ關スル法律ニ付キ本法ニヨル變更ヲ加ヘソノ法文ノ不備ヲ除キテソノ正文ヲ法律公報ニ公告ス

二　專門家委員會ノ活動ノ勞働管理官ヘノ移管ヲ保全スベキ法令及ビ施行令ヲ發布ス

第六十八條　(一)　一九二七年四月一日付勞働時間ニ關スル改正命令ヲ左ノ如ク改ム

一　第二條ヲ左ノ如ク定ム

「通常且ツ廣範圍ニ亘リ勞働準備ヲ要スル產業ノ部門又ハ被傭者群ニ對シテハ賃率規則ニヨリ、賃率規則ノ存セズ若クハコノ種ノ勞務關係ノ考慮ナキトキハ國勞働大臣又ハ勞働管理官ニヨリテ第一條第二段及ビ第三段ト異リタル規定ヲ設クルコトヲ得」

二　第三條及ビ第四條ノ「法定經營代表ニ諸問シ」ノ字句ヲ削除ス

三　第五條及ビ第六條ヲ左ノ如ク定ム

「第五條　賃率規則ニヨリ勞働時間ガ第一條第二段及ビ第三段ニ定ムル限度ヨリ延長セラレタルトキハソノ賃率規則ノ拘束ヲ受クル被傭者ノ就業ニ關シテハ第二條ノ代リニ賃率規則ノ規定ヲ適用ス、第三條、第四條及ビ第十條ノ例外ハ賃率規則トトモニ適用ス

第六條　賃率規則ニ於テ勞働時間ノ定メナキトキハ經營技術上ノ理由特ニ自然現象、災難若クハソノ他ノ避クベカラザル妨害ニヨル經營中止又ハ一般ノ經濟的理由ニ基キソノ必要アルトキハ企業者ノ申請ニヨ

リ各經營若クハ經營ノ一部ニ對シ管轄營業監督官（Gewerbeaufsichtsbeamten）若クハ鑛山監督官ニ於テ勞働時間ニ付キ取消シ得ベキコトヲ條件トシ第一條第二段竝ニ第三段ト異ル規定ヲ設クルコトヲ得、數名ノ營業監督官若クハ鑛山監督官ノ管轄ニ屬スル區域又ハ全産業部門若クハ全職業ナルトキハ前段ノ權限ハ州最高官廳之ヲ有スルモノトシ、數州ニ亘ルモノナルトキハ國勞働大臣ソノ權限ヲ有ス、ソノ決定ガ國若クハ州最高官廳ノ定メタルモノニアラザルトキハ當該官廳ハ何時ニテモ確定的決定ヲ下ス、前段ノ官廳ニ付テハ異議ヲ申立ツルコトヲ得、異議ノ申立ニヨリ決定ノ效力ヲ停止セズ、賃率規則ニ規定ヲ設クルニ至リタルトキハ直チニ之ヲ以テ官廳ノ規定ニ代フ」

四　第六條a第二項ヲ左ノ如ク定ム

「關係者ガ協定ニヨリ前段ノ定メヲナサズ、若クハ之ヲ明カニスベキ特別ノ事情ナクシテ又ハ國勞働大臣若クハ勞働管理官ガ別段ノ定メヲナサザルトキハ百分ノ二十五ノ追加ヲ以テ適當ノ補償トス」

五　第六條aノ第三項及ビ第四項ヲ廢止ス、第五項中「雇傭者竝ニ被傭者ノ經濟團體ニ諮問シ」ノ字句ヲ削除ス

六　第八條第一項ヲ左ノ如ク定ム

「地下鑛業ニ於テ攝氏二十八度以上ノ溫度ヲ有スル作業場ニ付テハ管轄官廳ニ於テ勞働時間ノ短縮ヲ命ズルコトヲ要ス、ソノ他ノ鑛業監督的規定ハコレヲ變更セズ」

七　第九條第一項及ビ第十五條第一項中「雇傭主竝ニ被傭者ノ經濟團體ニ諮問シ」ノ字句ヲ削除ス

（二）一九一八年十一月二十五日竝ニ同年十二月十七日付營業勞働者ノ勞働時間ニ關スル命令第三款、第八款及ビ第九款竝ニ一九一九年三月十八日付使用人ノ勞働時間規律ニ關スル命令第三條、第十五條及ビ第十六條第一項第三段ハ之ヲ廢止シ、各經營ニ於ケル通常一日勞働時間及ビ休憩ノ開始及ビ終了ヲ掲示ヲ以テ公告スルコトヲ要ス

（三）國勞働大臣ハ國經濟大臣ノ同意ヲ得テ本法ニヨル變更ヲ行ヒ勞働時間ニ對スル經營規則ノ規定ヲ挿入シテ勞働時間ニ關スル改正命令ヲ字句ノ不備ヲ除キテ法律公報ニ公告スル權限ヲ有ス

第六十九條（一）一九二七年六月十六日付改正令ニヨルパン及ビ菓子製造業勞働時間ニ關スル命令ヲ左ノ如ク改ム

一　第一條第一項ノ「法定經營代表ニ諮問シ」ノ字句ヲ削除ス

二　第一條第二項第一段ヲ左ノ如ク定ム

「第一項ニ記載スル經營ニ於テハ賃率規則ニヨリ又ハ賃率規則ノ定メナキトキハ國勞働大臣ニヨツテ第一條第一項ト異ル規定ヲ定ムルコトヲ得」

（二）營業條令（Gewerbeordnung）第百三十四條a乃至第百三十四條f、第百三十九條k、第百四十七條第一項第五號、第百四十八條第一項第十一號及ビ第十二號、第百五十條第一項第五號及ビ第百五十二條ハ之ヲ廢止ス

（三）營業條令第百三十三條b中「第百三十四條乃至第百三十四條h」ノ字句ヲ「第百三十四條i」ニ改ム、營業條令第百四十九條第一項第七號中「第百三十四條e第三項」ノ字句及ビ第百五十條a中「第百五十二條竝ニ第百五

十三條」ノ字句ヲ削除ス
(四) 臨時農業勞働ニ關スル命令第十三條ハ之ヲ廢止ス
(五) 商法々典第七十五條fヲ左ノ如ク定ム
「商店主ガ他ノ商店主ニ對シソノ雇傭スル又ハ雇傭セシ手代ヲ使用セズ若クハ特定ノ條件ヲ以テノミ使用スルコトヲ協定シタルトキハ當事者双方ハ協定ノ取消ヲナスコトヲ得，協定ニ基ク訴又ハ抗辯ハ之ヲ許サズ」
(六) 法律若クハ命令ニ勞働協約ノ援用アリタルトキハ賃率規則ヲ以テ之ニ代フ
(七) 國勞働大臣ハ國經濟大臣ノ同意ヲ得テ本法ニ基キテ發シタル法令ニ對シ更ニ命令ヲ以テ之ヲ改正シ，ソノ字句ノ不備ヲ除クコトヲ得，國勞働大臣ハ新タニ制定シタル改正法令ヲ法律公報ニ公告スルコトヲ得

第七十條 從來ノ勞働管理官ノ任用關係ハ本法第十八條ニヨル再任ノ場合ノ外一九三四年三月三十一日ヲ以テ終ル

第七十一條 本法ニヨル經營規則ヲ設クベキ經營ニ於テ就業規則ノ定メナキトキ又ハ現行就業規則ガ本法ノ規定ニ反スルトキハ經營ノ指導者ハ遲クトモ一九三四年七月一日マデニ經營規則ヲ定ムベキモノトス，經營規則ノ效力發生ノ時マデ從來ノ就業規則ガ經營規則タルノ效力ヲ有ス

第七十二條 (一) 一九三三年十二月一日ニ存續シ又ハソノ後ニ效力ヲ發生セル勞務協約ハ勞働管理官ガ變更ヲナサズ又ハ一九三四年四月三十日以前ニ期間滿了ノ旨定メザリシトキハ一九三四年四月三十日マデ存續スルモノトス

（二）一九三四年四月三十日ニ存續セル勞務契約及ビ家內勞働ニ對スル專門委員會ニヨル最低報酬決定ハ勞働管理官若クハ國勞働大臣ガソノ存續ヲ賃率規則トシテ定メザリシトキハ一九三四年四月三十日ヲ以テソノ效力ヲ喪フモノトス、第三十三條第三項ハ之ヲ準用ス

第七十三條　（一）國官吏法（Reichsbeamtengesetz）第二十五條中「海軍」ノ字句ト「外交使節全權」ノ字句ノ間ニ「勞働管理官」ノ字句ヲ挿入ス

（二）一九二七年十二月十六日付俸給法附則一ノ俸給令A卽チ昇給ハ左ノ如ク改ム

俸給表一ノ「勞働省」中ソノ末尾ニ「勞働管理官」ヲ加フ

第二　國民勞働統制法第二施行令

(Zweite Verordnung zur Durchführung des Gesetzes zur Ordnung der nationalen Arbeit)

一九三五年三月十日

國民勞働統制法第六十四條第二項ニ基キ、國經濟大臣ノ同意ヲ得テ左ノ如ク命令ス

國民勞働統制法第二施行令

第一節　信任委員ノ選拔

第一條　經營ノ指導者ハナチス經營細胞組織責任者ノ同意ヲ得テ信任委員及ビソノ代理人ノ名簿（國民勞働統制法第九條第一項）ヲ作成シ從業員ノ贊否ヲ諸フコトヲ要ス、兩者間ニ協定成立セザルトキハ、勞働管理官ハ所定員數ノ信任委員及ビ代理人ヲ任命スルコトヲ得

第二節　信任委員名簿ニ對スル投票

第二條　信任委員及ビ代理人ノ名簿ニ對スル投票(國民勞働統制法第九條第一項第二段)ニ付テハ少クトモ二十一歳ニ達シ且ツ公民權ヲ有スル各從屬者ハ之ニ參加スルコトヲ得

第三條　(一)　經營ノ指導者ハ投票ヲ管理スベシ、經營ノ指導者ハソノ代理人(國民勞働統制法第三條第二項第一段)ヲ投票管理人ニ任命スルコトヲ得

(二)　投票管理人ハ輔佐ノタメ從業員中最モ長ク經營ニ在職シタル者二名ヲ指定ス、投票ニ關スル一切ノ事情ハ之ヲ前段ノ輔佐人ニ關知セシムルコトヲ要ス

第四條　投票管理人ハ投票權者名簿(投票人名簿 Abstimmungsliste)ヲ作成スベシ

第五條　(一)　投票管理人ハ第一回ノ投票期日ノ遲クトモ二週間以前ニ信任委員及ビ代理人ノ名簿ヲ掲示ヲ以テ公示シ、且ツ投票人名簿ヲ閲覽ニ供セシムル場所、投票權者ガ投票用紙及ビ投票封筒ヲ受領スベキ場所、竝ニ封筒ニ容レタル投票ヲ差出シ得ル時及ビ場所ヲ明示スベシ、投票ハ已ムヲ得ザル理由生ゼザルトキハ正規勞働時間以外ニ於テ之ヲ行フベキモノトス

(二)　投票人名簿ノ訂正ニ付テハ掲示ノ日ヨリ一週間ノ除斥期限内ニ投票管理人ニ之ヲ申請スルコトヲ得、掲示ニハソノ旨ヲ注意スルコトヲ要ス

第六條　投票人名簿訂正ノ申請アルトキハ投票管理人ハ遲滯ナク之ヲ決定スベシ

第七條　投票用紙ハ之ニ繼續番號ヲ付シ信任委員及ビ代理人トシテ推薦セラレタル者ノ氏名ヲ記載スベシ

第八條　投票ハ無記名トス、投票ハ投票用紙ノ提出ヲ以テ之ヲ行フ、變更ヲ加ヘザル投票用紙ヲ提出セルモノハ

之ヲ贊成ト看做シ抹消セル投票用紙ハ不贊成ト看做ス、投票權者ハ信任委員竝ニ代理人トシテ推薦セラレタル者ニ付キ投票用紙上ノ姓名ヲ個別的ニ抹消シ拒否スルコトヲ得，ソノ他ノ方法ニヨリ原狀ニ變更ヲ加ヘ又ハ署名シ若クハ符號ヲ記入シタル投票用紙ハ之ヲ無效トス

第九條 投票者ハ自己ノ投票用紙ヲ投票封筒ニ入レ所定ノ投票日ニ投票管理人ガ指定セル係員ニ對シ自己ノ氏名ヲ告ゲテ之ヲ提出スベシ、投票封筒ハ投票者ノ面前ニ於テ密閉セル函ニ投ジ、且ツ投票人名簿ニ投票濟ノ記號ヲ付スルコトヲ要ス

第十條 （一） 投票管理人ハ投票終了ノ後三日以内ニ第三條第二項ニヨリ指定セル從業員ノ立會ニヨリ投票ノ結果ヲ確ムベシ、之ニヨリ所定ノ人員ノ中何人ガ投票ノ多數ヲ得タルヤヲ確知スベキモノトス、多數投票ヲ得タル者ハ名簿記載ノ順序ニ從ヒ被指名人ニ得タル投票數ニ關係ナク第七條ニヨル所定員數ノ信任委員及ビ代理人ヲ順次ニ決定ス、豫定ノ信任委員中投票ノ結果所定數ニ達シ得ル人員ガ多數ヲ得ザリシトキハ、不足ノ信任委員ハ代理人トシテ豫定セラレタル者ニシテ多數投票ヲ得タル者ノ中ヨリ之ヲ充當ス

（二） 投票ノ結果ハ之ヲ所定ノ信任委員及ビ代理人ニ書面ヲ以テ通知シ且ツ揭示ニヨリ公示スルコトヲ要ス

第十一條 （一） 投票ノ結果豫定ノ信任委員及ビ代理人ノ中多數ヲ得タルモノナキトキハ勞働管理官ハ所定數ノ信任委員及ビ代理人ヲ指定スルコトヲ得

（二） 投票ノ結果多數ヲ得タル者第七條ニヨリテ任命スベキ信任委員ノ數ニ滿タザルトキハ爾餘ノ信任委員及ビ代理人ハ勞働管理官之ヲ指定スルコトヲ得

第十二條　（一）　經營ノ指導者ハ投票施行ノタメニ必要ナル施設、特ニ投票用紙及ビ投票封筒ヲ提供スベシ

（二）　投票ノタメニ已ムヲ得ザル勞働時間ノ遲延ハ、之ヲ從業員ノ勞働報酬減少ノ事由トナスコトヲ得ズ

第十三條　投票手續ニ於テ本法若クハ本命令ノ規定ニ違反シ投票ノ結果ヲ汚損スルノ惧アリタルトキハ經營從屬者ハ結果公告ノ後二週間以内ニ勞働管理官ニ控訴シソノ裁決ヲ求ムルコトヲ得、勞働管理官ハ再投票ヲ命令シ所定ノ信任委員ヲ確認シ若クハ本法第九條第二項ニヨリ別ニ信任委員ヲ指定スルコトヲ得

第十四條　信任協議會ニ於テ使用人又ハ勞働者ガ偏重セラレ從業員ノ編成ニ付キ明白ナル不均衡ノ存スルトキハ勞働管理官ハ當該經營ノ指導者ノ申請ニ基キソノ不均衡ヲ匡正スルタメ若干ノ信任委員ヲ罷免シ他ノ信任委員ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第三節　國民勞働統制法第十六條ニヨル勞働管理官ヘノ提訴

第十五條　一般的勞働條件、特ニ經營規則ノ設定ニ關スル經營ノ指導者ノ決定ニ付キ勞働管理官ニ對シ提訴セントスルトキハ豫メ信任協議會ニ於テソノ不服ノ點ニ付キ討議ヲ經タルコトヲ要ス、不服申立人ハ本法第十二條第二段ニヨリ經營ノ指導者ノ召集スル協議會ノ會議ニ於テ、ソノ不服ノ點ニ付キ個別的ニソノ理由ヲ說明スベシ、經營ノ指導者ガ不服申立人ノ希望ヲ承認セザルトキハソノ決定ノ維持スベキ理由ヲ信任協議會ニ陳述スベシ、更ニ不服申立人ハ出席信任委員ノ過半數ガ勞働管理官ヘノ提訴ヲ希望スルヤ否ヤヲ確カムベシ、信任委員ノ過半數ガ勞働管理官ヘノ提訴ニ贊成スルトキハ不服申立人ハ書面ヲ以テ理由ヲ附シタル不服申立書ヲ經營ノ

指導者ニ交附スルコトヲ得、經營ノ指導者ハ不服申立書ヲ三日以內ニ勞働管理官ニ傳達スベシ、經營ノ指導者ハ個々ノ不服ノ點ニ付キ申立ヲナスコトヲ得

第四節　申告義務アル解雇

第十六條　(一)　一九三四年五月一日以前ニナシタル解雇ニ付テハ法律第二十條第一項ニヨル申告義務ノ條件ガ存スルヤ否ヤノ決定ヲ考慮スルコトヲ要セズ

(二)　法律第二十條第一項ニヨリソノ豫定ヲ勞働管理官ニ申告スベキ解雇ガ一九三四年五月一日乃至同二十九日ノ間ニ實行スベキモノナルトキハ一九三四年五月一日以前ニ於テ法律第二十條第二項及ビ第三項ノ定ムルトコロニヨリ勞働管理官ニソノ申告ヲナスコトヲ得

第五節　專門家委員輔佐會議（Sachverständigenbeirat）及ビ專門家委員會（Sachverständigenausschüsse）

第十七條　專門家委員輔佐會議　(一)　勞働管理官ハ專門家委員輔佐會議委員ヲ選任セントスル經濟部門ノ名簿ヲ作成ス、勞働管理官ハ經濟區內ニ於ケル重要性ニ鑑ミ一名ノ共通專門家ノ任命ヲ以テ足ルモノト認ムルトキハ數種ノ經濟部門ヲ一個ノ集團ニ結合スルコトヲ得、國法律ニヨリソノ職業身分的編制ヲ實施セル經濟部門ニ付テハ特ニ考慮スルコトヲ要ス、名簿ハ專門家推薦人名表作成ノ目的ヲ以テ三月十五日マデニ之ヲドイツ勞働戰

線ニ送付スルコトヲ要ス

（二）ドイツ勞働戰線ハ勞働管理官ノ作成セル名簿ニ記載セル經濟部門竝ニ經濟集團ニ對シ專門家トシテ經營ノ指導者各五名竝ニ信任委員タル從屬員各五名ヲ指名スベシ、但シ勞働管理官ガ特別ナル事由ニ基キ多數ノ員數ノ指名ヲ要求スル場合ハコノ限リニアラズ、推薦セラレタル專門家ノ氏名ハ經濟部門別トシ、アルファベット順ニ名宛場所ヲ附記シテ之ヲ列擧スベキモノトス、法律ニヨリ設定シタル職業身分（Stand）ニ對シテハドイツ勞働戰線ハ當該職業身分ノ同意ヲ得テ專門家ヲ推薦スルコトヲ要ス、同意ヲ得ザル場合ハドイツ勞働戰線ト當該職業身分トノ双方ノ推薦者ヲ勞働管理官ニ提示スルコトヲ要ス、推薦人名簿ハ四月十五日マデニ勞働管理官ニ提出スルコトヲ要ス

（三）專門家委員輔佐會議委員ノ數ハ十六名ヲ超過スルコトヲ得ズ、勞働管理官ハ會議ノ構成ニ付キ各種ノ經濟部門ノ當該經濟區ニ於ケル重要性ニ應ジテ考慮スベシ、專門家ハ推薦人名簿中ヨリ經營ノ指導者及ビ從業員ヲ選任スルコトヲ要ス、國法律ニヨリ設定シタル職業身分ニ對シテハ、少クトモ一名ノ專門家ヲ當該身分職業所屬者中ヨリ選任スルコトヲ要ス、推薦スベキ專門家ニ關シテドイツ勞働戰線ト當該職業身分トノ間ニ意見一致セズ且ツ勞働管理官ガ指定スベキ專門家ニ關シ協定成立セザリシトキハ勞働管理官ハ國勞働大臣ノ決定ヲ受クベシ

（四）推薦人名簿ノ有效期間ハ一ケ年（五月一日ヨリ四月三十日マデ）トス、勞働管理官ハ推薦人名簿ニ記載セル者ノ中若干名ヲソノ指定スル專門家ヲ以テ代フルコトヲ得、但シ勞働管理官ハドイツ勞働戰線ガ當該職業身分トノ

所要ノ協定ニ達セザリシ專門家ヲ指定セントスルトキハ第三項末段ノ規定ヲ準用ス

第十八條　專門家委員會　（一）專門家委員會ノ構成ハ第三十二條ノ場合ヲ除キ勞働管理官之ヲ決定ス

（二）勞働管理官ハソノ管轄經濟區ニ於テ適當ト認メタル者ノ中ヨリ專門家委員會委員ヲ選任ス、專門家委員會委員ハ各場合主トシテ當該經濟部門ノ專門家ヲ充當スルコトヲ要ス、但シ必要ト認ムルトキハ各場合ニ付キ類似經濟部門ノ所屬者ヲ以テ專門家トシテ之ヲ指定スルコトヲ得

（三）專門家委員會委員ノ數ハ八名ヲ超過スルコトヲ得ズ、專門家委員會委員ハ經營ノ指導者及ビ從屬者ヲ以テ各々同數トス、從屬者ハ純粹ニ若クハ主トシテ勞働者ノ集團ニ關スル問題ニ付テハ勞働者集團ノ中ヨリ多數ヲ指名シ、純粹ニ若クハ主トシテ使用人ノ集團ニ關スル問題ニ付テハ使用人集團ノ中ヨリ多數ヲ指名スルコトヲ要ス

（四）專門家委員會ニ於ケル協議事項ガ國法律ニヨツテ設定シタル職業身分ノ事項ニ關スルトキハ勞働管理官ハ當該身分ト協議シテ委員ヲ決定スルコトヲ要ス

第十九條　費用補償專門家委員輔佐會議委員及ビ專門家委員會委員ハソノ職務遂行ニ基キテ生ズル所得缺損及ビ費用竝ニ旅費立換ニ對シ勞働裁判所ニ於ケル司法官ニアラザル陪席員ニ對シテ適用スル規定ニ從ヒ適當ナル補償ヲ受ク

第六節　賠償金ノ使途

第二十條　賠償金（國民勞働統制法第二十八條第二項及ビ第三項）ハ『歡喜ノ力團』（"Kraft durch Freude"）ニ之ヲ使用ス

第七節　賃率規則竝ニ經營規則及ビ各個ノ勞務契約ノ內容ニ對スル基準ノ公告、經營規則ノ送付

第二十一條　勞働管理官ハ國民勞働統制法第三十二條第一項及ビ第二項竝ニ第三十三條第一項及ビ第二項ニヨリ發布シタル基準及ビ賃率規則竝ニソノ變更ニ付キ遲滯ナクソノ正文二通ヲ國勞働大臣ニ送付シ且ツ廢止ノ場合ハ之ヲ申告スベシ、勞働管理官ハ賃率規則トシテノ勞務協約ノ繼續ニ關シ國民勞働統制法第七十二條第二項ニ基ク訓令ニ付テハ正文二通勞務契約ノ寫本ヲ添付シテ國勞働大臣ニ送付スベシ

第二十二條　各種ノ基準及ビ賃率規則ソノ變更及ビ廢止竝ニ國民勞働統制法第七十二條第二項ニ基ク訓令ハ勞働公報（Reich arbeitsblatt）ヲ以テ之ヲ告示ス

第二十三條　（一）國勞働省ハ各個ノ基準及ビ賃率規則ノ記錄（賃率記錄—Tarifregister）ヲ行フ、基準、賃率規則竝ニ國民勞働統制法第七十二條第二項ニ基ク命令ノ公布ハ取締ノ職業的及ビ地域的適用範圍ヲ詳錄シ、基準及ビ賃率規則ノ廢止ハ勞働公報ニ於ケル公告ヲ指示シテ賃率記錄係（Tarifregisterführer）之ヲ賃率記錄ニ登記スルコトヲ要ス、基準、賃率規則並ニソノ變更ハソノ正文ヲ賃率記錄ニ蒐藏スル輯覽（賃率輯覽—Tarifsammlung）ニ收錄ス、國民勞働統制法第七十二條第二項ニ基ク訓令及ビ勞務契約寫本ノ正文ニ付テモ亦同ジ

（二）賃率記錄及ビ賃率輯覽ノ閱覽ハ國勞働省ノ通例執務時間中何人ニモ之ヲ許可ス、請求アリタルトキハ賃率

記錄ノ登錄事項ニ關シ文書ニヨル報告ヲ無償ニテ交附ス

第二十四條 賃率記錄係ハカードノ形式ニヨリ地域目錄及ビ職業目錄ヲ付ス、地域目錄カードハ基準及ビ賃率規則ノ適用ノ區域ヲ、職業目錄カードハ基準及ビ賃率規則ノ適用ノ職業種類ニ當該基準及ビ賃率記錄登記頁數ヲ附シアルファベット順ニ記入スルコトヲ要ス

第二十五條 勞働管理官ハソノ發布シタル基準、賃率規則竝ニ國民勞働統制法第七十二條第二項ニ基ク訓令ニ關スル報告ヲ請求ニ應ジ無償ニテ交附ス

第二十六條 (一) 常時最低五十名ノ從業員ヲ有スル經營ニ於テ勞働報酬ノ額ヲ經營規則中ニ定ムルトキハ當該經營ノ指導者ハ經營規則ノ寫本二通ヲ國統計局(Statistisches Reichsamt)社會統計課(Abteilung für Sozialstatistik)ニ提出スルコトヲ要ス

(二) ソノ他ノ場合ニ於テ經營ノ指導者ハ請求アルトキハ經營規則ノ寫本一通ヲ統計局ニ提出スベキモノトス、勞働管理官ノ請求アルトキハ經營ノ指導者ヨリ經營規則ノ寫本一通ヲ提出スルコトヲ要ス

第三　公ノ行政及ビ經營ニ於ケル勞働統制法

Gesetz zur Ordnung der Arbeit in öffentlichen Verwaltungen und Bertieben

一九三四年三月二十三日

政府ハ左ノ法律ヲ制定シ、玆ニ之ヲ公布セシム

公ノ行政及ビ經營ニ於ケル勞働統制法

第一條　(一)　本法竝ニ一九三四年一月二十日付國民勞働統制法第六十三條ニ公ノ行政及ビ經營ト稱スルハ左ニ記載シタルモノヲ謂フ

イ　國、州、自治體(自治聯合體)ソノ他ノ公法上ノ社團、財團竝ニ施設及ビドイツ國立鐵道株式會社、國自動車軌道會社、國立銀行ノ行政

ロ　前項行政ノ一ニヨツテ管理セラルル經營及ビ公ノ行政ノ總括的監視ヲ受クル經營、但シ經營ガ經濟的目的ノ充足ニ從事スル場合ソノ經濟的目的ノ遂行ニ付キソノ全部若クハ大部分ガ法律若クハ公的手段ニヨル場合ニ於テノミ公經營ト看做ス

ハ　獨立ノ法人タル經營ニシテイニ記載シタル公ノ行政ノ一若クハ多數ガ直接若クハ間接ニ資本ノ半バ以上

ヲ有スルモノ(公共經營或ハ公私合辦經營)、又ハ多數決ニヨリ機關ニ於テ若クハソノ他ノ方法ニヨリ經營ノ指導ニ決定的ニ勢力ヲ有スル場合、但シ當該經營ガ經濟的目的ヲ遂行スル場合ニ於テロノ但シ書ノ條件ヲ備フル限リ公經營ト看做ス

(二) 第一項ノ公ノ經營ニ屬スベキ經營ニ付キ疑義ヲ生ジタル場合ハ國勞働大臣ハ國財政大臣、國內務大臣ソノ他關係國務大臣ノ同意ヲ得テコレヲ決定ス

(三) 國勞働大臣ハ國財政大臣、國內務大臣ソノ他關係國務大臣ノ同意ヲ得テ他ノ行政及ビ經營モ亦第一項ニ記載シタル公ノ行政及ビ經營ト看做スコトヲ得

第二條 (一) 公ノ行政或ハ公ノ經營ノ指導者ハ本法ニヨリ規制サルル凡テノ關係事項ニ付キソノ勤務セル勞働者及ビ使用人ヲ從屬者トシテ之ニ決定ヲ與フ、國民勞働統制法第三條ハ之ヲ準用ス

(二) 指導者ハ從業者ノ福利ヲ圖ルモノトス、從業者ハ指導者ニ對シ經營協同體ノ基礎精神タル忠誠ヲ致スベシ又ソノ職務ノ遂行ニ當ッテハ公職ニ在ル自己ノ地位ヲ自覺シテ全國民ノ模範タルベシ

第三條 (一) 宗主權限(Hobheitsbefugnis)ノ行使ナキ公ノ行政及ビ常時二十名以上ノ從業員ヲ使用スル公ノ經營ニアリテハ從屬者ヨリ選出セラレタル信任委員ハ行政或ハ經營ノ指導者ノ諸問ニ應ズ、信任委員ハ指導者トトモニ又指導者ノ指導ノ下ニ信任協議會ヲ構成ス

(二) 當該國或ハ州大臣ハソノ所管ニ屬スル行政ガ宗主權ヲ行使スルヤ及ビソノ所管ニ屬スル行政及ビ經營ニ於テ行政及ビ經營ニ信任協議會ヲ組織スベキヤ否ヤニ付キ疑義ノ生ジタル場合ニ決定ヲ行フ、又當該國或ハ州大

臣ハソノ所管スル行政及ビ經營ノ中自治行政及ビ自治經營ト看做サルベキモノモ亦之ヲ決定ス

（三）國、州竝ニ自治聯合體ノ行政及ビ經營ニシテ國及ビ州ノ領域ノ過半又ハ數個ノ自治體ニ亘ルモノ及ビドイツ國鐵道株式會社、國自動車軌道會社、國立銀行ニ對シテハ當該國或ハ州大臣ハ命令ニヨツテ信任協議會ノ構成及ビ行政或ハ經營ノ組成ニ關スルソノ權限ノ限界ニ付キ規制ス、同一所管ニ屬スル行政或ハ經營ノ共通事項ニ付キ信任協議會ヲ設置スル場合ニ於テハ當該行政或ハ經營ノ信任協議會ヨリ信任委員ヲ任命スルモノトス

第四條　（一）信任協議會ハ行政、若クハ經營ノ全從業員ノ協同體内ニ於ケル相互ノ信頼ヲ深メ且ツ國民協同體ノタメニ模範的ニ職務ヲ遂行スルノ義務ヲ有ス

（二）信任協議會ハ勞働給付ノ改善、一般勞働條件特ニ服務規則（第十六條）ノ形成及ビ實施、經營保護ノ實施及ビ改善、行政若クハ經營ノ全從屬者ノ結合關係ノ强化、協同體全成員ノ福利ニ關スル凡テノ措置ヲ考究スルノ任務ヲ有ス、信任協議會ハ更ニ行政若クハ經營內ノ凡ユル紛爭ノ調停ニ努ムベシ

（三）信任協議會ハソノ個々ノ任務ヲ指定セル信任委員ニ委任スルコトヲ得

第五條　（一）信任委員ノ員數ハ

從業員二〇名以上四九名以下ノ行政或ハ經營ニ於テハ二名

從業員五〇名以上九九名以下ノ行政或ハ經營ニ於テハ三名

從業員一〇〇名以上一九九名以下ノ行政或ハ經營ニ於テハ四名

從業員二〇〇名以上三九九名以下ノ行政或ハ經營ニ於テハ五名

（二）信任委員ノ數ハ從業員三〇〇名ヲ加フル毎ニ一名ヲ增シ最高十名ヲ超過スルコトヲ得ズ
（三）信任委員ト同數ノ代理人ヲ設クルコトヲ要ス
（四）信任委員ノ選任ニ付テハ之ヲ使用人ト勞働者トノ間ニ適當ニ按分スルコトヲ要ス
第六條（一）信任委員ハ年齡二十五歲以上ニシテ少クトモ一年間當該行政、經營若クハ企業ニ所屬セルモノタルヲ要ス、信任委員ハ公民權ヲ有シ、ドイツ勞働戰線ニ所屬シ模範的人格ヲ具ヘ常ニ國民國家ノタメニ身ヲ挺スルノ宣誓ヲナセルモノタルヲ要ス
（二）本法施行後行ハルベキ第一回ノ選任ニ於テハ一年間當該行政、經營若クハ企業ニ屬セルトノ要件ハ之ヲ除去スルコトヲ得
第七條（一）行政若クハ經營ノ指導者ハ每年三月ナチス經營細胞組織責任者ノ同意ヲ得テ信任委員及ビソノ代理人ノ名簿ヲ作成ス、從屬者ハ直チニ無記名投票ニヨッテ該名簿ニ對スル贊否ヲ決定スベシ
（二）名簿作成ニ關シ第一項ニヨル必要ナル同意ヲ得ルコト能ハザルトキ若クハ信任協議會ガ他ノ事由ニヨリ成立セザルトキ特ニ從屬者ガ該名簿ヲ否認セルトキハ當該特別管理官（Sondertreuhänder）（第十八條）ハ法律ニヨル必要數ノ信任委員及ビソノ代理人ヲ任命スルコトヲ得
第八條（一）信任委員及ビソノ代理人ハ行政若クハ經營ノ指導者ヲ通ジテ國民勞働記念日（五月一日）ニソノ從屬者ノ面前ニ於テ誠實ニ職務ヲ遂行スベキコトヲ儀式ヲ以テ宣誓スベキモノトス、信任委員及ビソノ代理人ハ自己ノ利益ヲ顧ミズ唯國民協同體ノ福祉ノミヲ圖リ且ツソノ生活及ビ職務ノ遂行ニ當ッテハ常ニ模範タルベシ

（二）名簿作成ニ付キ所定ノ期間ヲ經過シ行政若クハ經營內ニ於テ信任協議會ノ設立ノ條件ガ成立スルトキハ直チニ信任委員ヲ任命シソノ宣誓ヲ執行セシムルコトヲ要ス

第九條　信任協議會ノ職務ハ就任宣誓後——原則トシテ五月一日——ニ始リ四月三十日ヲ以テ終ル

第十條　信任協議會ハ行政若クハ經營ノ指導者ノ要求ニヨリ之ヲ召集ス、信任委員ノ過半數ノ要求アル場合ハ協議會ヲ召集スベキモノトス

第十一條　（一）信任委員ノ職ハ名譽職トシ之ニ報酬ヲ與フルコトヲ得ズ、ソノ任務ノ遂行ニヨリ當然停止スル勞働所得及ビ任務執行ニ必要ナル經費ハ之ヲ補償ス

（二）信任協議會ノ遂行スベキ任務ヲ規律的ニ執行スルニ必要ナル設備及ビ事務用具ハ行政若クハ經營ノ指導者之ヲ提供スルコトヲ要ス、指導者ハ信任委員ニ對シソノ遂行スベキ任務ニ必要ナル敎示ヲ與フベキモノトス、但シ國民及ビ國家ノ利益ヲ毀損セザルコトヲ要ス

第十二條　（一）信任委員ノ職務ハ信任委員ガ行政若クハ經營ヲ去ルト同時ニ消滅ス、但シ自由意思ニ基ク辭任ノ場合ハコノ限リニアラズ、雇傭關係ノ解約告知ハ告知期間ニヨラズシテ解約ヲナシ得ル理由アル場合ノ外所轄特別管理官ノ承認アリシ場合ニ限ル

（二）所轄特別管理官ハ信任委員ヲ物的若クハ人的ニ不適任ト認ムルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得、信任委員ノ職務ハ特別管理官ガ書面ヲ以テ信任協議會ニ決定ノ通告ヲナスト同時ニ終了ス

（三）信任委員ノ職務ハ國民勞働統制法第三十八條第二項乃至第五項ニ該當スル罪ニ付キ名譽裁判所ノ決定ノ效

力發生ト同時ニ終了ス

第十三條　代理人ハ被選擧人名簿ニ記載ノ順序ニ從ヒ辭任シタル若クハ長期間執務セザル信任委員ニ補缺タルモノトス、代理人ア(ラ)ザルトキハ信任協議會ノ殘餘ノ任期間ニ對シ所轄特別管理官ハ新タニ信任委員ヲ任命ス

第十四條　信任協議會ノ構成竝ニソノ執務事項ニ關シ紛議生ジタル場合ハ所轄特別管理官コレヲ決定ス

第十五條　國民勞働統制法ノ信任協議會ニ關スル規定ノ實施細則ハ本法ノ信任協議會ニ之ヲ準用ス

第十六條　(一)　行政若クハ經營ノ指導者ハソノ行政若クハ經營ノ使用人及ビ勞働者ニ對シ服務規則ヲ施行スルコトヲ得、服務規則ニハ從業員ノ勤務秩序及ビ態度ニ關スル規定ノ外法規ノ範圍內ニ於ケル勞働賃銀額及ビ勞働條件ニ關スル規定ヲ設クルコトヲ得、前段ノ規則制定ニ付テハ特別勞働給付ニ對スル適當ナル報償ヲ與フルノ途ヲ講ズルヤウ考慮スルコトヲ要ス

(二)　一群ノ行政若クハ經營ガ共通ノ管理ニ屬スルトキハソノ指導者ハ共通服務規則ヲ定ムルコトヲ得、一群ノ行政若クハ經營ガ共通ノ經營監督ニ屬スル場合モ亦同ジ、共通服務規則ニ於テハ勞働裁判所法第四十八條第二項ニ記載スル紛議ニ付キ當該地域ニ管轄權ヲ有セザル勞働裁判所ニ管轄權ヲ附與スル旨ヲ規定スルコトヲ得

第十七條　服務規則ノ諸規定ハ行政若クハ經營ノ所屬者ニ對シテ最低條件トシテ法律的拘束力ヲ有ス

第十八條　(一)　國勞働大臣ガ國財政大臣ノ同意ヲ得且ツ國財政大臣ガ當該行政及ビ經營ニ對スル管轄權ナキ場合ニ於テハ關係國務大臣ノ同意ヲ得テ一群ノ行政及ビ經營ニ對シ任命シタル公的施設ニ對スル特別管理官ハ當該一群ノ行政及ビ經營若クハソノ個々ノモノニ對スル經營規則ノ內容及ビ當該使用人竝ニ勞働者トノ個別的勞務

契約ノ締契ニ關シテハ專門家委員會（Sachverständigenausschuss）ノ審議ヲ經テ決定スルコトヲ得、但シ當該使用人トノ個々ノ勞務契約ノ內容ハ使用人保險ニ定メラルル限度ヲ超過スルコトヲ得ズ

（二）特別管理官ハ專門家委員會ノ意見ヲ徵シソノ職權ノ範圍內ニ於テ公ノ行政及ビ經營ニ對シ若クハ個々ノ經營群若クハ地域ニ對シ第一項ニ記載セル使用人及ビ勞働者ノ服務關係ヲ法律ニ從ヒ賃率規則ニヨッテ規定スルコトヲ得、賃率規則ニヨル規定ハソノ適用アル勞務關係ニ對シ最低條件トシテ法律的拘束力ヲ有ス、他ノ服務規則ニ於ケル之ニ反スル規定ハ無效トス

（三）國民勞働統制法第三十二條第二項第四段（勞働裁判權ノ排除）及ビ同條第三項（基準及ビ賃率規則ノ公布）並ニソノ施行規則ハ之ヲ準用ス

第十九條（一）國民勞働統制法第二十五條ノ規定ハ本法第十八條ノ特別管理官ニ之ヲ適用ス、特別管理官ハ國政府ノ基準及ビ指示ニ從フモノトス

（二）專門家委員會ハ本法第十八條ニヨル決定ニ付テハ特別管理官ノ諮問ニ應ズ、專門家委員會ハ國勞働大臣ガ關係國務大臣ノ同意ヲ得テ任命セル所定員數ノ委員ヲ以テ之ヲ構成ス、國勞働大臣ハドイツ勞働戰線ノ推薦セル名簿ヨリ別ニ四名ノ專門家委員ヲ任命ス、ドイツ勞働戰線ハ信任協議會委員ノ中ヨリ適任者（勞働者及ビ使用人）ヲ選ビ、該名簿ニ記載スルヲ要ス、特別管理官ハ別ニ二名ノ專門家委員ヲ任命スルモノトス

（三）委員ニ付テハ國民勞働統制法第二十四條ノ規定ヲ準用ス

第二十條（一）公ノ行政及ビ經營ニ關シテハ國民勞働統制法第四章「社會的名譽裁判權」ニ關スル第三十五條以下

ノ規定及ビソノ施行規則ハ之ヲ準用ス、但シ勞働管理官ノ職務ハ特別管理官之ヲ行フモノトス

（二） 官吏又ハ兵士ニ對スル懲戒裁判權（Disziplinargerichtsbarkeit）ノ適用ハ名譽裁判權ニヨル懲罰ヲ排除スルモノトス、公ノ行政若クハ經營ノ指導者ニ對スル名譽裁判所ノ審理ノ開始ハ監督官廳ノ承認ヲ要ス

第二十一條 第七條第二項、第十二條第一項及ビ第二項、第十三條、第十四條及ビ第二十條第一項ニ該當スル特別管理官ノ任務ハ、特別管理官ノ任命ナキトキハ所轄勞働管理官之ヲ管掌ス

第二十二條 國民勞働統制法第五章「解約告知保護規定」第五十六條以下ノ規定ハ公ノ行政及ビ經營ニ於ケル勞働者及ビ使用人ニ之ヲ準用ス、但シ行政及ビ經營若クハソノ一群ニ付キソノ從屬者ガ服務規則若クハ賃率規則ニヨッテ少クトモ同等ノ效力アル解約告知保護ヲ受クル場合ニ於テハ國勞働大臣ハ管轄國務大臣ノ同意ヲ得テ當該行政及ビ經營若クハ當該一群ノ行政及ビ經營ニ付キ命令ニヨリ前段ノ規定ヲ除外スルコトヲ得ル權限ヲ有ス

第二十三條 本法第十八條及ビ第十九條ヲ除クソノ他ノ諸規定ハ海上、內海及ビ航空船舶及ビソノ乘組員ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第二十四條 國立銀行ニアリテハ第一條第二項、第三條第二項、第三項、第十八條第一項、第二十二條ニ該當スル場合ハ國立銀行總裁ヲ以テ管轄國務大臣ニ、第十九條第二項ニ該當スル場合ハ關係國務大臣ニ代フ

第二十五條 （一） 本法ノ施行（第二十五條第二項ヲモ含ム）ニ對スル措置ハ公布ノ日ヨリ、ソノ他ハ一九三四年五

月一日ヨリ之ヲ施行ス、但シ國勞働大臣ガ國財政大臣及ビ國內務大臣ノ同意ヲ得テ別ノ時ヲ定ムル場合ハコノ限リニアラズ

(二) 國勞働大臣ハ國財政大臣及ビ國內務大臣ノ同意ヲ得テ本法ノ實施及ビソノ改正ノタメ法規及ビ一般行政命令ヲ發布シ且ツ現行規定ヲ變更スルコトヲ得

第四　家內勞働法

(Gesetz über die Heimarbeit)

一九三四年三月二十三日

政府ハ左ノ法律ヲ制定シ、玆ニ之ヲ公布セシム

家內勞働法

第一章　適用範圍

第一條　法律ノ目的　家內勞働ハ國家ノ特別ノ保護ヲ受ク、家內勞働ノ受クベキ種々ノ危險ヲ保護シ並ニ家內勞働ニ從事スル者ノタメソノ勞働給付ニ對スル適正ナル報酬ヲ確保スルコトヲ以テ本法ノ目的トス

第二條　人的適用範圍（一）　家內勞働ニ從事スル者トハ左ノ者ヲ謂フ

イ　家內勞働者（Heimarbeiter）（第三條第一項）

ロ　家內工業者（die Hausbetriebende）（第三條第二項）ニシテ通常單獨ニ若クハソノ家族（第三條第五項）若クハ二名以下ノ家族外ノ補助者（補助勞働者＝Betriebsarbeiter）トトモニ働ク者

（二）一般的保護規定竝ニ報酬保護ノ規定ニ關シ前記ノ者（第二章及第五章）ト同一ノ取扱ヲ受クルコトヲ得ル者左ノ如シ

ソノ他ノ家内工業者、仲介者（Zwischenmeister）（第三條第三項）竝ニソノ他勞働者ニ類似スルモノ

同一取扱ハ之等ノ者ノソノ委託者ニ對スル關係ニ付テ與ヘラルルモノトス

（三）同一取扱ハ國勞働大臣ノ命令ニヨル、國勞働大臣ハソノ權限ヲ勞働管理官ニ委任スルコトヲ得、同一取扱ヲナスニハ第二項ニ掲ゲタル者ガ特別保護ノ必要アルコトヲ要ス

第三條　概念　（一）本法ニ於テ家内勞働者トハ事業經營者ニアラズシテ自己ノ住居又ハ自ラ選擇シタル作業場ニ於テ單獨ニ又ハソノ家族トトモニ（第五章）事業經營者若クハ仲介者ノ委託ヲ受ケソノ計算ニ於テ勞働スル者ヲ謂フ

（二）家内工業者トハ事業經營者トシテ自己ノ住居又ハ作業場ニ於テ事業經營者若クハ仲介者ノ委託ヲ受ケソノ計算ニ於テ自己ノ手工勞働ヲ以テ自ラ商品ヲ製造シ若クハ加工シ本人ハ全然個數賃銀勞働ヲナス者ヲ謂フ、事業經營者ガ原料及ビ補助材料ヲ自ラ製造シ若クハ一時直接ニ販賣市場ノタメ勞働スル場合モ亦同ジ

（三）仲介者トハ事業經營者ヨリ委託セラレタル勞働ヲ家内勞働者若クハ家内工業者ニ仲介スル者ヲ謂フ

（四）家内勞働者、家内工業者竝ニ仲介者タル性質ハ委託者ガ營利ノ目的ヲ以テ商品ノ製造若クハ加工ヲナスニアラザル個人、私法上又ハ公法上ノ組合若クハ社團タル場合ニモ存ス

（五）本條第一項及ビ第二條第一項第二段ニ家族ト稱スルハ家内工業者若クハソノ配偶者ノ三親等ノ親族若クハ

養子ニシテ同一世帶ノ一員タル者竝ニ家內工業者ト同一家內ニ共同シテ生活スル未成年者孤兒及ビ被監護少年ヲ謂フ

第二章　一般的保護規定

第四條　名簿ノ作成　(一)　家內勞働ヲ提供シ若クハソノ仲介ヲナス者ハソノ家內勞働又ハ家內勞働ノ仲介ニ使用スル者ヲ名簿ニ明示スベシ、名簿ハ提供場ノ見易キ場所ニ之ヲ揭示スルコトヲ要ス

(二)　名簿ニハ之等ノ者ノ氏名、生年月日、住居、作業場ヲ詳細ニ記載スベシ、名簿ハ營業監督官竝ニ勞働管理官ノ請求アルトキハソノ閱覽ニ供シ若クハ之ニ送付スルコトヲ要ス

第五條　勞働票（Arbeitskarte）ノ制定　國勞働大臣ハ個々ノ職業部門ニ對シ一般的ニ若クハ地域ヲ限リ勞働公署ノ發行セル勞働票ヲ所持スル者ニ對シテノミ家內勞働ヲ提供スベキ旨ノ規定ヲ定ムルコトヲ得

第六條　第一回ノ家內勞働提供ノ屆出　國勞働大臣ハ個々ノ職業部門ニ對シ一般的ニ若クハ地域ヲ限リ家內勞働ノタメ人ヲ使用セントスル者ハ國勞働大臣ノ指定スル官署ニ屆出ヲナスベキ旨ノ規定ヲ定ムルコトヲ得

第七條　報酬表（Entgeltverzeichnisse）ノ公示　(一)　家內勞働ヲ提供シ若クハ受納スル者ハ提供及ビ受納ノ場所ニ報酬表ヲ明示シ關係者ヲシテ委託セラレタル個々ノ勞働ニ對スル報酬ノ額ヲ知ラシムベシ、現行見本書ハ之ヲ報酬表ニ添付スベシ。家內勞働ニ從事スル者ノ住居若クハ作業場ニ於テ家內勞働ヲ提供スルトキハ委託者ハ報酬表ヲ閱覽セシムベシ

（二）報酬表ニハ個々ノ勞働ニ對スル報酬ヲ記載スベシ、同時ニ交付セラルベキ原料竝ニ補助材料ノ價格ハ之ヲ特ニ明示スベシ、個々ノ勞働ニ對スル報酬ヲ記載スルコト能ハザルトキハ確實ニシテ明カナル計算ノ基礎ヲ記載スルコトヲ要ス

（三）報酬ガ賃率規則ニヨリ定メラルルトキハ賃率規則ヲ明示スルコトヲ要ス、コノ場合ニ於テ報酬ヲ明ラカナラシムルタメ可能ナル限リ賃率規則ノ當該從事者ニ關係アル部分ノミヲ明示スルコトヲ要ス

（四）第一項乃至第三項ノ規定ハ個別品トシテ初メテ製造スル見本ニハ之ヲ適用セズ

第八條　報酬證明書(Entgeltbelege)（一）家内勞働ヲ提供シ若クハソノ仲介ヲナス者ハ自己ノ費用ヲ以テ家内勞働ヲ引受ケタル者ニ各從事者(第二條)ニ對スル報酬帳(Engeltsbücher)ヲ交付スベシ、從事者ノ所持スル報酬帳ニハ勞働ノ提供若クハ受納ノ際ソノ種類、範圍、報酬竝ニ提供及ビ引渡ノ日ヲ記入スルコトヲ要ス、本規定ハ個別品トシテ初メテ製造サルル見本ニハ之ヲ適用セズ、

（二）第一項ノ規定ハ報酬カード又ハ勞働カード竝ニ之ヲ集綴スルニ適當ナル綴込簿ヲ交付スルヲ以テ足ル、報酬カード又ハ勞働カードハタイプライター又ハインキニテ作製シ繼續番號ヲ附シ綴込簿ニ綴込ムベシ

（三）家内勞働者竝ニ家内工業者ハ報酬證明書ヲ適當ニ保存シ營業監督官竝ニ勞働管理官ノ請求ニヨリ之ヲ提示スベシ、報酬證明書ヲ所持スル委託者ニ付テモ亦同ジ

（四）國勞働大臣ハ報酬證明書ノ形式、內容、交付ニ關シ細則ヲ定ムルコトヲ得

第三章　勞働時間ノ保護

第九條　延滯ニ對スル保護　家內勞働ノ提供又ハ受納ガ著シキ延滯ヲ來ス場合ニハ營業監督官ハ迅速ナラシムルニ必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

第十條　勞働量ノ分配　(一)勞働管理官ハ家內勞働ノ一樣ナラザル分配ヨリ生ズル弊害ノ除去ノタメ個々ノ職業部門若クハ各種家內勞働ノタメニ一定ノ期間、第八條ニヨル報酬證明書ニ對シテ提供サレ得ベキ勞働量ニ付キ規定ヲ定ムルコトヲ得、勞働量ハ補助者ヲ用ヒズシテ全勞働能力ヲ以テ同一勞働者ガ普通勞働時間內ニ處理シ得ル樣之ヲ定ムルコトヲ要ス

(二)勞働管理官ガ個々ノ職業部門又ハ各種家內勞働ニ對シ、一報酬證明書ニ對シテ提供スベキ勞働量ニ關スル規定ヲ定メタルトキハ家內勞働者又ハ家內工業者ニ對シ所定量ヲ超過スル勞働量ヲ與フルコトヲ得ズ、補助者(家族又ハ家族ニ非ザル補助者)ヲ使用スルトキハ所定量ヲ超過シテ勞働量ヲ與フルコトヲ得、之等ノ補助者ニ對シテハ更ニ第八條ニヨル報酬證明書ヲ交付スルコトヲ要ス

(三)重大ナル事由アルトキ特ニ勞働公署ノ定ムル適當ナル未就業家內勞働者及ビ家內工業者アラザルカ若クハ足ラザルトキ、又ハ家內勞働者若クハ家內工業者ノ特別ノ個人的事情アルトキハ、營業監督官ハ事業經營者ニ對シ一定ノ期間一報酬證明書ニ對スル所定量ヲ超過シテ勞働量ヲ提供スルコトヲ許可スルコトヲ得

第十一條　勞働者ノ勞働時間　勞働時間ニ關スル一般的保護規定ハ之ヲ家內工業者ノ使用スル家族外ノ補助勞働者(Betriebisarbeter)ニ適用ス

第四章　危險防止

第十二條　災害豫防竝ニ公共衞生保護ノ一般的原則　(一)　家內勞働ヲ行フ作業場ハ經營ノ種類ヲ考慮シ從事者ノ生命健康若クハ風紀又ハ一般ノ衞生ニ對スル危險ナキ樣建設設備スベシ

(二)　家內工業者(第二條第一項及ビ第二項)ガ家族外ノ補助者(補助勞働者)ヲ使用スルトキハソノ作業場ニ付キソノ他ノ災害豫防ニ關スル規定モ亦之ヲ適用ス

第十三條　國勞働大臣ノ命令　(一)　國勞働大臣ハ個々ノ職業部門若クハ一定種類ノ作業場ニ對シ災害豫防竝ニ公共ノ衞生ノタメ命令ヲ發スルコトヲ得

(二)　國勞働大臣ハ兒童ノ使用ヲ禁止シ若クハ一九〇三年三月三十日付「工業ニ於ケル兒童勞働ニ關スル法律」所定ノ年齡ノ完了ヲ使用ノ條件トナスコトヲ得

(三)　國勞働大臣ハ家內勞働者竝ニ家內工業者ノ委託者ニ對シテモ義務ヲ課スルコトヲ得

第十四條　家內勞働ノ禁止　國勞働大臣ハ從事者ノ生命健康若クハ風紀上若クハ公共ノ衞生上著シキ危險アルトキハ家內勞働ヲ禁止スルコトヲ得

第十五條　災害豫防　(一)　營業監督官ハ第十三條ニヨル國勞働大臣ノ命令ニ從ヒ個々ノ作業場ニ對シ災害豫防ノ實施ノタメ指令ヲ發スルコトヲ得

(二)　營業監督官ノ指令ニ對シテハ一週間ノ期間內ニソノ監督官廳ニ抗告ヲナスコトヲ得、監督官廳ノ決定ニ對

シテハ不服ノ申立ヲ許サズ、監督官廳ノ決定ハ最終トス

第十六條 公共衞生ノ保護 (一) 警察官廳ハ第十三條ニヨリ國勞働大臣ノ命令ニ從ヒ營業監督官ト協議シ個々ノ作業場ニ對シ、特ニ食糧品及ビ嗜好品ノ製造加工竝ニ包裝ニ際シ生ズベキ一般ノ衞生上ノ危險ヲ除クタメ指令ヲ發スルコトヲ得

(二) 警察官廳ノ指令ニ對シテハ一週間ノ期間內ニソノ監督官廳ニ抗告ヲナスコトヲ得、監督官廳ノ決定ハ最終トス

第十七條 屆出義務 第十三條第一項ニヨリ特別規定ノ定メラレタル作業場ニ於テ家內勞働ヲ行フトキハ之ヲ警察官廳ニ屆出ズルコトヲ要ス、屆出ハ作業場ノ處分權者之ヲナスベシ

第十八條 災害豫防竝ニ公共衞生保護ノ責任 第十三條乃至第十六條ニ基キ發セラレタル指令ノ實施ハ場所若クハ作業場ニ關シテハ處分權者、ソノ他ノ場合ニハ第十三條第三項ノ場合ヲ除キ家內勞働者若クハ家內工業者ソノ責ニ任ズ

第五章 報酬ノ保護

第十九條 勞働管理官ノ監督 勞働管理官ハ個々ノ職業部門ニ於ケル家內勞働ヲ常時監督シ國勞働大臣ニ詳細ナル指示ニヨル報告ヲナスベシ

第二十條 報酬ノ規定 家內勞働ノ報酬ノ決定ハ國民勞働統制法ノ規定ニヨル、報酬ノ決定ハ左ノ方法ニヨルコ

トヲ得

1　個々ノ協定

2　經營規則　主トシテ同一事業ノタメ單獨ニ又ハソノ家族トトモニ勞働スル家內勞働者竝ニ家內工業者ガ常時二十名以上ノ使用人及ビ勞働者ヲ使用スル事業ニ屬スルトキ（國民勞働統制法第五條、第二十七條第三項）

3　賃率規則　最低條件ノ決定ガ家內勞働ノ規律ノタメ緊要缺クベカラザルトキ（國民勞働統制法第三十二條第二項）

第二十一條　賃率規則ニヨル報酬ノ規定　（一）　一事業內ニ於ケル家內勞働ノ報酬ノ賃率規則ニヨル決定ハ家內勞働ガ相當ノ範圍ニテ行ハレ且ツ明カニ不充分ナル報酬ノ支拂ハルルトキハ特ニ之ヲ行フベキモノトス

（二）　家內勞働者又ハ家內工業者トソノ委託者トノ間ニ於ケル賃率規則ノ人的適用範圍ハ本法第二條竝ニ國民勞働統制法第三十四條ノ規定ニヨル

第二十二條　報酬ノ種類　家內勞働ニ對スル報酬ハ出來高ニヨツテ決定スベシ、出來高拂ニヨル決定ヲナスコト能ハザルトキハ個々ノ場合ニ出來高拂ノ計算ノ基礎トナリ得ベキ時間拂ニヨリ決定スベシ

第二十三條　仲介者ニ對スル報酬ノ規定竝ニ委託者ノ共同責任　（一）　第二條第二項ニヨル家內勞働者竝ニ家內工業者ト同一ノ取扱ヲ受クル仲介者ニ對シテハソノ委託者トノ間ニ於ケル賃率規則ニヨツテ家內勞働者又ハ家內工業者ノタメニ設ケタル報酬額ニ對スル歩合ニヨル增加分ヲ決定スルコトヲ得

（二）　委託者ガ仲介者ニ對シ家內勞働者又ハ家內工業者ニ對スル賃率規則所定ノ報酬支拂ニ不充分ナルコト明カ

ナル報酬ヲ支拂ヒタルトキハ委託者ハ仲介者トトモニ家內勞働者若クハ家內工業者ニ對シ賃率規則所定ノ報酬支拂ノ責ニ任ズ

第二十四條　報酬ノ監督　勞働管理官ハ營業監督官ト協議シ報酬支拂ノ適當ナル監督ヲナスベシ

第二十五條　報酬ニ關スル報告義務　(一)　企業者、事業經營者、仲介者、家內工業者竝ニ家內勞働者ハ報酬規定ニ關スル全テノ問題ニ付キ勞働管理官、營業監督官竝ニ報酬監督ヲ委任セラレタルソノ代理人ニ報告ヲナスベシ

(二)　前項ノ者ハ請求ニヨリ報酬證明書(第八條)ノ外製品原料見本竝ニ報酬決定ノ基礎材料ヲ提示スベシ

第二十六條　支拂不足ノ場合ニ於ケル遲延罰金ノ豫告　(一)　企業者、事業經營者若クハ仲介者ガ家內勞働者若クハ家內工業者若クハ第二條第二項ニヨリ同一ノ取扱ヲ受クル者ニ對シ、賃率規則ノ所定ヨリ少額ノ報酬ヲ支拂ヒタルトキハ勞働管理官ハ一週間ノ期間內ニ不足額ヲ支拂ヒ支拂證明書ヲ提示スベキ旨ヲ遲延罰金ヲ豫告シテ命令スベキモノトス

(二)　不足報酬ヲ受ケタルトキヨリ三月以上經過シタルトキハ遲延罰金ノ豫告ヲナスコトヲ得ズ

第二十七條　遲延罰金ノ決定　(一)　法定期間內ニ不足額ヲ支拂ヒタル旨ノ證明ナキトキハ勞働管理官ハ遲延罰金ヲ決定スルコトヲ得

(二)　遲延罰金ハ通常不足支拂額ヨリ多額ナルベキモノトス、但シ最低二十ライヒス・マルク最高三千ライヒス・マルク、反覆ノ場合ニハ最高一萬ライヒス・マルクトス

第二十八條　罰金ノ決定ニ對スル異議　(一)　百ライヒス・マルクヲ超過スル遲延罰金ノ決定ニ對シテハ決定ノ送

達アリタル日ヨリ一週間ノ期間内ニ國勞働大臣ニ異議ヲ申立ツルコトヲ得、異議ニ對スル國勞働大臣ノ決定ニ對シテハ不服ノ申立ヲ許サズ

（二）異議ノ申立ハ支拂不足ノ存セザルコトヲ理由トシテノミ之ヲナスコトヲ得

（三）異議ノ申立ハ決定ノ效力發生ヲ停止スル效力ヲ有ス

第二十九條　遲延罰金ノ減免　（一）勞働管理官ハ遲延罰金ヲ課セラレタル者ガ不足額ヲ家内勞働者又ハ家内工業者ニ支拂ヒタルコトヲ證明シタルトキハ不足額ノ限度ニ於テ罰金ノ徵收ヲナサザルコトヲ得

（二）勞働管理官ハ特別ノ事由ニヨリ支拂催告ニ應ゼザルニ已ムヲ得ザル事由アリト認メ且ツ不足額ノ支拂アリタルトキハ遲延罰金ヲ輕減シ又ハ免除スルコトヲ得

第三十條　罰金ニヨル家内勞働者ノ保護　家内工業者又ハ之ト同一ノ取扱ヲ受クル者（第二條第二項）ガ家族外ノ補助者ヲ勞働者トシテ使用シ之ニ賃率規則所定ノ報酬ヲ支拂ハザルトキハ、遲延罰金ニ關スル第二十六條乃至第二十九條ノ規定ヲ準用ス、但シ家内工業者又ハ之ト同一ノ取扱ヲ受クル者ノ報酬ガ賃率規則ニヨリ定メラルル場合ニ限ル

第三十一條　遲延罰金ノ支拂竝ニ使途　（一）遲延罰金ハ指定セラレタル國庫ニ支拂フベシ、勞働管理官ハ公租徵收ニ關スル國ノ法規ニヨリ遲延罰金ヲ徵收ス

（二）國勞働大臣ハ遲延罰金ノ使途ニ關スル細則ヲ定ムルコトヲ得

第三十二條　社會的名譽裁判　社會的名譽裁判ニ關スル國民勞働統制法ノ規定（第三十五條乃至第五十五條）ハ遲延

罰金ニ關スル本法ノ規定ニ拘ラズ之ヲ適用ス

第三十三條 賃銀ノ差押 (一) 家內勞働者又ハ家內工業者ニ支拂ハルル報酬ハ賃銀差押法ニ規定セラルル勞働者若クハ勤務關係ニ基キ給付セラルル勞働若クハ勤務ニ對スル報酬トス

(二) 第二條第二項ニヨリ家內勞働者又ハ家內工業者ト同一ノ取扱ヲ受クルソノ他ノ家內工業者、仲介者若クハソノ他勞働者ニ類似スルモノノ報酬ニ付テモ亦同ジ

第六章 罰則

第三十四條 反則 故意又ハ過失ニヨリ左ノ行爲アリタルトキハ百五十ライヒス・マルク以下ノ罰金ニ處ス

一 名簿作成(第四條)、勞働票ノ制定(第五條)、報酬表ノ公示(第七條)、報酬證明書(第八條)、若クハ報酬ノ報告(第二十五條)ニ關スル規定ニ違反シタルトキ

二 延滯ニ關スル家內勞働者ノ保護(第九條)、若クハ勞働量ノ分配(第十條)ノ指令ニ違反シタルトキ

三 屆出ヲナスベキ家內勞働ノ實施ノ屆出ヲナサザルトキ(第六條、第十七條)

四 作業場ガ災害豫防又ハ公共衞生ニ關スル命令(第十三條第一項及ビ第三項)ニ定ムル要件ヲ備ヘザル者ニ家內勞働ヲ與ヘタルトキ

五 家內勞働者又ハ家內工業者ガソノ共働家族ノ災害豫防並ニ健康保護若クハ公共衞生ニ關スル命令又ハ指令ニ違反スルヲ看過シタルトキ

第三十五條　犯罪　故意又ハ過失ニヨリ左ノ行爲アリタルトキハ六ケ月以下ノ禁錮若クハ罰金ニ處ス

一　兒童使用ニ關スル指令（第十三條第二項）ニ違反シタルトキ

二　災害豫防又ハ公共ノ衞生ニ關スル命令又ハ指令（第十三條第一項及ビ第三項、第十五條、第十六條）ニ違反シタルトキ

三　禁止セラレタル家内勞働ヲ提供シ若クハ之ヲナシタルトキ（第十四條）

第三十六條　家内勞働提供ノ禁止　（一）勞働管理官ハ本法ノ規定ニ違反シタルニヨリ繰返シ刑ノ宣告ヲウケ又ハ遲延罰金ヲ科セラレタル者ニ家内勞働ノ提供若クハソノ仲介ヲ禁止スルコトヲ得

（二）勞働管理官ノナシタル家内勞働ノ提供若クハソノ仲介ノ禁止ニ對シテハ禁止ノ送達アリタル日ヨリ二週間ノ期間内ニ國勞働大臣ニ抗告ヲナスコトヲ得、國勞働大臣ノ抗告ニ對スル決定ニ對シテハ不服ノ申立ヲ許サズ

（三）抗告ハ決定ノ效力發生ヲ停止スル效力ヲ有セズ

（四）故意又ハ過失ニヨリ第一項ニヨル禁止ニ違反シタル者ハ六ケ月以下ノ禁錮若クハ罰金ニ處ス

第七章　終結規定竝ニ經過規定

第三十七條　家内勞働ニ關スル法律ノ施行ノ監督　（一）本法施行ノ監督ハ本法ニ於テ勞働管理官ニ委任セラレザル限リ營業監督官竝ニ警察官廳之ヲ行フ

（二）監督ニ關スル營業條令（Gewerbeordnung）第百三十九條ノbヲ準用ス

第三十八條　法律施行ニ關スル細則　國勞働大臣ハ本法施行ノタメ法規命令及ビ行政規定ヲ制定スルコトヲ得、國勞働大臣ハ本法ノ目的ヲ達スルニ必要アリト認ムルトキハ補充規定ヲ定ムルコトヲ得

第三十九條　官廳ノ權限　國勞働大臣ハ本法ニヨル權限ヲ他ノ官廳ニ委任スルコトヲ得

第四十條　勞働裁判所法ノ改正　勞働裁判所法第五條第一項第二段ハ之ヲ左ノ如ク改ム

「家內勞働法第二條ニヨル報酬ノ保護ヲ受クル者竝ニ營業的家內勞働ニ使用サルルコトナク勞務契約關係ニ立タズシテ特定ノ他人ノ委託ヲ受ケソノ計算ニヨリ勞務ヲ給付シ且ツ經濟的ニ獨立セザル故ヲ以テ類似勞働者ト看做サレ得ル者ハ勞働者若クハ使用人ト看做ス」

第四十一條　法律ノ施行　家內勞働法ハ國勞働大臣ガ他ノ期日ヲ定メザル限リ一九三四年五月一日ヨリ之ヲ施行ス、一九二三年六月二十七日付家內勞働法及ビ一九三三年六月八日付家內勞働ニ於ケル賃銀保護ニ關スル法律ハ國民勞働統制法第六十七條第一項ニヨリ廢止セラレザルトキハ同時ニ之ヲ廢止ス

第四十二條　經過規定　家內勞働法ニ基キ國勞働大臣、州最高官廳竝ニソノ委任ヲ受ケタル官廳ノ發シタル命令及ビ行政規定ハ國勞働大臣別段ノ定メヲナサズ若クハ國民勞働統制法第六十七條第一項ニヨリ廢止セラレザル限リ效力ヲ有ス

第五　勞働裁判所法

(Arbeitsgerichtsgesetz)

（一九二六年十二月二十三日付公布　一九三四年四月十日改正）

國民勞働統制法第六十六條第九項ニ基キ、一九三四年三月二十三日付公ノ行政及ビ經營ニ於ケル勞働統制法第十六條第二項、第十八條第三項及ビ第二十二條竝ニ一九三四年三月二十三日付家内勞働法第四十條及ビ一九三四年二月十四日付ドイツ國會ノ廢止ニ關スル法律第二條第一項ニ關聯シ一九三四年五月一日ヨリ實施スル勞働裁判所法ノ正文ヲ玆ニ公布ス

一九三四年四月十日

勞働裁判所法

第一篇　總則

第一條　勞働裁判所（Arbeitsgerichtsbehörden）（一）勞働事件（第二條及ビ第三條）ノ裁判ハ勞働裁判所之ヲ司ル（二）勞働裁判所ヲ分チテ

一　區勞働裁判所（Arbeitsgerichte）（第十四條乃至第三十二條）

二　州勞働裁判所（Landesarbeitsgerichte）（第三十三條乃至第三十九條）

三　國勞働裁判所（Reichsarbeitsgericht）（第四十條乃至第四十五條）

トス

第二條　管轄　（一）　區勞働裁判所ハ次ノ事件ニ付キ訴訟物ノ價額ニ拘ラズ通常裁判所ヲ排除シテ裁判權ヲ有ス

一　企業者（雇傭者）及ビ從業員（被傭者）間ノ民事訴訟事件ニシテ勞働關係若クハ徒弟關係ニ基クモノ、勞務契約若クハ徒弟契約ノ存否ニ關スルモノ、勞働關係若クハ徒弟關係ノ締結ニ付テノ商議ニ基クモノ及ビ勞働關係若クハ徒弟關係ノ效力ニ基クモノ、竝ニ不法行爲ニ基ク民事訴訟事件ニシテ勞働關係若クハ徒弟關係ト關聯アルモノ、但シ訴訟事件ノ目的物ガ從業員ノ發明ニシテ單ニ發明ニ對スル報酬若クハ補償ノ請求權ニ關セザルモノ及ビ商法々典第四百八十一條ニ從ヒ船舶乘組員ニ屬スル者ノ訴訟事件ハコノ限ニアラズ

二　從業員相互間ノ民事訴訟事件ニシテ共業（gemeinsame Arbeit）ニ基クモノ及ビ不法行爲ニ基クモノニシテ勞働關係又ハ徒弟關係ト關聯アルモノ

（二）　第一項ノ事件ニ對スル管轄ハ訴訟ガ權利承繼人又ハ法律上本來ノ當事者ニ代リテ訴訟ヲナスノ權利ヲ有スル者ノ行フ訴訟ニ付テモ亦存スルモノトス

第三條　管轄ノ擴張　（一）　企業者若クハ從業員ニ對スル訴竝ニ企業者若クハ從業員ノ第三者ニ對スル訴ガ第二條ニ該當セザル場合ニ於テモソノ請求ガ第二條ニ揭グル種類ノ民事訴訟事件ニシテ區勞働裁判所ニ繫屬セルモノ

若クハ法律上若クハ直接ノ經濟上ノ關聯ヨリシテ區勞働裁判所ニ屬シ且ツソノ訴ノ提訴ニ付キ排他的管轄ヲ定ムルモノニ非ザルトキハ之ヲ區勞働裁判所ニ提起スルコトヲ得、但シ第二條第一號後段ニヨリ除外スル訴訟事件ハ他ノ事件ト牽聯アルトキト雖モ之ヲ區勞働裁判所ニ提訴スルコトヲ得ズ

（二）私法人トソノ法律上ノ代理人トノ間ノ民事訴訟事件モ亦、協定ニ基キ之ヲ區勞働裁判所ニ提起スルコトヲ得（第五條第二項）

第四條　勞働裁判權ノ排除　勞働裁判權ハ第九十一條乃至第百七條ノ規定ニ從ヒソノ全部又ハ一部ヲ排除スルコトヲ得

第五條　從業員ノ概念　（一）本法ニ於テ從業員（Beschäftigte）トハ勞働者及ビ使用人ヲ指シ且ツ徒弟ヲ含ムモノトス、家內勞働法第二條ニヨル報酬ノ保護ヲ受クル者竝ニ營業的家內勞働ニ使用サルルコトナク勞務契約關係ニ立タズシテ特定ノ他人ノ委託ヲウケソノ計算ニヨリ勞務ヲ給付シ且ツ經濟的ニ獨立セザル故ヲ以テ從業員ニ類似スルモノト看做サレ得ル者ハ勞働者及ビ使用人ト看做ス

（二）公法上及ビ私法上ノ法人及ビ社團（Personengesamtheiten）ノ法律上ノ代理人、竝ニ公務員及ビ陸海軍々人軍屬タルノ資格アル者ハ從業員ニ非ズ

第六條　勞働裁判所ノ構成　（一）勞働裁判所ハ學識アル裁判官（rechtsgelehrte Richter）ト企業者及ビ從業員ノ階級ヨリ選定セル陪席員（Beisitzer）トヲ以テ之ヲ構成ス

（二）企業者及ビ從業員ノ階級ヨリ出サレタル陪席員ハ區勞働裁判所ニ於テハ區勞働裁判所判事（Arbeitsrichter）

ノ職務ヲ、州勞働裁判所ニ於テハ州勞働裁判所判事(Landesarbeitsrichter)ノ職務ヲ、又國勞働裁判所ニ於テハ國勞働裁判所判事(Reichsarbeitsrichter)ノ職務ヲ行フ

第七條 費用ノ支辨 區勞働裁判所及ビ州勞働裁判所ノ費用ハ之ヲ設置シタル州之ヲ負擔シ、國勞働裁判所ノ費用ハ國之ヲ負擔ス

第八條 勞働裁判手續ノ進行 (一) 第一審ハ區勞働裁判所ノ所管トス

(二) 區勞働裁判所ノ判決ニ對シテハ訴訟物ノ價格ガ三〇〇ライヒス・マルクヲ超過スルトキ、若クハ區勞働裁判所ガ訴訟ヲ重要ナル意義ヲ有スルモノトシテ控訴ヲ許シタルトキハ州勞働裁判所ニ控訴スルコトヲ得

(三) 第七十二條第一項第二段及ビ第三段ノ場合ヲ除キ訴訟物ノ價額ガ通常民事裁判權ニ關シ常ニ定メラルル上告限度(Revisionsgrenze)ヲ超過スルトキ、若クハ州勞働裁判所ガ訴訟ヲ重要ナル意義ヲ有スルモノトシテ上告ヲ許シタルトキハ州勞働裁判所ノ判決ニ對シテ國勞働裁判所ニ上告スルコトヲ得、但シ第七十六條ノ場合ニ於テハ控訴審ヲ通過セズシテ直接上告スルコトヲ得

第九條 一般手續規定 (一) 送達吏及ビ執達吏、裁判所用語、開廷中ノ秩序維持、評議及ビ表決ニ關スル裁判所構成法ノ規定ハ勞働裁判手續ニ付キ之ヲ準用ス

(二) 證人及ビ鑑定人手數料規則、竝ニ執達吏手數料規則ハ勞働裁判手續ニ之ヲ準用ス、執達吏ハ手數料豫納金ヲ徵收スルコトヲ得ズ

(三) 勞働裁判手續ハ各審級ニ於テ迅速ナルヲ要ス、裁判所ノ休暇ハ手續ニ影響ヲ及ボスコトナシ

（四）當事者ヘ送達スベキ判決ノ正本ニハ判決ニ對シテ上訴ノ許否、上訴ヲ提起スベキ官廳、上訴ノ形式及ビ期限ヲ記載スルコトヲ要ス

第十條（削　除）

第十一條　訴訟代理　（一）ドイツ勞働戰線ト關係ナキ企業者及ビ從業員ノタメニ行フベキ法律相談機關ノ指導者及ビ使用人ニシテ、カカル代理行爲ノ外別ニ裁判所ニ於ケル法律事件ノ處理ヲ營業トシテ行ハザル者及ビ辯護士ニシテ各事件毎ニドイツ勞働戰線ヨリソノ代理ヲ委託セラレタル者ニ限リ訴訟代理人又ハ輔佐人タルコトヲ得、ソノ他裁判所ニ於ケル他人ノ訴訟事件ノ處理ヲ營業トシテ行フ者ハ訴訟代理人又ハ補佐人タルコトヲ得ズ（註）

（二）州勞働裁判所及ビ國勞働裁判所ニ於テハ當事者ハ訴訟代理人タル辯護士ヲシテ代理セシムルコトヲ要ス、ドイツ裁判所ノ認ムル辯護士ハ凡テ代理人タルコトヲ得

（三）國勞働大臣ハ國經濟大臣及ビ國司法大臣ノ同意ヲ得テソノ他ノ機關（團體、社團）ヲシテソノ全員ノ訴訟代理ニ付キ之ヲ第一項ノドイツ勞働戰線ノ法律相談機關ト同一ニ取扱フコトヲ命令ヲ以テ定ムルコトヲ得

註　本法第十一條第一項は一九三五年三月二十日付の勞働裁判所法改正に關する法律により左の如く變更せられた（譯者）。

（一）ドイツ勞働戰線ト關係ナキ企業者及ビ從業員ノタメニ行フベキ法律相談機關ノ指導者及ビ使用人ニシテ――辯護士ヲ除ク――カカル代理行爲ノ外別ニ裁判所ニ於ケル法律事件ノ處理ヲ營業トシテ行ハザル者及ビ辯護士ニシテ各事件毎ニドイツ勞働戰線ヨリ當事者ノ代理ヲ委任セラレタル者ニ限リ勞働裁判所ニ於テ訴訟代理人若クハ輔佐人タルコトヲ得、ドイツ勞働戰線ノ法律相談機關ニヨリ當事者ノ訴訟代理ノ問題トセラレザルトキハ區勞働裁判所ノ裁判長ハ當事

者ノタメニ訴訟代理人若クハ輔佐人トシテ辯護士一名若クハ他ノ適當ナル者ヲ許可スルコトヲ得。國勞働大臣ハ國司法大臣ノ同意ヲ得テコノ許可ニ對スル拘束力アル方針ヲ定ムルコトヲ得、ソノ他裁判所ニ於テ他ノ法律事件ノ處理ヲ營業トシテ行フ者ハ訴訟代理人若クハ輔佐人タルコトヲ得ズ

第十二條 手數料及ビ費用 (一) 區勞働裁判所ノ手續ニ於テハ一回ノ手數料ハ訴訟物ノ價額ニ從ヒテ之ヲ徴收ス、ソノ額ハ訴訟物ノ價額

二〇ライヒス・マルク以下……一ライヒス・マルク

二〇ライヒス・マルク以上
六〇ライヒス・マルク以下 ……二ライヒス・マルク

六〇ライヒス・マルク以上
一〇〇ライヒス・マルク以下 ……三ライヒス・マルク

トシ、一〇〇ライヒス・マルクヲ超過スルトキハ一〇〇ライヒス・マルクニ付キ三ライヒス・マルクヲ加ヘ最高額ヲ五〇〇ライヒス・マルクトス、筆寫手數料(Schreibgebühren)ハ之ヲ徴收セズ

(二) 第一訴若クハ上級訴ニ於テ訴訟ガ裁判所ニ於テ締結セル和解又ハ裁判所ニ通告セル和解ヲ以テ終結シタルトキハ該審級ニ於ケル手數料ハ、ソレニ先ダチテ訴訟辯論ヲ行ヘル場合ニ於テモ尙之ヲ徴收セズ、訴訟ガ闕席判決ニヨリ若クハ認諾若クハ訴ノ取下ニ基キ終結シ、且ツ訴訟辯論ヲ行ハザリシ場合ニ於テハ該審級ニ於テハ本來支拂フベキ手數料ノ半額ノミヲ徴收ス、第一訴ニ於テ訴訟ガ承認(Anerkenntnis)若クハ訴ノ取下ニ基キ訴

訟辯論ヲ行ハズシテ終結シタルトキハ手數料ヲ徴收セズ

（三）手數料及ビ費用ハ該審級ノ手續ガ終結シタル場合若クハ手續ノ停止ヲ命ジタル場合ニ於テ始メテ之ヲ支拂フベキモノトス、訴訟費用豫納金ハ之ヲ徴收セズ、强制執行ニ付テモ亦同ジ

（四）第九十三條第四項、第百二條及ビ第百七條ガ第九十三條第四項ト關聯スル場合、第九十八條第三項、竝ニ第九十九條ノ場合ニ於テハ手數料及ビ費用ハ之ヲ徴收セズ

（五）繫屬中ノ訴訟ニ於ケル和解ハ印紙ノ貼付ヲ免除ス

（六）ソノ他勞働裁判手續ニ於ケル手數料及ビ費用ニ付テハ訴訟費用法（Gerichtskostengesetz）ノ規定ヲ準用ス

第十三條　法律上ノ共助　（一）區勞働裁判所ハ他ノ勞働裁判所ニ對シテ法律上ノ補助ヲナスヲ要ス、區裁判所（Amtsgericht）ハソノ所在地ニ區勞働裁判所ノ存セザル限リ勞働裁判所ニ對シテ法律上ノ補助ヲナスコトヲ要ス

（二）右ノ場合ニ於テハ法律上ノ共助ニ關スル裁判所構成法（Gerichtsverfassungsgesetz）ノ規定ヲ準用ス

第二篇　勞働裁判所ノ組織

第一章　區勞働裁判所

第十四條　設置　（一）區勞働裁判所ハ獨立ノ裁判所トシテ州司法省（Landesjustizverwaltung）ガ州最高社會行政官廳（Oberste Landesbehörde für die Sozialverwaltung）ノ同意ヲ得テ通常之ヲ區裁判所ノ管轄區域ニ付テ設置ス

（二）區勞働裁判所ハ又之ヲ次ノ地域ニ付テ設置スルコトヲ得

一　一州內ノ數個ノ區裁判所ノ管轄區域若クハ一州內ノ一個若クハ數個ノ區裁判所ノ管轄區域ノ一部特ニ統一的產業地域

二　數個ノ州若クハソノ一部地域、特ニ統一的產業地域、コノ場合ニ於テハ第一項ニ揭グル關係州最高官廳之ヲ設置ス

（三）第十八條第五項、第二十條第一項、第二十一條第五項、第二十四條第二項、第二十七條及ビ第三十條第一項ノ州裁判所トハ區勞働裁判所ノ上級ニ位スル州勞働裁判所ヲ設置セル州裁判所ヲ謂フ（註）

註　第十四條第三項は一九三五年三月二十日付勞働裁判所法の改正に關する法律によつて第二十七條の後に挿入せられることとなつた（譯者）。

第十五條　行政及ビ監督（一）行政及ビ監督ノ事務ハ州最高社會行政官廳ノ同意ヲ得テ州司法省之ヲ行フ

（二）州司法省ハ州最高社會行政官廳ノ同意ヲ得テ行政及ビ監督ノ事務ヲ下級機關ニ委任スルコトヲ得、特ニ區勞働裁判所ノ裁判長ニ、又數名ノ裁判長ノ存スル場合ニハソノ一名ニ委任スルコトヲ得

第十六條　構成（一）區勞働裁判所ハ裁判長（Vorsitzende）、裁判長代理（stellevertretende Vorsitzende）及ビ陪席員（Beisitzer）ノ必要數ヲ以テ組織ス、陪席員ハ各半數ヲ企業者及ビ從業員ヨリ選出スベシ

（二）區勞働裁判所ノ各部（Kammer）ハ一名ノ裁判長並ニ各一名ノ企業者側及ビ從業員側ノ陪席員ヲ以テソノ定足數トス

第十七條　部ノ形成　(一)　部ノ數ハ州最高社會行政官廳ノ同意ヲ得テ州司法省之ヲ定ム

(二)　勞働者ノ訴訟事件及ビ使用人ノ訴訟事件ニ付テハ各別ノ部ヲ形成ス、兩種ノ從業員ニ關係ヲ有スルトキハソノ何レガ主タル關係ヲ有スルカニヨリ部ノ管轄ヲ決定ス、特別ノ理由存スルトキハ州司法省ハ州最高社會行政官廳ノ同意ヲ得テ勞働者及ビ使用人ニ付キ格別ノ部ヲ形成セザル旨定ムルコトヲ得

(三)　必要アル場合ハ特定ノ職業及ビ營業竝ニ勞働者若クハ使用人ノ特定ノ部類ノ訴訟事件ニ付テ專門部(Fachkammer)ヲ形成スルコトヲ得、ソノ形成ニ付テハ州最高社會行政官廳ノ同意ヲ得テ州司法省之ヲ決定ス、手工業ノ訴訟事件ニ付テハ專門部(手工業裁判所=Handwerksgericht)ヲ設置ス

(四)　州司法省ハ州最高社會行政官廳ノ同意ヲ得テ使用人部又ハ專門部ノ管轄ヲ擴張シテ他ノ區勞働裁判所ノ管轄區域若クハソノ一部ニ及ボスコトヲ得、特ニ統一的產業地域ニ關スル場合ニ之ヲナスコトヲ得、他ノ州ノ地域ヘノ擴張ハ該州管轄最高官廳ノ同意ヲ得テ之ヲ行フモノトス

第十八條　裁判長ノ任命　(一)　裁判長及ビ裁判長代理ハ州最高社會行政官廳ノ同意ヲ得テ州司法省之ヲ任命ス、任命ハ勞働法及ビ社會問題ニ付テ知識ト經驗トヲ具備セル者ニ對シテノミ行フコトヲ要ス

(二)　裁判長及ビ裁判長代理タル者ハ原則トシテ通常裁判官トス

(三)　前項外ノ者ハソノ營業生活ニ於ケル地位上企業者及ビ勞働者若クハ使用人ト認メ得ズ、且ツ裁判官タリ得ル資格ヲ有スル場合ニ於テノミ之ヲ裁判長又ハ裁判長代理ニ任命スルコトヲ得

(四)　裁判長及ビ裁判長代理ハ一年以上九年未滿ノ任期ヲ以テ任命ス、重任ハ之ヲ妨ゲズ、專任トシテ在職期間

三年ヲ超過シタルトキハ裁判長ハ之ヲソノ終身ノ間任命スルコトヲ得、裁判官ニ適用スベキ停年法規ハ區勞働裁判所ノ裁判長ニモ亦之ヲ適用ス

(五) 裁判長及ビ裁判長代理ハ既ニ官吏トシテ宣誓シタル場合ヲ除キソノ就任前州裁判長ノ面前ニ於テ職務ノ履行ニ付キ宣誓スルコトヲ要ス

(六) 裁判官ノ職務ノ一時的執行ノ資格ニ關スル州法律ノ規定ハ裁判長トシテノ一時的職務執行ニ付キ之ヲ準用ス、但シ一時的職務執行ハ六週間ヲ超過スルコトヲ得ズ

第十九條 裁判長ノ法律上ノ地位 (一) 裁判長及ビ裁判長代理ハ州ノ司法官トシテノ權利及ビ義務ヲ有ス、一定ノ任期ヲ以テ任命セラレタル者ハソノ在職期間中此等ノ權利及ビ義務ヲ有ス、裁判所構成法第八條及ビ第九條ノ規定竝ニ專任裁判長ニ付テハソノ他ニ裁判所構成法第七條ノ規定ヲ準用ス、兼任ノ裁判長及ビ裁判長代理ニ報酬ヲ與フベキヤ否ヤハ州政府之ヲ定ム

(二) 一時的ニ專任裁判長ニ任命セラレタル國又ハ州ノ終身官吏ハソノ任期終了スルトキハ之ヲ嚮ノ官職ト同等ノ價値アル官ニ復職セシム、裁判長トシテノ在職期間ハ國又ハ州ニ對スル職務執行期間トシテ計算スベキモノトス

第二十條 陪席員ノ任命 (一) 陪席員ハ州上級行政官廳 (Höhere Verwaltungsbehörde des Landes) ニヨリ州裁判所長ノ同意ヲ得テ之ヲ三年ノ期間任命ス・陪席員ハドイツ勞働戰線竝ニ第二十二條第二項第二號ニ掲グル團體ノ提出セル推薦名簿 (Vorschlagslisten) ノ中ヨリ適當ナル割合ヲ以テ之ヲ選定ス、ドイツ勞働戰線ハ名簿ノ

作成ニ付キ企業者及ビ從屬者ノ同數ヲ選ビ且ツ國法律ニヨリ經濟上ノ職業身分ノ設ケラレタルトキハソノ身分ノ同意ヲ得ベシ

(二) 勞働者側及ビ使用人側ノ陪席員ニ付テハ第十七條第二項ニ從ヒ格別ノ部ヲ設ケザル場合ヲ除キ原則トシテ格別ノ推薦アルコトヲ要ス

(三) 陪席員ハソノ服務前裁判長ノ面前ニ於テ職務ノ履行ニ付キ宣誓スルコトヲ要ス

第二十一條　陪席員ノ資格　(一) 陪席員ニ任命セラレ得ル者ハドイツ國ノ國籍ヲ有シ且ツ年齡二十五歲ヲ超過セル男子及ビ女子ニシテ區勞働裁判所ノ管轄區域內ニ於テ引續キ一年以上企業者又ハ從業員トシテ從事セル者ナルコトヲ要ス

(二) 公民權、公務員ニ任命セラレ得ル資格又ハ經營ノ指導者トナリ若クハ信任委員タルベキ資格ヲ剝奪セラレタル者、若クハ公民權若クハ公務員タルベキ資格ノ剝奪セラルル重罪又ハ輕罪ノ公判手續ノ開始ヲ受ケタル者竝ニ裁判所ノ命令ニヨリ自己ノ財產處分ヲ制限セラレタル者ハ陪席員ノ職ニツクコトヲ得ズ

(三) 勞働裁判所ノ官吏及ビ使用人ハ陪席員ニ任命スルコトヲ得ズ

(四) 同時ニ企業者及ビ從業員双方ノ陪席員タルコトヲ得ズ

(五) 任命ノ前提要件タルノ缺陷ガ後日ニ至リテ發見セラレタル場合又ハ後日ニ至リテ生ジタルトキハ州裁判所長ハ陪席員ノ職ヲ免ズ、ソノ決定前陪席員ヲ訊問スルコトヲ要ス、決定ハ確定的ナルモノトス

第二十二條　企業者側陪席員ニ對スル特則　(一) 一時的ニ又ハ規則的ニ一年ノ或期間全ク勞働者若クハ使用人ヲ

雇傭セザル者モ亦企業者側陪席員タルヲ妨ゲズ

(二) 自然人ニ非ザル企業者ニ付テハ陪席員トシテ左ニ掲グル者ヲ任命スルコトヲ得

一 私法上ノ法人及ビ人的團體ニ於テハ法律上ノ代理人竝ニ監事(Aufsichtsratsmitglieder)

二 國、州、自治體、自治聯合體及ビソノ他ノ公法上ノ團體ニ於テハ國又ハ州ノ管轄最高官廳ノ細則ニ從ヒ指導的地位ニアル公務員

(三) 企業者側陪席員ノ任命ニ付テハソノ企業者ガ勞働者及ビ使用人ノ雇傭ニ付キ獨立ノ權限ヲ有シ若クハ業務代理權若クハ包括的代理權ヲ有スルトキハ業務執行者及ビ經營ノ指導者ト同一ニ取扱フ

第二十三條 從業員側陪席員ニ對スル特則 失業者ト雖モ從業員側陪席員タルコトヲ得

第二十四條 陪席員タル職務引受ノ拒絕 (一) 左ニ掲グル者ハ陪席員タルコトヲ拒ムコトヲ得

一 滿六十五歲ヲ超エタル者

二 疾病又ハ癈疾ニヨリ職務ノ執行ニ堪ヘザル者

三 他ノ名譽職トシテ公共ノ事務ヲ擔任シ陪席員ノ引受ヲ期待シ得ザル者

四 任命以前既ニ六年間勞働裁判所ノ陪席員タリシ者

五 女子ニシテソノ家族ニ對スル配慮ノタメ職務ノ執行ガ著シク困難ナルコトヲ證明シタル者

(二) 上級行政官廳ハ州裁判所長ノ同意ヲ得テ拒否ノ理由アリヤ否ヤヲ決定ス、ソノ決定ハ最終的ノモノトス

第二十五條 陪席員ノ地位 (一) 陪席員ハ名譽職トス

(二) 陪席員ハソノ職務ノ執行ニ基ク事業上ノ損失及ビ費用ニ對スル適當ナル補償竝ニ旅費ヲ受ク、細則ハ國司法大臣ノ同意ヲ得テ國勞働大臣之ヲ定ム

(三) 補償及ビ旅費ハ區勞働裁判所裁判長最終的ニ之ヲ決定ス

第二十六條　從業員側陪席員ノ保護　(一) 企業者及ビソノ使用人ハ使用人若クハ勞働者ガ陪席員タル職務ヲ引受ケ若クハ執行スルコトヲ制限シ若クハ職務ノ引受ケ若クハ執行ヲ理由トシテ該從業員ニ不利益ヲ課スルコトヲ得ズ

(二) 企業者若クハソノ使用人ガ前項ノ規定ニ故意ニ違背シタルトキハ罰金ニ處ス

第二十七條　陪席員ノ罷免　陪席員ガ著シクソノ職務上ノ義務ニ付キ重大ナル違背ヲ爲シタルトキハソノ職ヲ免ズ、免職ノ決定ハ州裁判所長及ビ州勞働裁判所ノ各二名ノ企業者側及ビ從業員側陪席員ヨリ成ル部ノ管轄ニ屬ス、ソノ決定前該陪席員及ビ區勞働裁判所裁判長ノ意見ヲ徴スルコトヲ要ス、決定ハ最終的ノモノトス

第二十八條　陪席員ニ對スル秩序罰　陪席員ガ正當ナル理由ナクシテ法廷ニ出頭セズ若クハ正當ナル時期ニ出頭セズソノ他職務ヲ行ハザルトキハ裁判長ハ秩序罰トシテ之ヲ罰金ニ處ス、後日ニ至リテ正當ナル理由ノ存スルコト明ラカトナリタルトキハ罰ヲ減免スルコトヲ要ス、處罰ヲ言渡シタル決定ニ對シテハ抗告スルコトヲ得

第二十九條　陪席員委員會(Beisitzerausschüsse)　(一) 二以上ノ部ヲ有スル區勞働裁判所ニ於テハ州裁判所長ハ三名ノ企業者側陪席員及ビ三名ノ勞働者若クハ使用人側陪席員ヲ任命シ陪席員委員會ヲ組織ス、該委員會ハ區勞働裁判所ノ監督裁判長(Aufsichtsführender Vorsitzende)若クハ最古參裁判長(Dienstältester Vorsitzende)ノ

指揮ノ下ニ協議ス

（二）陪席員委員會成立シタルトキハ部ノ形成、事務ノ分配、陪席員ノ各部ヘノ配屬及ビ陪席員ノ法廷ヘノ召喚ニ關スル表ノ作成ニ先ダチ陪席員委員會ノ意見ヲ徵スルコトヲ要ス、委員會ハソノ他ノ事項ニ付テモ區勞働裁判所裁判長、行政官廳及ビ監督官廳ニ對シテ陪席員ノ希望ヲ傳達スルコトヲ得

第三十條 事務ノ分配、部ノ構成 （一） 事務年度ノ開始前ニ於テ裁判長、若シ二名以上ノ裁判長アルトキハソノ總テノ裁判長ハ事務ヲ各部ニ分配ス、裁判長ノ意見一致セザル場合ハ州裁判所長之ヲ決定ス、裁判長、裁判長代理及ビ陪席員ノ各部ヘノ配屬モ亦同樣ノ方法ニヨル、陪席員ノ職務期間ノ初メニ於テ新タニ陪席員ノ分配ヲ行フコトヲ要ス、ベルリン區勞働裁判所ノ事務（第一段第二段）ノ分配ハ州裁判所長之ヲ行フ

（二）專門部ノ陪席員ハ之ヲ該專門部形成ノ目的タル職業、營業若クハ團體ノ範圍ヨリ選定セル陪席員タルベキモノトス、第二十二條第三項ニ揭グル使用人ノ訴訟事件ニ付テ專門部ヲ形成セルトキハ此等使用人ハ企業者側陪席員トシテ該專門部ニ屬スルコトヲ得ズ

（三）第十七條第四項ノ場合ニ於テハソノ管轄區域ニ付テ專門部ガ管轄權ヲ有スル區勞働裁判所ノ陪席員表ノ中ヨリ陪席員ヲ採ルコトヲ要ス

第三十一條 陪席員ノ呼出 陪席員ハ裁判長ガ事務年度及ビ陪席員ノ新職務期間ノ初メニ於テ第二十九條第二項ニ從ヒ作成シタル表ノ順序ニ從ヒ之ヲ法廷ニ出頭セシムルコトヲ要ス

第三十二條 事務所 區勞働裁判所ニ事務所ヲ置ク、ソノ設置ニ付テハ州司法省ガ州最高社會行政官廳ノ同意ヲ

得テ之ヲ決定ス

第二章　州勞働裁判所

第三十三條　設置　(一)　州勞働裁判所ハ州最高社會行政官廳ノ同意ヲ得テ州司法省之ヲ州裁判所ニ設置ス、第十四條第二項ノ規定ヲ之ニ準用ス

(二)　州勞働裁判所ハ州裁判所所在地以外ノソノ管轄區域內ノ他ノ場所ニ之ヲ設置スルコトヲ得

第三十四條　行政及ビ監督　(一)　行政及ビ監督ノ事務ハ州最高社會行政官廳ノ同意ヲ得テ州司法省之ヲ行フ

(二)　州司法省ハ州最高社會行政官廳ノ同意ヲ得テ行政及ビ監督ノ事務ヲ下級官廳特ニ州裁判所長及ビ州勞働裁判所裁判長ニ、若クハ裁判長多數アル場合ハソノ一名ニ委任スルコトヲ得

第三十五條　組織、部ノ形成　(一)　州勞働裁判所ハ裁判長、裁判長代理及ビ陪席員ノ必要數ヲ以テ組織ス、企業者側及ビ從業員側ハ陪席員ノ各半數ヲ選出ス

(二)　州勞働裁判所ノ各部ハ一名ノ裁判長及ビ各一名ノ企業者側及ビ勞働者若クハ使用人側ノ陪席員ヲ以テ職務執行上ノ定足數トス

(三)　ソノ他ノ點ニ付テハ州勞働裁判所ノ部ハ裁判所構成法ニ於ケル州裁判所ノ民事部ト同一ニ之ヲ取扱フ

(四)　部ノ數ハ州最高社會行政官廳ノ同意ヲ得テ州司法省之ヲ定ム

第三十六條　裁判長　(一)　裁判長及ビ裁判長代理ハ州最高社會行政官廳ノ同意ヲ得テ州裁判所ノ裁判長及ビ常任裁判官ノ中ヨリ州司法省之ヲ任命ス、州勞働裁判所ノ所在地ニ州高等裁判所(Oberlandesgericht)アル場合ニ於

テハ州高等裁判所ノ裁判官ヲ充ツルコトヲ得、任期ハ州裁判所若クハ州高等裁判所ニ屬スル期間トス、任命ハ任命ヲ受ケタル者ノ同意アリタル場合ニ於テノミ之ヲ取消スコトヲ得

（二）裁判長及ビ裁判長代理ノ任命ハ勞働法及ビ社會問題ニ付テ知識ト經驗トヲ具備セル裁判官ノミヲ之ニ任命スベキモノトシ州裁判所又ハ州高等裁判所ニ斯カル裁判官ノ存セザル場合ニハ裁判官タル資格ヲ具フル適當ナル人物ヲ任命スルコトヲ要ス

第三十七條 陪席員 （一） 陪席員ハ滿三十歳ヲ超過セル者ニシテ少クトモ三年間區勞働裁判所ノ陪席員タリシ者タルコトヲ要ス

（二） ソノ他陪席員ノ任命及ビ地位竝ニ罷免ニ付テハ第二十條第一項及ビ第三項竝ニ第二十一條乃至第二十八條ノ規定ヲ準用ス

第三十八條 陪席員委員會 州勞働裁判所ニ陪席員委員會ヲ組織ス、第二十九條第一項第二段及ビ第二項ノ規定ハ之ヲ準用ス

第三十九條 部ノ組織、事務ノ分配 （一） 事務年度ノ開始前ニ於テ州裁判所長ハ州勞働裁判所ノ裁判長ノ票決權者ノ助力ヲ得テ事務ヲ州勞働裁判所ノ各部ニ分配ス、裁判長、裁判長代理及ビ陪席員ノ各部ヘノ配屬モ亦同様ノ方法ニヨル、陪席員ノ新職務期間開始ニ先ダチ改メテソノ配置ヲ行フ、裁判長及ビ陪席員ハ同時ニ數部ニ屬スルコトヲ得、ベルリン勞働裁判所ノ事務分配（第一段、第二段）ハ一ハ州司法省之ヲ決定シ他ハ各裁判長ニヨリソノ事務年度ニ對シ多數決ヲ以テ選ビタル二名ノ州勞働裁判所ノ票決權者ノ助力ヲ得テ州裁判所長之ヲ行フ

（二）　陪席員ハ裁判長ガ事務年度及ビ陪席員ノ新職務期間開始ニ先ダチ第三十八條後段ノ規定ニ從ヒ作成シタル表ノ順序ニ從ヒ之ヲ法廷ニ呼出スコトヲ要ス

第三章　國勞働裁判所

第四十條　設置　國勞働裁判所ハ之ヲ國裁判所ニ設置ス

第四十一條　組織，部（Senaten）ノ形成　（一）　國勞働裁判所ハ裁判長トシテノ國裁判所部長（Senatspräsidenten beim Reichsgericht）裁判長代理トシテノ國裁判所部長又ハ國裁判所判事（Reichsgerichtsräten）裁判官ノ陪席員（richterliche Beisitzer）トシテノ國裁判所判事及ビ裁判官ナラザル陪席員（nichtrichterliche Beisitzer）ノ必要數ヲ以テ之ヲ組織ス、裁判官タラザル陪席員ハ各半數宛企業者側及ビ從業員側ヨリ之ヲ任命ス

（二）　國勞働裁判所ノ各部ハ一名ノ裁判長、二名ノ陪席判事及ビ各一名ノ企業者側及ビ從業員側ノ陪席員ヲ以テ職務執行上ノ定足數トス

（三）　ソノ他ノ點ニ付テハ國勞働裁判所ノ部ハ裁判所構成法ニ於ケル國裁判所ノ民事部ト同一ニ之ヲ取扱フ

（四）　部ノ數ハ國勞働大臣ノ同意ヲ得テ國司法大臣之ヲ定ム

第四十二條　裁判官タル構成員　國勞働裁判所ノ裁判長、裁判長代理及ビ裁判官タル陪席員ハ勞働法及ビ社會問題ニ付テ特殊ノ知識ト經驗トヲ具備セル裁判官ノミヨリ之ヲ任命スベキモノトス

第四十三條　裁判官タラザル陪席員　（一）　裁判官タラザル陪席員ハ國司法大臣ノ同意ヲ得テ國勞働大臣之ヲ任命シソノ任期ヲ三年トス

（二）陪席員ハ滿三十五歳ニ達シ且ツ長クドイツ國內ニ於テ企業者若クハ從業員タルモノタルベシ、ソノ罷免ハ國裁判所長ノ權限ニ屬ス

（三）ソノ他裁判官タラザル陪席員ノ任命及ビ地位ニ付テハ第二十條第一項第二段、第三段竝ニ第三項及ビ第二十一條乃至第二十八條ノ規定ヲ準用ス

第四十四條　部ノ組織、事務ノ分配（一）事務年度ノ開始ニ先ダチ國裁判所長ハ事務ヲ國勞働裁判所ノ各部ニ分配ス、各部ヘノ裁判長、裁判長代理、陪席判事及ビ裁判官タラザル陪席員ノ配屬モ亦同樣ノ方法ニヨリ且ツ陪席員ノ新職務期間開始ニ先ダチ改メテソノ配置ヲ行フベシ、裁判長、裁判長代理及ビ陪席判事ハ同時ニ數部ニ屬スルコトヲ得

（二）裁判官タラザル陪席員ハ裁判長ガ事務年度開始前且ツ陪席員ノ新職務期間ノ開始前ニ於テ作成シタル表ノ順序ニ從ヒ之ヲ各法廷ニ呼出スコトヲ要ス

第四十五條　國裁判所ノ聯合民事部（vereinigte Zivilsenate）及ビ國裁判所總會（Plenum）勞働法問題ニ關スル國裁判所ノ聯合民事部若クハ國裁判所總會ノ判決ニ付テハ國勞働裁判所各部ノ各一名ノ企業者側及ビ從業員側陪席員之ニ關與ス、該陪席員ハ之ヲ裁判所構成法第百三十八條ニ於ケル國裁判所構成員ト看做ス

第三篇　勞働裁判所ノ手續

第一章　第一審

第四十六條　原則　第一審ノ判決手續ニ付テハ別段ノ定メナキ限リ區裁判所ノ手續ニ關スル民事訴訟法ノ規定ヲ準用ス、第五十四條及ビ第五十五條ノ規定ハ提訴前ノ和解手續（Güteverfahren）ニ關スル規定ニ代ルモノトス、證書訴訟及ビ爲替訴訟ニ關スル規定ハ之ヲ適用セズ、一九二四年五月十三日ノ告示（國法律公報第一部五五二頁）ニヨル裁判所事務輕減命令（Verordnung zur Entlastung der Gerichte）モ亦之ヲ適用セズ

第四十七條　訴ノ提起、受訴期間及ビ召喚期間（Einlassungs- und Ladungsfrist）（一）訴ノ提起ハ訴狀ヲ區勞働裁判所ニ提出シテ之ヲナスカ、若クハ區勞働裁判所ニ於テ口頭申立ヲ記錄シテ之ヲナスコトヲ要ス、訴ハ民事訴訟法第四百九十六條第三項前段ノ規定ニ拘ハラズ被告ニ送達セラレタルトキ始メテ之ヲ提起セルモノト看做ス、被告ニ對スル答辯書差出ノ催告ハ通常之ヲ行ハズ

（二）通常ノ裁判日ニ當事者ハ召喚ナキモ區勞働裁判所ニ出頭シテ訴訟ニ付テ辯論ヲナスコトヲ得、此ノ場合ニハ訴ハ口頭ヲ以テ之ヲ提起ス、事件ガ係爭トナリタルトキハ訴ノ要領ヲ記錄ニ載スルコトヲ要ス

（三）被告ガ區勞働裁判所ノ所在地ニ居住スル場合ニハ少クトモ期日ノ二日前ニ訴ヲ送達スルコトヲ要ス、召喚ニ付テモ亦同ジ

第四十八條　管轄（一）事物ニ付キ管轄違ヒナリト宣言セル確定力アル裁判ノ拘束力ニ關スル民事訴訟法第十一條ノ規定及ビ土地竝ニ事物ノ管轄ヲ有スル裁判所ヘノ訴訟ノ移送ニ關スル民事訴訟法第二百七十六條ノ規定ハ區勞働裁判所及ビ通常裁判所相互ノ關係ニ付テ之ヲ準用ス

（二）賃率規則ニ定ムル勞働關係又ハ徒弟關係ニ基ク訴訟事件及ビ勞働關係又ハ徒弟關係ノ締結ニ關スル商議ニ

基ク訴訟事件ニ付テハ勞働管理官ハ民事訴訟法第三十八條乃至第四十條ノ規定ニ拘ハラズ賃率規則ノ中ニ本來土地ノ管轄ヲ有セザル區勞働裁判所ノ管轄ヲ規定スルコトヲ得、前段ニ定ムル規定ハ又公ノ行政及ビ經營ニ於ケル勞働統制法第十六條第二項ニヨル一般的服務規律中ニ之ヲ設クルコトヲ得

第四十九條　裁判所職員ノ忌避　(一)　裁判所職員ノ忌避ノ申請ニ付テハ區勞働裁判所ノ部之ヲ決定ス

(二)　區勞働裁判所裁判官忌避セラレタルタメ定足數ヲ缺クニ至リタルトキハ州勞働裁判所ハソノ申請ヲ決定ス

(三)　前二項ノ決定ニ對シテハ上訴ヲ許サズ

第五十條　送達　(一)　第十一條ニヨリ勞働裁判所ノ法廷ニ出廷ヲ認メラルルドイツ勞働戰線ノ法律相談機關及ビソノ類似ノ機關ノ指導者及ビ使用人ニ付テハ民事訴訟法第百八十三條第二項、第二百十二條a項ヲ準用ス

(二)　判決ハ執行名儀ノ相手方及ビ控訴、抗告、異議ノ相手方ニ對シ職權ヲ以テ之ヲ送達ス、ソノ他ノ場合ニ於ケル當事者ヘノ送達ハ形式ヲ定メズ

第五十一條　當事者自身ノ出頭　(一)　裁判長ハ訴訟ノ如何ナル程度ニアルヲ問ハズ當事者自身ノ出頭ヲ命ズルコトヲ得、ソノ他ノ點ニ付テハ民事訴訟法第百四十一條第二項及ビ第三項ノ規定ヲ準用ス

(二)　當事者自身ノ出頭ノ命令アリタルニ拘ハラズ理由ナク缺席シソノ結果命令ノ目的ヲ不成功ナラシメタルトキハ裁判長ハ訴訟代理人ノ認許ヲ拒ムコトヲ得、コノ場合民事訴訟法第百四十一條第三項第二段ヲ準用ス

第五十二條　公開　判決裁判所ノ審理ハ證據調及ビ判決ノ言渡トトモニ之ヲ公開ス、公開ノ結果公ノ秩序、特ニ國家ノ安寧ヲ害シ若クハ善良ノ風俗ヲ害スル虞アルトキ若クハ審理若クハ證據調ノ目的ガ營業上、事業上若ク

ハ發明上ノ祕密ナルニヨリ當事者ノ一方ガ公開ノ停止ヲ申請シタルトキハ區勞働裁判所ハ審理ノ全部又ハ一部ノ公開ヲ停止スルコトヲ得、和解手續ニ於テハ區勞働裁判所ハ便宜ニ從ヒ公開ヲ停止スルコトヲ得、コノ場合裁判所構成法第百七十三條乃至第百七十五條ノ規定ヲ準用ス

第五十三條　裁判長及ビ陪席員ノ權限　（一）口頭辯論ニ基キ判決及ビ處分ハ別段ノ定メナキ限リ裁判長單獨ニテ之ヲ行フ

（二）ソノ他裁判長及ビ陪席員ノ權限ニ付テハ州裁判所ノ手續ニ關スル民事訴訟法ノ規定ヲ準用ス

第五十四條　和解手續　（一）口頭辯論ハ他ノ場所（第百一條乃至第百五條）ニ於ケル和解手續ノ協定ナキ限リ裁判長ノ面前ニ於テ當事者間ノ和解（gütliche Einigung）ノ目的ノタメニスル辯論ヲ以テ開始ス、裁判長ハ此ノ目的ノタメニ自由判斷ニ基キ一切ノ爭點ヲ當事者ニ說明スルコトヲ要ス、事實ヲ明確ニスルタメニハ裁判長ハ卽時ニナスコトヲ得ル各種ノ行爲ヲナスコトヲ得、但シ宣誓ニヨル訊問ハ此ノ限リニアラズ

（二）和解手續ノ結果特ニ事件ノ解決シタル場合ハ之ヲ記錄ニ載スルコトヲ要ス

第五十五條　裁判長ノ面前ニ於ケル辯論（Verhandlung vor dem Vorsitzenden）（一）當事者ノ一方ガ和解手續ニ闕席シタルトキ若クハ和解手續ガ成立スルニ至ラザリシトキハ直チニ次ノ辯論（weitere Verhandlung）ヲ開始ス、直チニ開始シ得ザル理由存スルトキハ三日以內ニ之ヲ開始スルコトヲ要ス

（二）當事者ノ一方ノ闕席、承認、訴ノ取下若クハ拋棄ニ基キ訴訟辯論ヲ經ズシテ判決ヲ行フ場合若クハ和解手續ニ次デ直チニ行フ辯論ニ於テ裁判ヲ行ヒ得ベキモノニシテ且ツ當事者ガ一致シテ之ヲ申請シタル場合ニハ裁

判長ハ單獨ニテ裁判ス、申請ハ之ヲ記錄ニ載スルコトヲ要ス

(三) 當事者ノ双方ガ和解手續ニ闕席シタルトキハ訴訟辯論ノ期日ヲ定ムルコトヲ要ス、他ノ場所ニ於ケル和解手續ノ定メアリタル場合ニ於テモ亦同ジ、此等ノ場合ニ於テハ第二項ノ規定ハ第一回ノ辯論ニ之ヲ適用ス

第五十六條 訴訟辯論ノ準備　裁判長ハ訴訟辯論ガ能フル限リ一回ノ審理ニ於テ終結シ得ル樣之ガ準備ヲナスベシ、裁判長ハ此ノ目的ノタメニ特ニ證人及ビ鑑定人ヲ召喚シ、職務上ノ陳述ヲナサシメ、書面ニヨル證據ヲ提出セシメ又當事者自身ノ出頭ヲ命ズルコトヲ得．此等ノ處置ハ之ヲ當事者ニ通知スルコトヲ要ス

第五十七條 部ノ審理 (Verhandlung vor der Kammer)　(一) 審理ハ能フル限リ之ヲ一回ニテ終結セシムルコトヲ要ス、ソノ不可能ナル場合特ニ證據調ヲ直チニナス能ハザル場合ニハ直チニ續行ノ期日ヲ言渡スコトヲ要ス

(二) 手續ノ如何ナル程度ニアルヲ問ハズ和解調停ニ努力スルコトヲ要ス

第五十八條 證據調　(一) 證據調ハ區勞働裁判所ノ所在地ニ於テ可能ナル限リ之ヲ部ニ於テ行フ、證據調ガ區勞働裁判所ノ所在地ニアラザルモ尚之ヲソノ管轄區域ニ於テ行フ場合ニハ之ヲ裁判長ニ委任スルコトヲ得、區勞働裁判所ノ管轄區域外ニ於テ之ヲナスコトヲ要スル場合ニハ之ヲ該區勞働裁判所ノ裁判長ニ對シテ若クハ地理的理由ニ基キ一層便宜ナル場合ニハソノ管轄區域內ニ於テ證據調ヲ行フ區裁判所ニ之ヲ委任スルコトヲ得

(二) 部ハ眞實ノ陳述ヲナサシムルガタメニ必要ナリト認メタルトキハ證人及ビ鑑定人ニ對シ宣誓セシムルコトヲ得、民事訴訟法第三百七十七條第三項及ビ第四項ノ場合ニ於テハ部ガ同一ノ理由ニ基キ之ヲ必要ト認メタル場合ニ限リ宣誓ニ代ル保證ヲ要求スルコトヲ得

第五十九條　闕席手續　闕席判決ヲ受ケタル當事者ハソノ送達後三日ノ不變期間内ニ判決ニ對シテ抗告ヲ申立ツルコトヲ得、抗告ハ區勞働裁判所ニ書狀ヲ提出シ若クハ事務所ニ於テ陳述シテ書取ラシメテ之ヲナスベキモノトス、判決ノ送達ト同時ニ當事者ニ對シテ此ノ點ニ付キ書面ヲ以テ指示スルコトヲ要ス

第六十條　判決ノ言渡　(一)　判決ノ言渡日ニ於テ即時ノ言渡ヲ妨グル特別ノ事由アルトキハ特別ノ期日ヲ定ムルコトヲ得、言渡期日ハ三日ヲ超エテ之ヲ定ムルコトヲ得ズ、記錄ニ從ヒ判決ヲ行フ場合ニ付テモ亦同ジ

(二)　判決ノ言渡ニ際シテハ双方ノ當事者ノ在廷セザル場合ヲ除キ裁判理由ノ要領ヲ告グルコトヲ要ス

(三)　言渡ノ效力（Wirksamkeit）ハ陪席員ノ在廷シタルト否トニヨリ異ナルコトナシ、陪席員ヲ召喚セズシテ部ノ判決ヲ言渡ス場合ニハ豫メ裁判長及ビ陪席員ハ判決主文ニ署名スルコトヲ要ス

(四)　判決ハ事實及ビ裁判理由トトモニ裁判長之ニ署名スルコトヲ要ス、言渡ニ際シテ未ダ判決ヲ完全ニ書面ニ認メザリシ場合ニ於テハソノ言渡後三日以内ニ完全ニ認メテ之ヲ事務所ニ交付スルコトヲ要ス

第六十一條　判決ノ内容　(一)　費用ノ額ハ即時ニ之ヲ算定シ得ルモノニ限リ之ヲ判決中ニ確定スルコトヲ要ス、該決定ハソノ基礎タル訴訟ノ費用ニ關スル裁判ノ變更ナキ限リ確定的ナルモノトス、日時ノ懈怠ヲ理由トスル賠償及ビ訴訟代理人若クハ補佐人招致費用ノ補償ヲ目的トスル勝訴者ノ請求ハ之ヲ認メズ

(二)　訴訟物ノ價格ハ區勞働裁判所之ヲ判決中ニ確定ス

(三)　訴訟物ノ價格上控訴シ得ザル場合ニ於テモ訴訟ガ特ニ重要ナル意義ヲ有スル場合ハ區勞働裁判所ハ判決中ニ於テ之ヲ許スコトヲ得、區勞働裁判所ガ法律規定ノ解釋ニ當リ一方ノ訴訟當事者ノタメニ若クハ之ニ對シテ

ナシタル判決ニシテソノ手續中ニ提出セラレタルモノト異ナル見解ヲ採リタルトキハ訴訟ハ特ニ重要ナル意義ヲ有スルモノトシテ控訴ヲ許スコトヲ要ス

(四) 判決ニヨリ行爲ヲナスベキ義務ヲ宣言シタル場合ニハ區勞働裁判所ハ原告ノ請求ニ基キ同時ニ特定ノ期間内ニソノ行爲ヲ行ハザル場合ニ對シ裁判所ガ自由裁量ニヨリテ確定シタル賠償額ノ支拂ヲ被告ニ命ズルコトヲ要ス、但シ此ノ場合民事訴訟法第八百八十七條及ビ第八百八十八條ニヨル强制執行ヲナスコトヲ得ズ

(五) 請求ノ原因ニ付テ先ヅナサレタル中間判決ハ控訴ニ關シテ之ヲ終局判決ト看做サズ

第六十二條 强制執行 (一) 抗告若クハ控訴ヲ認メタル區勞働裁判所ノ判決ニ付テハ假執行ヲナスコトヲ得、被告ガ執行ニヨリテ回復スルコトヲ得ベカラザル損害ヲ受クベキコトヲ疎明シタルトキハ區勞働裁判所ハ申請ニ基キ判決中ニ於テ假執行力ヲ控除スルコトヲ要ス、民事訴訟法第七百七條第一項及ビ第七百十九條第一項ノ場合ニ於テハ强制執行ハ同一ノ要件ノ存スル場合ニ限リ之ヲ停止スルコトヲ得

(二) ソノ他强制執行及ビ假差押並ニ假處分ニ付テハ民事訴訟法第八編ノ規定ヲ準用ス

第六十三條 特別ナル場合ノ强制執行 手續取消ノ訴(國民勞働統制法第五十六條以下及ビ公ノ行政及ビ經營ニ於ケル勞働統制法第二十二條)ニ付テハ判決ノ執行力アル正本ノ附與ハソノ言渡ヲ受ケタル者ガ企業者ノ賠償ヲ選ビタルトキ若クハ判決ノ送達後三日以内若クハ勞働裁判所法第六十二條第一項第二段ニ從ヒ判決ノ假執行ヲ控除セラレタルトキハ判決ノ確定後三日以内ニ相手方ニ對シ解約告知ノ取消又ハ賠償ノ何レヲ選ブヤヲ言明セザリシコトヲ證シタルトキニ限リ之ヲナス、證明ハ又宣誓ニ代ル保證ヲ以テ之ヲ行フコトヲ得

第二章　控訴審

第六十四條　原則　（一）　區勞働裁判所ノ判決ニ對シテハ第七十八條ニヨル抗告ヲ許サザル限リ區勞働裁判所ガ確定セル訴訟物ノ價額三〇〇ライヒス・マルクヲ超ユルトキ若クハ區勞働裁判所ガ訴訟ヲ特ニ重要ナル意義ヲ有スルモノトシテ控訴ヲ許シタルトキハ州勞働裁判所ニ控訴スルコトヲ得

（二）　州勞働裁判所ニ於ケル手續ニ付テ勞働裁判所法中ニ別段ノ定メナキ限リ控訴ニ關スル民事訴訟法ノ規定ヲ準用ス、但シ單獨判事ノ面前ニ於ケル手續ニ關スル規定ハ之ヲ適用セズ、一九二四年五月十三日ノ告示（國法律公報第一部五五二頁）ノ裁判所事務輕減命令モ亦第七條、第八條ヲ除キ之ヲ適用セズ

（三）　裁判所職員ノ忌避、送達、當事者自ラノ出頭、公開、裁判長及ビ陪席員ノ權限、訴訟辯論ノ準備、證據調、闕席手續、判決、判決ノ言渡、判決ノ內容、強制執行、特別ナル場合ノ手續ニ關スル第四十九條第一項及ビ第三項、第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十二條、第五十三條、第五十六條、第五十八條、第五十九條、第六十條第一項乃至第三項及ビ第四項第二段、第六十一條第四項及ビ第五項竝ニ第六十二條ノ規定ハ之ヲ準用ス

第六十五條　控訴ノ制限　陪席員任命手續ノ瑕疵ヲ理由トシテ若クハ陪席員ヲ任命シテ職ニ就カシムルコトヲ妨グル事由ノ存シタルコトヲ理由トシテ控訴スルコトヲ得ズ

第六十六條　控訴ノ提起、期日ノ決定　（一）　控訴期間及ビ控訴理由提出期間ハ何レモ二週間トス

（二）　口頭辯論期日ハ控訴ガ民事訴訟法第五百十九條bニ從ヒ口頭辯論ヲ經ズシテ許スベカラザルモノトシテ却下セラルル場合ヲ除キ遲滯ナク之ヲ決定スベキモノトス、訴訟手數料（Frozesgebühr）ノ豫納ニ關スル民事訴

訟法第五百十九條第六項ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第六十七條　新タナル事實及ビ證據方法　民事訴訟法第五百二十九條第一項及ビ第二項ニヨル新タナル事實及ビ證據方法ノ提出ヲ認ムル限リ控訴人ハ之ヲ控訴理由中ニ掲ゲ又被控訴人ハ遲クトモ第一回ノ口頭辯論ニ於テ之ヲ提出スルコトヲ要ス、遲レテ之ヲ提出セル場合ニ於テハ證據方法ガ控訴理由提出後又ハ第一回ノ口頭辯論ノ後ニ生ジタルトキ若クハ州勞働裁判所ノ自由ナル心證ニヨリソノ遲レタル提出ガ當事者ノ過失ニ基カザルトキニ限リ之ヲナスコトヲ得

第六十八條　差戾　區勞働裁判所ノ手續ノ瑕疵ヲ理由トスル差戾ハ之ヲ許サズ

第六十九條　判決　(一)　判決ハ部ノ構成員之ニ署名スルコトヲ要ス

(二)　區勞働裁判所ノ判決ノ言渡アリタル後訴訟物ノ價額ガ變更シタルトキハ州勞働裁判所ハ判決中ニ於テ新タニ之ヲ確定ス

(三)　訴訟物ノ價額上上告ノ認メラレザル場合ニ於テモ訴訟ガ特ニ重要ナル意義ヲ有スルトキハ州勞働裁判所ハ判決中ニ於テ上告ヲ許スコトヲ得

第七十條　抗告ノ排除　州勞働裁判所又ハソノ裁判長ノ決定及ビ處分ニ對シテハ民事訴訟法第五百十九條b第二項ニヨル控訴ノ却下ノ場合ヲ除キ上訴ヲ許サズ

第七十一條　特別ナル場合ノ手續　取消ノ訴（國民勞働統制法第五十六條以下及ビ公ノ行政及ビ經營ニ於ケル勞働統制法第二十二條）ニ付テハ判決ノ執行力アル正本ハソノ判決ガ區勞働裁判所ノ判決ヲ變更シテ賠償ヲ定メタルトキ又

ハソノ他ノ決定ヲナシタルトキニ於テハ判決ヲ受ケタルモノガ企業者ノ控訴判決ノ送達後賠償ヲ選ビタルカ又ハ送達後三日以内ニ解約告知ノ撤回若クハ賠償ノ何レヲ選ブカヲ言明セザリシコトヲ疎明セルトキニ限リ之ヲ附與スルコトヲ得、疎明ハ宣誓ニ代ヘ保證ヲ以テナスコトヲ得

第三章　上　告　審

第七十二條　原則　（一）　州勞働裁判所ノ控訴審ニ於ケル判決ニ對シテハ區勞働裁判所又ハ州勞働裁判所ニヨリ確定セラレタル訴訟物ノ價格ガ通常民事裁判權ニ關スル上告限度ヲ超ユルトキ又ハ州勞働裁判所ガ訴訟ノ重要ナル意義ヲ有スルコトヲ理由トシテ上告ヲ許シタルトキニ於テ國勞働裁判所ニ對シ上告ヲナスコトヲ得、假差押又ハ假處分ノ命令、變更又ハ廢止ニ關スル裁判ヲ内容トスル判決ニ對シテハ上告ヲ許サズ、取消ノ訴（國民勞働統制法第五十六條以下及ビ公ノ行政及ビ經營ニ於ケル勞働統制法第二十二條）ニ付テモ亦上告ヲ認メザルモノトス

（二）　國勞働裁判所ニ於ケル手續ニ付テハ勞働裁判所法中ニ別段ノ定メナキ限リ上告ニ關スル民事訴訟法ノ規定ヲ準用ス

（三）　裁判所職員ノ忌避、公開、裁判長及ビ陪席員ノ權限、判決ノ内容ニ關スル第四十九條第一項、第五十二條、第五十三條、第六十一條第四項及ビ第五項ノ規定ハ之ヲ準用ス

第七十三條　上告理由　（一）　上告ハ州勞働裁判所ノ判決ガ法律又ハ個々ノ勞務契約ノ制定ニ關スル賃率規則ノ規定ヲ適用セザリシコト若クハ不當ニ適用シタルコトヲ理由トスルトキニ限リ之ヲナスコトヲ得

（二）　地域的管轄ヲ不當ニ認メタルコト、陪席員任命手續ニ瑕疵アリタルコト、若クハ陪席員ヲ任命シテ職ニ就

カシムルコトヲ妨グル事由ノ存シタルコトヲ理由トシテ上告スルコトヲ得ズ

第七十四條 上告ノ提起、期日ノ決定 （一） 上告期間及ビ上告理由提出期間ハ何レモ二週間トス

（二） 口頭辯論期日ハ上告ガ民事訴訟法第五百五十四條aニヨリ口頭辯論ヲ經ズシテ許スベカラザルモノトシテ却下セラルル場合ヲ除キ遲滯ナク之ヲ規定スルコトヲ要ス、訴訟手數料ノ豫納ニ關スル民事訴訟法第五百五十四條第七項ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第七十五條 判決 （一） 判決言渡ノ效力ハ裁判官タラザル陪席員ノ在廷シタルト否トニヨリ異ナルコトナシ、判決ヲ裁判官タラザル陪席員ノ呼出ヲ行ハズ言渡ス場合ニハ豫メ裁判長及ビ陪席員ガ判決主文ニ署名スルコトヲ要ス

（二） 判決ハ事實及ビ判決理由トトモニ裁判長及ビ陪席員之ニ署名スルコトヲ要ス

第七十六條 直接上告（Sprungrevision） （一） 區勞働裁判所ノ判決ニ對シテ訴訟物ノ價額ガ上告限度ヲ超過シ且ツ相手方ノ同意アリタルカ若クハ國勞働大臣ガ國勞働裁判所ニヨル訴訟ノ即時ノ裁判ヲ公共ノ利益ノタメニ必要ト認ムル旨表示シタルトキハ控訴審ヲ經ズシテ直接ニ國勞働裁判所ニ上告ヲナスコトヲ得（直接上告）、相手方若クハ國勞働大臣ノ表示ハ之ヲ上告狀ニ添フルコトヲ要ス

（二） 直接上告ハソノ提起日ノ前ニ既ニ州勞働裁判所ニ控訴ノ提起アルトキハ之ヲ行フコトヲ得ズ、直接上告ヲ認ムル場合ハソノ提起ハ双方ノ當事者ニ對スル控訴ノ提起ヲ排除ス

（三） 此ノ場合民事訴訟法第五百六十六條a第三項及ビ第五項乃至第七項ノ規定ハ之ヲ準用ス

第七十七條　上告的抗告（Revisionsbeschwerde）　民事訴訟法第五百十九條b第二項ニヨル即時抗告ノ裁判ハ國勞働裁判所ノ管轄ニ屬ス、即時抗告ニ關スル民事訴訟法ノ規定ハ之ヲ準用ス、裁判ハ裁判官タラザル陪席員ヲ召喚セズシテ之ヲ行フ

第四章　抗　告　審

第七十八條　（一）區勞働裁判所若クハソノ裁判長ノ裁判ニ對スル抗告ニ關シテハ區裁判所ノ裁判ニ對スル抗告ニ關スル民事訴訟法ノ規定ヲ準用ス、抗告ニ付テハ州勞働裁判所裁判ヲ行フ

（二）之ニ對シ更ニ抗告ヲナスコトヲ得ズ

第五章　再　審

第七十九條　再審ニ關シテハ民事訴訟法ノ規定ヲ準用ス、但シ陪席員任命手續ノ瑕疵ヲ理由トシテ若クハ陪席員ヲ任命シテ職ニ就カシムルコトヲ妨グル事由ノ存シタルコトヲ理由トシテ取消ノ訴ヲ起スコトヲ得ズ

第六章　決定手續

（第八十條乃至第九十條ハ之ヲ削除ス）

第四篇　勞働裁判權ノ排除（Ausschluss der Arbeitsgerichtsbarkeit）

第一章　勞働訴訟事件ニ於ケル仲裁條項（Schiedsklausel）

第九十一條　原則　（一）賃率規則ニヨル勞働關係若クハ徒弟關係ニ基ク民事訴訟事件ニ付テハ勞働管理官ハ賃率

規則中ニ於テ裁判ハ仲裁裁判所ニヨルベキ旨ヲ示シテ勞働裁判權ヲ排除スルコトヲ得

(二) 訴訟法律關係ノ當事者ハ關係從業員ガ使用人ニシテソノ勞働收入年額ガ使用人保險法ニ於テ被保險義務ニ付キ定メラレタル限界ヲ超過スル場合ニ於テハ一般若クハ個別的ニ且ツ豫メ第二條第一號ノ民事訴訟事件ニ對シ第一項ト同樣ナル仲裁條項ヲ協定スルコトヲ得

(三) 第二項ノ場合ニハ民事訴訟法第一千二十五條第二項ノ規定ヲ準用シ仲裁條項ガ一九三四年四月三日以後ニ協定セラレタルモノナルトキハ第一千二十七條第一項モ亦之ヲ準用ス

第九十二條 妨訴抗辯 (Prozeshindernde Einrede) (一) 勞働爭議ニ對スル仲裁條項ハ勞働裁判手續ニ於テ妨訴抗辯ノ理由トナスコトヲ得

(二) 左ノ場合ニハ抗辯ハ成立セズ

一 訴訟當事者自身ガ仲裁裁判所ノ構成員ヲ指名スベキ場合ニ於テ原告ハコノ義務ヲ果シタルモ被告ガ原告ノ催告後一週間以內ニ指名ヲナサザリシトキ

二 訴訟當事者ハ指名ニヨラズシテ勞働管理官若クハソノ指定スル機關ガ仲裁裁判所ノ構成員ヲ指名スベキ場合ニ於テ仲裁裁判所ガ未ダ設立セラレズ且ツ區勞働裁判所ノ裁判長ノ定メタル期間內ニ設立セラレザルトキ

三 仲裁條項ニヨリ設立セル仲裁裁判所ガ手續ノ進行ヲ遲延シ且ツ區勞働裁判所ノ裁判長ガ仲裁裁判所ニ付キ定メタル手續ノ進行ノタメノ期間ヲ經過シタルトキ

四　仲裁裁判所ガ訴訟法律關係ノ當事者ニ對シテ表決ノ同數（Stimmengleichheit）ノタメ仲裁裁判ヲ行ヒ得ザル旨ヲ告ゲタルトキ

（三）　第二項第二號及ビ第三號ノ場合ニ於テハ期間ノ決定ハ請求ニ付キ本來管轄ヲ有スベキ區勞働裁判所ノ裁判長ガ原告ノ申請ニ基キ之ヲ行フ

（四）　抗辯ノ不成立ニ關スル第二項ノ所定條件ノ一ガ存スル場合ニハ勞働訴訟事件ニ於ケル仲裁條項ニ基ク仲裁裁判所ノ訴訟ノ裁判ハ之ヲ排除ス

第九十三條　仲裁裁判所ノ構成　（一）　仲裁裁判所ハ第五十一條第二項ニ從ヒ個々ノ訴訟事件ニ付テ協定セザル限リ同數ノ企業者及ビ從業員ヲ以テ成立スルモノトス、中立ノ第三者モ亦之ニ加フルコトヲ得、公權又ハ公務員タリ得ル資格若クハ經營ノ指導者トナリ若クハ信任委員ノ任務ヲ行使スル資格ヲ剝奪セラレタル者ハ之ニ屬スルコトヲ得ズ

（二）　第一項ノ規定ニ準ズル構成ヲ有スル施設モ亦之ヲ仲裁裁判所ト認ムルコトヲ得、此ノ場合ニソノ構成員中缺ケタル者アルトキハソノ規定上ノ代理人之ニ代ルモノトス

（三）　未成年者及ビ聾啞者ハ仲裁裁判所ノ構成員タルコトヲ忌避スルコトヲ得、一九三三年四月七日付專任官吏制度ノ復活ニ關スル法律及ビソノ施行規定ニ定ムルアーリアン人ニ非ザルモノハ之ヲ忌避スルコトヲ得、ソノ仲裁裁判所ノ構成員ハ裁判官ヲ忌避スル權利ト同一ノ條件ニヨリ之ヲ忌避スルコトヲ得

（四）　忌避ニ付テハ請求ニ付テ本來管轄ヲ有スベキ區勞働裁判所ノ部之ヲ決定ス、ソノ決定前ニ訴訟當事者及ビ

忌避セラレタル仲裁裁判所構成員ヲ訊問スルコトヲ要ス、口頭若クハ書面ノ何レヲ以テ訊問ヲナスベキカハ區勞働裁判所裁判長之ヲ決定ス、口頭ノ訊問ハ部ニ於テ之ヲナスモノトス、ソノ決定ニ對シテハ上訴ヲ許サズ

第九十四條 仲裁裁判所ノ手續 仲裁裁判所ノ手續ハ仲裁條項又ハ第九十五條乃至第百條ニ別段ノ定メナキ限リソノ自由裁量ニヨリ之ヲ定ム

第九十五條 當事者ノ訊問 (一) 仲裁裁決ヲ下スニ先ダツテ當事者ヲ訊問スルコトヲ要ス

(二) 訊問ハ仲裁條項ニ別段ノ定メナキ限リ口頭ニヨルベキモノトス、當事者ハ自ラ出頭スルカ若クハ委任狀ヲ具備セル代理人ヲシテ代理セシムルコトヲ要ス、委任狀ニハ印紙ノ貼付ヲ免ズ、ソノ認證ハ之ヲ要セズ、仲裁條項ニ別段ノ定メナキ限リ第十一條第一項ノ規定ヲ準用ス

(三) 當事者ノ一方ガ正當ノ理由ナクシテ辯論ニ闕席シタルトキ若クハ催告アリタルニ拘ラズ答辯ヲナサザリシトキハ訊問ノ義務ヲ果シタルモノトス

第九十六條 證據調 (一) 仲裁裁判所ハソノ許サレタル證據方法ノ範圍內ニ於テ證據調ヲナスコトヲ得、仲裁裁判所ハ證人及ビ鑑定人ヲシテ宣誓セシメ若クハ宣誓ニ代ル保證ヲ要求シ若クハ受クルコトヲ得ズ

(二) 仲裁裁判所ガソノ自ラナスコトヲ得ザル證據調ヲ必要ト認メタルトキハソノ管轄區域內ニ於テ證據調ヲ行フベキ區勞働裁判所ノ裁判長ニ對シ若クハ地理的理由ニ基キヨリ便宜多キ場合ハソノ管轄區域內ニ於テ證據調ヲ行フベキ區裁判所ニ對シテ之ヲ委囑スルモノトス、仲裁裁判所ガ證人若クハ鑑定人ヲシテ眞實ノ陳述ヲナサシムルタメニ之等ノ者ヲシテ宣誓セシムルノ必要アリト認メタル場合モ亦之ニ準ジテソノ手續ヲ行フベキモノ

トス、法律上ノ共助ニ基キ生ジタル費用ノ實額ハ之ヲ裁判所ニ賠償スルコトヲ要ス、裁判所費用法（Gerichtskostengesetz）第七十七條及ビ第七十九條ハ之ヲ準用ス

（三）仲裁裁判手續ニ於テハ宣誓ニヨル當事者ノ訊問ハ之ヲ行ハズ

第九十七條　和解　仲裁裁判所ニ於テ締結セル和解ハソノ成立ノ日附ヲ記載シ、訴訟當事者及ビ仲裁裁判所ノ構成員之ニ署名スルコトヲ要ス、和解ニハ印紙ノ貼付ヲ免ズ

第九十八條　仲裁裁決（Shiedsspruch）（一）仲裁裁決ハ仲裁條項ニ別段ノ定メナキ限リ仲裁裁判所ノ構成員ノ單純多數ヲ以テ之ヲ決ス

（二）仲裁裁決ハソノ之ヲ下シタル日附ヲ記載シテ仲裁裁判所ノ構成員之ニ署名シ且ツ當事者ガ書面ニヨル理由書ヲ明示的ニ拋棄セザル限リ書面ヲ以テソノ理由ヲ示スコトヲ要ス、裁判主任者（Verhandlungsleiter）ノ署名シタル仲裁裁決ノ正本ハ之ヲ各訴訟當事者ニ送達スルコトヲ要ス、送達ハ書留郵便ヲ以テ之ヲナスコトヲ得

（三）裁判主任者ノ署名シタル仲裁裁決ノ正本ハ仲裁申立ニ付キ本來管轄ヲ有スベキ區勞働裁判所ヲシテ之ヲ保管セシムルコトヲ要ス、仲裁裁判所ノ記錄若クハ記錄ノ一部ハ之ヲ區勞働裁判所ニ保管セシムルコトヲ得

（四）仲裁裁決ハ當事者間ニ於テ區勞働裁判所ノ判決ト同一ノ效力ヲ有ス、仲裁裁決ニハ印紙ノ貼付ヲ免ズ

第九十九條　强制執行　（一）仲裁裁決若クハ仲裁裁判所ニ於テ締結セル和解ニ基ク强制執行ハ仲裁申立ニ付キ本來管轄ヲ有スベキ區勞働裁判所ノ裁判長ガ仲裁裁決若クハ和解ニ付キ執行ヲ許スベキ旨宣言シタルトキニノミ之ヲ行フコトヲ得、裁判長ハソノ宣言前相手方ヲ訊問スルコトヲ要ス、仲裁裁決取消ノ訴ノ證明アリタルトキ

ハ該訴訟ノ終結ニ至ルマデ裁判ヲ延期スルコトヲ要ス

(二) 裁判長ノ裁決ハ最終トス、裁決ハ之ヲ當事者ニ送達スルコトヲ要ス

(三) 取消ノ訴(國民勞働統制法第五十六條以下及ビ公ノ行政及ビ經營ニ於ケル勞働統制法第二十二條)ニ付テハ勞働裁判所法第六十三條ノ規定ヲ準用シ強制執行宣告ノ送達後國民勞働統制法第五十七條ニ定ムル三日ノ期限ヲ設ク

第百條 取消ノ訴 (一) 次ノ場合ニハ仲裁裁決取消ノ訴ヲ提起スルコトヲ得

一 仲裁裁判手續ノ不許可ノトキ

二 仲裁裁決ガ強行法ノ規定ニ違背セルトキ

三 民事訴訟法第五百八十條第二號乃至第五號ニヨル裁判所ノ判決ニ對スル原狀恢復ノ訴ヲ認ムベキ條件ノ存スルトキ

(二) 取消ノ訴ハ仲裁申立ニ付キ本來管轄ヲ有スベキ區勞働裁判所ノ管轄ニ屬ス

(三) 訴ハ仲裁裁決ノ送達後二週間ノ期間內ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス、期間ハ第一項第一號及ビ第二號ノ場合ニ於テハ仲裁裁決送達ヲ以テ始マル、第一項第三號ノ場合ニ於テハ處罰セラルベキ行爲ニ基キ敗訴ノ言渡ヲナシタル判決ノ確定力發生ノトキ、若クハ當事者ガ手續ノ開始若クハ續行ヲ行ヒ得ザルコトヲ知リタル日ヨリ始マル、仲裁裁決ノ送達ヨリ起算シテ十年ヲ經過シタルトキハ訴ヲ提起スルコトヲ得ズ

(四) 仲裁裁決ニ付キ執行ヲ許スベキ旨ノ宣言ヲ行ヒタルトキハ訴ヲ認ムル判決ニ於テ執行宣言ノ取消ヲモ言渡スコトヲ要ス

（五）區勞働裁判所ノ判決ニ對シテハ上訴ヲ許サズ

第二章　和解文言（Güteklausel）

第百一條　原則（一）當事者ガ第九十一條ニ從ヒ勞働訴訟事件ニ對スル仲裁條項ヲ締結シ得ルトキハ勞働裁判權ヲ排除スルコトナクシテ勞働裁判手續ニ先ダチ當事者ノ協定シタル和解所（Gütestelle）ニ於テ合意手續ヲ行フベキ旨ノ協定ヲ爲スコトヲ得（和解文言）

（二）和解文言ハ勞働裁判手續ニ於テ妨訴抗辯ノ理由ヲナス訴訟當事者ノ合意ガ原告ノ出頭ニ拘ラズ不成效ニ終リタルコトヲ證スル和解所ノ手續主任者ノ署名シタル證明書ヲ原告ガ區勞働裁判所ニ提出シタルトキ若クハ第九十二條第二項第一號乃至第三號ニ從ヒ勞働訴訟事件ニ於ケル仲裁條項ノ妨訴抗辯ヲ不成立ニ歸セシムル條件ノ存スルトキハ抗辯ハ成立セズ

第百二條　和解所ノ構成　和解所ノ構成ハ和解文言ニ於テ之ヲ決定ス、第九十三條第一項後段、第二項、第三項及ビ第四項ノ規定ハ之ヲ準用ス

第百三條　和解所ノ手續　和解所ハ訴訟當事者ガ自ラ出頭シタル場合ニ於テノミソノ手續ヲ行フ、和解文言ニ別段ノ定メナキトキハ手續ハ和解所ノ自由裁量ニヨリ之ヲ定ム

第百四條　和解　和解所ニ於テ締結セル和解ニ付テハ第九十七條及ビ第九十九條ノ規定ヲ準用ス

第百五條　區勞働裁判所ノ和解手續ノ排除　和解文言ノ締結アリタルトキハ第五十四條ニヨル區勞働裁判所ニ於ケル和解手續ハ之ヲ行ハザルモノトス

第三章　仲裁評定契約（Schiedsgutachtenklausel）

第百六條　原則　（一）契約當事者ガ第九十一條ニ從ヒ勞働訴訟事件ニ於ケル仲裁條項ヲ締結シ得ルトキハ勞働裁判權ヲ排除スルコトナクシテ訴訟ノ裁判ニ付キ重大ナル意義ヲ有スル事實問題ハ仲裁的評定ヲ以テ決スベキ旨ノ協定ヲナスコトヲ得（仲裁評定契約）

（二）該協定ノ效力トシテ仲裁的評定ニヨリ決セラルベキ事實問題ハ勞働裁判手續ニ於ケル事實審理及ビ證據調ヨリ之ヲ除キ且ツ勞働裁判所ハ仲裁的評定ノ拘束ヲ受ク、但シ第九十二條第二項ニ從ヒ勞働訴訟事件ニ於ケル仲裁條項ノ妨訴抗辯ヲ不成立ニ歸セシムル條件ノ存スル場合ニハ效力ハ發生セズ

第百七條　仲裁評定所（Schiedsgutachterstelle）ノ構成、手續　仲裁評定所ノ構成ハ仲裁評定契約中ニ於テ之ヲ協定スルコトヲ要ス、第九十三條第一項後段第二項第三項及ビ第四項、第九十四條乃至第九十六條、第九十八條第一項及ビ第二項ノ規定ハ之ヲ準用ス

第五篇　施行規則及ビ經過規則

第百八條　法律ノ施行　國勞働大臣及ビ國司法大臣ハ本法施行ノタメ必要ナル施行規則ヲ協同シテ發布ス

第百九條　州最高社會行政官廳　州政府ハ州最高社會行政官廳及ビ上級行政官廳タルベキ官廳ヲ決定ス

第百十條　法律規定ノ廢止　左ノ法律規定ハソノ效力ヲ失フ

一　營業裁判所法（Gewerbegerichtsgesetz）

二　裁判所構成法（Gerichtsverfassungsgesetz）第十四條第四號

三　商事裁判所法（Gesetz betreffend Kaufmannsgerichte）

四　營業條令（Gewerbeordnung）第八十一條b第一項第四號、第九十一條、第九十一條a、第九十一條b及ビ第九十三條第二項第七號

五　調停制度ニ關スル一九二三年十月三十日付命令（Verordnung über das Schlichtungswesen）第二章

六　一九二三年十二月十日付調停制度ニ關スル命令ノ施行令（Verordnung zur Ausführung der Verordnung über das Schlichtungswesen）

七　一九一九年一月二十四日付臨時農業勞働ニ關スル命令（Verordnung betreffend eine vorläufige Landarbeitsordnung）第八條第二項、第十八條第二項、第十九條第二項、竝ニソノ施行規定第一號

八　國給與法（Reichsversorgungsgesetz）第九十九條及ビ第百條

第百十一條　營業條令ノ改正　營業條令ハ左ノ如ク之ヲ改正ス

（一）第八十一條a第四號中『營業裁判所法ニ揭グル種類ノ』ナル字句ヲ削除ス

（二）第九十一條bヲ左ノ規定ニ改ム

『同業組合ハ第八十三條第二項第十一號ニ從ヒ第八十一條a第四號ノ訴訟事件ノ審理ニ付キ管轄ヲ有スル機關トシテ同數ノ雇傭主及ビ被傭者ニヨリ成立スベキ委員會ヲ設立スルコトヲ要ス

委員會ノ下シタル裁決ニ付キ一週間以内ニ當事者双方ガ承認セザリシトキハ裁決ヲ下シタル後二週間以内

ニ管轄區勞働裁判所ニ訴ヲ提起スルコトヲ得、總テノ場合ニ於テ訴ニ先ダチテ委員會ニ於ケル辯論ヲ行ハシムルコトヲ要ス

委員會ニ於テ締結セル和解及ビ當事者双方ノ承認シタル委員會ノ裁決ニ基キ强制執行ヲ行フ、勞働裁判所法第百四條及ビ第百五條ノ規定ハ之ヲ準用ス』

第百十二條（削　除）

第百十三條　刑法法典ノ改正　刑法法典第三百三十四條第一項及ビ第二項中『仲裁裁判官』ノ次ニ『勞働裁判所ノ陪席員』ナル字句ヲ附加ス

第百十四條　重傷者ノ使傭ニ關スル法律（Gesetz über die Beschäftigung Schwerbeschädigter）ノ改正　（一）重傷者ノ使傭ニ關スル法律第十八條第一項中『勞働裁判所』ヲ『陪審裁判所（Schöffengericht）』ニ改ム

（二）第二項ニ左記ノ字句ヲ附加ス

『手續ニ付テハ刑事訴訟法ノ規定ヲ準用ス、救濟本部（Hauptfürsorgestelle）ノ申請ハ之ヲ陪席委員會ニ對シテ提出スルコトヲ要ス、申請ハ之ヲ取下グルコトヲ得、賠償金ハ書面ニヨリ陪席委員會ノ申請アリタルトキハ先ダチテナサルベキ審理ヲナスコトナクシテ區裁判所判事ノ處刑命令書ヲ以テ之ヲ確定スルコトヲ得』

（三）從來ノ第二項ヲ第三項トス

（四）第二十六條ハ之ヲ削除ス

第百十五條　收益賃貸借保護法（Pachtschützgesetz）ノ改正　收益賃貸借保護法第一條第四項中『通常裁判所』ノ次ニ『若クハ區勞働裁判所』ノ字句ヲ附加ス

第百十六條　ソノ他ノ法律ノ改正　ソノ他ノ法令上營業裁判所、商事裁判所、調停委員會ノ勞働裁判部若クハ同業組合仲裁裁判所ガ勞働訴訟事件ノ裁判ノ管轄ヲ有スルトキハ爾後區勞働裁判所之等ニ代リ管轄ヲ有ス

第百十七條　吏員及ビ使用人ノ引受　（一）營業裁判所法第八十五條ニヨリ認ムル營業裁判所ノ專任職員ニシテ勞働裁判所法公布ノ日ニソノ職ニアル者ハ從來ノ在職期間ヲ算入シテソノ從來ノ任地ヲ管轄スル勞働裁判所ニ於テ同種ノ職ニ就カシムルコトヲ要ス、之等ノ裁判所ノ職員ガ勞働裁判所法公布ノ日ニ既ニ職ニアラザリシトキハソノ恩給及ビ遺族扶助料給與ノ義務ハ州ニ之ヲ移轉ス、引受ニヨリ從來ノ官等、從來ノ俸給、恩給及ビ遺族扶助料請求權ヲ害スルコトヲ得ズ

（二）ソノ他營業裁判所及ビ商事裁判所ノ專任裁判所長ニシテ勞働裁判所法公布ノ日職ニアリ且ツ二年以上專任裁判所長トシテ在職シタル者ハソノ申請アルトキハ從來ノ俸給ヲ適當ニ考慮シテ終身區勞働裁判所ノ專任裁判長トシテ引受クルコトヲ要ス、引受ハ州最高社會行政官廳ノ同意アリタルトキニ於テノミ之ヲ拒ムコトヲ得、引受アリタルトキハ自治體又ハ自治聯合體ノタメニナシタル專任勤務ハ之ヲ州ノ勤務トシテ計算スルコトヲ要ス

（三）裁判長ガソノ到達ニヨリ裁判官ガ休職ヲ命ゼラルベキ法律ノ定ムル年齢限ニ達シタルトキハ之ヲ引受ザルモノトス

（四）ソノ他從來ノ營業裁判所及ビ商事裁判所ノ職員ニシテ勞働裁判所法公布ノ日ニ專ラ營業裁判所及ビ商事裁判所ニ於テ勤務ニ服スル者ハソノ申請ニ基キ從來ノ在職期間ヲ考慮シテ相當ノ職ニ就カシムルコトヲ要ス、職員ノ引受ハソノ從來ノ俸給ヲ公正ニ顧慮シテ行ヒ使用人ノ引受ハ管轄ヲ有スル勞務契約ニ從ヒナサルルモノトス

第百十八條　自治體ノ給付（一）自治體及ビ自治聯合體ハソノ所有ノ土地ニシテ一九二五年一月一日ニ於テ專ラ營業裁判所及ビ商事裁判所ノ使用ニ宛ツルモノノ所有權ヲソノ器具設備所有權トトモニ無償ニテ州ニ移轉スベシ、同日ニ於テ專ラ若クハ他ノ目的ノタメノ使用ト相並ンデ營業裁判所及ビ商事裁判所ノ使用ニ宛ツルソノ他ノ場所ハ州ノ請求アルトキハソノ器具設備、照明設備、暖房設備、清淨設備トトモニ區勞働裁判所ノ目的ノタメニ無償ニテ州ノ處分ニ委任スルコトヲ要ス、ソノ他ノ點ニ關スル自治體及ビ自治聯合體トノ財政補償ニ關スル州ノ權利ハ本項ノ規定ニヨリテ變更ヲ受クルコトナシ、契約ニヨリ他ノ定メヲナスコトヲ妨ゲズ

（二）第一項ノ規定ニ基ク訴訟事件ニ付テハ陪席員トシテ州財政省及ビ關係自治體及ビ自治聯合體ヨリ各一名ノ代表者竝ニ裁判長トシテ一名ノ直接關係ナキ州ノ官吏ヲ以テ仲裁裁判所ヲ構成シ裁判ヲ行フ、裁判長タルベキ者ニ付キ州財政省及ビ自治體若クハ自治聯合體ノ協議調ハザルトキハソノ管轄區域ニ於テ該自治體ヲ管轄シ若クハソノ管轄區域内ニ於テ該自治聯合體ガソノ所在地ヲ有スル州高等裁判所ノ所長ソノ裁判長ヲ決定ス

第百十九條　國ノ法律ニヨリ認許セル營業裁判所ノ財產　營業裁判所法第八十五條ニヨリ認許セル營業裁判所ノ財產ハ之ヲ州ニ移轉ス

第百二十條（削　除）

第百二十一條　繫屬手續ノ終結（一）勞働事件ノ手續ニシテ一九二七年七月一日ニ於テ營業裁判所、商事裁判所、調停委員會勞働裁判部、同業組合仲裁裁判所、州經濟會議ノ代補所（Ersatzstelle）若クハ臨時國經濟會議ニ繫屬セルモノハソノ狀態ニ於テ從來手續ノ繫屬シタル場所ノ所在地ヲソノ管轄區域內ニ有スル區勞働裁判所ニ之ヲ移轉ス、該區勞働裁判所ハ同業組合若クハ同業組合仲裁裁判所ノ決定ニ對スル訴竝ニ協定仲裁裁判所ノ勞働事件ニ於ケル仲裁裁決ノ取消ノ訴ニシテ一九二七年七月一日ニ於テ未ダ裁判所ニ繫屬セザルモノニ對シテモ亦管轄ヲ有ス、勞働裁判所ニ於ケル手續ニ付テハ勞働裁判所法ノ規定ヲ適用ス

（二）一九二七年七月一日ニ於テ通常裁判所ニ繫屬セル勞働事件ノ手續ハソノ確定力アル終結ニ至ルマデ通常裁判所ノ管轄ニ屬ス、ソノ手續ハ民事訴訟手續ニ關スル規定ニ從ヒ之ヲ定ム

第百二十二條　本法ノ實施　勞働裁判所法ハソノ施行處分（Massnahmen zu seiner Durchführung）ニ關スル限リ公布ノ日ヨリ效力ヲ發生ス、ソノ他第百十條乃至第百十六條ニ定ムル法令ノ改正ハ一九二七年七月一日ヨリソノ效力ヲ發生ス

第六　勞働配置ノ取締ニ關スル法律

(Gesetz zur Regelung des Arbeitseinsatzes)

一九三四年五月十五日

政府ハ左ノ法律ヲ制定シ玆ニ之ヲ公布セシム

勞働配置ノ取締ニ關スル法律

第一條　國職業紹介失業保險局長官ハ高度ノ失業アル地區ニ對シ右地區ニ於テ命令施行ノ當日住所ヲ有セザル者ハ豫メ同長官ノ認可ヲ得ルニアラザレバソノ地ニ於テ勞働者若クハ使用人トシテ之ヲ採用スルコトヲ得ザル旨ヲ命令スルコトヲ得

第二條　長官ハソノ命令ノ施行當日若クハソノ以前三箇年間ニ農業ニ從事シタル者ハ豫メ長官ノ認可ヲ得ルニアラザレバ農業經營以外ノ經營若クハ農業勞働ニ對スル職業以外ノ職業ニ於テ之ヲ採用スルコトヲ得ザル旨ヲ命令スルコトヲ得

第三條　(一)　一九三四年中勞働力ニ對スル農業ヨリノ需要ヲ滿タサンガタメ第二條ニヨル命令ノ適用ヲ受クル經營ノ企業者(雇主)ハ長官ノ命令アル場合命令公布ノ以前ニ於ケル最近三箇年間ニ農業ニ從事シタル勞働者及ビ

使用人ヲ解雇スルノ義務ヲ有ス

（二）救濟本部（Die Hanptfürsorgestelle）ノ許可アル場合ニ於テハ解約告知ヲナシ得ル旨ヲ規定セル凡テノ法規ハ之ヲ變更セズ

第四條　勞働配置ノ取締ノタメ國職業紹介失業保險局長官ハ職業紹介並ニ失業保險ニ關スル法律（Gesetz über Arbeitsvermittlnng und Arbeitslosenversicherung）第百三十九條ニヨリ貸付金若クハ補助金ヲ給與スル各種ノ措置ニ於テ既ニ之ヲ承認セル場合ト雖モソノ助成ヲ左ノ各項ニ繫屬セシムルコトヲ得

一　措置ノ開始ヲ延期シ若クハ措置ノ繼續ヲ一時停止スルコト

二　措置ノ中斷ニソノ一部分ヲ實行スルコト

三　從業員ノ數ヲ變更スルコト、此ノ場合所定ノ實行時期ヲ變更スルコトヲ得

四　勞働者及ビ使用人ヲ高度ノ失業アル地域ヨリ呼寄セ就職セシムルコト

第五條　長官ハ第一條若クハ第二條ニヨル採用ヲ認可シ第三條ニヨル解雇ヲ命令シ竝ニ第四條ニヨル生産的失業救濟ノ措置ニ付キ命令ヲ發スルノ權限ヲ地方勞働局長若クハ勞働公署（＝職業紹介所）署長ニ委任スルコトヲ得

第六條　第一條乃至第五條ニ基キ發布スル長官ノ命令ハ官報（Der Deutsche Reichsanzeiger）ヲ以テ之ヲ布告シ勞働公報（Das Reichsarbeitsblatt）ニ之ヲ公告スルコトヲ要ス、命令ハ官報ニ於ケル布告ト同時ニ之ヲ施行ス

第七條　第一條若クハ第二條ニヨル必要ナル認可ヲ得ズシテ雇傭セラレタル者ガ就職禁止命令ノ效力發生ノ後ニ至リソノ就職ヲ禁止セル地域ニ轉住シタルトキハ該地域ヲ管轄スル勞働公署ヨリ失業扶助ヲ受クルコトヲ得

ズ、コノ場合ノ扶助ハ雇傭ヲ禁止セザル職業紹介並ニ失業保險ニ關スル法律（Das Gesetz über Arbeitsvermittelung und Arbeitslosenversicherung ohne verbotene Beschäftigung）ニヨッテ權限アル勞働公署ノ管轄ニ屬ス、但シ職業紹介並ニ失業保險ニ關スル法律第百六十八條第三項ニヨッテ一時的ニ扶助ノ制限セラレタルトキハ第百六十八條第三項ニヨル失業者ヲ附託スベキ勞働公署ヲ以テ之ニ代フ

第八條（一）要救助者ニシテ第一條若クハ第二條ニヨリ勞働者若クハ使用人トシテ採用セラルルニ必要ナル認可ヲ受ケズシテソノ市町村（遮斷市町村—Sperrgemeinde）ヲ一時退去スルトキハ遮斷市町村ノ區救濟團體若クハ該市町村ノ設立セル州救濟團體ニ於テ要救助者ノ來住ニヨリ救濟義務命令（Die Fürsorgepflichtverordnung）第七條第二項ニ基キテ生ズル最終的救濟義務ヲ停止ス、要救助者ガ遮斷市町村ヲ退去シタル後公共救濟ノ扶助ヲ受クルノ要アルトキハ扶助ニ對シ最終的ニ義務ヲ有スル救濟團體ヲ決定スルニ際シテハ各場合救助ノ必要ヲ新タニ生ジタルモノト看做スコトヲ要ス

（二）第一條若クハ第二條ニヨル必要ナル認可ヲ受ケザル要救助者ニ付テハ本人ノ轉住セントスル目的地ニ於テ就職シ得ルコトヲ證明シ得ルカ若クハ他ノ方法ニヨリソノ救助ノ必要ノ除去若クハ著シキ減少ヲ期待シ得ルトキハ之ニソノ遮斷地退去ニ付キ當該市町村ノ區救濟團體ハ扶助ヲ與フルコトヲ得、前段ノ可能性ノ缺除スルトキハ當該遮斷市町村ヘ來住シタル以前ノ住所地ニ歸還スルタメ扶助ヲ與フルコトヲ得、第一段若クハ第二段ニ定ムル遮斷市町村ノ區救濟團體ヨリ給與スル扶助ハソノ轉稼ヲ許サザルモノトス（救濟義務命令第十七條第一項）、費用ハ當該市町村區救濟團體之ヲ負擔ス

第九條　故意若クハ怠慢ニヨリ第一條若クハ第二條ニ反シテ從業者ヲ雇傭シタル企業者（雇主）ハ區救濟團體ノ申請ニ基キ區救濟團體ノ負擔トナル必要送還費用ノ全部又ハ一部ヲ支辨スルコトヲ要ス、區救濟團體ハ救濟義務ニ關スル命令第二十三條ニヨリソノ賠償請求權ヲ行使スルコトヲ得

第十條　本法ニ於テ經營ニハ行政（Verwaltungen＝官公營事業）ヲモ含ム

第十一條　本法ニ基ク措置ニヨリ生ジタル損害ニ付テハ國若クハ國職業紹介失業保險局ハ賠償ヲ支給セズ

第十二條　官廳、保險擔當者ノ機關竝ニ救濟團體ハ國職業紹介失業保險局ノ公務員ガ本法ノ施行ノタメ發スル照會ニ對シ各自ノ權限內事項ニ付キ應答スベキ義務ヲ有ス、照會ハ個々ノ場合ニ關シ若クハ一般的申告ニ關スルヲ妨ゲズ

第十三條　（一）　第一條乃至第三條ニ基キテ發スル命令ニ反シテ故意ニ他人ヲ勞働者若クハ使用人トシテ採用シ若クハ雇傭スルモノハ罰金若クハ三箇月以下ノ禁錮ニ處ス、第一條乃至第三條ニヨリテ發スル命令ニ反シ故意ニ勞働者若クハ使用人トシテ採用又ハ雇傭セラルルコトヲ受諾セルモノモ亦同ジ

（二）　怠慢ニヨリテ違反行爲ヲナスモノハ一五〇ライヒス・マルク以下ノ罰金ニ處ス

第十四條　本法施行ノタメ國勞働大臣ハ命令竝ニ一般行政規定ヲ發スルコトヲ得

第七　勞働力ノ配分ニ關スル命令

(Verordnung über die Verteilung von Arbeitskräften)

一九三四年八月十日

一九三四年七月三日付經濟措置ニ關スル命令（Gesetz über wirtschaftliche Massnahme）ニ基キ本官ハ國勞働大臣及ビ國民社會主義勞働黨（ナチス）指導者代理ノ同意ヲ得テ左ノ命令ヲ發布ス

一九三四年八月十日

國職業紹介失業保險局長官　シルプ

勞働力ノ配分ニ關スル命令

第一條　勞働力ノ配分特ニソノ交換ハ國職業紹介失業保險局長官之ヲ規制スベキ權限ヲ有ス

第二條　勞働力ノ配分ニ對スル他ノ部署ヨリノ干渉ハ之ヲ禁ズ、照會特ニ質問票ニヨル申請モ亦之ヲ干渉ト看做ス

第三條　國職業紹介失業保險局長官ハ國經濟大臣及ビ國勞働大臣ノ同意ヲ得テ勞働力ノ配分ニ關シ必要アリト認ムル訓令ヲ發シ又方針ヲ定ムルコトヲ得

第四條　以上ノ規定及ビ第三條ニ基ク訓令ニ違反シタルモノハ一九三四年七月三日ノ經濟措置ニ關スル法律第二條ニヨル懲罰ニ處ス

第八 勞働力ノ配分ニ關スル訓令

(Anordnung über die Verteilung von Arbeitskräften)

一九三四年八月二十八日

一九三四年八月十日付勞働力ノ配分ニ關スル命令(Verordnung über die Verteilung von Arbeitskräften)ニ基キ本官ハ國經濟大臣及ビ國勞働大臣ノ同意ヲ得テ左ノ如ク訓令ス

一九三四年八月二十八日　國職業紹介失業保險局長官　シルプ

勞働力ノ配分ニ關スル訓令

第一章　訓令適用範圍

第一條 (一) 本令ノ規定ハ勞働者及ビ使用人ヲ從業セシムル總テノ公私ノ經營(Betriebe)及ビ行政(Verwaltungen)ニ之ヲ適用ス

(二) 農業及ビ林業ノ經營竝ニ本令ニ別段ノ規定ナキトキハ家庭竝ニ海上、內海及ビ航空船舶ハ之ヲ除外ス

(三) 本令ノ規定ハ經營(行政)ノ指導者トソノ配偶者、子女、父母及ビ祖父母、曾祖父母ニ之ヲ適用セズ

第二章　勞務場ノ交換

第二條　經營（行政）ノ指導者ハ國職業紹介失業保險局長官ノ命令スル時期ニソノ從業員ノ編成ヲ檢査スル義務ヲ有ス、右檢査ハ勞働者及ビ使用人ノ年齡構成ガ當該經營（行政）若クハソノ一部ノ經營技術上竝ニ經濟上ノ要件ヲ考慮シ且ツ他方二十五歲未滿ノ勞働者及ビ使用人ニ比シ失業セル年長勞働者及ビ使用人、特ニ子女多キ家族ノ父ヲ優先雇傭セシメントスル國家政策的ノ觀點ニ適應セシムベキモノトス、秩序的ニ養成セル熟練勞働者及ビ使用人ノ必要ナル後繼者ノ確保モ亦之ヲ經營（行政）ノ要件トス

第三條　（一）　第二條ノ檢査ハ總テノ經營（行政）ニ於テソノ第一回ヲ一九三四年九月中ニ執行スルコトヲ要ス、檢査ノ結果竝ニ爾後命令ニヨリ執行スル檢査ノ結果ハ當該經營（行政）ノ指導者ニ於テ書面ヲ以テ之ヲ保存シ、且ツ當該經營（行政）ヲ管轄スル勞働公署ノ要求アルトキハ之ヲ提出スルコトヲ要ス

（二）　信任協議會ヲ設立スベキ經營（行政）ノ指導者ハ一九三四年十月一日マデニ所轄勞働公署ニ宛テ特別ナル形式用紙ヲ以テ檢査ノ當時ニ當該經營（行政）ニ於テ從業セル二十五歲以上及ビ同以下ノ年齡別及ビ男女別ニヨル勞働者及ビ使用人數ヲ屆出ヅルコトヲ要ス、指導者ハソノ他勞働力ノ交換ヲ行フベキ範圍及ビ期間ニ付キ申告スルコトヲ要ス、一經營（行政）ガ數個ノ地區ニ亘リ若クハ經營技術上相互分離セル數個ノ部門ヲ有スルトキハ各部門別ニ屆出ヲナスコトヲ要ス

第四條　二十五歲以下ノ從業員ノ勞務場（職場）ヨリノ解雇ニ付テハ左記ノモノニ對シ之ヲ除外ス

一　婚姻セル男子勞働者及ビ使用人
二　自己ノ勞働所得ニヨリ家族ノ扶養ニ重要ナル貢獻ヲナシツツアル勞働者及ビ使用人
三　現ニ徒弟關係ニアリ若クハ徒弟關係終了後一年ニ滿タザル勞働者及ビ使用人
四　名譽勤務ヲ終了シ國防軍ヨリ除隊シタル勞働者及ビ使用人
五　少クトモ一年間自由意思的勞働奉仕團（Der freiwillige Arbeitsdienst）ニ參加シタル勞働者及ビ使用人
六　少クトモ一年間農業扶助（Die Landhilfe）ニ參加シタル勞働者及ビ使用人
七　特別行動隊（Sonderaktion）ニ屬スル勞働者及ビ使用人。即チ
イ　突擊隊（S・A）、親衞隊（S・S）及ビ國民社會主義ドイツ從軍者同盟（鐵兜團—Stahlhelm）ノ所屬者ニシテ一九三三年一月三十日以前ニコレラノ團體ニ所屬シタルモノ
ロ　黨員番號一—五〇〇、〇〇〇マデノナチス黨員
ハ　役員（Amtswalter）（政治的指導者）ニシテ一九三三年一月三十日以前ニ役員（政治的指導者）トシテ勤務シタル者

第五條　(一)　經營（行政）ノ指導者ガ第二條ニ定ムル檢査ノ執行ニ付テ十分ニ注意ヲ拂ハザリシモノト認ムルトキハ勞働公署ハ直チニ當該經營（行政）ノ指導者ヲ審問シ事情ヲ明瞭ナラシムベシ、意見一致セザルトキハ勞働公署ハ相反スル双方ノ意見ヲ州勞働局（Das Landesarbeitsamt）ニ提示シテソノ裁決ヲ求ムルコトヲ要ス
(二)　州勞働局長官ハ當該經營（行政）ニ於テ職場交換ヲ行フベキ範圍及ビ時期ヲ決定ス

（三）前項ノ決定ニ對シ當該經營（行政）ノ指導者ハ二週間以内ニ國職業紹介失業保險局長官ニ抗告ヲナスコトヲ得、抗告ハ決定停止ノ效力ヲ有ス、長官ノ決定ニ對シテハ不服ノ申立ヲナスコトヲ得ズ

（四）長官ハ勞働公署及ビ州勞働局ガソノ審問ヲ行フニ付キ並ニ決定ヲナスニ先ダチ協議スベキ官廳及ビ經濟團體ヲ決定ス

第六條 第二條ニヨル檢査ノ結果若クハ第五條ニヨル裁決ノ結果國家政策ヲ考慮シ二十五歲未滿ノ勞働者及ビ使用人ニ代ヘ年長勞働者ヲ雇傭スル要アルトキハ經營（行政）ノ指導者ハ不當ナル困難ヲ與フルコトヲ避ケ交換ヲ進捗セシムルコトヲ要ス

第七條 （一）經營（行政）ノ指導者ハ、交換スベキ勞働者及ビ使用人ニ對シ經濟界特ニ農業、自由意思的勞働奉仕團若クハ農業扶助ニ於テ、女子勞働者ニ付テハ家政ニ於テ他ノ空位職場ヲ提供スル方策及ビ時期ニ付キ適時所轄勞働公署ト協議スルコトヲ要ス

（二）交換措置ノ結果從業員ノ減少若クハ解雇セラレタル勞働者ノ意思ニ基カザル失業ヲ生ゼシメザルコトヲ要ス

第八條 （一）職場交換ニヨリテ空位トナリタル地位ハ失業年長勞働者及ビ使用人中原則トシテ家族ノ父特ニ子女多キ父ヲ以テ之ニ充ツベキモノトス、子女ノ扶育者タル母ハ之ヲ父ト同一ニ取扱フ、久シキニ亘リ失業セル勞働者及ビ使用人並ニ公共ノ扶助ヲ受クル勞働者及ビ使用人ハ特ニ之ヲ考慮スルコトヲ要ス

（二）經營（行政）ハ空位トナリタル職場ノ補塡ニ必要ナル勞働力ヲ所管勞働公署ニ請求スベキモノトス、勞働公

署ハ各職場ニ對シ當該經營（行政）ノ需要ニ適應スベキ勞働力ヲ之ニ紹介スベシ、當該經營（行政）ハ自由ニ被紹介者ヲ選擇スルコトヲ得、經營（行政）ハ特ニ失業者ヲ指定シテ勞働公署ニ請求スルコトヲ得、但シ勞働公署ハ紹介ニ先ダチ特ニ請求ヲ受ケタル失業者ガ特別條件ニ適合スルヤ否ヤニ付キ檢査スルコトヲ要ス

（三）勞働公署ガ請求受付ノ後三日以内ニ勞働者ヲ紹介セザルトキハ當該經營（行政）ハ直接ニ採用ヲ行フコトヲ得、經營（行政）ハ勞働公署ニ宛テ遲滯無ク採用ノ旨ヲ屆出デ且ツ被採用者ガ諸般ノ條件ニ適合スル旨ヲ明示スベシ

第三章　二十五歳未滿ノ勞働者及ビ使用人ノ採用

第九條　二十五歳未滿ノ男子及ビ女子ハ豫メ所轄勞働公署ノ認可アリタル場合ノ外之ヲ勞働者若シクハ使用人トシテ經營（行政）ニ採用スルコトヲ得ズ

第十條　徒弟ノ採用ニ付テハ正式ニ書面ニヨリ少クトモ二箇年繼續スル徒弟契約ヲ本人ト締結セルトキ若クハ徒弟年季ノ開始後四週間以内ニ契約ヲ締結スベキ取極ニアルトキハ前條ノ認可ヲ要セズ、徒弟契約ガ所定ノ期限内ニ成立セザルトキハ所轄勞働公署ノ認可アル場合ニ限リ右年少者ヲ不熟練勞働者若クハ使用人トシテ引續キ雇傭スルコトヲ得

第十一條　（一）認可ノ申請ハ經營（行政）指導者ヨリ所轄勞働公署ニ提出スルコトヲ要ス

（二）經營（行政）ノ指導者ハ二十五歳未滿ノ勞働者及ビ使用人ノ採用ニ付テハ第二條ニ揭ゲタル原則ヲ考慮シテ

必要ナリヤ否ヤヲ責任ヲ以テ檢査スルコトヲ要ス、許可ノ申請ニ付テハ經營(行政)ノ指導者ハソノ申請ノ當時ニ於テ當該經營(行政)若クハ經營部門ニ於テ從事スル勞働者及ビ使用人ノ數ヲ男女別且ツ二十五歳以上及ビ以下ニ區別シソノ員數ヲ申請書中ニ明示スルコトヲ要ス、指導者ハソノ義務ニ基ク檢査ニヨリテ二十五歳以下ノ勞働者及ビ使用人ノ採用ノ必要ナルコトヲ證明スベキモノトス

第十二條 勞働公署ハ申請ノ審査ニ付キ特ニ專門的ニ教育セラレタル勞働者及ビ使用人ニ關セザル場合ハ多大ノ失業者アル大都市及ビ工業地區ヘノ勞働移動並ニ地方ヨリノ勞働力ノ離脫ヲ阻止スル勞働配置ノ原則ニ付キ考慮スルコトヲ要ス

第十三條 勞働公署ハ二十五歳未滿ノ從業員ノ採用ニ付キ特ニ左記各項ニ該當スル者ヲ優先雇傭スベキコトヲ條件トシテソノ認可ヲ與フルコトヲ得

一 名譽勤務ヲ終リテ國防軍ヲ除隊シタル者

二 特別行動隊(第四條第七號)ニ屬スル者

三 少クトモ一年間勞働奉仕ニ參加シタル者

四 農業的教育ヲ受ケ且ツ農業ニ屬スルモノニシテ少クトモ一年間農業扶助ニ參加シタル者

自己ノ職場ヲ年長同胞ニ供與スルガタメ任意ニ經營(行政)ヲ退キ且ツ少クトモ一ケ年間農業及ビ林業ニ從事シタル二十五歳未滿ノ勞働者及ビ使用人ハ前四項ノ者ニ準ズ

第十四條 勞働公署ガ採用ノ認可ヲ拒否スベキモノト認ムルトキハ第五條ノ手續ヲ行フベキモノトス

第十五條（一）勞働公署ハ二十五歳未滿ノ勞働者若クハ使用人ヲ充當スルコトヲ許可セル各職場ニ對シ請求ニ基キ當該經營（行政）ノタメ經營（行政）ノ需要ニ適應スル勞働者ノ採用ノタメ之ヲ紹介スベシ、性能相等シキ多數ノ求職者アル場合ニハ名譽勤務ヲ終ヘ恩給證書（Versorgungsschein）ヲ受クベキ資格ヲ得ズシテ國防軍ヨリ除隊シタル者ヲ經營（行政）ニ優先紹介スルコトヲ要ス

（二）第八條第二項及ビ第三項ハ之ヲ準用ス

第四章　年長使用人ニ對スル給付補償

第十六條（一）專門的ニ教育ヲ受ケタル四十歳以上ノ失業男子使用人ニシテソノ採用ノ直前三ケ年間中二ケ年以上公共資金ヨリ失業扶助ヲ受ケタル者ヲ從來二十五歳未滿ノ使用人ヲ雇傭スル職場ニ採用ノトキハ經營（行政）ニ對シソノ申請ニ基キ新規被採用者ノ給付減少ノ補償ノタメ國家ノ資金ヨリ補助金（給付補償）ヲ與フルコトヲ得

（二）左ノ場合ニハ給付補償ヲ支給セザルモノトス

公ノ行政ニ於ケル採用

經營ノ特別請求ニ基ク採用

季節的經營及ビ定時的經營ニ於ケル採用

（三）給付補償額ハ新タニ採用セル子女無キ四十歳以上ノ使用人一名ニ付キ一箇月最高五〇ライヒス・マルクト

ス、勞働報酬月額一〇〇ライヒス・マルクニ達セザル場合ニハ右ノ給付補償ヲ減額ス、第一段及ビ第二段ニ定ムル金額ハ新規被採用者ノ十六歳未滿ノ子女一名ニ付キ五ライヒス・マルクヲ增ス、給付補償ハ各個ノ新規被採用者ニ對シ採用ノ日ヨリ起算シ第六月ノ經過トトモニ之ヲ停止ス

第五章　農業

第十七條（一）勞働公署ハ農業及ビ林業ニ於ケル勞働力ノ空位ガ農業及ビ林業ノ專屬者ヲ以テ充ツルコトヲ要セザル限リ非農業的經營ヨリ退職スル二十五歳未滿ノ勞働者及ビ使用人ノ收容ノタメ之ヲ利用スベシ

（二）二十五歳未滿ノ從業者ノ農業及ビ林業ヘノ紹介ハ非營利的職業紹介施設若クハソノ他ノ機關ニヨリ專ラ國職業紹介失業保險局長官ノ委託ニ基キ且ツソノ指令ニ從ヒ之ヲナスコトヲ要ス

第十八條（一）配偶者アル農業及ビ林業勞働者ヲ多數採用スルガタメ家族住宅ヲ新築セントスルトキハ當該農業及ビ林業經營所有者ニ對シ國職業紹介失業保險局ノ資金ヨリ六箇年間ヲ限リ建築費ノ利子及ビ償却ノタメ年次補助金ヲ交付スルコトヲ得、從來ノ農業勞働者住宅ノ所有者ガ自己ノ過失ニ由ラズシテ農業若クハ林業ヲ經營スルコト能ハザルニ至リタルタメ移住スル補助住宅(隱居地住宅—Altenteilswohnung)ニ對シテモ亦補助金ヲ交付スルコトヲ得、補助金ハ少クトモ一箇年ノ繼續スル勞務契約ヲ締結シタル有配偶農業勞働者ガ當該家族住宅ヲ占有スル場合ニ限リ之ヲ給與ス

（二）六箇年間ニ給與スル補助金總額ハ建築費ノ半額ヲ超過スルコトヲ得ズ、年次補助金ノ最高額ハ三〇〇ライ

ヒス・マルクトス

（三）　國、州、自治體及ビソノ他ノ公法團體ノ建造物ニ對シテハ補助金ヲ交付セズ

第十九條　給付補償（第十六條）ニ關スル規定ハ四十歲以上ノ失業有配偶男子ノ農業及ビ林業勞働者ニ付キ之ヲ準用ス

第六章　終結規定及ビ罰則

第二十條　官廳、保險擔當者及ビ救濟團體ノ機關並ニ經濟團體ハ國職業紹介失業保險局ノ公務員ガ本令ノ施行ニ當リ發スル照會ニ對シ各自ノ管轄事項ニ付キ應答スベキ義務ヲ有ス、照會ハ個々ノ場合ニ關シ若クハ一般的ノ場合ニ關スルヲ妨ゲズ

第二十一條　（一）　第三條、第八條第三項及ビ第十一條第二項ノ規定ニヨル屆出及ビ申告ヲ故意若クハ怠慢ニヨリテ提出セズ若クハ適時ニ提出セズ若クハ不正又ハ不完全ニ提出シタル經營（行政）ノ指導者ハ一五〇ライヒス・マルク以下ノ罰金ニ處ス

（二）　左ノ者ハ罰金若クハ三ケ月以下ノ禁錮ニ處ス

一　二十五歲未滿ノ從業者ヲ所轄ノ勞働公署ノ認可ヲ得ズシテ採用スル經營（行政）ノ指導者

二　第五條第二項及ビ第三項ニヨリ行ヒタル最終的裁決ニ反シ故意ニ勞働力ノ交換ヲ遲延スル經營（行政）ノ指導者

三　第十七條第二項ニ反シ二十五歳未滿ノ者ヲ農業及ビ林業ノ經營ニ紹介シタル者

（三）第二項第二號及ビ第三號ノ場合ニ於ケル訴追ハ專ラ當該經營若クハ違反者ノ住所ヲ管轄スル州勞働局ノ申請ヲ待チテ之ヲ行フモノトス

第二十二條　本令中第三章ハ信任協議會ノ設立ヲ要スル經營（行政）ニ付キ一九三四年十月一日ヨリ、ソノ他經營（行政）ニ對シテハ一九三五年一月一日ヨリ、第十七條第二項ハ一九三五年一月一日ヨリ、ソノ他ノ規定ハ一九三四年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第九　勞働時間法令ノ更新ニ關スル命令

(Verordnung über die neue Fassung der Arbeitszeitverordnung)

一九三四年七月二十六日

一九三四年一月二十日付國民勞働統制法第六十四條第二項及ビ第六十八條第三項竝ニ一九三四年三月二十三日付公ノ行政及ビ經營ニ於ケル勞働統制法第二十五條第二項ニ基キ本大臣ハ國經濟大臣、國財政大臣及ビ國內務大臣ノ同意ヲ得テ左ノ如ク命令ス

一　勞働時間ニ關スル命令ハ營業條例（Gewerbeordnung）中勞働時間ニ關スル諸規定ヲ編入シ之ヲ改メ『勞働時間令』（"Arbeitszeitordnung"）ノ名稱ノ下ニ玆ニ之ヲ公布ス

二　勞働時間令ニ編入ノタメ營業條例中左ノ諸規定ハ之ヲ削除ス

第百二十條、百三十五條、第百三十六條第一項乃至第三項、第百三十七條、第百三十七條a、第百三十八條、第百三十八條a、第百三十九條、第百三十九條a、第百三十九條c、第百三十九條d、第百三十九條e第百三十九條f、第百五十四條第一項第四號第五號及第六號、第百五十四條a第二項

三　營業條例第百五條bニ左ノ第五項ヲ加ヘ之ヲ『使用人ノ勞働時間取締ニ關スル命令』第八條ニ代フ

『第二項及ビ第三項ノ規定ハ勞働時間令ニヨル凡テノ使用人ニ之ヲ適用ス、「商業使用人ノ日曜日休暇ニ

關スル例外規定及ビ特別規定」ハ勞働時間令ニ於ケル凡テノ他ノ使用人ニ之ヲ適用ス、日曜及ビ祝祭日ニ對シ許可スル勞働時間ハ之ヲ勞働時間令ニヨッテ許可スル最大勞働時間ニ加算スルコトヲ得ズ」

四　舊法ニヨル勞働時間令ニ基キ若クハ本令第二號ニヨッテ營業條例ヨリ勞働時間令ニ編入セル規定ノ一ニ基キテ發スル命令ハ新施行命令ニヨリ變更若クハ廢止セラレザル限リ有效ナルモノトス

一九三四年七月二十六日

國勞働大臣代理　クローン

勞働時間令（Arbeitszeitordnung）

目次

第二部　ナチス勞働法

第九條　時間外勞働ニ對スル官廳ノ認可
第十條　公ノ經營及ビ行政ニ對スル特別規定
第十一條　非常ノ場合
第十二條　繼續勞働
第十三條　勞働時間延長ノ限度
第十四條　時間外勞働ノ賠償
第二章　特ニ兒童、年少者及ビ婦人ニ對スル保護ノ增大
第十五條　危險ナル勞働ニ於ケル勞働時間
第十六條　雇傭禁止
第十七條　最大限勞働時間
第十八條　歸宅後勞働ノ追加
第十九條　夜間勞働禁止
第二十條　連續休息時間
第二十一條　休　憩
第二十二條　繁忙ニヨル時間外勞働
第二十三條　非常ノ場合ニ於ケル時間外勞働
第三章　平日ニ於ケル店舖閉鎖
第二十四條　公開ノ販賣所
第二十五條　ソノ他ノ販賣所

第四章　施行規則

第二十六條　掲示及ビ屆出

第二十七條　罰　則

第二十八條　强制處置

第二十九條　勞働監督及ビ官廳管轄權

第三十條　一般的例外認可

第三十一條　施行規定

第三十二條　規則ノ維持、消滅及ビ字句修正

出所　略號一覽

AZV　『一九二七年四月十四日付勞働時間ニ關スル命令』("Vevordnung über die Arbeitszeit in der Fassung vom 14. April 1927")

ArbAO　『一九一八年十一月二十三日／十二月十七日付營業勞働者ノ勞働時間取締ニ關スル訓令』("Anordnung über die Regelung der Arbeitszeit gewerblicher Arbeiter vom 23. Nov./17. Dez. 1918")

AngV　『一九一九年三月十八日付使用人勤務時間取締ニ關スル命令』("Verordnung über die Regelung der Arbeitszeit der Angestellten vom 18. März 1919")

GO　『營業條例』("Gewerbeordnung")

AOG　『一九三四年一月二十日付國民勞働統制法』("Gesetz zur Ordnung der nationalen Arbeit vom 20. Jan. 1934")

AutomGes　『一九三四年七月六日付自動機械ニヨル物品ノ販賣ニ關スル法律』("Gesetz über der Verkauf der Waren aus Automaten vom 6. Juli 1934")

第九　勞働時間法令ノ更新ニ關スル命令

第一章　總則

第一條　物的適用範圍　(一)　勞働時間令ハ左記ニ對シ之ヲ適用ス

一　交通業(海上航行及ビ空中航行ヲ除ク)及ビ鑛業ヲ含ム營業ニ於ケル勞働者、營業的ナル農業上ノ副業ニ於ケル勞働者、但シ國、州、自治體及ビ自治聯合體ノ經營ニ於ケル勞働者ニ付テハ經營ガ營利ノ目的ヲ以テ經營セラルルニ非ザル場合モ亦同ジ

二　營利ノ目的ヲ以テ經營セラルルモノナルト否トニ拘ラズ凡テノ經營及ビ行政ニ於テ商業的若クハ技術的勤務、若クハ書寫、計算若クハ之ニ類スル勤勞ニ從事スル使用人、但シ營業ヲ目的トスル農業及ビ林業ノ經營及ビソノ營業的副業ニ於ケル使用人竝ニ藥局ニ於ケル助手(Gehilfen)竝ニ徒弟ハコノ限ニアラズ

(AZV第一條、AngV第十一條、第十二條、第十三條、ArbAO第一號、第三號、AOG第六十八條第二項)

(二)　麵麭製造所及ビ菓子製造所竝ニ之ニ準ズル設備ニ對シテハ本令第一項ニ代ヘ、一九一八年十一月二十三日付麵麭製造所及ビ菓子製造所ニ於ケル勞働時間ニ關スル命令(Verordnung über die Arbeitszeit in der Bäckereien und Konditoreien)ヲ爾後ノ法律及ビ命令ヲ以テ變更セル規定トトモニ之ヲ適用ス、勞働時間令ノ爾餘ノ各章ハ該命令ニ別段ノ規定無キ限リ之ヲ適用ス、療養所ニ於ケル看護人竝ニ之ニ準ズル從業員ニ對シテハ一九二四年二月十三日付療養所ニ於ケル勞働時間ニ關スル命令(Verordnung über die Arbeitszeit in Krankenpfleganstalten)ヲ適用ス　(AZV第十四條第四項)

第二條　人的適用範圍（一）第一條第一項ニヨリ勞働時間令ノ適用ヲ受クベキ業務ノ一ニ於テ規律アル教育ヲ受ケツツアル徒弟モ亦之ヲ勞働者若クハ使用人ト看做ス（AngV第十一條、第十二條、AZV第十四條第三項）

（二）事務所ノタメニ簡單ナル若クハ單ニ機械的ナル勤務ヲナス事務員（Büroangestellte）モ亦之ヲ使用人ト看做ス（AngV第十一條第三號）

（三）營業的經營及ビ第一條第一項第一號ニヨリ之ニ準ズル經營ニ於ケル職員（Betriebsbeamte）、職長（Werkmeister）及ビ技術者（Techniker）ハ第十條第二項、第十二條、第十五條第一項乃至第三項、第十九條第二項、第二十條第一項竝ニ第二十一條第一項及ビ第二項ニ定ムル使用人ト看做サズ、勞働者ト看做ス（AngV第一條第二號、ArbAO第一號、GO第七章標題、第百三十三條g）

（四）勞働時間令ハ左記ニ對シテ之ヲ適用セズ

一　企業上ノ全權アル者（Generalbevollmächtigte）竝ニ商業登記簿若クハ同業組合登記簿ニ登錄シタル企業代表者（Vertreter）

二　指導的地位ニ在ルソノ他ノ使用人ニシテ通例二十名以上ノ使用人若クハ五十名以上ノ從業員ノ長タル者若クハソノ勤務所得年額ガ使用人保險法ニ於ケル被保險義務ニ對シ定ムル最高限度ヲ超過スル者（AngV第十一條、第十二條、AZV第十四條第三項）

第三條　正規勞働時間　（一）從業員ノ正規ノ平日勞働時間ハ休憩ヲ除キ八時間ヲ超過スルコトヲ得ズ（AZV第一條）

（二）炭坑ニ於テハ交替時間ヲ正規日常勞働時間ト看做ス、交替時間ハ入坑ノ際ニ於ケル索條運轉ノ開始ヨリ出

坑ノ際ニ於ケルソノ再開始マデ若クハ個々ノ勞働者ガ横坑ロヲ入リテヨリ再ビ出ヅルマデトス（AZV第八條第二項）

第四條　勞働時間ノ別種ノ配分　個々ノ作業日ニ於テ經營若クハ經營ノ一部ニ生ズルコトアルベキ勞働時間ノ損失ハ之ヲ同一週間若クハ次週ノ他ノ作業日ニ於テ時間外勞働ニヨッテ之ヲ補充スルコトヲ得（AZV第一條）

第五條　勞働準備　規則的ニ且ツ顯著ナル範圍ニ於テ勞働準備ノ必要アル營業部門若クハ從業員集團ニ對シテハ賃率規則ニヨリ第三條第一項及ビ第四條ト異ナル規則ヲ設クルコトヲ得、賃率規則存在セザルカ若クハ賃率規則存スルモコノ勞働事情ヲ豫定セザルトキハ國勞働大臣若クハ勞働管理官ハ同一ノ措置ヲナスコトヲ得（AZV第二條、AOG第六十八條第一項第一號）

第六條　準備作業及ビ結末作業　左ノ場合ニ於テハ一日二時間ヲ限度トシテ經營全體ニ對シソノ勞働時間ノ繼續ヲ延長スルコトヲ得

一　自己若クハ他人ノ經營ノ規則正シキ進行ノ必要條件トナルベキ經營設備ノ監視ヲ目的トスル清掃及ビ整頓ノタメノ勞働ノ場合

二　全經營ノ再開始若クハ維持ガ勞働技術上之ニ繫屬スル勞働ノ場合

三　港灣ニ於ケル船舶ノ荷物積卸竝ニ鐵道車輛ノ荷物積卸及ビ移動ノタメノ勞働ニシテ交通運輸ノ障碍ノ回避若クハ除去若クハ所定ノ荷積期限ノ嚴守ニ付キ時間外勞働ヲ必要トスル場合

四　第一號乃至第三號ニ掲グル勞働ノ監督ノ場合（AZV第四條、AOG第六十八條第一項第二號）

第七條 一般ニ許可スル時間外勞働・經營若クハ經營ノ一部ノ從業員ハ第三條第一項及ビ第四條ニ規定スル最大限勞働時間ヲ超過シテ企業者ノ選擇ニヨリ之ヲ一年ニ於テ三十日ヲ限リ一日二時間以內ノ時間外勞働ニ服セシムルコトヲ得（AZV第三條、AOG第六十八條第一項第二號）

第八條 賃率規則ニヨル時間外勞働ノ許可　（一）　賃率規則ニヨッテ第三條第一項及ビ第四條ニ規定スル限度以上ニ勞働時間ヲ延長スルトキハ該賃率規則ノ適用ヲ受クベキ從業員ニ付テハ第三條第一項及ビ第四條ニ代ヘ、賃率規則ノ規定ヲ適用ス、賃率規則ノ外第六條、第七條及ビ第十一條ハ之ヲ適用ス

（二）　一九三四年三月二十三日付公ノ行政及ビ經營ニ於ケル勞働統制法第十六條第二項ニ基キ國大臣ノ發布スル共通ノ服務規則ハ本令ニ於テハ之ヲ賃率規則ト看做ス（AZV第五條、AOG第六十八條第一項第三號）

第九條 時間外勞働ニ對スル官廳ノ認可　（一）　賃率規則ニ勞働時間ヲ規定セザルトキハ企業者ノ申請ニヨリ所管營業監督官(Gewerbeaufsichtsämter)若クハ鑛山監督官(Bergaufsichtsämter)ハ勞働時間ニ付キ經營若クハ經營ノ一部ニ對シテ該經營技術上ノ理由特ニ天災地變、災害事故及ビソノ他避クベカラザル故障ニヨル經營中止ノ場合ニ於ケル理由ニヨリ若クハ一般的ノ經濟事情ニヨリ已ムヲ得ザル事由アルトキハ第三條第一項及ビ第四條ニ反スル取消シ得ベキ規則ヲ發布スルコトヲ得、全經營ノ部門若クハ職業ノ多數ノ營業監督官若クハ鑛山監督官ノ所管區域ニ亘ルトキハ前段ノ權限ハ最高州官廳ニ屬シ數州ニ亘ルトキハ國勞働大臣ニ屬ス、裁判ニ對シテハ最高官廳若クハ州官廳ノ發シタルモノノ外之ニ付キ何時ニテモ上級官廳ニ控訴スルコトヲ得、上級官廳ノ裁決ハ最終トス、控訴ハ停止效力ヲ有セズ

（二）後ニ至リ賃率規則ヲ定メタルトキハ賃率規則ヲ以テ當然官廳ノ認可ニ代フ（ＡＺＶ第六條、ＡＯＧ第六十八條第一項第三號）

第十條　公ノ經營及ビ行政ニ對スル特別規定　（一）　國ノ經營及ビ行政（ドイツ國鐵道株式會社、國自動車軌道會社及ビ國鐵道會社ヲ含ム）竝ニ州ノ經營及ビ行政竝ニ自治體及ビ自治聯合體ノ行政ニ對シテハ當該經營及ビ行政ノ管轄官廳ハ勞働時間ニ付キ官公吏ニ適用スル服務規程ヲ當該經營及ビ行政ノ勞働者竝ニ使用人ニ準用スルコトヲ得（ＡＺＶ第十三條）

（二）公法上ノ團體ニ於テソノ使用人ガ官公吏トトモニ勤務スル場合ハソノ使用人ノ勞働時間ニ付キ別段ノ單獨約定、服務規則若クハ賃率規則存セザルトキハ官公吏ニ適用スル服務規程ハ第一項ニヨル明言的準用ヲ俟タズソノ標準タルモノトス（ＡｎｇＶ第十四條）

第十一條　非常ノ場合　（一）　關係者ノ意思ニ繫屬セズシテ發生シ他ノ方法ヲ以テソノ結果ヲ除去スルコト能ハザル緊急狀態及ビ非常ノ場合ニ於ケル臨時ノ勞働特ニ原料若クハ食料品ノ破損若クハ勞働生產（Arbeitserzeugnisse）ノ失敗ノ惧アル場合ニ於ケル臨時ノ勞働ニ對シテハ本令ニヨル勞働時間ノ制限ヲ適用セズ

（二）　日々少數ノ十六歲以上ノ勞働者若クハ使用人ヲ雇傭シソノ勞働未了ガ勞働ノ成果ヲ危殆ナラシメ若クハ異常ナル經濟上ノ損害ヲ招來スルコトアルベキトキ及ビ企業者ニ他ニ豫防手段ヲ期待スルコト能ハザル場合ニ於テハ前項ノ規定ヲ適用ス（ＡＺＶ第十條）

第十二條　繼續勞働　性質上中止ヲ許サザル經營若クハ日曜日無休勞働ガ公共ノ利益ノタメ必要ナル經營ニ於テ

ハ規則正シキ週次交替ヲ實施スルガタメ十六歳以上ノ男子勞働者ヲ三週間ニ付キ一回ヲ限リ休暇ヲ含ミ十六時間ヲ限リ繼續勞働ニ服セシムルコトヲ得、但シ三週間ニ付テ連續二十四時間ノ休憩時間二回ヲ與フルコトヲ要ス（ArbAO第四號）

第十三條　勞働時間延長ノ限度（一）　勞働時間ハ第六條、第七條、第八條、第九條及ビ第十五條第一項ニ揭グル例外ノ適用ニ付キ一日十時間ヲ超過スルコトヲ得ズ、該限度ハ公益ノ緊急ナル理由ニ基ク例外ノ場合第九條ニ定ムル官廳ノ認可ニヨリ之ヲ超過スルコトヲ得、ソノ他第十五條第一項ノ適用ヲ受ケザル場合左ノ準備竝ニ補充作業ニ於テ當該從業員ガ同一經營ノ他ノ從業員ニヨル代理ノ不可能ナルトキ竝ニ企業者ニヨル經營外ノ從業員ヲ招致スルコトヲ期待スルコト能ハザルトキハ第一段所定ノ限度ヲ超過スルコトヲ得

一　次ノ交替ニ於ケル勞働ノ完全ヲ期スルガタメ經營若クハ經營ノ一部ニ於テ一般ニ實施スル所定勞働時間以外ニ動力、照明、煖房及ビ起重裝置、爐ソノ他之ニ類スル經營設備ノ取扱及ビ監視竝ニソノ監督

二　補助原料ノ準備、補助道具ソノ他ノ經營設備ノ整頓ヲ通常ノ作業中ニ行フ要アルモ之ガタメ作業ノ中斷若クハ著シキ支障ヲ生ズルトキ竝ニ次ノ交替ニ於ケル勞働ノ完全ヲ期スルガタメ必要ナルトキハソノ勞働竝ニ監督

三　作業場、機械、爐及ビソノ他ノ經營設備ノ掃除及ビ整頓ヲ通常ノ作業中ニ行フトキハ作業ノ中斷若クハ著シキ支障ヲ生ズル勞働竝ニソノ監督

四　組長、工場長及ビソノ他從業員若クハ勞働進捗ノ監督ニ關與スル者ノ勞務ガ勞働ノ準備若クハ結了ノタ

メ必要ナルカ若クハ直接繼續スル二個ノ交替ヲ結合スルタメ必要ナルトキ（AZV第九條第一項、第九條ニ對スル施行規定）

（二）第一號乃至第四號ニ揭グル勞働ハ合計一日一時間ヲ超過セザル場合ニ限リ若クハ第一號若クハ第二號ノミニ基ク勞働若クハソノ他ノ各號ニ基ク例外ト合併シタル勞働ニアリテハ一日二時間ヲ超過セザル場合ニ限リ之ヲ準備作業若クハ補充作業ト看做ス（AZV第九條ノ施行規定）

（三）國勞働大臣ハ如何ナル作業ヲ準備作業及ビ補充作業ト看做スベキカニ關スル補足規定若クハ第一項第一號乃至第四號ト異ナル規定ヲ發布スルコトヲ得（AZV第九條第一項第二段、AOG第六十八條第一項第七號）

第十四條　時間外勞働ノ賠償　（一）第七條、第八條、第九條若クハ第十一條ニ基キ時間外勞働ヲナストキハ（徒弟ヲ除ク）從業員ハ第三條第一項及ビ第四條ノ限度ヲ超過スル勞働時間ニ對シ正規勞働時間ニ對スル賃銀ノ外適當ナル賠償ノ請求權ヲ有ス、第十三條ニヨリ十時間以上ノ勞働ヲナシタル場合モ亦同ジ、但シ第五條若クハ第六條ニヨリ時間外勞働ヲ認ムル場合若クハ單ニ緊急狀態、天災地變、災害事故若クハソノ他ノ避クベカラザル障害ノ結果トシテ必要ナル場合ハコノ限リニアラズ（AZV第六條a第一項）

（二）當事者間ニ別段ノ定メナキ場合若クハ特別ノ事情ニヨリ別段ノ定メヲ至當トスル場合若クハ國勞働大臣若クハ勞働管理官ガ別段ノ規則ヲ設定セザル場合ニ於テハ百分ノ二十五ノ附加ヲ以テ適當ナル賠償ト看做ス（AZV第六條a第二項、AOG第六十八條第一項第四號）

（三）性質上一年內ノ或ル時期ニ常規トシテ著シク繁忙ナル作業ヲナス必要アル業務ニ於テ當該時期ニ第三條第

一項及ビ第四條ノ限度以上ノ勞働ヲナシソノ時間外勞働ガ同一年內ノ他ノ時期ニ於ケル勞働時間ノ短縮ニヨリ均衡セシメラルル場合ニ限リ國勞働大臣ハ第一項及ビ第三項ヲ適用セザル旨ヲ規定スルコトヲ得（AZV第六條a第五項、AOG第六十八條第一項第四號）

第二章　保護ノ增大、特ニ兒童、年少者及ビ婦人ニ對スル保護ノ增大

第十五條　危險ナル勞働ニ於ケル勞働時間　（一）　第八條ニヨル賃率規則若クハ第九條ニヨル官廳ノ認可ニ基キ第三條第一項及ビ第四條ニ定ムル所定限度勞働時間ノ超過ハ生命若クハ健康ニ對スル特別ニ危險ナル勞働ヲナス產業部門若クハ勞働者ノ集團ニ對シ特ニ地下採炭業ニ於ケル勞働者竝ニ普通以上ノ程度ニ於テ熱、有毒物質、塵埃等ノ影響若クハ爆發物ニヨル危險ニ曝サルル勞働者ニ對シテハ所定勞働時間ノ超過ガ公益ノ理由ヨリ緊要ナル場合若クハ多年ノ經驗上不可缺ナリトシテ立證シタル場合ニノミ半時間ヲ超過セザル限リ之ヲナスコトヲ得、孰レノ產業部門若クハ勞働者集團ニ對シ右ノ制限ヲ適用スベキヤ否ヤニ付テハ國勞働大臣之ヲ決定ス（AZV第七條）

（二）　日々過度ノ勞働時間ノ繼續ニヨッテ勞働者ノ健康ヲ害スル惧アル營業ニ對シ國勞働大臣、國勞働大臣ソノ規定ヲ發布セザル場合ハ州最高官廳、關係企業者及ビ勞働者ノ意見ヲ聽取シタ後ニ於テハ警察令ニヨッテ所轄警察官廳ハ勞働者ノ適宜ナル日々ノ勞働時間及ビ給與スベキ休憩開始及ビ終止時間ヲ規定シ竝ニソノ施行ニ必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得（GO第百二十條b第一項）

（三）　前項ニヨル規定ヲ發布セザルトキハ所轄警察官廳ハ營業監督官ノ申請若クハソノ答申及ビ關係企業者及ビ

勞働者ノ答申ニ基キ日々過度ノ勞働時間ノ繼續ニヨリ勞働者ノ健康ヲ害スル惧アル經營ニ對シ警察處分ニ基ク命令ヲ發スルコトヲ得、抗告ニ關スル營業條例第百二十條d第四項ノ規定ハ之ヲ準用ス(GO第百二十條b第二項)

(四)　地下採掘鑛業ニ於テ攝氏二十八度以上ノ溫度ヲ有スル作業地個所ニ對シテハ所轄鑛務官廳ハ從業員ノ勞働時間ノ短縮ヲ命令スルコトヲ得、爾餘ノ現行鑛業警察規定ハソノ效力ヲ失フコトナシ(AZV第八條第一項、AOG第六十八條第一項第六號)

第十六條　雇傭禁止　(一)　常時十名以上ノ勞働者ヲ雇傭スル經營ニ於テハ十三歳以下ノ兒童ヲ勞働者トシテ雇傭スルコトヲ得ズ、十三歳以上ノ兒童ト雖モ既ニ小學校通學義務ヲ終ヘタル者ノ外ハ之ヲ雇傭スルコトヲ得ズ、一年內ノ或ル時期ニ繁忙ヲ增加スル經營ニ於テ當該時期ニ於テ十名以上ノ勞働者ヲ雇傭スル場合ニ於テモ亦同ジ(GO第百三十五條第一項。第百三十四條i)

(二)　前項ノ規定ハ、煉瓦製造所竝ニ露天掘採石場及ビ採炭場等ノ經營ニ於テ常時五名以上ノ勞働者ヲ雇傭スル場合ニモ亦之ヲ適用ス、勞働者ノ數五名以下ノ場合ニアリテモ鑛山、製鹽所、選鑛場、地下掘採石場及ビ採炭場、熔鑛場、大工作事場ソノ他ノ建築場、造船所及ビ煙草工場竝ニ原動力(蒸汽力、風力、水力、瓦斯、空氣、電氣ソノ他)ニヨル機關ヲ常時使用スル場合モ亦同ジ(GO第百五十四條第二項及ビ第三項、第百五十四條a第一項)

(三)　常時十名未滿ノ勞働者ヲ雇傭スルソノ他ノ工場竝ニ常時十名以下ノ勞働者ヲ雇傭スル作事場ニ付テハ國勞働大臣ハ第一項ノ規定ノ全部若クハ物的又ハ場所的制限ヲ附シテ之ヲ擴張スルコトヲ得(GO第百五十四條第四項及ビ第五項)

（四）藥局及ビ商店（商業ニ附屬スル工場ニ於ケル商品ノ製造若クハ加工ヲ除ク）、病院及ビ療養所、音樂演奏會、展覽會、劇場演技若クハソノ他ノ娛樂、園藝業、旅館及ビ飲食店竝ニ交通業ニ付テハ第一項ノ規定ヲ適用セズ（GO第百五十四條第一項第三號及ビ第四號）

（五）補習及ビ專門學校ニ於ケル教育竝ニ宗教的豫備教育ノタメニ必要ナル時期ニアル少年勞働者ノ雇傭ノ禁止ニ付テハ營業條例第百二十條、第百三十九條i竝ニ第百三十六條第四項ヲ適用ス（GO第百二十條、第三十九條i、第百三十六條第四項）

（六）婦人勞働者ハ鑛山、製鹽所、選鑛場及ビ採炭場ニ於ケル地下採掘ニ於テ竝ニ選鑛（選別、洗滌）以外ノ採鑛、運搬及ビ積卸ニ付テハ露天作業ニ於テモ之ヲ雇傭スルコトヲ得ズ、コークス製造所及ビ第一項ノ規定ノ適用ヲ受クル凡テノ建築場ニ於ケル材料ノ運搬ニ付テモ之ヲ雇傭スルコトヲ得ズ（GO第百五十四條a第二項、第百三十七條第六項）

（七）健康若クハ風紀上特ニ危險ヲ伴フ營業部門ニシテ第一項ノ規定ノ適用ヲ受クル經營ニ對シテハ十六歲未滿ノ少年勞働者及ビ婦人ノ雇傭ハ國勞働大臣ノ命令ニヨリ時間上ノ制限ヲ付シ竝ニ必要ナル限リ場所上ノ制限ヲ付シテ全ク之ヲ禁止シ若クハ特別ノ條件ニ繫屬セシムルコトヲ得（GO第百三十九條第一項第一號及第五項）

第十七條　最大限勞働時間　（一）婦人從業員ハソノ希望ニ基キ姙娠中竝ニ授乳中第三條第一項及ビ第四項ノ限度ヲ超過スル勞働ニ從業セシメザルコトヲ要ス（AZV第九條第三項）

（二）第六條ノ準備作業及ビ結末作業ニ付キ經營全體ニ對シ許可シ得ル勞働時間數ハ少年從業員及ビ婦人從業員

ニアッテハ最高一時間ヲ超過スルコトヲ得ズ（AZV第四條）

（三）第十六條第一項ノ適用ヲ受クル經營ニ於テ既ニ小學校ノ通學ノ義務ヲ終リタル十四歳未滿ノ兒童ハ之ヲ一日六時間以上從業セシムルコトヲ得ズ、十四歳乃至十六歳ノ少年勞働者ニ付テハ第四條乃至第十一條、第十三條及ビ第十五條ノ場合ト雖モ一日十時間以上之ヲ從業セシムルコトヲ得ズ、第十六條第三項ハ之ヲ準用ス（GO第百三十五條第二項及ビ第三項、第百五十四條第一項第三號及ビ第四號）

（四）前項ノ規定ハ麵麭製造所竝ニ菓子類ノ外麵麭類ヲ製造スル菓子製造所ニ於テ直接當該物品ノ製造ニ從事スル男子少年勞働者ニ之ヲ適用セズ、但シ正規ノ晝夜交替ニヨッテ作業スル經營ニ於テハコノ限リニアラズ（GO第百五十四條第一項第五號）

（五）第十六條第一項ノ適用ヲ受クル經營ニ於テ婦人勞働者ハ第四條乃至第十一條、第十三條及ビ第十五條ノ場合ト雖モ一日十時間以上且ツ日曜日及ビ祝祭日ノ前日ニ於テハ一日八時間以上之ヲ從業セシムルコトヲ得ズ、第十六條第三項ハ之ヲ準用ス（GO第百三十七條第二項、第百五十四條第一項第三號及ビ第四號）

（六）常時火氣ヲ使用シ若クハソノ他作業ノ性質ニヨリ正規ノ晝夜交替ヲ行フコトヲ得ザル工場若クハ作業ガ同一繼續時間ヲ有スル正規ノ勞働交替ニ分割スルコトヲ得ザル工場若クハソノ性質上一定ノ季節ニ限定セラルル工場ニ對シテハ國勞働大臣ノ命令ニヨリ時間上ノ制限ヲ付シ竝ニ必要ナル場合ハ場所上ノ制限ヲ付シ本令第一章ノ限度内ニ於テ第三項及ビ第五項ノ規定ノ例外ヲ設クルコトヲ得、上段ノ場合ニ於テハ毎一週間ノ勞働時間ノ繼續ハ兒童ニ對シテハ三十六時間、十六歳未滿ノ少年勞働者ニ對シテハ六十時間、婦人勞働者ニ對シテハ五十

時間ヲ超過スルコトヲ得ズ、夜間勞働ハ二十四時間内ニ十時間ヲ超過スルコトヲ得ズ、且ツ各交替ニ於テ合計少クトモ一時間ノ一回若クハ數回ノ休憩ヲ以テ之ヲ中斷スベキモノトス、晝間交替ト夜間交替トハ每週交互ニ行フコトヲ要ス(GO第百三十九條a第一項第二號、第三項及ビ第五項)

(七) 國勞働大臣ハ原動力ニヨル原動機關ヲ使用スル一定種類ノ工場(第十六條第二項)ニ對シ命令ニヨツテ場所上ノ制限ヲ行ヒ本令第一章ノ限度ニ於テ第三項及ビ第五項ノ規定ノ例外ヲ設クルコトヲ得(GO第百五十四條第三項及第五項)

(八) 國勞働大臣ハ常時一年内ノ或ル時期ニ業務ノ繁忙ヲ生ズル産業部門ニ對シテハソノ命令ニヨリ時間上ノ制限ヲ付シ且ツ必要ナルトキハ場所上ノ制限ヲ付シ本令第一章ノ限度ニ於テ第五項ノ規定ノ例外ヲ設クルコトヲ得、但シ一日ノ勞働時間ハ十二時間ヲ超過セズ且ツ土曜日ニ於テハ八時間ヲ超過セザルコトヲ要ス、前段ノ時間外勞働ノ許可ハ一暦年中最大限四十日ニ對シテノミ之ヲ與フルコトヲ得、但シ每一日ノ勞働時間ノ繼續ガ同一年ノ經營日平均ニ於テ正規法定勞働時間ヲ超過セザル場合ハ一年四十日以上六十日ヲ限リ許可ヲ與フルコトヲ得(GO第百三十九條a第一項第四號、第四項及ビ第五項)

(九) 原料ノ破損若クハ勞働生産ノ失敗ヲ防グタメ夜間勞働ノ實施ヲ緊要ト認ムル産業部門ニ於ケル十六歳以上ノ婦人勞働者ニ對シテハ國勞働大臣ノ命令ニヨリ時間上ノ制限ヲ付シ竝ニ必要ナルトキハ場所上ノ制限ヲ付シ本令第一章ノ限度内ニ於テ第五項ノ規定ニ對スル例外ヲ設クルコトヲ得(GO第百三十九條a第一項第五號、第五項)

第十八條 歸宅後勞働ノ追加 (一) 第十六條第一項ノ規定ノ適用ヲ受クル經營ニ於テ十六歳未滿ノ少年勞働者及

ビ婦人勞働者ガ同一經營内ニ於テ法定勞働時間從業シタル後ニアツテハ經營外ニ於ケル勞働ノ遂行ヲ企業者ガ之ニ委託シ若クハ第三者ノ計算ニ對シテ之ヲ委付スルコトヲ得ズ（GO第百三十七條第一項、第百五十四條第一項第三號及ビ第四號）

（二）年少勞働者若クハ婦人勞働者ノ從業ガ短時間ナルトキハソノ勞働日ニ於テ前項ノ委託若クハ委付ヲナスコトヲ得、但シ同種ノ平均勞働者が法定勞働時間ノ殘餘中ニ經營内ニアリテ完成シ得ベキ見込アルトキニ限リ之ヲ許可シ且ツ日曜日及ビ祝祭日ニ於テハ之ヲ行フコトヲ得ズ（GO第百三十七條a第二項）

（三）第二項ノ規定ニ對スル違反ノ場合ハ所轄警察官廳ハ所轄營業監督官ノ申告ニ基キ若クハソノ意見ヲ聽シ警察處分ヲ以テ個々ノ經營ニ對シ前項ノ勞働ノ委託若クハ委付ヲ第二項ニ適應シテ制限シ若クハ特別ノ條件ニ繫屬セシムルコトヲ得、營業監督官ハソノ處分ノ發令ニ先ダチ關係企業者及ビ勞働者ニ意見陳述ノ機會ヲ與フルコトヲ要ス（GO第百三十七條a第三項）

（四）企業者ハ警察官廳ノ處分ニ對シ二週間以内ニ上級官廳ニ抗告ヲナスコトヲ得、上級官廳ノ決定ニ對シテハ四週間以内ニ州最高官廳ニ抗告ヲ提起スルコトヲ得、州最高官廳ノ決定ハ最終トス（GO第百三十七條a第四項）

第十九條　夜間勞働禁止　（一）第十六條第一項ノ規定ノ適用ヲ受クル經營ニ於テハ十六歲未滿ノ年少勞働者及ビ婦人勞働者ヲ午後八時ヨリ午前六時ニ至ル夜間ニ之ヲ從業セシムルコトヲ得ズ、公衆浴場ニ於ケル婦人勞働者ヲ除ク婦人勞働者ハ日曜日及ビ祝祭日ノ前日ニ於テ午後五時以後ニ之ヲ從業セシムルコトヲ得ズ、第十六條第三項及ビ第十七條第四項ハ之ヲ準用ス（GO第百三十六條第一項、第百三十七條第一項、第百三十三條g、第百三十四

條ｉ、第百五十四條第一項第三號、第四號、第五號及ビ第六號)

(二)　十六歳以上ノ婦人勞働者ニ付テハ勞働時間ノ終了後少クトモ連續十六時間ノ休息時間ヲ之ニ與フル數交替ノ經營ニ於テ之ヲ午後十時マデ從業セシムルコトヲ得(ＡｒｂＡＯ第五號第一項)

(三)　年少勞働者ニ付テハ第十七條第六項及ビ第七項ヲ準用シ、婦人勞働者ニ付テハ第十七條第六項乃至第九項ヲ準用シ第一項ノ規定ニ對スル例外ヲ設クルコトヲ得(ＧＯ第百三十九條第二項及ビ第三項、ＡｒｂＡＯ第五號第三項)

(四)　國勞働大臣ガ各個ノ工場ニ於ケル經營ノ性質若クハ勞働者ヲ考慮シ第一項ノ規定ト異ナリ年少勞働者及ビ婦人勞働者ノ勞働時間ヲ規制スル要アリト認ムルトキハ各場合申請ニ基キ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得、但シ之ニ付テハ第二十一條第二項ノ規定ヲ適用ス、處置ノ執行ニ先ダツテ勞働者ニ意見陳述ノ機會ヲ與フルコトヲ要ス(ＧＯ第百三十九條第二項及ビ第三項、ＡｒｂＡＯ第五號第三項)

(五)　第九條ニヨリ權限アル官廳ハ家政ヲ顧ルヲ要セズ且ツ補習學校ニ通學セザル十六歳以上ノ婦人勞働者ヲ第一項ノ規定ニ反シテ日曜及ビ祝祭日ノ前日ニ於テ午後五時以後但シ午後八時ヲ過ギザル間從業セシムルコトヲ許可スルコトヲ得、但シソノ從業ガ營業條例第百五條ｃ第一項第三號若クハ第四號ニヨル日曜日勞働禁止ノ適用アル勞働ニ該當セズ且ツ當該婦人勞働者ニ對シ翌日ノ日曜若クハ祝祭日ニ於テ終日勞働ヲ行ハシメザルコトヲ條件トス(ＧＯ第百三十八條第五項)

第二十條　連續休息時間　(一)　使用人ニ付テハ日常勞働時間ノ終了後少クトモ十一時間ノ連續休息時間ヲ與フル

コトヲ要ス（AngV第二條第二項）

（二）第十六條第一項ノ適用ヲ受クル經營ニ於テ十六歳未滿ノ年少勞働者及ビ婦人勞働者ニ對シテハ日常勞働時間ノ終了後少クトモ十一時間ノ連續休息時間ヲ與フルコトヲ要ス、第十六條第三項及ビ第十七條第四項竝ニ婦人勞働者ガ十六歳以上ナルトキハ第十七條第八項及ビ第九項ヲ準用ス、但シ連續休息時間ハ第十七條第八項ヲ適用シ午後十時ヨリ午前五時マデノ時間ヲ含ミ十時間ヲ下ルコトヲ得ズ、第十七條第九項ノ適用ニヨル一曆年中最大限度六十日ニ於ケル連續休息時間ニ付テハ一日八時間半ニ遞減スルコトヲ妨ゲズ（GO第百三十六條第三項、第百三十七條第四項、第百五十四條第一項第三號、第四號、第五號、第百五十四條第四項及ビ第六項）

（三）公開ノ販賣所竝ニ之ニ屬スル事務室（帳場）及ビ貯藏場ニ付テハ消費組合及ビソノ他ノ組合ノ營業タルトキモ亦ソノ勞働者ニ日常勞働時間ノ終了後少クトモ連續休息時間十時間ヲ與フルコトヲ要ス（GO第百三十九條c第一項及第二項、第百三十九條m）

（四）第三項ノ規定ハ左記ノ場合之ヲ適用セズ

一　物品ノ破損ヲ防グタメ遲滯ナク遂行ノ要アル勞働

二　法定ノ棚卸表作成竝ニ新設備及ビ移轉ノタメノ勞働

三　ソノ他毎年管區警察官廳ガ一般ニ若クハ個々ノ營業部門ニ付キ決定スル三十日以內ノ勞働（GO第百三十九條d）

第二十一條　休憩（一）使用人ニハソノ一日ノ勞働時間六時間以上ニ亘ルトキハ勞働時間內ニ三十分間以上ノ休

憩ヲ與フルコトヲ要ス、勞働時間ガ午後四時以後ニ終了スルトキハ使用人ニ對スル休憩ハ勞務場ヲ含ム建物ノ外部ニ於テ食事ノタメノ時間トシテ之ヲ一時間半以上ニ延長スルコトヲ要ス（AngV第二條第一項）

（二）一日四時間以內從業スル婦人勞働者及ビ年少勞働者ニハ休憩ヲ與フルヲ要セズ、一日從業四時間以上六時間ヲ超過セザル場合ニハ十五分間、同六時間以上八時間ヲ超過セザル場合ニハ半時間一回、若クハ十五分間宛二回ノ休憩ヲ與フルコトヲ要ス、從業時間八時間以上ノ場合ニ於テハ年少勞働者ニ付テハ少クトモ正午一回一時間、竝ニ午前及ビ午後各三十分宛一回ノ休憩ヲ與ヘ婦人勞働者ニ付テハ少クトモ一回一時間ノ正午休憩ヲ與フルコトヲ要ス、第十九條第二項ノ場合ニハ休憩時間ヲ勞働時間ニ通算スルコトヲ要ス（ArbAO第五號第二及ビ項第三項、GO第百三十六條第一項、第百三十七條第三項）

（三）休憩中ハ年少勞働者ヲ經營內ニ於テ從業セシムルコトヲ得ズ、且ツ當該年少勞働者ハソノ從業スル部分ニ於ケル作業ガ休憩時間中完全ニ休止スル場合若クハ戶外控所ヲ適切ニ設備スルコト能ハザル場合若クハ他ノ適當ナル控所ヲ設備スルコト甚シク困難ナル場合ノ外之ヲ勞務場內ニ留マラシムルコトヲ得ズ（GO第百三十六條第二項）

（四）第十六條第一項ノ規定ノ適用ヲ受クル經營ニアリテハ家政ヲ顧ルコトヲ要スル婦人勞働者ニ對スル正午ノ休憩ガ少クトモ一時間半ニ達セザルトキハ當該婦人勞働者ノ申請ニ基キ正午休憩三十分以前ニ之ヲ解放スルコトヲ要ス、第十六條第三項ハ之ヲ準用ス（GO第百三十七條第五項、第百五十四條第一項第三號及ビ第四號、第百五十四條第四項及ビ第五項）

（五）公開ノ販賣所竝ニ之ニ屬スル事務室（帳場）及ビ貯藏所ガ消費組合及ビソノ他ノ組合ノ業務ニ關スル場合ト雖モ勞働者ニ適當ナル正午休憩ヲ與フルコトヲ要ス、第一項第二段及ビ第二十條第四項ハ之ヲ準用ス（GO第百三十九條C第三項、第百三十九條、第百三十九條M）

第二十二條　業務繁忙ニヨル時間外勞働　（一）第九條第一項ニヨリ權限アル官廳ハ第十六條第一項ノ規定ノ適用ヲ受クル經營ニ付キ異常ナル業務繁忙ヲ事由トシ當該企業者ノ申請アリタル場合ニ於テハ本令第一章ノ限度內ニ於テ二週間ノ繼續ヲ限度トシ且ツ一日ノ勞働時間十二時間ヲ超過セズ與フベキ連續休息時間八時間ヲ下ラザルコトヲ條件トシテ土曜以外ノ週日ニ於テ十六歲以上ノ婦人勞働者ノ午後九時マデ從業スルコトヲ許可スルコトヲ得、ソノ許可ハ一人ノ企業者ニ對シソノ經營若クハ經營ノ一部ニ付キ一曆年中四十日以上之ヲ與フルコトヲ許サズ（GO第百三十八條a第一項）

（二）經營若クハ經營ノ一部ノ勞働時間ガ一年ノ作業日ヲ平均シテ正規法定勞働時間（第三條第一項）ヲ超過セザルトキハ二週間以上且ツ六十日以內ノ日數ニ對シテ前項ノ許可ヲ與フルコトヲ得（GO第百三十八條第二項）

第二十三條　非常ノ場合ニ於ケル餘剩勞働　第十六條第一項ノ規定ノ適用ヲ受クル經營ニ於テ天災地變若クハ災害事故ガ設備ノ正常作業ヲ中絕セシメタル場合若クハソノ中絕發生ノ惧アル場合ニ於テハ本令第一章ノ限度內ニ於テ第九條第一項ニヨリ權限アル官廳ハ第六十七條第三項及ビ第五項、第十九條第一項、第二十條第二項及ビ第二十一條第三項ノ規定ノ例外ヲ四週間ヲ限度トシテ許可スルコトヲ得、四週間以上ノ期間ニ對シテハ國勞働大臣之ヲ許可スルコトヲ得、處分ノ施行ニ先ダチ勞働者ニ意見陳述ノ機會ヲ與フルコトヲ要ス（GO第百三十

九條第一項及ビ第三項、第百五十四條第一項第三號及ビ第四號）

第三章　平日ニ於ケル店舗閉鎖

第二十四條　公開ノ販賣所（一）消費組合及ビソノ他ノ組合ノ賣店ヲモ含ム一切ノ公開販賣所ハ藥局ヲ除キ午後七時ヨリ午前七時ニ至ルマデ營業上ノ取引ヲ閉鎖スベキモノトス、店舗閉鎖ノトキ既ニ居合ハセタル顧客ニ對シテハ尙ソノ用ヲ辨ゼシムルヲ得

（二）販賣所ハ管區警察官廳ノ定ムル毎一年中二十日間ニ付キ午後七時以後九時ヲ限リ營業上ノ取引ノタメ開店スルコトヲ得

（三）食料品店ハ午前七時以前、但シ同五時以後ニ於テ管區警察官廳ノ細則ニヨリ開店スルコトヲ得

（四）管區警察官廳ハ例外ノ認可ニ先ダチ管轄營業監督官（第二十九條）ノ意見ヲ徵シ且ツ許可シタル例外認可書ノ寫本ヲ當該監督官ニ交附スルコトヲ要ス、營業監督官ガ例外認可ヲ使用人保護ノ精神ニ一致セザルモノト認ムルトキハ當該監督官ハ遲滯ナク上級行政官廳ノ決定ヲ受クルコトヲ要ス

（五）永續的營業ヲ目的トシテ設置シタル販賣所ノ所有者ガ當該販賣所ト連續スル場所ニ設置シ且ツ販賣所自ラ取扱フ物品ノミヲ販賣スル自動販賣裝置（Warenautomaten）ニヨル物品販賣ニ對シテハ第一項乃至第四項ノ規定ヲ適用セズ、物品自動販賣裝置ノ營業ハ第一項乃至第四項ニヨリ公開販賣所ニヨル販賣ニ對シ平日ニ於テ一般的ニ認ムル時間內ニ限リ之ヲ行フコトヲ得、國勞働大臣ハ國經濟大臣ノ同意ヲ得テ之ニ付キ細則ヲ設クルコ

トヲ得(ArgV第九條、GO第百三十九條m、Autom Ges 第一條)

第二十五條　ソノ他ノ販賣所　公開ノ道路、廣場若クハソノ他ノ公開ノ場所ニ於ケル物品販賣若クハ豫メ注文ヲ受クルコトナキ戸別訪問ニヨル物品販賣ハソノ定所營業ナルト移動營業ナルトヲ問ハズ(營業條例第四十二條b第一項第一號及ビ第五十五條第一項第一號)第二十四條ニヨリ販賣所閉鎖時間中ハソノ營業ヲ禁ズ、管區警察官廳ハ例外ヲ許可スルコトヲ得、國勞働大臣ハ例外ノ許可ニ對スル條件ニ關シ規定ヲ設クルコトヲ得(GO第百三十九條e第四項)

第四章　施行規則

第二十六條　掲示及ビ屆出　(一)　經營ハスベテ正規ノ一日ノ勞働時間及ビ休憩ノ開始及ビ終了ヲ掲示ニヨリ之ヲ公示スルコトヲ要ス(AOG第六十八條第二項)

(二)　第十六條第一項ノ適用ヲ受クル經營ニ於テ婦人勞働者若クハ年少勞働者ヲ從業セシメントスルトキハ企業者ハ從業ノ開始ニ先ダチ管區警察官廳ニ書面ヲ以テ屆出ヲナスコトヲ要ス、屆書ニハ經營、從業スベキ曜日、勞働時間及ビ休憩ノ開始及ビ終了竝ニ從業ノ種類ヲ記載スルコトヲ要ス、記載事項ノ變更ハ缺勤勞働者ヲ各交替ニ對シテ補充スルニ必要ナル移動ノ場合ノ外警察官廳ニソノ旨ヲ屆出ヅルニ非ザレバ之ヲナスコトヲ得ズ、第十七條第四項ノ規定ハ之ヲ準用ス(GO第百三十八條第一項、第百五十四條第一項第三號、第四號及ビ第五號)

(三)　前項ノ適用ヲ受クル經營ニ於テ企業者ハ年少勞働者ノ從業スル室內ノ見易キ場所ニ各自ノ勞働日竝ニソノ

勞働時間及ビ休憩ノ開始ト終了トヲ記載シタル年少勞働者氏名表ヲ揭示スルコトヲ要ス、企業者ハ各從業室ニ於テ州最高官廳ノ定ムル規定ヲ明瞭ナル字體ニヨリ年少勞働者及ビ婦人勞働者ノ從業ニ關スル規則拔萃ヲ記載セル表ヲ揭示スルコトヲ要ス(GO第百三十八條第二項)

(四) 第十九條第五項ニヨリ日曜日及ビ祝祭日ノ前日ニ於ル婦人勞働者ノ從業ニ對スル許可ヲ受タルトキハソノ許可書ノ寫本ヲ婦人勞働者ノ從業スル室內ノ見易キ場所ニ揭示スルコトヲ要ス(GO第百三十八條a第五項第三段)

第二十七條 罰則 (一) 第二十六條ニ規定スル義務ノ履行ヲ怠ル者ハ百五十ライヒス・マルク以下ノ罰金ニ處ス(GO第百四十九條第一項第七號)

(二) 第三項ノ場合ヲ除キ第十五條第二項若クハ第十七條第三項、第五項、第六項、第七項若クハ第八項ニ基キテ發布シタル規定若クハ第十五條第二項若クハ第三項、第十八條第三項、第十九條第四項若クハ第五項、第二十二條第一項若クハ第二項若クハ第二十三條ニ基キ最終的ニ發布シタル規定ニ違反スル者ハ罰金ニ處ス(GO第百四十七條第一項第四號)

(三) 第十六條第一項、第二項、第三項若クハ第六項、第十七條第三項若クハ第五項、第十八條第一項若クハ第二項、第十九條第一項、第二十條第二項若クハ第三項、若クハ第二十一條第三項、第四項若クハ第五項ニヨリ若クハ第十五條第二項、第十六條第七項若クハ第十七條第三項、第五項、第六項、第七項若クハ第八項ニ基キテ發布シタル規定ニヨリ一定ノ從業ニ對スル勞働者ノ雇傭ヲ禁ジ若クハ勞働時間、夜間休息若クハ休憩時間ヲ規律スル諸規定ニ違反セル企業者ハ罰金ニ處ス、本條第一項乃至第三條ニ揭グル以外本令規定若クハ本令ニ基キテ

發布シタル規定ニ違反シテ他人ヲ雇傭シ又ハ店舗ヲ開ク企業者モ亦同ジ(GO第百四十六條第一項第二號、AZV第十一條第一項)

(四) 第三項ニ於テソノ處罰ヲ定ムル行爲ノ一ノ故ヲ以テ罰ヲ受ケタル者ガソノ後再ビ故意ニ同一ノ行爲ヲ犯ストキハ六ケ月未滿ノ禁錮及ビ罰金若クハソノ一ニ處ス(GO第百四十六條第二項、AZV第十一條第二項)

(五) 企業者ガ經營若クハ經營ノ一部ノ指導ノタメ若クハ監督ノタメニ任命スル職員ノ責任ニ關スル營業條例第百五十一條ノ規定ハ之ヲ準用ス(GO第百五十一條)

第二十八條　强制處置　第十五條第二項、第十六條第七項若クハ第十七條第六項若クハ第八項ニ基キテ發布シタル規定ニ對スル違反若クハ第十五條第二項若クハ第三項、第十八條第三項、第十九條第四項若クハ第二十三條ニ基キテ命ジタル處分ニ對スル違反ノ場合ニ於テ當該經營ガ當該規定若クハ處分ノ適用ヲ受クル場合、ソノ繼續ガ著シキ弊害若クハ危險ヲ招來スルノ惧アルトキハ警察官廳ハソノ規定若クハ處分ニ合致スル狀態ノ確立ヲ見ルマデ經營中止ヲ命令スルコトヲ得(GO第百四十七條第四項)

第二十九條　勞働監督及ビ官廳ノ管轄權　(一) 本令ニ於ケル規則ノ執行若クハ本令ニ基キテ發布シタル規定ノ施行ニ關スル監督ニ付テハ專ラ若クハ警察官廳ト相竝ンデ營業監督官(營業條例第百三十九條b)之ヲ行フ義務ヲ有ス、鑛業上ノ經營ニアリテハ鑛山監督官(Bergaufsichtsbeamte)ヲ以テ營業監督官ニ代フ、公法上ノ團體ノ經營及ビ行政ニ於ケル使用人ニ對スル監督ハ一般的服務監督ヲ行フ官廳之ヲ行フモノトス(GO第百三十九條b、ArbAO第九號、AngV第十六條)

（二）監督官ノ權限及ビ職務ニ關シテハ營業條例第百三十九條bノ規定ヲ準用シ、官廳權限ニ關シテハ同法第百五十五條第二項ヲ準用ス（AngV第十七條、GO第百五十五條第二項）

（三）國勞働大臣及ビ州最高官廳ハ本令ニヨリ委任ヲ受クル權限ヲ他ノ部局ニ委任スル權限ヲ有ス、第十條第一項ニ揭グル公ノ經營及ビ行政ニ對シテハ本令ニヨリテ國勞働大臣若クハソノ他ノ官廳ニ委任セラレタル權限ノ行使ハ當該經營若クハ行政ヲ管轄スル服務監督官廳ニ屬ス、但シ當該監督官廳、國最高官廳若クハ州官廳ニ關スル場合ニ於テハ命令ノ權限ヲ有ス（AZV第十五條第二項、AZV第十三條、GO第百五十五條第三項）

第三十條　一般的例外認可　州最高官廳ハ監督官及ビ監督官廳（第二十九條第一項）ノ意見ヲ徴シ本令ノ規定若クハ本令若クハ他ノ法律ノ規定ニ定ムル所ト異ナル勞働保護規定ノ例外ガ公益ノタメ特ニ失業對策若クハ國民榮養ノ確保ノタメニ緊要ト認ムル場合ハ勞働時間延長ヲ除キ取消シ得ベキコトヲ條件トシ例外ノ認可ヲ與フルノ權限ヲ有ス、認可書ハソノ寫本ヲ國勞働大臣ノ定ムル細則ニ從ヒコレヲ國勞働大臣ニ提出スルコトヲ要ス（ArbAO第七號、AngV第十條）

第三十一條　施行規定　國勞働大臣ハ本令施行細則（Ausführungsbestimmungen）ヲ發布スルノ權限ヲ有ス（AZV第十五條）

第三十二條　規則ノ維持、消滅及ビ字句改正　他ノ國法律及ビ州法律ノ規定竝ニ當該法律ニ基キテ發布セル規定中從業者特ニ兒童、年少者及ビ婦人ノ保護ニ關スルモノハ之ヲ存續セシム、ソノ他ノ法律規則ハ勞働時間令ニ抵觸セザル限リ從來ノ範圍ニ於テ之ヲ適用ス（AZN第九條第二項ArbAO第十一號、AngV第十九條）

第十　勞働手帳實施ニ關スル法律

(Gesetz über die Einführung eines Arbeitsbuches)

一九三五年二月二十六日

政府ハ左ノ法律ヲ制定シ、玆ニ之ヲ公布セシム

勞働手帳實施ニ關スル法律

第一條（一）ドイツ經濟ニ於ケル適切ナル勞働力ノ配分ヲ確保センガタメ勞働手帳（Arbeitsbuch）ヲ實施ス

（二）勞働手帳ノ適用ヲ受クルモノノ範圍、實施時期及ビ勞働手帳ノ發行ニ關スル細則ハ國勞働大臣之ヲ定ム

第二條　第一條ニヨリ勞働手帳ノ適用ヲ受クル勞働者及ビ使用人ハ國勞働大臣ノ定ムル時期以後ニ於テハ命令所定ノ勞働手帳ヲ所有スル場合ニノミ雇傭セラルルコトヲ得

第三條（一）勞働手帳ハ勞働公署（＝職業紹介所）之ヲ發行ス

（二）勞働者若クハ使用人トシテノ任用若クハ採用ニ付キ要件タルモノトセラルル勞働手帳若クハ之ニ類スル證明書ノ發行ニ付テハ他ノ部署ヨリノ干渉ハ特ニ法律上ノ規定ニヨリ例外ヲ認メタル場合ノ外之ヲ禁ズ

第四條（一）第二條ノ規定ニ違反シテ勞働者若クハ使用人ヲ雇傭スルモノ若クハ勞働者若クハ使用人トシテ雇傭セラレタルモノハ百五十ライヒス・マルク以下ノ罰金若クハ禁錮ニ處ス

（二）第三條ノ規定ニ故意ニ違反シテ勞働手帳若クハ之ニ類スル證明書ヲ發行セルモノハ禁錮及ビ罰金若クハソノ一ニ處ス

第五條　國勞働大臣ハ本法ノ實施及ビ補充ノタメ、命令及ビ一般施行規則ヲ發布スル權限ヲ有ス、國勞働大臣ハ該命令若クハ規定ニ定メタル事項ニ關スル違反行爲ニ對シ第四條ニ定メタル處罰準用ノ範圍ヲ定ムルコトヲ得

第六條　本法ハ一九三五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス、本法施行ノ以前ニ於テ施行及ビ補充規程ヲ發布スルコトヲ得

第十一　勞働手帳實施ニ關スル法律第一施行令

(Erste Verordnung zur Durchführung des Gesetzes über die Einführung eines Arbeitsbuches)

一九三五年五月十六日

一九三五年二月二十六日付勞働手帳實施ニ關スル法律第一條及ビ第五條ニヨリ左ノ如ク命令ス

勞働手帳實施ニ關スル法律第一施行令

第一條 (一) 勞働者及ビ使用人ハ徒弟 (Lehrlinge) 及ビ見習店員 (Volontär) ヲ含ミ勞働手帳ヲ保有スベキモノトス、但シ左ノ場合ニハ之ヲ適用セズ

一　一箇月一千ライヒス・マルク以上ノ報酬ヲ締約セラレタル雇傭

二　海洋航行船舶乗組員トシテノ雇傭

三　外國ニ居住地ヲ有スル勞働者及ビ使用人ノ雇傭

四　一九三四年三月二十三日付家内勞働法 (Gesetz über die Heimarbeit) 第八條ニヨリ報酬證明書 (Entgeltbelege) ノ適用ヲ受クル家内勞働ニ於ケル雇傭

五　國民教育ノ義務アル兒童ノ雇傭
國職業紹介失業保險局長官ハ國勞働大臣ノ同意ヲ得テ以上ノ外例外ヲ定ムルコトヲ得
(二)　特定ノ雇傭ニ付キ勞働手帳ノ所持ヲ定メタル場合ニ於テ疑アルトキハ經營、行政若クハ世帶ノ所轄勞働公署(＝職業紹介所)之ヲ決定ス、決定ハ裁判所ニ對シテモ拘束力ヲ有ス

第二條　(一)　勞働手帳ハ勞働者若クハ使用人ノ申請ニヨリ之ヲ發行ス、申請書式及ビ內容ニ關スル細則ハ國職業紹介失業保險局長官之ヲ定ム、申請ニ付テハ申請者ガ警察官廳ニ屆ケ出デタルコトヲ證明スル所轄警察官廳ノ證明書ヲ添附スルコトヲ要ス、警察署ノ證明書ハ無料トシ且ツ印紙稅ヲ免除ス
(二)　勞働手帳ノ發行ハ申請者ガ警察官廳ニ屆ケ出デタル地ノ所轄勞働公署(＝職業紹介所)之ヲ行フ

第三條　申請者ハ審問ヲ受ケタル自己ノ人格及ビ職業經歷ニ關シ正シク且ツ完全ニ陳述スベシ、勞働公署(＝職業紹介所)ハ申請者ノ人格證明(Persönaliche Erscheine)ヲ命ズルコトヲ得

第四條　(一)　勞働手帳ニ對シテハ國勞働大臣ノ定ムル雛形ヲ適用ス
(二)　國職業紹介所失業保險局長官ハ勞働手帳ニ代ヘ、ソノ定ムル雛形ニ準據シ假證明書(vorläufige Ausweis)ヲ發行スルコトヲ命ズルコトヲ得、該證明書ハ所定期間中勞働手帳ト同樣ノ效力ヲ有ス
(三)　國職業紹介失業保險局長官ハ勞働公署(＝職業紹介所)ニヨル勞働手帳ノ發行及ビ補充ニ付キ細則ヲ定ム、長官ハ企業者(經營又ハ行政ノ指導者、世帶主)ニ對シ、勞働者若クハ使用人ノ居住地若クハ住所ノ變更ニ付キ之ヲ勞働手帳ニ記入シ且ツソノ記入ニ付キ勞働公署(＝職業紹介所)ニ屆ケ出ズベキ旨ヲ命ズルコトヲ得

(四) 勞働手帳ハ無料ニテ發行ス、勞働手帳ヲ喪失シ若クハ使用ニ堪ヘ得ザルニ至ラシメタルトキハソノ補充ノタメニスル勞働手帳ノ發行ニ付テハ國職業紹介失業保險局長官ハ手數料ノ徴收ヲ命ジ、行政的强制手續ニヨリ之ヲ徴收スルコトヲ得

第五條 (一) 勞働者若クハ使用人ガ雇傭セラレタルトキハ遲怠ナクソノ勞働手帳ヲ企業者ニ交附スベシ、勞働手帳ニハソノ旨ヲ注意シテ記載スベシ、國職業紹介失業保險局長官ハ一勞働者若クハ使用人ニシテ勞働手帳ノ適用ヲ受クル多數ノ雇傭ヲ有スル場合ニ付キ必要ナル規定ヲ定ム

(二) 企業者ハ勞働者若クハ使用人ノ雇傭終了ノ場合ニハ勞働手帳ヲ返還スベシ、勞働者若クハ使用人ノ請求アルトキハ企業者ハ勞働手帳ノ閲覽ヲ許容スベシ

第六條 (一) 企業者ハ雇傭ノ開始ノ日及ビ正確ナル種別並ニ雇傭終了ノ日ヲ勞働手帳ノ所定欄ニ遲怠ナク記入シ且ツ之ガ證明ヲナスベシ、企業者ハ所定ノ記入ト同時ニ國職業紹介失業保險局長官ノ定ムル用紙ニヨリ經營、行政若クハ世帶ノ所在地ヲ管轄スル勞働公署(=職業紹介所)ニソノ旨ヲ屆ケ出ズベシ

(二) 國職業紹介失業保險局長官ハ勞務契約ニヨリ短期間ニ限定セル種類ノ雇傭ニ付テハ異ル規定ヲ發布スルコトヲ得

(三) 國職業紹介失業保險局長官ハ企業者ガ雇傭ノ種類ノ變更ニ關シ如何ナル範圍ニ付キ之ヲ勞働手帳ニ記入シ且ツ勞働公署(=職業紹介所)ニ屆ケ出ズルヤヲ定ムルコトヲ得

第七條 前條所定ノ記入ノ外、企業者若クハ勞働者若クハ使用人ハ勞働手帳ニ記入ヲ要セズ、企業者ガソノ行ヘ

ル記入ニ付キ變更ヲ加ヘントスルトキハコノ旨ヲ勞働手帳中ニ證明スベシ、企業者ハ勞働手帳及ビ勞働手帳ノ記入ニ付キ勞働者若クハ使用人ニ利益若クハ不利益ヲ與フル特點ヲ閑却セザルコトヲ要ス

第八條 (一) 記入ノ當否若クハ要否ニ關シテ疑アルトキハ勞働公署(=職業紹介所)ハ法律上ノ手續ニ依ラズシテ之ヲ決定ス

(二) 勞働公署(=職業紹介所)ガ勞働手帳ニ對スル不當、不完全若クハ許容シ難キ記入ノナサレ、特點ノ作爲セラレ、若クハ記入ヲ怠ルモノナルコトヲ確カメタル場合ハ勞働公署(=職業紹介所)ハ注意ヲ與ヘ、ソノ訂正ヲ行ハシムベシ

第九條 勞働者若クハ使用人ガ自ラ勞働手帳ヲ所持スルトキハ注意シテ保管スベシ

第十條 國職業紹介失業保險局長官ハ左ノ事項ヲ命ズルコトヲ得

一 勞働者若クハ使用人ガ失業ノ場合ニソノ勞働手帳ヲ勞働公署(=職業紹介所)ニ提出スベキコト

二 勞働手帳ハ所定條件ニヨリ之ヲ勞働公署(=職業紹介所)ニ返納スベキコト

第十一條 勞働手帳ハ勞働公署(=職業紹介所)ノ請求アルトキハ何時ニテモ之ヲ提出シ又ハ送附スルコトヲ要ス、他ノ官署モ亦勞働手帳ノ一覽ヲ請求スルコトヲ得、勞働手帳ヲ喪失シタルトキハ遲怠ナクソノ旨ヲ勞働公署(=職業紹介所)ニ屆ケ出ズルコトヲ要ス

第十二條 勞働公署(=職業紹介所)ハ勞働手帳ニ付キ之ヲカードニ記入スベシ、細則ハ國職業紹介所失業保險局長官之ヲ定ム

第十三條 官廳、社會保險代表(Trüger der Sozialversicherung)、救濟團體(Fürsorgeverband)、職業代表團(Berufsverlretung)、經濟及ビ企業者團體ハ本命令ノ施行ニ付キ諸問ヲ受クルトキハ國職業紹介失業保險局ニ答申スル義務ヲ有ス、諸問ハ個々ノ場合ニ付テモ亦一般ノ場合ニ付テモ之ヲ行フコトヲ得、公ノ證明書ハ無料トシ且ツ印紙稅ヲ免除ス

第十四條 (一) 勞働手帳ハ一九三五年六月一日ヨリ之ヲ施行ス施行ノ順序ハ國職業紹介失業保險局長官之ヲ定ム

(二) 國職業紹介失業保隊局長官ハ勞働手帳ノ實施ニ關シ勞働公署(卽職業紹介所)ノ管轄ニ付キ第二條ノ規定ト異ル取締ヲ行フコトヲ得、長官ハ又勞働手帳ノ發行ニ付テ簡易ナル手續ヲ規定スルコトヲ得、勞働者及ビ使用人ハ國職業紹介失業保險局長官ノ命令ニヨリ勞働手帳ノ發行ヲ申請スルコトヲ要ス

(三) 現ニ勞働ニ從事スル勞働者及ビ使用人ハ遲怠ナク勞働手帳ヲ企業者ニ交附スベシ

第十五條 國職業紹介失業保險局長官ハ本命令ニヨリ賦與セラルル權限ヲ州勞働官廳長官及ビ勞働公署署長(卽職業紹介所長)ニ委任スルコトヲ得

第十六條 左ノモノニハ他ノ刑事法規ニヨリ一層重キ刑ヲ科スル場合ノ外之ヲ一年以下ノ禁錮ニ處ス

一 他人ノタメ發行セラレタル勞働手帳ヲ故意ニ自己ノタメニ發行セラレタルモノトシテ使用スルモノ

二 自己ノタメ發行セラレタル勞働手帳ヲ他人ノ使用ニ供スルモノ

三 權限ナク多數ノ勞働手帳ヲ發行シ若クハ發行セシメタルモノ

第十七條 左ノモノハ他ノ刑事法規ニヨリ一層重キ刑ヲ科スル場合ノ外百五十ライヒス・マルク以下ノ罰金若ク

ハ禁錮ニ處ス

一　勞働公署（ハ職業紹介所）ノ請求スル人格及ビ職業經歷ニ關シテ（第三條）不正ニ若クハ不充分ニ陳述ヲナセルモノ

二　企業者トシテ勞働手帳ニ不正ノ記入ヲナシ若クハ勞働手帳ニ遲怠ナク行フベキ所定ノ記入ヲ怠リ若クハ所定ノ勞働公署（ハ職業紹介所）ヘノ屆出ヲ怠リタルモノ（第四條第三項及ビ第六條）

三　企業者トシテ勞働手帳若クハ勞働手帳ノ記入ニ付キ注意ヲ怠リ特色ヲ閑却セルモノ（第七條）

四　企業者トシテノ權限ナクシテ勞働者若クハ使用人ニ對シソノ勞働手帳ヲ抑留セルモノ

五　權限ナクシテ勞働手帳ニ記入ヲ行ヒタルモノ

六　自己ノタメ發行セラレタル勞働手帳ヲ故意ニ破毀シ若クハ使用ニ堪ヘザルニ至ラシメタルモノ

第十八條（一）勞働公署署長（ハ職業紹介所長）ハ企業者ヨリ第十條第二號、第十一條第一段、若クハ第十三條ニ基キ發セラレタル命令及ビ勞働者若クハ使用人ヨリ第十條、第十一條第一段若クハ第十四條第二項第三段ニヨリ發セラレタル命令及ビ第五條第一項第一段及ビ第十四條第三項ノ規定ノ違反ニ付キ百五十ライヒス・マルク以下ノ罰金ヲ課スルコトヲ得

（二）罰金ハ行政上ノ强制手續ニヨリ之ヲ徵收ス、罰金ハ之ヲ國職業紹介失業保險局ニ收納ス

附錄

ドイツ勞働戰線加盟員ニ對スル方針書竝ニドイツ國勞働奉仕ニ關スル法律及ビ命令

解説

以下は本稿と極めて密接に關係のあるドイツ勞働者の中心組織としてのドイツ勞働戰線に對する方針書竝にドイツ勞働奉仕團を規定せるドイツ國勞働奉仕團に關する法律竝に命令の飜譯である。ドイツ勞働戰線竝にドイツ勞働奉仕團については協調會發行「勞働年鑑」（昭和十年度）のドイツの項竝に「ドイツに於ける勞働及び經濟統制の機構」（社會政策時報昭和十一年四月―六月號）を參照せられたい。

一 ドイツ勞働戰線加盟員ニ對スル方針書

(Lichtlinien über die Mitgliederschaft zur Deutschen Arbeitsfront)

一九三四年八月二十七日

第一條　ドイツ勞働戰線ノ使命　ドイツ勞働戰線ハ以下ノ使命ヲ遂行スルモノトス

イ　ドイツ勞働戰線全加盟員ノ國民社會主義的世界觀教育

ロ　國民勞働統制法ニ規定セラレタル使命ノ遂行

ハ　全加盟員ノ勞働竝ニ社會法規ノ嚴守

ニ 職業教育

ホ 組合員ニ對スル救護制度ノ創設竝ニ管理

ヘ ドイツ經營協同體 (Reichsbetriebsgemeinschaft) ノ經濟統制團體 (Hauptwirtschaftsgruppen) 及ビ勞働管理官トノ協力ニヨル經濟平和ノ促進

ト 「歡喜ノ力」團 (NS=Gemeinschaft "Kraft durch Freude") ニヨル自由時間ノ統制

チ ソノ他總統アドルフ・ヒットラーヨリドイツ勞働戰線ニ課セラレタル使命

第二條 加盟員ノ種類 ドイツ勞働戰線ノ加盟員ハコレヲ次ノ二種ニ區別ス

一 個人加盟員

二 團體加盟員

イ 個人加盟員

1 個人加盟員トハ從前ノ勞働組合ヨリドイツ勞働戰線ニ引續キ加入シタル者、G. H. G. 及ビ NS=Hago ノ加盟員竝ニドイツ勞働戰線ノ創設以來加盟員トシテ加盟シタル者ヲ指ス(註)

註 G.H.G とはドイツ勞働戰線に編入せられたドイツ工業、手工業、商人團を指し、NS=Hago とはナチス政治部の下にある商工手工業部を指す(譯者)

2 ドイツ國ノ內外ヲ問ハズ、全ドイツ人ハ生業能力ヲ有スル限リ、ドイツ勞働戰線ノ個人加盟員タルコトヲ得、但シ個人加盟員タラントスル者ハ純粹ニアーリアン民族ノ系統ヲ有シ又ドイツ勞働戰線ニ團體加

盟スル團體ノ加盟員タラザルカ一定ノ職業、若クハ職業部門ノ從業者トシテドイツ勞働戰線ニ相應スル團體ニ加盟スルコトヲ義務ヅケラレ若クハ現ニ加盟員タラザルコトヲ要ス

3 外國人ハソノドイツ滯在中ドイツ勞働戰線本部ノ許可ヲ得テ個人加盟員タルコトヲ得

4 ドイツ勞働戰線ノ個人加盟員ハ特別ニ加盟費ヲ納入スルコトナク且ツ特ニ加入手續ヲナスコトナクシテ「歡喜ノ力」團ノ加盟員タルコトヲ得

ロ 團體加盟員

1 團體加盟員トハドイツ勞働戰線ニ團體加盟スル團體ノ加盟員タルコトニヨツテドイツ勞働戰線加盟員タル者ヲ指ス

2 一團體ノドイツ勞働戰線ニ對スル團體加盟ハ個人加盟ニ反シ「歡喜ノ力」團ヘノ即時加入ヲ必要トセズ「歡喜ノ力」團ニ對スル團體加盟ニ付テハ特殊ノ協定ニヨル

第三條 個人加盟員ニ對スル給付 ドイツ勞働戰線ハソノ個人加盟員ニ對シ左ノ如キ給付ヲナス

イ 職業教育

ロ 條款ニヨル法的保護

ハ 「歡喜ノ力」團ノ設備利用

ニ 次ノ場合ニ於ケル適當ナル手段ニヨル救護

1 疾病若クハ失業ニヨル一時的生業不能

2　廢疾若クハ老年ニヨル繼續的生業不能
3　ソノ他危急ノ場合乃至特殊ノ實行規定ノ適用ニヨル職業部門ニ於ケル窮境ノ場合
4　婦人加盟員ノ婚姻
5　加盟員ノ家族若クハ加盟員ノ死去
6　勞働ノ犧牲

第四條　團體加盟員ニ對スル給付　團體加盟員ニ對スル給付ノ範圍ハ（第二條ロ）如何ナル場合ニ於テモ該團體トノ協定ニヨリコレヲ決定ス

第五條　加盟　イ　個人加盟員トシテノドイツ勞働戰線ヘノ加盟ハ文書ニヨル加盟宣誓ヲナシ加盟費五〇プフェニッヒ竝ニ第一箇月乃至第一週ノ組合費ヲ納入スルコトニヨッテ行ハル

ロ　加盟宣誓ハ加盟希望者ガソノ經營協同體、勞務場、加盟希望者ノ職業ナキ場合ニアッテハソノ住所所在地ノドイツ勞働戰線市町村支部ニ於テナスモノトス

ハ　加盟希望者ハ加盟宣誓ヲ以テ本方針ノ拘束力ヲ認ムルモノトス

ニ　ドイツ勞働戰線ニ加盟シタル者ハ加盟員證乃至加盟員手帳ヲ有ス、加盟員手帳ハドイツ勞働戰線ノ所有ニ屬シ、希望ニヨリ政治指導者ニ對シ證明書トシテ交付セラルルモノトス

第六條　加盟ノ拒絕　イ　加盟ハドイツ勞働戰線市町村支部若クハソノ上級機關ニヨリ拒絕セラルルコトヲ得、コノ際ドイツ勞働戰線ハソノ理由ヲ告知スル義務ヲ有セズ

ロ　右ノ場合ニ於テハ加盟希望者ハ拒絶セラレタルトキヨリ一箇月以内ニ郡支部長ノ（拒絶シタル主體ガ市町村支部ヨリ上級機關ナル場合ハドイツ勞働戰線本部ノ）裁定ヲ求ムルコトヲ得、郡支部長ハ加盟ニ付テノ最終的裁定ヲナス、コノ際ニモソノ理由ヲ告知スル義務ヲ有セズ

第七條　加盟ノ取消　イ　加盟ヲ許可セラレタル者ニ對シ、ドイツ勞働戰線郡支部長若クハソノ上級機關ハ半箇年以内ニ於テソノ加盟ヲ取消スコトヲ得、コノ際ソノ理由ヲ告知スルコトヲ要セズ、右ノ決定ニ對シテハ抗議ヲ提起スルコトヲ得ズ

ロ　取消ヲウケタル者ハ取消決定ノ二箇月以内ニ當該ドイツ勞働戰線市町村支部ヨリソノ納入シタル組合費ノ返還ヲ受クルコトヲ得、但シ加盟手數料ハ之ヲ返還セズ

ハ　該期間ノ經過後ニ於テハ組合費ノ返還ヲ受クルコトヲ得ズ

第八條　ドイツ勞働戰線ヨリノ脫退　脫退ハ當該市町村支部ニ對シ文書ヲ以テナスコトヲ要ス、脫退ハ翌月一日マデ加盟員タル全義務ヲ遂行シタル後ニ許可セラルルモノトス

第九條　加盟員タル資格ノ喪失　加盟員タル資格ハ左ノ場合ニ於テ喪失ス

イ　加盟員ノ死亡

ロ　市町村支部ヨリ猶豫ノ許可ヲ受クルコトナク二箇月以上組合費ヲ滯納シタル場合

第十條　ドイツ勞働戰線ヨリノ除名　イ　加盟員ノ除名ハ市町村支部長若クハ上級機關ノ請求ニヨリ郡支部長ニヨツテ行ハル、コノ際ニハ詳細ナル除名理由ヲ告知スルコトヲ要ス

1　加盟員ガ故意ニソノ收入ヨリモ過少ナル組合費ヲ納入シタル場合
2　加盟員ガ正當ナル理由ナクシテドイツ勞働戰線ニ於ケル共同勞働若クハ繼續シテ義務的集會若クハ課業ヘノ參加ヲ怠リタル場合
3　加盟員ガ故意ニドイツ勞働戰線ニ對スル背德的行動ヲナシタル場合
4　加盟員ガ不名譽ナル意圖ノ下ニ罰セラルベキ行動ヲナシタル場合
ロ　前項一、二、三ニ該當スル除名ニ對シテハ被除名者ハ當該上級機關ノ裁定ヲ求ムルコトヲ得
ハ　右ニ對スル訴訟ハ除名決定ノ一箇月以内ニコレヲナスコトヲ要ス
ニ　上級機關ニヨル判定ハ最終トス
第十一條　脫退ノ效果　ドイツ勞働戰線ヨリノ脫退、第九條ニヨル加盟員資格ノ喪失及ビ除名ニヨッテ勞働戰線ノ給付享受ニ對スル加盟員ノ全權利ハ消滅ス
第十二條　再加盟．イ　曾テドイツ勞働戰線ヨリノ脫退ヲ宣言シタル加盟員ハ原則トシテ特別ナル事情ノ存スル場合ニ非ザレバ當該郡支部長ヨリドイツ勞働戰線ヘノ再加盟ヲ認メラルルコトナシ
ロ　加盟員ノ再加盟ヲ許可セラレタル場合ト雖モソノ脫退當時ノ事情ガ國民協同體ニ反スル行動ニ基クコトノ明カニセラレタル場合ニハソノ再加盟ハ取消サル
ハ　再加盟シタル加盟員ハ組合費ヲ納入スルコトニヨッテ最初ノ加盟當時ニ有スル權利ヲ囘復スルモノニアラズ、新加盟者ニ對シ規定セラレタル待期ヲ經過スルコトヲ要ス

ニ　第九條ロニ規定セラレタル組合費ノ滯納ニヨリ加盟員タル資格ノ喪失シタル場合ニハ喪失ヨリ二箇月以内ニ事情ヲ參酌シ加盟員資格ノ再授與トトモニソノ加盟員タリシ當時ノ權利ヲ保持セシムルコトヲ得、但シ右ノ場合ニ於テハ六箇月以上ノ組合費ヲ前納スベシ

ホ　除名セラレタル加盟員ノ再加盟ハドイツ勞働戰線本部ノ許可ニヨツテノミコレヲナスコトヲ得

第十三條　組合費ノ金額　イ　組合費ノ金額ハ左記ノ如シ

等級	收入 週	收入 月	組合費 週	組合費 月
一	救護ニ對スル請求權ヲ認メラレザル管理手數料ノ納入ノミ			〇・二〇 R.M
二				〇・四〇
三				〇・六〇
三イ				二・六〇
四	—一〇 R.M	—四〇 R.M	〇・一五 R.M	〇・六〇
五	一〇—一五	四〇—六〇	〇・二〇	〇・八〇
六	一五—二〇	六〇—八〇	〇・三〇	一・二〇
七	二〇—二五	八〇—一〇〇	〇・三五	一・四〇
八	二五—三〇	一〇〇—一二〇	〇・四五	一・八〇
九	三〇—四〇	一二〇—一六〇	〇・五五	二・二〇
一〇	四〇—四五	一六〇—一八〇	〇・七〇	二・八〇
一一	四五—五五	一八〇—二二〇	〇・八五	三・四〇
一二	五五—六五	二二〇—二六〇	〇・九五	三・八〇
一三	六五—七五	二六〇—三〇〇	一・一〇	四・四〇
一四	七五—九〇	三〇〇—三六〇	一・三五	八・四〇
一五	九〇—一〇五	三六〇—四二〇	一・五〇	六・〇〇
一六	一〇五—一三〇	四二〇—五二〇	一・九〇	七・六〇
一七	一三〇—一五〇	五二〇—六〇〇	二・二五	九・〇〇
一八	一五〇—一六五	六〇〇—六六〇	二・五〇	一〇・〇五
一九	一六五—一八五	六六〇—七四〇	二・七五	一一・〇〇
二〇	一八五—	七四〇—	三・〇〇	一二・〇〇

ロ　組合費ニ對シテハ特別追加ヲ認メズ

ハ　等級一ヨリ三(イ)ニ至ル組合費納入ニ於テハ唯管理手數料ヲ徴收スルニトドム、管理手數料ノ場合ニハ救

護ニ對スル請求權ヲ認メラレズ、組合費納入期間竝ニ金額ノ算定ノ際加算セラルルコトナシ

第十四條　組合費ノ決定　イ　組合費ハ總收入及ビ臨時仕事ノ價値ニヨツテ之ヲ決定ス

1　手間仕事、日給及ビ週給者ハ週收入ニヨル

2　月給及ビソノ他ノ俸給者ハ月收入ニヨル

3　自由職業從事者、商業從事者ハ月收入ニヨル

4　商業代表者及ビ利益配當出張員ハ總手數料金額ニヨル、但シ旅行費及ビ財政省ヨリ課税セラレザル收入部分ハ差引カルルモノトス

ロ　勤勞收入ノ價格ハ公共疾病保護ノ評價ニ從フ

ハ　加盟員ハ原則トシテ右ニ定メラルタル割合ニ從ヒ、ソノ組合費ヲ自ラ納入シ、收入ニ變更ヲ來シタル場合ハソレニ相當スル組合費ヲ督促セラルルコトナク、納入スルコトヲ要ス（十條イ一）

ニ　約定ニヨリ賃銀ガ人事課若クハ賃銀課ニヨツテ差押ヘラレタル場合ニハ組合費ハ雇傭主之ヲ支拂フコトヲ要ス

ホ　救護制度ニ對スルヨリ高度ノ請求權ヲ得ルタメ加盟員ハソノ收入ヨリモヨリ高キ割合ニテ組合費ヲ納入スルコトヲ得

ヘ　失業者竝ニ週三日間以內ノ短期勞働者ハソノドイツ勞働戰線ヨリ救護ヲウケザルトキハ前項一ニヨル管理手數料ヲ納入スルモノトス、但シ將來救護制度ノ適用ヲ欲スル場合ニハ少クトモ第四等級以上ノ組合費ヲ納

入スルコトヲ要ス

ト　老年、癈疾若クハ事故ニヨツテ生業不能ニ陷リ且ツドイツ勞働戰線ヨリ救護ヲウケザル加盟員ハソノ月收四〇ライヒス・マルク以下ノ場合ニハ第一等級、四〇ライヒス・マルク以上一〇〇ライヒス・マルク以下ノ場合ニハ第二等級、一〇〇ライヒス・マルク以上ノ場合ニハ第三等級ノ管理手數料ヲ納入スルモノトス、但シ右ノ加盟員ハドイツ勞働戰線ヨリノ救護ニ對スル請求權ヲ得ルタメヨリ以上ノ等級ニ於テソノ組合費ヲ納入スルコトヲ得

第十五條　ナチス黨員、突擊隊、親衞隊及ビドイツ女子靑年團加盟員ニ對スル特典　イ　赤色黨員章若クハ黨員手帳ヲ所持スルナチス黨員竝ニ突擊隊、親衞隊員（空軍、海軍、騎兵、自動車突擊隊ヲ含ム）、ヒットラー靑年團、ドイツ女子靑年團員ハソノ加盟員タル正當ナル證明書ヲ有シドイツ勞働戰線ノ救護制度ニ對スル請求權ヲ拋棄スル場合ハ管理手數料ノ納入ノミニヨツテドイツ勞働戰線ノ加盟員タルコトヲ得

右ノ加盟員ニ對シテハ、ドイツ勞働戰線ハソノ加盟員ニ對スル救護金ノ交付ヲ拒否ス、但シドイツ勞働戰線ノコノ種ノ加盟員ニシテ救護制度ヘノ參與ヲ欲スル場合ニハソノ組合費納入等級ニヨル組合費ノ金額ヲ納入スベシ

ロ　管理手數料ハ該加盟員週一〇ライヒス・マルク若クハ月四〇ライヒス・マルク以下ノ收入ノ場合ニハ第一等級、週一〇―二五ライヒス・マルク若クハ月四〇―一〇〇ライヒス・マルクノ場合ニハ第二等級、週二五―九五ライヒス・マルク若クハ月一〇〇―三六〇ライヒス・マルクノ場合ニハ第三等級、週九〇ライヒス・マルク

若クハ月三六〇ライヒス・マルク以上ノ場合ニハ第三等級(イ)ニヨツテ納入スルモノトス

第十六條 子女ナキ戰爭犧牲者タル加盟員ニ對スル組合費ノ輕減　イ　正當ナル黨員證明書ヲ有スル國民社會主義戰爭犧牲者同盟(NSKOB)加盟員ハソノ組合費納入等級一七以下ノ場合ニハ一等級低クソノ組合費ヲ納入スルモノトス

ロ　但シ右ノ特典ハ十八歲以下ノ子女ヲ有セザル組合員ニ對シテノミ之ヲ適用ス

第十七條 子女アル加盟員ニ對スル組合費ノ輕減　イ　滿十八歲以下ノ子女一―三名ヲ有スル加盟員ハソノ收入ニ相應スル組合費納入等級ヨリ一等級低クソノ組合費ヲ納入スルモノトス、滿十八歲以下ノ子女三名以上ノ場合ニハ二等級低ク納入スルモノトス

ロ　滿十八歲以下ノ子女一―三名ヲ有スル加盟員ニ對スル救護金ノ交付ハソノ納入スル組合費ヨリ一等級高ク、滿十八歲以下ノ子女三名以上ノ場合ハ二等級高ク行ハル

ハ　コノ特典ハ十七等級以下ノ收入アル組合員ニ對シテノミ之ヲ適用ス

ニ　組合費ノ輕減ニ對スル請求ハ原則トシテ毎年(曆年ニヨル)當初若クハ加盟員ニナリタル際組合費納入手帳ニ記入セル子女數ニヨリ提起スベキモノトス、子女數ニ變化ヲ來シタル場合ハ翌年ヨリコレヲ輕減ス

ホ　組合費ノ輕減ハ加盟員手帳ニソノ旨ヲ記載スルコトヲ要ス、加盟員手帳ヘノ記載ハ加盟員ノ請求ニヨリ當該市町村支部ニ於テノミ之ヲナスコトヲ得

第十八條 組合費ノ納入　イ　組合費ハ毎月十五日マデニ納入スルモノトス、請負賃銀、日給及ビ週給者ハ毎週納

入スルコトヲ得

ロ 組合費ノ納入ハ加盟員ガソレニヨリ一年ノ中四週間分ノ組合費ヲ節約シ得ルガ故ニドイツ勞働戰線ハ加盟員ニ對シ週拂ヲ推薦ス

ハ 組合費ノ納入ハ加盟員手帳若クハ加盟員證ニ日付印ヲ以テ抹殺シタル支拂額ニ相當スル切手ヲ貼付スルコトニヨツテコレヲ證明ス、組合費ハソノ徴收セラルル場合アルニセヨ、原則的ニハ持參債務ニシテ組合費ノ徴收ガ當該勞働戰線役員ニヨリ期日通リニナサレザルトキニハ當該ドイツ勞働戰線事務所ニ自ラ納入スルコトヲ要ス

第十九條 組合費納入ノ延期 イ 加盟員ノ請求ニヨリ充分ノ理由ノ認メ得ル場合ハ三箇月ヲ限リ當該市町村支部ヨリ組合費納入ノ延期ヲ許可スルコトヲ得

ロ 第九條ロニヨル組合費納入ノ延滯ガ許可セラルル最高期間二箇月乃至八週間ハ右ノ場合ニ於テハ延期期間ニ包括セラルルモノトス、如何ナル場合ト雖モ市町村支部ハ三箇月ヲ超過スル期間組合費ノ納入ナクシテ加盟員ノ加盟ヲ許容スルコトヲ得ズ

ハ 特別ノ窮境ニヨリ期間延長ノ希望セラレタル場合ニハ當該縣支部ハソノ請求ニ基キ裁定ヲ加フルコトヲ要ス

ニ 組合費納入ノ延期ハソノ旨加盟員手帳ニ記入スルコトヲ要ス

ホ 組合費納入延期ノ請求ハ第九條ロニヨル加盟員資格ノ喪失以前ニ提起スルコトヲ要ス

第二十條 組合費納入義務ノ停止 イ 以下ノ場合ニ於テハ組合費ノ納入ヲ停止スルコトヲ得

1　兵役ニアル期間
2　學校ニ於ケル修業ノ期間、但シ當該期間ニ於テ加盟員ハ勞働ニ携ハラザルコト
3　自由意思的勞働奉仕ニ參與シツツアル期間、但シ當該期間ニ於テ勞働ニ携ハラザルコト
4　加盟員ノ外國滯在ノ期間、但シ外國ニ於テ職業ヲ得タル場合ニハ無效
ロ　コノ種加盟員ハ正式ニ屆出ヲナシ、且ツ屆出期間マデソノ組合費ヲ納入シタル場合ニ限リ、從前ノ關係ニ於テドイツ勞働戰線ニ加盟スルコトヲ得、兵役ヨリノ除隊、學校ニ於ケル修業、勞働奉仕ノ終了ノ場合ハソノ終了後四週間以內ニ兵役、勞働奉仕、學校ノ期間ニ付テノ證明書ヲ示シ當該ドイツ勞働戰線市町村支部ニ再申告ヲナスコトヲ要ス
ハ　外國滯在中ノ加盟員ハソノ職業ヲ得タル時ヨリ八週間以內ニベルリンドイツ勞働戰線會計部外國庶務課宛ニソノ由ヲ報告スルコトヲ要ス

第二十一條　法的保護　イ　加盟員竝ニソノ家族ニ對シテハソノ請求ニヨリ費用ヲ伴ハザル法的保護ヲ與フルコトヲ得
ロ　法的保護附與ノタメニハ一定期間ノ待期ヲ必要トセズ
ハ　法的保護ハ勞働關係、社會保險ニ關スル訴ヘ竝ニ加盟員ノドイツ勞働戰線ニ於ケル活動ヨリ生ズル訴ヘニ關スルモノトス
ニ　法的保護ノ許諾竝ニソノ範圍ハ當該ドイツ勞働戰線法律相談部コレヲ決定ス

ホ　ドイツ勞働戰線加盟以前ニ關係アル訴訟事件ニ對シテハ特殊ナル事情ナキ限リ法的保護ヲ附與スルコトナシ

ヘ　法的保護ノタメニ支辨セラレタル費用ハ加盟員ガ法的保護請求ノ際、未ダ一年以上ドイツ勞働戰線ニ所屬セズ、訴訟事件ノ解決後半年以内ニドイツ勞働戰線ヨリ脱退シタル場合ニハソノ返還ヲ請求スルコトヲ得

ト　死亡シタル加盟員ノ家族ニ對スル法的保護ノ請求ハ三箇月以内ニ當該勞働戰線法律相談部ニ提起スルコトヲ要ス

第二十二條　救護制度　イ　ドイツ勞働戰線ハソノ困窮ニ陷レル加盟員ニ對シテ救護ヲ與フ、從ツテドイツ勞働戰線ハソノ疑問ノ場合ニハソノ困窮ノ度合ヲ調査シ救護ヲ加フルコトノ可否ヲ決定スルコトヲ要ス、コノ決定ニ際シ法的手段ニ訴フルコトハ原則トシテコレヲトラズ、救護ハ唯加盟員ニ對シテノミ與ヘラレ從ツテソノ請求權ハ他ニ抵當物トシ又第三者ニ之ヲ委任スルコトヲ許サズ

ロ　保險局、官廳若クハ他ノ團體ヨリ救護金ノ支給セラルル場合ニハドイツ勞働戰線ヨリノ救護金ノ支給ハ直チニコレヲ停止ス

ハ　救護金交附ノ範圍ハ加盟員ノドイツ勞働戰線、ソノ從前ニ所屬シタル團體、仕事ヲ擔當シタル組織ニ對シテ正當ニ納入シタル組合費ノ月額ノミナラズ、ソノ總額ニヨツテコレヲ決定ス、加盟員タル以前ニ納入シ、若クハ將來ノタメ納入シタル組合費ニ付テハ組合費納入期間ノ算定ニ對シテ之ヲ考慮セズ

ニ　右ニヨリ救護ヲ與フルニ際シテハソノ以前ニ納入セル組合費ノ金額ヲ檢討スルコトヲ要ス、延滯シタル組

合費ハ差引カルルコトヲ要ス

ホ　救護ヲ與ヘタル場合ニハソノ旨加盟員章乃至加盟員手帳ニ記載スベシ

ヘ　救護金支給期間内ニ於テハタトヒ該期間内ニ組合費ノ支拂ハレ、管理手數料ノ支拂ハレザル場合ト雖モ支給期間ヲ延長シ若クハ支給金額ヲ增額スルコトヲ許サズ

ト　同一期間ニ於ケル各種救護金ノ交合ハ之ヲ許サズ、コノ場合ニハ最高金額ノ救護金ノミ之ヲ交付ス

第二十三條　疾病若クハ失業ノ場合ニ於ケル救護　イ　十二箇月若クハ五十二週間以上ノ組合費ヲ納入セル加盟員ハ疾病及ビ自己ノ過失ニヨラザル失業ノ場合、婦人加盟員ニ於テハ姙娠、分娩、産褥等ニヨリ生計困難ノ場合ハ救護金ヲ支給セラル

ロ　失業救護ハソノ請求者ガ捺印章ヲ所持スル場合ニ於テノミ許可セラルルコトヲ得

ハ　疾病救護ハ加盟員ガ職業ヲ有スル場合ニ於テノミコレヲ請求スルコトヲ得

ニ　救護金ノ支給ハ失業ノ第八日目ヨリ卽チ失業第二週ヨリ始ル、七日ノ待期ハ組合費ノ十二箇月若クハ五十二週間納入セラレタル後ノ月若クハ週ヨリ開始スルモノトス

第二十四條　救護期間　イ　救護金支給ノ最高期間次ノ如シ

組合費納入月數	同　週數	最高期間	組合費納入月數	同　週數	最高期間
一二箇月以上	五二週以上	七週間	七二箇月以上	三一二週以上	一二週間
二四箇月以上	一〇四週以上	八週間	八四箇月以上	三六四週以上	一三週間

三六箇月以上	一五六週以上	九週間	九六箇月以上	四一六週以上	一四週間
四八箇月以上	二〇八週以上	一〇週間	一〇八箇月以上	四六八週以上	一五週間
六〇箇月以上	二六〇週以上	一一週間	一二〇箇月以上	五二〇週以上	一六週間

ロ　右ノ救護金支給最高期間ハ一救護期間內ニ於テノミ許可セラルルコトヲ得、一救護期間ハ二箇年トシ最初ノ救護ヲ受ケタル日ヨリ始リ、該期間ニ於テハ救護日ハ加算セラル、最高期間ノ經過後ニ於テハ救護期間ノ終了シ、最後ノ救護期間ヨリ最低十二箇月若クハ五十二週ノ組合費ノ支給アリタル後ニ非ザレバ再ビ救護金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ズ

第二十五條　救護許可ノタメノ證明　救護金ノ交付ヲ請求スル場合請求者ハ證明書トシテ失業救護ニ際シテハ捺印章若クハ當該勞働公署ノ證明、疾病救護、婦人加盟員救護ニ際シテハ病院ノ證明、他ノ場合ニハ醫者ノ證明ヲ携フルコトヲ要ス

第二十六條　イ　生業不能ノ場合ニ於ケル救護金ハ救護ヲ受クル直前十二箇月若クハ五十二週ノ組合費ノ平均額ヲ元トシテ之ヲ決定ス、コノ平均額ニ最モ近似セル組合費ヲ救護金トシテ交付ス

ロ　救護金ノ日額ハ當該組合費納入等級ノ週組合費トナス、但シ十五等級以上ノ金額ヲ超過スルコトヲ得ズ

ハ　一週間ヅツ後送リニ交付セラルル救護金ノ支拂ノ場合ニハ第四等級ノ組合費、若クハ加盟員ノ希望ニヨリヨリ以上ノ等級ノ組合費ノ差引カルルコトヲ要ス

第二十七條　救護金支給ノ制限　以下ノ場合ニ於テハ救護金ハ之ヲ支給セズ

一

イ　加盟員ガ俸給乃至報酬ヲ引續キ支拂ハルル場合、示談金若クハソノ他ノ賠償金等ノ如キモ俸給乃至報酬收入ト看做ス

ロ　救護金支給請求ノ際故意ニ僞リノ事項ヲ申告シタル場合

ハ　正當ナル手續キニヨル申告ヲナサズシテ加盟員ノ國内ヲ離レタル場合

ニ　生業不能ノタメドイツ法律ニヨッテ從業員ノ癈疾若クハ坑夫保險ヲ適用セラレ、年金若クハ休職金ヲ支給セラレ、若クハ從前ノ雇傭主ヨリ休職金ヲ支給セラレ、加盟員ノ月收一〇〇ライヒス・マルクヲ超過スル場合

ホ　生業不能ニ陷ラズシテ休職金ヲウケ、ソノ金額最終ノ勞働收入ノ五〇％ヲ超過シ月收一〇〇ライヒス・マルクヲ超過スル場合

ヘ　災害、戰爭若クハ業務遂行犧牲者年金等ニヨリソノ收入ノ三分ノ二以上ヲ保證セラレ組合員ノ月收一〇〇ライヒス・マルクヲ超過スル場合

第二十八條　癈疾及ビ老年救護　イ　疾病、事故、癈疾若クハ老年ニヨリ生業不能ニ陷レル組合員ニ對シテハ繼續的ニ救護金ヲ支給ス

ロ　癈疾救護金ノ支給ハ國營救護開始ノ月ニ先ダツコトヲ得ズ、癈疾救護ニ對スル請求ガ手當通知書ノ提示期日後四週間以內ニ提起セラレタル場合ニ於テノミ三箇月ヲ限リ遡及的ニ認可ヲ與フルコトヲ得、他ノ場合ニ於テハ支拂ハ請求日ノ翌日ヨリ始マルモノトス

ハ　老年及ビ癈疾救護金ノ支拂ヲ受クル者ハソノ組合費ヲ組合費納入等級ニ從ッテ納入スルコトヲ要ス

第二十九條 救護許可ノタメノ證明 救護金ヲ受ケントスルニハ俸給生活者、疾病若クハ癈疾保險乃至災害業務遂行犧牲者年金ニヨリソノ生活費ノ三分ノ二以上給付アルコト若クハドイツ勞働戰線ヨリ任命セラレタル醫者ノ診斷證明書ヲ要ス

第三十條 救護金ノ金額 イ 癈疾救護金ノ金額ハ納入シタル組合費ノ度數ト最後ノ六十箇月若クハ二六〇週間ニ納入シタル組合費ノ平均額ニヨツテコレヲ決定ス、該平均額ニ最モ近似セル等級ノ組合費ヲ救護金支給ノ基礎トス

ロ 救護金ノ月額左ノ如シ

組合費納入月	週	月額	組合費納入月	週	月額
一二〇	五二〇	組合費月額ノ三倍	三〇〇	一三〇〇	組合費月額ノ六倍
一八〇	七八〇	四倍	三六〇	一五六〇	七倍
二四〇	一〇四〇	五倍	四二〇	一八二〇	八倍

救護金ノ月額ハ組合費納入七等級以上十五等級以下ノ間ニ於テコレヲ決定ス

ハ 從前癈疾救護ノ適用セラレザル經營協同體ニ所屬セル加盟員ハ本救護規定ノ實施後待期（十箇年）ヲ經過スルコトナクシテ本救護規定ノ適用ヲ受クルコトヲ得ズ、但シ該組合員ニシテ既ニ一九二九年一月一日以前ニ當時ノ勞働組合ニ所屬シ以後繼續シテ、ソノ組合員タル本分ヲ遂行シ來リシト認メラルル場合ニハ、待期ヲ五箇年トス、待期經過後ハ該組合員ハソノ組合費ノ實質的納入ニ相應シテ本救護法ノ適用ヲ受クルコトヲ得

第三十一條 救護金支給ノ制限 加盟員ガ當該地方ニ於ケル職業部門ノ一般勞働收入ノ五〇%ヲ超過スル月收ヲ

有シソノ金額一〇〇ライヒス・マルク以上ニ及ブ場合ニハ癈疾救護ノ適用ヲ受クルコトヲ得ズ

第三十二條　窮境救護　イ　ドイツ勞働戰線ハ特別ナル事情アルヲ認メ得ル窮境ノ場合ニハ加盟員ニ對シテ救護金ヲ支給スルコトヲ得

ロ　右ノ救護金ヲ請求セントスル者ハ當該ドイツ勞働戰線市町村支部長ノ意見ヲ附シテベルリンドイツ勞働戰線「自衛課」ニ申請スルコトヲ要ス、「自衛課」ニ於テソノ諾否ニ付キ最終ノ決定ヲナス

第三十三條　婚姻救護　婦人加盟員ノ結婚シテソノ職ヲ辭ス場合ニハ一回ヲ限リ組合費納入十二箇月若クハ五十二週毎ニ五ライヒス・マルクノ婚姻補助金ヲ支給ス、但シ一〇〇ライヒス・マルクヲ超過スルコトヲ得ズ

第三十四條　弔慰金　イ　十二箇月若クハ五十二週以上ノ組合費ヲ納入シタル加盟員ニ對シテハソノ死亡ニ際シ、死亡診斷書ヲ提示シタル場合ニハドイツ勞働戰線ハ該加盟員ノ正妻ニ、正妻ノ既ニ死亡シタルカ、離婚シタル際ハ子女若クハ葬儀費用ヲ自ラ支辨シタルモノニ弔慰金ヲ支給スルコトヲ得

ロ　ドイツ勞働戰線ニ加盟シタル際、既ニ五十歲ヲ超過シタルモノハ三六箇月若クハ一五六週間ノ組合費納入後ニ非ザレバ弔慰金ヲ請求スル資格ヲ認メラルルコトナシ

ハ　第十四條イ及ビロニヨラザル遺産トシテノ弔慰金ノ收得ハコレヲ禁ズ

第三十五條　正妻竝ニ學齡期ニアル子女ニ對スル弔慰金　加盟員ノ正妻ノ死亡ニ際シ、加盟員ガソノ死亡ニ至ルマデ共同生活ヲ營ミタル場合ニハ弔慰金ヲ支給ス、又滿六歲ヨリ十八歲ニ至ル學齡期ニアル子女ノ死亡シタル場合ニモ弔慰金ヲ支給ス、但シ以上ノ二ツノ場合ニ於テハソノ貧困ノ度合ヲ考慮スルコトヲ要ス

第三十六條　弔慰金ノ金額　イ　弔慰金ノ金額ハ加盟員ノ加盟期間ニヨル

加盟期間	弔慰金	加盟期間	弔慰金
一箇年	二〇ライヒス・マルク	四箇年	八〇
二箇年	四〇	五箇年及ビ以上	一〇〇
三箇年	六〇		

ロ　各死ノ場合ニ際シテハ唯一回ヲ限リ弔慰金ヲ支給スルコトヲ得、一ノ死ニ際シ二ツノ異ル弔慰金ノ金額ノ交合セル場合ニハヨリ高キ金額ノミ支給セラレ、且ツ支給者ノ疑問ノ場合ニハ遺族ノ首長ニコレヲ支給ス

第三十七條　勞働ノ犧牲　イ　自然災害若クハ不可抗的大慘事ニヨリ同一勞働場ニ於テ同時ニ多クノ國民ノ死シ若クハ同樣ノ結果ヲ蒙リタル場合ニハ男子加盟員ノ遺族ニ對シ「勞働犧牲」基金ヨリ救護金ヲ支給スルコトヲ得

ロ　不可抗的大慘事若クハ自然災害ニヨラザル他ノ大事故發生ノ場合ニハドイツ勞働戰線指導者若クハ指導者ヨリ任命セラレタル機關ニ於テ救護ノ許諾ニ關シ、最終ノ決定ヲナス

ハ　遺族トハ該加盟員ノ死ニ至ルマデ共ニ家庭生活ヲ營ミ來レル正妻竝ニ滿十八歲以下ノ子女ヲ指ス

ニ　該救護金ノ支給ノ一回ニ止ムルカ若クハ繼續的ニナスカニ付テハドイツ勞働戰線コレヲ決定ス

ホ　救護金ノ金額竝ニ繼續期間ハ各場合ニ於テコレヲ決定ス

一九三四年八月二十七日

ナチス政治部部長兼ドイツ勞働戰線指導者　ロベルト・ライ

二　ドイツ國勞働奉仕ニ關スル法律

(Reichsarbeitsdienstgesetz)

一九三五年六月二十六日

政府ハ左ノ法律ヲ制定シ、玆ニ之ヲ公布セシム

ドイツ國勞働奉仕ニ關スル法律

第一章　ドイツ國勞働奉仕

第一條（一）ドイツ國勞働奉仕（Reichsarbeitsdienst）ハドイツ國民ノ名譽的勤勞（Ehrendienst）トス

（二）凡テノドイツ青年男女國民ハドイツ國勞働奉仕ニ參加スル義務ヲ有ス

（三）ドイツ國勞働奉仕ハドイツ國青年ヲシテ國民社會主義ノ精神ニ基キ國民協同體ノタメ並ニ眞實ナル勞働觀ノタメ特ニ各自ノ分ニ應ジ手工勞働（Handarbeit）ニ對スル尊敬ノタメ訓練ヲ受クベキモノトス

（四）ドイツ國勞働奉仕ハ公益勞働ノ遂行ニノミ之ヲ限定ス

第二條（一）ドイツ國勞働奉仕ハ國內務大臣之ヲ管掌ス、全國勞働指導者（Reichsarbeitsführer）ハ國內務大臣

ニ屬シドイツ國勞働奉仕ニ關スル命令强制權ヲ行使ス
(二) 全國勞働指導者ハ勞働奉仕ニ關スル全國指揮最上級者トス、全國勞働指導者ハ組織ヲ定メ、勞働配置ヲ規制シ、修養及ビ教育ヲ指導ス

第二章　青年男子ノ勞働奉仕義務

第三條 (一) 總統及ビ國總理大臣(Der Führer und Reichskanzler)ハ毎年ソノ召集スベキ奉仕義務者ノ數ヲ定メ、且ツソノ奉仕ノ期間ヲ決定ス
(二) 奉仕義務ハ年齢十八歳ニ達シタルトキヲ以テ始リ、二十五歳ニ達シタルトキヲ以テ終了ス
(三) 勞働奉仕義務者ハ原則トシテ年齢十九歳ニ達スル暦年ニ於テ之ヲ召集ス、ドイツ國勞働奉仕ノ任意的參加ハ前段ノ年齢ニ達セザルモノタルコトヲ妨ゲズ
(四) 勞働奉仕義務者及ビ自發的勞働奉仕者(Arbeitsdienstfreiwillige)ガ三十日以上ノ期間自由刑(Freiheitsstrafen)ヲ受クルモノナルトキハ第十六條ニヨリドイツ勞働奉仕ヲ罷免セラレザル限リ刑ノ期間滿了後奉仕ヲ行フベキモノトス

第四條 勞働奉仕義務者ハドイツ國勞働奉仕團補充事務所(Ersatzstelle)之ヲ徵集ス

第五條 (一) 左ノモノハドイツ勞働奉仕ニ參加スルコトヲ得ズ
イ 懲治監(Zuchthaus)ニ收容セラレタルモノ

ロ 公民的名譽權ヲ有セザルモノ

ハ 刑法々典第四十二條aニヨル保全(Sicherung)及ビ懲治(Besserung)ノ處分ニ服セルモノ

ニ 名譽關係ノ處分ニヨツテドイツ國民社會主義勞働者黨(Nationalsozialistische Deutsche Arbeitsrpastei)ヨリ除名セラレタルモノ

ホ 國事犯的行爲(Staatsfeindliche Betätigung)ニ基キ裁判ニヨリ刑ニ處セラレタルモノ

(二)國內務大臣ハ前項(ハ)及ビ(ホ)ニ對スル例外ヲ認ムルコトヲ得

(三)勞働奉仕義務者ガ官吏就任資格ヲ剝奪セラレタルトキハソノ名譽刑ニ付キ定メラレタル期間ノ經過セル後ニアラザレバ召集ヲ受クルコトヲ得ズ

第六條 (一)ドイツ國勞働奉仕ニ完全ニ適セザルモノハドイツ國勞働奉仕ニ徵集セラルルコトナシ

(二)外國ニ居住シ若クハ長期間外國ニ滯留セントスルモノハ二年ヲ限リ、且ツ例外ノ場合ニ於テハソノ外國居住期間ヲ限リ勞働奉仕義務ノ履行ヲ免除ス

第七條 (一)アーリアン民族ニ屬セザルモノ、若クハアーリアン民族ニ屬セザルモノト婚姻セルモノハ之ヲドイツ國勞働奉仕ニ從事セシムルコトヲ得ズ、アーリアン民族ニアラザルモノトハ一九三三年八月九日付ドイツ官吏法(Reichsbeamtengesetz)第一條a第三項ニヨル國內務大臣ノ指示ニヨリ之ヲ決定ス

(二)アーリアン民族以外ニ屬スルモノニシテ國防法(Wehrgesetz)第十五條第二項ニヨリ軍人タルコトヲ得ルモノト布告セラレタルモノハ之ヲドイツ勞働奉仕ニ參加セシムルコトヲ得、但シドイツ國勞働奉仕團ニ於ケル

上級者（Vorgesetzte）タルコトヲ得ズ

第八條　勞働奉仕義務者ハドイツ國勞働奉仕ノ徴集ニ對シ二年以內徴收猶豫ヲ受クルコトヲ得、但シ止ムヲ得ザル職業上ノ事由アルトキハ五年以內猶豫ヲ受クルコトヲ得

第三章　女子青年ノ勞働奉仕義務

第九條　女子青年ノ勞働奉仕義務ニ關スル規定ハ之ヲ特別ノ法規ニ保留ス

第四章　ドイツ國勞働奉仕團所屬者ノ權利及ビ義務

第十條（一）左ノモノハドイツ國勞働奉仕團ノ所屬者タルモノトス

イ　幹部員（Stammpersonal）

ロ　召集ヲ受ケタル勞働奉仕義務者

ハ　任意勞働奉仕者

（二）奉仕團內部ノ特定事務遂行ノタメ雇傭契約ニヨリ人ヲ雇傭スルコトヲ得

第十一條（一）幹部員ハ計畫指導者（Planmässiger Führer）及ビ事務主任者（Amtswalter）竝ニソノ候補者（Anwärter）ヲ以テ之ヲ構成ス、計畫指導者及ビ事務主任者ハドイツ國勞働奉仕團ニ專任ソノ職務ヲ行フモノトス

（二）指導者候補者（Führeranwärter）ハソノ補任ニ先ダチ各部計畫指導者（Planmässiger Truppführer）ニ對シ書

面ヲ以テ少クトモ十年間繼續シテ勤務ノ義務ヲ負フ旨ヲ屆ケ出デ、且ツアーリアン民族タルコトノ證明書ヲ提出スベシ、指導者候補者ハ軍隊ニ於ケル現役義務ヲ終了セルモノナルコトヲ要ス

(三)　計畫指導者及ビ事務主任者ハ一定ノ年齡ニ達スルトキハソノ職務ヲ退クモノトス

(四)　他ノ官廳ノ官吏ニシテドイツ勞働奉仕團ニ轉任セシモノハソノ轉任ノトキマデ有セル財產權的請求權ヲ保有ス

(五)　總統及ビ國總理大臣ハ勞働指導者中ヨリドイツ國勞働奉仕團所屬員ヲ任命シ若クハ之ヲ罷免ス、ソノ他ノ幹部所屬員ハドイツ勞働指導者ノ提議ニ基キ國內務大臣之ヲ任免ス、國內務大臣ハソノ權限ヲドイツ勞働指導者ニ委任スルコトヲ得

第十二條　(一)　計畫指導者及ビ事務主任者ハ左ノ場合ニ於テ何時ニテモ之ヲ奉仕團關係ヨリ罷免スルコトヲ得

イ　正當ナル事由ノ存シ本人ノ申請アルトキ

ロ　職務遂行ニ必要ナル肉體力若クハ精神力ヲ有セザルニ至リ且ツ奉仕團醫員ノ診斷ニヨリソノ年度間內ニソノ勤勞能力ノ回復ノ見込ナキトキ

ハ　上級指導者ノ認定ニヨリ職務遂行ニ必要ナル能力ヲ有セザルニ至レルモノト認メラレタルトキ

(二)　第五條若クハ第七條ニヨリ後ニ至リ勞働奉仕團所屬ニ關シ障害ノ事由アルモノト決定セラレタルトキハ之ヲ罷免スベキモノトス

(三)　第一項(イ)及ビ(ロ)ノ場合ニ於テハ罷免セラレタルモノガ五年以上勤務セル幹部員所屬者ナルトキハ三箇月、

ソノ他ノ幹部員ナルトキハ一箇月ノ豫告ヲ以テソノ旨ヲ知ラシムベキモノトス、ソノ他ノモノナルトキハソノ罷免ニ付キ豫告期間ヲ與フルコトヲ要セズ

第十三條 ドイツ國勞働奉仕團ノ所屬ハ加入(Eintritt)ノ日、若クハ召集ノ日(召集令日附 Gestellungstag)ヨリ解任ノ日ノ終了マデトス

第十四條 ドイツ國勞働奉仕團ヘノ所屬ハ勞働法(Arbeitsrecht)若クハ救濟施設命令(Fürsorgepflichtverordnung)第十一條ノ意義ニ於ケル勞働關係若クハ雇傭關係ヲ生ゼザルモノトス

第十五條 ドイツ國勞働奉仕團所屬者ハドイツ國勞働奉仕ニ關スル服務處罰命令(Dienststrafordnung für der Reichsarbeitsdienst)ノ適用ヲ受ク

第十六條 (一) 勞働奉仕義務者及ビ自發的勞働奉仕者ハ左ノ場合ニ於テソノ奉仕期間滿了前ニ之ヲ解任スルコトヲ得

イ 召集ヲ受ケタル後第八條ニヨリ召集猶豫ノ事由ヲ生ジ本人ノ申請アルトキ

ロ 奉仕ノ遂行ニ付キ必要ナル肉體力若クハ精神力ヲ有セザルニ至レルトキ

(二) 第五條若クハ第七條ニヨリ後ニ至リドイツ國勞働奉仕團ヘノ所屬ニ障害ノ事由アルモノト決定セラレタルトキハ勞働奉仕義務者及ビ自發的勞働奉仕者ハソノ奉仕期間終了以前ト雖モ之ヲ解任スベキモノトス

第十七條 (一) ドイツ國民社會主義勞働者黨(=ナチス黨)ニ屬スルドイツ國勞働奉仕團所屬者ハ黨若クハソノ支部(Gliederung)ノ事務ニ服スルコトヲ要セズ

（二）ドイツ國勞働奉仕團ノ所屬者ハ總テノ種類ノ結社（Vereinigung）ノ組合員ノ資格ノ獲得若クハ組合員ノ權利ノ行使ヲ行ヒ、若クハ勞働奉仕團ノ內外ニ於ケル結社ノ組成ニ付テハ許可ヲ受クルコトヲ要ス、但シドイツ國民社會主義勞働者黨ヘノ加入ニ付テハ許可ヲ要セザルモノトス

第十八條　ドイツ國勞働奉仕團所屬者ハソノ婚姻ニ付キ許可ヲ受クルコトヲ要ス

第十九條　ドイツ國勞働奉仕團所屬者ハ自己及ビソノ家族員ノタメ營業經營ノ引受竝ニ補償ノ義務アル副業ノ引受ニ付テハ許可ヲ受クルコトヲ要ス、

第二十條（一）ドイツ國勞働奉仕團所屬者ハ後見人、連帶保證人、保護者、補佐人若クハ國、州、自治體若クハ黨務名譽職トシテノ任務ヲ拒否スルコトヲ得

（二）前項ノ職務ノ引受ニ付テハ許可ヲ受クルコトヲ要ス、止ムヲ得ザル場合ニハソノ許可ヲ拒否ス

第二十一條　ドイツ國勞働奉仕團所屬者ハ疾病及ビ災害ニ付テハ特別ノ規定ニヨリテ定ムル醫療及ビ看護ヲ無料ニテ受クルモノトス

第二十二條　ドイツ國勞働奉仕團所屬者ノ報酬ハドイツ國勞働奉仕俸給令（Besoldungsordnung für die Reichsarbeitsdienst）ニヨリ之ヲ定ム

第二十三條（一）ドイツ國勞働奉仕團ヘノ所屬ノタメ生ズル財產權上ノ請求權ニ付テハ國家ノ官吏ニ對シテ適用スル規定ヲ準用ス、該規定ニ於ケル最高官廳ハ之ヲ全國勞働指導者ヲ以テ充ツ

（二）任用（第五條、第六條、第七條）、召集（第八條）及ビ罷免（第十二條及ビ第十六條）ニ關スルドイツ國勞働奉仕團本

部（Dienststelle）ノ決定ハ裁判所ヲ拘束ス、假免職（vorläufige Dienstenthebung）ニ關スル決定ニ付テモ亦同ジ

第二十四條　勤務上災害ヲ受ケタルモノ（Dienstbeschädigte）及ビ少クトモ十年間ノ勤務年限ヲ終了シテ退職セル幹部員及ビ遺族ヘノ給與ニ付テハドイツ國勞働奉仕給與法（Reichsarbeitsdienstversorgungsgesetz）ヲ以テ之ヲ定ム

第二十五條（一）總統及ビ國總理大臣若クハソノ權限ヲ與ヘラレタルモノハドイツ國勞働奉仕團所屬退職者ニ對シドイツ國勞働奉仕團ノ制服ノ着用ヲ取消シ得ベキコトヲ條件トシテ許可スルコトヲ得

（二）前項ノ權限ハ原則トシテ少クトモ十年間ノ名譽勤務期間ヲ完了セルモノニ之ヲ賦與ス

第五章　終結規定

第二十六條　國内務大臣ハ本法ノ實施及ビ補充ノタメ必要ナル細則及ビ施行規定ヲ發布ス

第二十七條（一）本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（二）國内務大臣ハ本法ノ個別的規定ニ對シ前項所定ノ施行期日ヲ延期セシムル權限ヲ有ス

三　ドイツ國勞働奉仕ノ奉仕期間及ビ奉仕員數ニ關スル總統及ビ國總理大臣ノ訓令

(Erlass des Führers und Reichskanzlers über die Dauer der Dienstzeit und die Stärke des Reichsarbeitsdienstes)

一九三五年六月二十七日

一九三五年六月二十六日付ドイツ國勞働奉仕ニ關スル法律第三條ニ基キ余ハ左ニ命令ス

アドルフ・ヒットラー

ドイツ國勞働奉仕ノ奉仕期間ハ最長半箇年ヲ以テソノ限度トス

國內務大臣ハ國陸軍大臣ノ同意ヲ得テ過渡期ニ於ケル一定群ノ徵兵被召集義務者(Wehrpflichtige)ヲシテ勞働奉仕義務ノ全部若クハ一部ヲ免除スル權限ヲ有ス

ドイツ國勞働奉仕團ノ奉仕者員數ハ一九三五年十月一日乃至一九三六年十月一日ノ期間ニ於テハ幹部員ヲ含ミテ平均二十萬人トス

四　ドイツ國勞働奉仕ニ關スル法律ノ施行及ビ補充ニ關スル第一命令

(Erste Verordnung zur Durchführung und Ergänzung des Reichsarbeitsdienstgesetzes)

一九三五年六月二十七日

一九三五年六月二十六日付ドイツ國勞働奉仕ニ關スル法律第二十六條及ビ第二十七條ニ基キ左ニ命令ス

ドイツ國勞働奉仕法ノ施行及ビ補充ニ關スル第一命令

第一條　ドイツ國勞働奉仕ニ關スル法律第二條第二項ニ基キ全國勞働指導者ノ發布スル命令ハ之ヲドイツ國勞働奉仕指令彙報（Verordnungsblatt der Reichsleitung des Arbeitsdienstes）ニ於テ之ヲ公示スルコトヲ得

第二條　年齢十七歳ニ達シタルモノハ自發的意思ニ基キドイツ國勞働奉仕團ニ加入スルコトヲ得

第三條　勞働奉仕義務者ガ勞働奉仕ノ奉仕期間中ニ軍隊勤務ニ徵集セラレタルトキハドイツ國勞働奉仕ニ關スル法律第三條第四項ニ定ムル追加奉仕（Nachdienst）ハ之ヲ免除ス

第四條　外國ニアル勞働奉仕義務者ニ對スル屆出場所ハベルリン警視總監之ヲ管轄ス

第五條　全國勞働指導者ハ自發的婦人勞働奉仕ニ關シ女子青年ノ勞働奉仕義務ニ對シ必要ナル施設ヲ行フ

第六條　ドイツ國勞働奉仕團所屬者ノ權利及ビ義務ニ關スル規定（ドイツ國勞働奉仕ニ關スル法律第四章）ハ一九三五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス、任意勞働奉仕ニ關スル從來ノ規定ハ前段施行期日マデソノ效力ヲ有ス

昭和十一年九月四日印刷
昭和十一年九月八日發行

定價金壹圓貳拾錢

發行兼著作權者　東京市芝區芝公園六號地　財團法人協調會　河原田稼吉

印刷者　東京市牛込區西五軒町五十二　白井祐吉

發行所　東京市芝區芝公園六號地　協調會
電話芝一、一三一—一、一三六番
振替東京五三七〇四番

株式會社行政學會印刷所

協調會刊行書目

書名	定價	送料
獨逸國民高等學校運動	四拾錢	送料二錢
我國に於ける勞働者教育の趨勢	拾五錢	送料二錢
工場鑛山に於ける教育施設要覽（昭和十年版）	拾五錢	送料二錢
職長及職長指導者の教育	八拾錢	送料六錢
工場に於ける職長の任務及教養	五拾錢	送料四錢
本邦工場鑛山職長制度概要	五拾錢	送料四錢
徒弟制度と技術教育	壹圓五拾錢	送料三十一錢
農村計畫叢書第一輯 農村指導調査に際して	五拾錢	送料二錢
農村計畫叢書第二輯 農村實地調査の仕方	貳拾錢	送料四錢
農村計畫叢書第三輯 農村更生計畫の樹て方	參拾錢	送料四錢
農村計畫叢書第四輯 實地調査の結果から觀た農村生活	參拾錢	送料四錢
農村問題解說叢書第一輯 我國に於ける農業委員會制度の話	貳拾五錢	送料二錢
農村問題解說叢書第二輯 農業保險の話	四拾五錢	送料二錢
農村問題解說叢書第三輯 農村生活改善の話	參拾錢	送料二錢
農村問題解說叢書第四輯 農家負債整理の話	參拾五錢	送料四錢
農村問題解說叢書第五輯 副業を中心に觀たる農村工業化の話	四拾錢	送料四錢
おいしくて榮養に富む農村料理	四拾錢	送料四錢
井泉村基本調査	五拾錢	送料十錢
農家勞働調査報告	貳圓	送料三十一錢
更生農村の模範的事例	壹圓	送料十錢
農村社會運動の動向	五拾錢	送料六錢
吾國過小農問題と共同經營	四拾錢	送料四錢